

平成 25 年度（2013 年度） 業務実績報告書

平成 26 年（2014 年）6 月

独立行政法人国際協力機構

総
J R
14-001

目次

略語表

総括

1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	
(1) より戦略的な事業の実施に向けた取組	
小項目 No.1 貧困削減（MDGs 達成への貢献）	7
小項目 No.2 持続的経済成長	20
小項目 No.3 地球規模課題への対応	35
小項目 No.4 平和の構築	48
(2) 事業マネジメントと構想力・情報発信力の強化	
小項目 No.5 事業マネジメントと構想力の強化	56
小項目 No.6 研究	67
(3) 事業実施に向けた取組	
小項目 No.7 技術協力、有償資金協力、無償資金協力	75
小項目 No.8 災害援助等協力	84
小項目 No.9 海外移住	90
(4) 開発人材の育成（人材の養成及び確保）	
小項目 No.10 開発人材の育成（人材の養成及び確保）	94
(5) 国民の理解と参加の促進	
小項目 No.11 ボランティア	99
小項目 No.12 市民参加協力	108
小項目 No.13 広報	116
(6) 多様な関係者の「結節点」としての役割の強化	
小項目 No.14 NGO、民間企業等の多様な関係者との連携	122
小項目 No.15 国際社会におけるリーダーシップの発揮への貢献	134
(7) 事業の横断的事項に関する取組	
小項目 No.16 環境社会配慮	142
小項目 No.17 男女共同参画	144
小項目 No.18 事業評価	148
小項目 No.19 安全対策の強化	152
小項目 No.20 主務大臣の要請への対応	155

2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	
(1) 組織運営の機動性向上	
小項目 No.21 組織運営の機動性向上	156
(2) 適正かつ公正な組織・業務運営の実施	
小項目 No.22 契約の競争性・透明性の拡大	164
小項目 No.23 ガバナンス強化と透明性向上	168
小項目 No.24 事務の合理化・適正化	173
(3) 経費の効率化、給与水準の適正化等、保有資産の見直し	
小項目 No.25 経費の効率化、給与水準の適正化等、保有資産の見直し	177
3. 予算（人件費の見積を含む）、収支計画及び資金計画（有償資金協力勘定を除く。）	
小項目 No.26 予算（人件費の見積を含む）、収支計画及び資金計画（有償資金協力勘定を除く。） ..	180
4. 短期借入金の限度額	
小項目 No.27 短期借入金の限度額.....	185
5. 不要財産の処分に関する計画	
小項目 No.28 不要財産の処分等の計画.....	186
6. 重要財産の譲渡等の計画	
小項目 No.29 重要な財産の譲渡等の計画.....	187
7. 剰余金の使途（有償資金協力勘定を除く。）	
小項目 No.30 剰余金の使途（有償資金協力勘定を除く。）	187
8. その他主務省令で定める業務運営に関する事項	
(1) 施設・設備	
小項目 No.31 施設・設備	187
(2) 人事に関する計画	
小項目 No.32 人事に関する計画	188
(3) 積立金の処分及び債権等の回収により取得した資産の取り扱いに関する事項	
小項目 No.33 積立金の処分及び債権等の回収により取得した資産の取り扱い.....	191
(4) 中期目標期間を超える債務負担	
小項目 No.34 中期目標期間を超える債務負担	192

略語表

略語	英文名称	和文名称
ABE Initiative	African Business Education Initiative for Youth	アフリカの若者のための産業人材育成イニシアティブ
ACE	Actions for Cool Earth	攻めの地球温暖化外交戦略
ADB	Asian Development Bank	アジア開発銀行
AFD	Agence Française de Développement	フランス開発庁
ASEAN	Association of South - East Asian Nations	東南アジア諸国連合
BOP	Base of the Pyramid	ベース・オブ・ザ・ピラミッド
CARD	Coalition for African Rice Development	アフリカ稲作振興のための共同体
CEAPAD	Conference on the Cooperation among East Asian Countries for Palestinian Development	パレスチナ開発のための東アジア協力促進会合
韓国EDCF	Economic Development Cooperation Fund	韓国輸出入銀行・対外経済協力基金
EU	European Union	欧州連合
FAO	Food and Agriculture Organization	食糧農業機関
FEI	France Expertise Internationale	フランス国際専門機構
JCAP	JICA Country Analysis Paper	JICA国別分析ペーパー
JCM	Joint Crediting Mechanism	二国間クレジット制度
JETRO	Japan External Trade Organization	独立行政法人日本貿易振興機構
KOICA	Korea International Cooperation Agency	韓国国際協力団
MAF	MDGs Acceleration Framework	MDG加速フレームワーク
MDGs	Millenium Development Goals	ミレニアム開発目標
NGO	Non-Governmental Organizations	非政府組織
ODA	Official Development Assistance	政府開発援助
OECD	Organisation for Economic Co-operation and Development	経済協力開発機構
OECD-DAC	Organisation for Economic Co-operation and Development Assistance Committee	経済協力開発機構／開発援助委員会
PKO	Peacekeeping Operations	平和維持活動
PPP	Public-Private Partnership	官民連携
REDD+	Reducing Emissions from Deforestation and Forest Degradation in Developing Countries	レッド・プラス
SATREPS	Science and Technology Research Partnership for Sustainable Development	地球規模課題対応国際科学技術協力
SNS	Social Networking Service	ソーシャル・ネットワーキング・サービス
STEP	Special Terms for Economic Partnership	本邦技術活用条件
TICAD	Tokyo International Conference on African Development	アフリカ開発会議
UHC	Universal Health Coverage	ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ
UNDG	United Nations Development Group	国連開発機関グループ
UNDP	United Nations Development Plan	国連開発計画
UNFPA	United Nations Population Fund	国連人口基金
UNHABITAT	United Nations Human Settlements Programme	国連人間居住計画
UNHCR	United Nations High Commissioner for Refugees	国連難民高等弁務官事務所
UNICEF	United Nations Children's Fund	国連児童基金
USAID	United States Agency for International Development	米国国際開発庁
WFP	World Food Programme	世界食糧計画
WHO	World Health Organization	世界保健機関

総 括

機構は、「すべての人が恩恵を受ける、ダイナミックな開発」のビジョンの下、田中明彦理事長が掲げる「元気の出る国際協力」（「平和を構築する国際協力」、「市場が拡大する国際協力」、「知識を高める国際協力」、「友情の輪が広がる国際協力」）を実現するため、積極的な事業展開を行っている。

2013年度は、第3期中期目標期間（2012-16年度）の2年目として、国際社会が取り組む開発目標への貢献及び日本政府の政策の実現を強く意識しつつ、国内外のパートナーとの連携を強化しながら、中期目標の達成に向けた取組を着実に推進した。特に、2015年のミレニアム開発目標（MDGs）の達成年限まで約2年を残すのみとなり、機構は国際社会及び日本国内の多様な関係者と一丸となって開発途上地域の支援を行い、これを通じ、日本政府が決定した日本再興戦略、国家安全保障戦略等の政策の実現にも貢献した。

1. 政府の重要政策課題への貢献

(1) 「ミレニアム開発目標（MDGs）」と「ポスト2015年開発アジェンダ」への貢献

国際社会では、2015年のMDGs達成に向けて、進捗が遅れている国・分野での取組の加速が求められている。機構は、2013年9月の国連総会サイドイベントにおいて、理事長が進捗の促進に向けて貢献していくことを表明し、特に進捗が遅れているアフリカの教育分野及び保健分野を中心に支援を進めた。また、国連総会で総理が表明した「女性が輝く社会」の実現に向けて、ジェンダー案件の形成を促進するとともに、横浜市等と連携してシンポジウムを開催した（小項目 No. 1、15、17 参照）。

他方、2015年より先の国際開発目標（「ポスト2015年開発アジェンダ」）の策定に向けた国際社会の議論も本格化しており、機構は実証研究を行うとともに、日本政府と協力し、同アジェンダの中心的理念として「人間の安全保障」、重要分野として「防災の主流化」、「ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）」、「持続可能な都市開発」を盛り込むべきと国際会議等で訴えた（小項目 No. 6、15）。

防災の主流化については、2015年3月に仙台市で開催される国連防災世界会議も見据えて、防災への投資の経済成長に対する効果を示すモデルを国際会議で発表するとともに、開発途上地域の中央・地方政府の災害対応能力の強化やハードとソフトを組み合わせた防災支援を進めた。また、円借款事業の手法である災害復旧スタンドバイ借款について、初めて借款契約の調印を行った。さらに、地球ひろばでの展示やメディアとの情報共有を通じて、国内の理解促進にも努めた（小項目 No. 3、7、12、13）。

UHCについては、機構の考え方や日本の国民皆保険の経験を国際会議で発表するとともに、開発途上地域におけるUHCの体制づくりと保健システムの強化に取り組んだ。加えて、日本政府と世界銀行によるUHC共同研究の成果を踏まえた研修や日本の社会保険制度や診療報酬制度に関する研修を開催した（小項目 No. 1）。

持続可能な都市開発については、日本の企業や自治体とも連携しつつ、最上流段階の都市開発計画作成からその事業化まで一貫した協力を行った。また、日本政府が提唱する「環境未来都市構想」に関しては、自治体と連携したセミナーを日本で開催するとともに、同構想の中南米地域での展開に関する協力について米州開発銀行と合意した（小項目 No. 2、3）。

(2) 第5回アフリカ開発会議（TICAD V）への貢献

2013年6月に横浜市で開催されたTICAD Vについて、機構は、過去20年の経験を踏まえた日本政府への提言、19件に上るサイドイベントの開催、「Africa 2050」等の研究成果の発刊、広報媒体や地球ひ

ろばを通じた国内の一般市民及びビジネス層向けの発信等を通じて、会議の成功に大きく貢献した。他方、TICAD V に対する日本政府の対アフリカ支援策に沿って、①経済成長の促進（投資促進、通関円滑化等）、②インフラ整備・能力強化の促進（戦略的マスタープラン策定、アフリカの若者 1,000 人の受入（ABE イニシアティブ）等）、③農業従事者を成長の主人公に（コメ生産量倍増支援、小農による市場志向型農業の展開等）、④持続可能かつ強靱な成長の促進（森林減少面積削減、低炭素エネルギー支援）、⑤万人が教育の恩恵を受ける成長の促進（理数科教育、学校運営改善、日・アフリカビジネスウーマン交流プログラム等、保健人材育成、UHC 推進、安全な水へのアクセス改善）、⑥平和と安定（ソマリア沖海上安全確保、警察・刑事司法研修等）に係る事業を進めた（小項目 No. 1-6、12、13、15、17）。

(3) 日・ASEAN 協力への貢献

2013年は、日・ASEAN友好協力40周年の節目の年であり、12月には東京で日・ASEAN特別首脳会議が開催された。機構は、同会議の準備段階で日本政府に対して情報提供を行うとともに、広報媒体を通じて対ASEAN協力の成果を国内に広く発信した。また、ASEAN の2025年の将来像及び長期エネルギー政策に係る調査を開始し、日本経済新聞社と共催した「アジアの未来」特別シンポジウム等を通じて調査成果を発表した。他方、2015年のASEAN共同体実現に向けて、日・ASEAN特別首脳会議で日本政府が発表した対ASEAN支援策に盛り込まれた「連結性強化」に資するべく、①陸の回廊（東西経済回廊及び南部経済回廊の整備。2013年度はベトナム南北高速道路が部分開通）、②海の回廊（域内海運網整備）、③制度的連結性強化（航空保安や通関に係るシステム整備）に対する支援を着実に進めた。さらに、ASEANの気候変動対策研修センター設立に向けた支援や東アジアにおける人間の安全保障の実践に係る研究を開始した（小項目No. 2、3、5、6、13）。

(4) フィリピン台風災害支援

11月上旬にフィリピンを直撃した台風30号（HAIYAN）に対し、機構は発災前から情報収集し、外務大臣の命令翌日には国際緊急援助隊医療チームを派遣し、外国チームとしては最も早く被災地での支援を開始した。医療チームには隊員延べ81名が参加し、診察患者数は3,297名に上った。医療チームに並行して、早期の復旧・復興を支援するための専門家チームを派遣した。続いて緊急開発調査を立ち上げ、無償資金協力を念頭に置いて、被災地の多様な課題に対応する優先事業の概略設計や日本の教訓を活用した中長期的な復旧・防災計画の策定に着手した。こうした迅速で継ぎ目のない課題横断的な支援を行うため、本部に支援対策本部を設置して部署間の調整を円滑に進め、海外拠点では日本大使館と協力してフィリピン政府及びドナー間の調整を円滑に進めた。また、積極的に広報を行い、国際緊急援助隊員の地元のメディアにより援助隊の活動に関する多数の報道がなされた（小項目 No. 3、5、8、13）。

(5) 開発途上地域のインフラ整備及びインフラシステム輸出戦略への貢献

開発途上地域のインフラ整備支援に関する特筆すべき成果としては、1999年度以来円借款で支援してきたトルコ・ボスポラス海峡地下鉄の開通が挙げられる。日本の技術をいかした世界最深の海底トンネル敷設によりアジアとヨーロッパをつなぐことに成功し、国内外で多数の報道がなされた。他方、機構が支援した都市開発や運輸交通に関する最上流の計画の事業化も本格化した。インドネシアでは、ジャカルタ首都圏投資促進特別地域マスタープランに基づく優先事業として、無償資金協力で支援した排水機場が稼働し市内中心部の配水機能が回復されるとともに、鉄道輸送能力強化や下水処理施設整備のための円借款事業を開始した。インドでは、デリー・ムンバイ間産業大動脈構想の骨格となる貨物専用鉄

道に係る円借款事業の工事を開始し、チェンナイ・バンガロール間産業回廊についてもマスタープラン作成に着手した。さらにミャンマーでは、機構の支援により策定されたミャンマーのヤンゴン都市圏開発マスタープランに基づき、無償資金協力による上水道施設改善事業を立ち上げ、有償資金協力及び自治体との連携による技術協力を組み合わせた支援を開始した。こうした取組を通じて、日本政府のインフラシステム輸出戦略の実現にも貢献した（小項目 No. 1、2、13）。

(6) 平和構築支援

フィリピンでは、2014年3月にミンダナオ和平に関する包括合意が締結された。機構は、日本政府が推進する和平交渉への直接関与への側面支援、国際監視団への要員派遣、開発援助事業を通じ包括的な支援を行っており、新たに、2016年の自治政府設立に向けた人材育成、組織構築、地域総合開発計画策定のための技術協力を開始した。

アフガニスタン、エジプト、南スーダンでは、機動的な安全対策を強化しつつ、粘り強く支援を行った。アフガニスタンでは、無償資金協力によるカブール国際空港の改修及びアフガン・日本感染症病院の建設に係る工事を完工させるとともに、日本人派遣要員の最小化期間中も、第三国及び日本での研修並びに国際機関への委託等を継続した。他方、シリア難民が流入したヨルダンに対しては、洪水被害を受けた難民キャンプに対する緊急支援物資供与を行った。また、緊急給水計画策定のための技術協力を実施し、上下水道整備のための無償資金協力事業を迅速に立ち上げた。さらに、難民流入等で公共サービス支出負担が増加する同国の財政を支援するため、世界銀行と協調し、円借款の貸付を実行した。

一方、ジブチ及びスリランカに対する海賊対策能力強化支援をはじめ、海上・航空保安分野の支援も着実に進めた（小項目 No. 1、4、7、19）。

2. 多様な関係者の結節点としての役割の強化

(1) 企業との連携

中小企業を含む企業との連携事業（8形態）を着実に実施し、新規採択件数は計163件（2012年度96件）に大幅に増加した。各案件終了後も、その成果を活用したほかのODA事業、開発途上国政府による事業、企業独自の事業等に展開する事例が生まれており、日本政府が推進するインフラシステム輸出戦略や中小企業等の海外展開にも貢献している。また、企業連携の態勢強化のため、組織改編及び国内・海外拠点への支援要員計30名を配置するとともに、「開発途上国の社会・経済開発のための民間技術普及促進事業」を導入し、既存事業についても開発途上地域や企業のニーズを踏まえた制度改善を進めた。また、中小企業の海外展開支援事業への応募を促進するため、公的機関や地方金融機関と連携したセミナーを全国各地で計90回開催し、延べ約4,200社5,300名の参加を得た。さらに、各種経済団体との定期協議、TICAD Vや対ASEAN支援におけるPPPに関する協議、企業向けセミナーの開催等を通じて、本部及び国内拠点の双方で、経済団体や企業と日常的に情報交換・意見交換を行った。加えて、ビジネス層に焦点を当ててTICAD Vや民間連携事業に関する広報を積極的に行った（小項目 No. 13、14、21）。

(2) 自治体との連携

都市計画、環境・循環型技術等の分野の技術協力事業に自治体の協力を得るとともに、自治体の提案に基づく草の根技術協力事業「地域経済活性化特別枠」を新たに開始した（新規採択数60件）。草の根技術協力事業、民間提案型普及・実証事業、研修員受入事業を有機的に組み合わせ、開発途上地域の支援と日本の地域活性化の双方に貢献する事例も生まれている。また、兵庫県、神戸市、埼玉県と連携協

定を締結し、連携協定を締結した自治体の累計数は計 6 自治体となった（小項目 No. 1、2、12、14、21）。

また機構は、東日本大震災被災地との連携を通じて、被災地の復興に協力するとともに被災地の復興経験の開発途上地域との共有を促進した。岩手、宮城、福島の3県と協力して行った「東日本大震災復興プロセス研修」をはじめ、研修事業計61件を通じて680名を超える研修員が被災地を訪問し、復興の取組を学んだ。また、東日本大震災被災地（東松島市）とスマトラ沖大地震被災地（インドネシア・アチェ市）の相互復興を目指す草の根技術協力事業も立ち上げた。他方、仙台市で開催した国際協力人材セミナーでは、国際協力と復興支援の経験が相互に役立つことを発信するとともに、機構のウェブサイト（「PARTNER」）に復興支援に関する求人・支援活動情報を掲載した。2013年度末時点で80人の帰国ボランティアが復興庁に採用され、復興支援に従事している（小項目No. 10、11、14、21）。

(3) 大学との連携

アフリカの若者の修士課程受入（「ABE イニシアティブ」）のために日本の 58 大学との協力関係を構築するとともに、ASEAN10 か国の工学系 26 大学の能力強化・ネットワーク強化のために日本の 14 大学との協力を継続した。これら事業では企業との協力も進め、機構が日本の大学・産業界と開発途上地域の人材育成を結びつける役割を果たした。また、大学との地球規模課題対応国際科学技術協力（SATREPS）及び草の根技術協力事業を着実に実施した。さらに、3 大学と覚書を締結し、連携協定・覚書締結大学数は累計 28 校となった。加えて、131 大学と 160 件の連携講座を実施し、機構の知見を国内の教育にもいかした（小項目 No. 2、14）。

(4) NGO との連携

NGO - JICA 連携協議会を年 4 回行うとともに、協議会での NGO 側の提案に基づいて、草の根技術協力事業の制度改善、人権に基づくアプローチによる開発に関する参考資料の作成・機構内周知を行った。また、NGO と共同で草の根技術協力事業 10 年の振り返りのための調査及び公開シンポジウムを実施した。同調査の NGO 等に対するアンケートでは、草の根技術協力事業を通じて NGO 側の財政・人材面、案件形成、事業実施に関する能力が向上したとの回答が 7 割を占めた（小項目 No. 12、14）。

3. 事業の戦略性強化に向けた取組

(1) プログラム・アプローチの強化

協力プログラムに基づく計画的な案件形成を促進するため、地域別中期的予算計画による予算管理を導入したほか、案件形成時の外務省－機構間の合意形成手順を明確化した。また、特定の国・課題について複数の部署の知見を集約し、多様な事業スキームを有機的に組み合わせた支援を行うため、部署横断的なチームを試行した。例えばミャンマーチームは、チーム内の密接な情報共有により、緊急課題から中長期的課題に対応する複数のプログラムを継ぎ目なく形成・運営し、技術協力 9 件、有償資金協力 3 件、無償資金協力 16 件の事業を迅速に立ち上げた（小項目 No. 5）。

(2) 新手法の導入及び制度改善

円借款事業の手続きの迅速化を進め、要請又は協力準備調査終了から借款契約までの期間を 9 か月以内とする目標の達成率は 68.5%に改善した。また、円借款事業の新手法である外貨返済型円借款（モンゴル教育分野）及び災害復旧スタンドバイ借款（フィリピン、ペルー）について、初の承諾を行った。さらに、後発途上国向け円借款に係る運用面の改善を行い、本邦技術活用条件（STEP）の適用分野範囲

を拡大した。無償資金協力事業についても、協力相手国のニーズに応じ柔軟に調達方式を選択できるようにし、ヨルダンのシリア難民支援やフィリピンの台風災害対策に迅速に対応した。また、為替レートの急激な変動に対応するための追加贈与の制度を導入し、9件に適用した（小項目 No. 7）。

(3) 事業実績額の推移

技術協力事業については、1,773億円（暫定値）を実施した（2012年度1,678億円）。円借款事業については、新規承諾額が9,857億円（同1兆2,229億円）、ディスバース額が7,495億円（同8,644億円）となった。ディスバース額は、2012年度のミャンマー「社会経済開発支援借款」（1,989億円）を除けば、前年度比12.6%増と大きく増加し、1999年度以来14年ぶりの高い水準となった。TICAD Vを受け、アフリカ地域への地域別割合が2012年度の3.9%から2013年度は5.3%へと増加し、モルドバでは過去の無償資金協力で供与した医療機材に対する評価を基に初の借款契約に調印した。他方、機構実施分の無償資金協力事業の贈与契約締結額は、1,158億円（同1,416億円）であった（小項目 No. 7）。

(4) PDCA サイクルに基づく適切な事業運営、ナレッジ・マネジメントの推進

PDCA サイクルに基づく事業運営を促進するため、事業評価の教訓の活用状況を分析し、教訓の実用化のための改善策を提言した。また、事業の計画段階で客観的かつ定量的な分かりやすい目標の設定を促進するため、技術協力（6分野）、無償資金協力（5分野）の標準的な指標例を整理した執務参考資料を作成した。さらに、道路整備に関する無償資金協力の基礎研究の結果を踏まえ、新たな地質調査手法等を採用した（小項目 No. 5、7、18）。また、事業の実施や調査研究等から得られた教訓や知見を分析し、ナレッジとして組織全体で蓄積、活用するため、職員の基礎的能力を強化する常設研修を開設するとともに、19の分野・課題ごとに専門性を有する職員から成るナレッジ・マネジメント・ネットワークを立ち上げた（小項目 No. 5、32）。

(5) ボランティア事業の戦略性の向上

ボランティアの新規派遣人数は2010年度以来減少していたが、応募の多い職種の要請開拓や応募の少ない職種の応募促進等の取組により、2013年度は1,405名に増加した（2012年度1,265名）。また、開発課題に合致したボランティア案件の形成を進めるとともに、オリンピック・パラリンピック東京招致時に日本政府が発表した「Sport for Tomorrow」計画に沿って、スポーツ分野の倍増に向けた案件の形成及び国内競技団体への働きかけを開始した。2012年度に導入した民間連携ボランティアの派遣人数は、12名に増加した（小項目 No. 11）。

(6) 安全対策の強化

機構関係者に対する派遣前講習や派遣中の指導等の結果、犯罪被害件数は418件（2012年度463件）に減少した。また、エジプト、アフガニスタン、南スーダンについて、治安情勢が本格的に悪化する前に日本人派遣要員の最小化・一時退避等を指示し、関係者の安全を確保した。また、無償資金協力本事業関係者の安全対策について、方針を策定し、南スーダンでは外務省・在外公館の協力依頼を受けて退避を支援した。他方、コントラクター等の安全対策について、機構内向けに理事長がメッセージを发出し、日本水準の安全レベルを目指すことを周知し、ガイドライン検討等の取組を行った（小項目 No. 19）。

4. 組織・業務運営の機動性・効率性改善の取組

(1) 組織運営の機動性向上

本部組織については、民間連携事業拡大に対応し、日本政府の海外投融資の本格再開決定に基づいて海外投融資の審査・監理を強化するために担当課を増設するとともに、地方の中小企業との対話を促進するために中小企業等の海外展開支援業務の担当課を国内事業部に移管した。他方、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」に基づく広尾センターの閉鎖に伴い、地球ひろば担当課（4課）を一時的に本部に移設する一方、国内事業部の体制見直しにより1課を削減した。これにより、2013年度末時点の本部組織は31部局所151課となった（2012年度末31部局所147課）。さらに、特定の国・課題について複数の部署の知見を集約するため、複数の部署から成るチーム制を試行した（7件）。

海外拠点については、配置適正化のために英国事務所を閉鎖した。また、海外拠点の機能強化のため、現地職員の役割と必要な能力についての基準等を示した方針を策定し、現地職員に対する各種研修を行った。他方、国内から在外への定員のシフトについては、総人件費等の増加の恐れがあり、引き続き困難な状況にある（ただし、現地職員を含めれば国内と在外の配置比はほぼ均衡）。このため、総人件費の増加を招かない形で在外職員配置の可能性を検討しつつ、現地職員の活用や海外拠点に対する支援強化を通じた在外機能の総合的な強化に取り組んでいる。

国内拠点については、広尾センター閉鎖に伴い一時的に本部に移設した地球ひろば機能のうち、関東圏のNGO・自治体等との連携事業を各都県を所管する国内拠点に移管する準備を進めた（2014年4月移管実施）。また、東京国際センターと横浜国際センターの役割と機能について、中長期的な研修員受入のあり方の観点から検討を継続した。他方、国内拠点を通じて地域内の企業・経済団体、自治体、大学、NGO等との連携強化に努め、市民が参加できる活動を行った結果、国内拠点の利用者数は全体で65万1,885名（前年度58万9,572名）に達した（小項目No.21）。

(2) 契約の競争性・透明性の向上

契約監視委員会等による点検を踏まえ、公示時期の平準化や若手人材を積極的に評価する制度の導入等の応募拡大の取組を行った結果、競争性のある契約における一者応札・応募の割合は件数ベースで28.9%（2012年度33.4%）、金額ベースでも38.1%（同45.5%）と減少した。他方、コンサルタント等契約の選定に係る外部審査委員会の委員を増員し、審査件数を44件に増やした。審査の結果、コンサルタント等契約の選定はおおむね適切に実施されていると認められた。

不正腐敗情報受付制度等を通じて得られた情報については、適切に調査を行い、厳正に対処した。特に機構が締結する契約及び有償資金協力・無償資金協力案件における調達手続きにおいて不正行為等が確認された場合は、内部規定に基づき、不正行為等を行った企業に対して、一定期間、契約競争への参加資格を停止する等の措置を実施し、再発防止策を講じた（2件）（小項目No.22、23）。

(3) 事務の合理化・適正化、経費の効率化

技術協力事業について、分野の拡散、極端な小規模化、煩雑な手続きにより、事業の戦略性や質の低下を招く恐れが生じていることから、理事長を委員長とする業務改善推進委員会を設け、事業の選択と集中の促進並びに業務工程の簡素化及び業務手順の標準化に係る各種改善策を実行した（小項目No.24）。

経費の効率化については、一般管理費及び業務経費（予算編成過程で措置された政策的要素に伴う事業量の増による影響を除く。）の支出額は、ベースラインに対して1.4%減となり、目標を達成した（小項目No.25）。

小項目 No. 1 貧困削減（MDGs 達成への貢献）

大項目	1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
中項目	(1) より戦略的な事業の実施に向けた取組
小項目	1. 貧困削減（MDGs 達成への貢献）
中期計画/ 年度計画	<p>【中期計画】 (1) より戦略的な事業の実施に向けた取組 政府開発援助大綱及び政府開発援助に関する中期政策並びに国別援助方針、年度毎の国際協力重点方針をはじめとする政府の政策及び政府の国・地域別、分野・課題別の援助方針に則り、開発途上地域の開発政策及び援助需要を踏まえ、事業量のみならず成果を重視し、PDCA サイクルを徹底した効果的な事業を実施する。我が国政府が開発協力の重点分野として掲げる貧困削減、持続的経済成長、地球規模課題への対応及び平和の構築に沿って、戦略的、効果的かつ効率的な援助を実施していくため、機構は援助機関としての専門性を活かし、国・地域別の分析や相手国との対話を通じ、援助の現場における開発ニーズ・実態を把握し、技術協力、有償資金協力及び無償資金協力を柔軟かつ有機的に組み合わせたプログラム・アプローチを強化する。また、援助機関としての専門性を活かした事業構想力を強化し、案件形成・実施能力を向上させるため、機動力のある実施体制を整備する。加えて、既存の援助手法のみに限定することなく、柔軟に事業を実施するアプローチ、手法、プロセスの改善を図る。実施に際しては、東日本大震災からの復興、防災、少子高齢化、環境・エネルギー等、国内の課題・経験と海外の課題をつないで双方の課題解決に貢献するよう努める。同時に、開発協力に対する国民の共感を高めるため、国民の理解と支持を向上するための措置を実施する。</p> <p>政府の援助方針等の政策を踏まえ、すべての人々が恩恵を受けるダイナミックな開発を進めるという機構のビジョンのもとに、貧困削減、持続的成長、地球規模課題への対応及び平和の構築を重点分野とした人間の安全保障の視点に基づく優良な案件の形成、実施を行う。</p> <p>具体的には、 (イ) 貧困削減（MDGs 達成への貢献） 公正な成長とそれを通じた持続的な貧困削減のため、貧困層自身が潜在的に持つ様々な能力の強化及びその能力を発揮できる環境整備を支援する。</p> <p>【年度計画】 (イ) 貧困削減（MDGs 達成への貢献） 2015 年の MDGs 目標年次に向けて、進捗が遅れがみられる分野に配慮しつつ、優良案件の形成及び実施を促進し、支援を強化する。</p>

指標 1-1 MDGs 達成に向けた取組状況

当該課題の概要と機構の協力方針

- ミレニアム開発目標（Millennium Development Goals。以下「MDGs」という。）は達成年限まで残り 2 年弱となり、未達成の分野・国での取組の加速が求められている。全般に多くの国で貧困削減やベーシック・ヒューマン・ニーズの充足において目覚ましい進捗が見られるが、その達成度は目標及び国・地域によって多様で、サブサハラ・アフリカを中心に、紛争影響・脆弱国で遅れが目立つ。目標別では、貧困人口比率の半減（MDG1）、初中等教育における男女格差の解消（ジェンダー平等）（MDG3）、安全な飲料水へのアクセス（MDG7）は達成見込みである一方で、飢餓人口の半減（MDG1）、初等教育の完全普及（MDG2）、妊産婦死亡率の 75%削減（MDG5）等は達成困難と見られている。

- こうした中、国連開発機関グループ（United Nations Development Group。以下「UNDG」という。）は2010年に「MDG加速フレームワーク（MDG Acceleration Framework。以下「MAF」という。）」を策定し、現時点のペースでは2015年に目標達成が困難な国と目標について、開発途上国政府と32のUNDGの各機関が共同で資源を集中投入して目標達成への努力を加速化させる取組を開始した。現在MAF対象目標を有する国は52か国で、特に母子保健関連目標（MDG4、5）が多くの国で加速化対象とされている。機構は、2013年9月の第68回国連総会開催に合わせてUNDP・世界銀行が共催したサイドイベントにて、進捗が遅れている目標について、状況把握及び進捗の促進に向けた貢献を表明した（指標15-1参照）。MAF対象国のうち、ケニアなど16か国16目標を選び、これにMAF対象外ながら重点取組が必要と思われる国・目標を加え、計22か国26目標について、2015年のMDGs達成年までに国ごとの進捗を加速化するべく、具体的な対応策に取り組んでいる。
- アフリカ開発に関しては、2013年6月に第5回アフリカ開発会議（Tokyo International Conference on African Development。以下、「TICAD V」という。）が開催され、「横浜宣言2013」及び「横浜行動計画2013-2017」が採択された。今後5年間のアフリカ開発の方向性として、「強固で持続的な経済成長」、「包摂的で強靱な社会開発」、「平和と安定」の3本柱を定め、①民間セクター主導の成長、②成長基盤整備の加速化、③農業従事者のエンパワーメント、④持続可能かつ強靱な成長の促進、⑤万人が成長の恩恵を受ける社会開発、⑥平和と安定、グッドガバナンスの定着という六つの戦略的取組課題が掲げられた。機構は、TICAD20年の過程で蓄積してきた現場での経験や知見を活用しつつ、インフラ開発のための65億ドルの資金協力、産業開発のための3万人の人材育成、理数科教育や学校運営改善を通じた2,000万人の子どものための教育の質の向上、5万人の小規模農民に対する「売るために作る」農業の促進等の具体的支援策を表明し、実施に向けた取組を開始した。

1. 教育（MDG2、MDG3）

(1) 当該課題に対する機構の協力方針

- 機構は、「万人のための教育（Education for All）」や「初等教育の完全普及の達成」を念頭に、①教育機会の拡大：現地業者を活用した学校校舎の建設、②教育の質の改善：教員研修（特に理数科）の改善を通じた能力強化、③教育マネジメントの改善（コミュニティを巻き込んだ参加型の学校運営体制の確立）、④中央及び地方の教育行政官の能力強化、に取り組んでいる。
- 初等教育の完全普及（MDG2）の達成の遅れが顕著だったサブサハラ・アフリカ地域では、TICAD IV横浜行動計画で掲げた包括目標を2012年度に目標を超えて達成し、初等教育における男女間格差及び純就学率は顕著に改善してきている。しかしながら、同地域でのMDG2達成は依然として厳しい状況にある。他方、アジアにおいてもMDG2の達成が危ぶまれる国もあり、機構はこれらの地域において上記①～④の協力を継続している。また、従来の教師教育に加えて、カリキュラム及び教科書の作成・改訂、学力試験の領域に協力を拡大し、初中等教育の質の改善に一層貢献する。
- ジェンダー平等の推進（MDG3）については、教育セクターの現状把握を行うとともに、女子の就学キャンペーンの実施など男女間格差の解消を視野に入れた協力を実施している。また、教育施設の建設時に男女別のトイレを整備するなど、女子生徒の通学意欲の向上に努めている。さらに、南アジア地域など女性の成人識字率が低い地域では、女性を主な対象とした識字教育支援を実施し、女性の教育機会の拡充を図っている。

(2) 当該課題に対する戦略性向上に向けた取組や成果発現の例

① MDGs 目標の達成に向けた協力の成果の面的拡大の取組

ア) TICAD V における新たな公約と目標達成に向けた取組

- 日本は、TICAD V の横浜行動計画にて、新たに 2,000 万人の子どもに対する質の高い教育の提供を公約として掲げた。具体的には、①理数科教育の拡充支援、②学校運営改善「みんなの学校」プロジェクトの拡充、③学力試験改善支援、④小中学校及び教員養成校の建設及び教室整備に取り組み、適切な教育施設の供給とともに、教員の能力及び関係者の管理行政能力の向上を目指している。
- MAF において教育指標の改善が謳われるマラウイでは、2012 年まで行った中等理数科現職教員向け再訓練のための技術協力により、中等教員の 3 割に当たる約 3,000 名の育成に貢献した。2013 年度に開始した新規プロジェクトでは、新規教員養成課程での実践的な教授法に関する研修を加え、無償資金協力による全国 12 校の中等学校建設に伴い増大する生徒数にも対応している。さらに教員拡充ニーズにも応えるため、5 月に中等教員養成校建設に係る無償資金協力の贈与契約を締結し、建設を進めた。他方、セネガルでは、機構が提案した理数科分野の現職教員研修が、8 月に同国教育省により全国普及のためのモデルとして公式化され、全国での研修で使用されるようになった。
- ニジェールで開始された住民参加型学校運営改善モデル（「みんなの学校」）は、西アフリカ 5 か国で実践され、うち 4 か国では公式に全国普及モデルとして採用された。例えばブルキナファソでは、機構が提案した学校運営委員会設立のための研修モデルが、2013 年 3 月、国民教育・識字省の省令により全国普及のためのモデルとして採用された。同国では、初等教育での理数科現職教員向け再訓練の支援として中央研修講師 15 名、パイロット県の研修講師 69 名を養成し、今後モデル地区のみならず全国レベルでの初等就学率や修了率の改善が期待されている。

イ) アジアの進捗遅延国における初等教育の質的改善に向けた取組

- 教育分野での MAF 対象国であるバングラデシュでは、初等教育の純就学率は 73.7%（1992 年）から 96%（2011 年）に改善したが、残存率（第 1 学年入学者の最終学年到達率）は 66%（2011 年）と依然低く、教育の質に課題を抱えている。機構は、同国政府が策定した第 3 次初等教育開発計画に対し、他の 9 援助機関との協力による財政支援（無償資金協力）とともに、2004 年より初等理数科教育強化のための技術協力を行っている。この結果協力対象校では、修了率が 84%（2008 年）と全国平均（51%）を上回る改善を見せ、2013 年には、機構が支援した初等教育訓練校の研修実施能力強化活動が第 3 次初等教育開発計画の一部に位置づけられ、全国 55 の訓練校で開始された。
- ラオスでも、初等教育純就学率 95.2%（2012 年）に対し、残存率が 70%（同）にとどまっており、初等教育の質の改善が課題であるとして MAF 対象に選定されている。機構では、2007 年から南部地域 90 校を対象にコミュニティ参加型の学校運営改善に取り組み、4 年間で同地域の純就学率の向上（73.4%→98.8%）、中退率の改善（4.1%→0.7%）を達成した。2012 年からは、対象地域を拡大し、国の教育の質に関する基準に基づく学校運営改善研修モジュールの全国標準化を図っている。さらに 2014 年 1 月には、円借款事業（「第 9 次貧困削減支援オペレーション」）の借款契約に調印し、借款対象である教育政策・制度改革の一環として同モジュールの全国展開に取り組んでいる。

② 教育を通じた女性のエンパワーメントに向けた取組

- ノンフォーマル教育への支援（パキスタン）：機構は、教育のジェンダー格差が激しいパキスタンの中でも、国内最大人口を抱えるパンジャブ州において、ノンフォーマル教育への支援を通じた、

識字教育行政改善を実施してきた（2001-2010）¹。同協力により開発された識字情報マネジメントシステムは、パンジャブ州全域のみならず、連邦政府実施機関等を通じて広く国内に普及された。2011年からはノンフォーマル基礎教育と成人識字教育の質的改善に焦点を当てた技術協力を開始した。これまでの協力を通じて、機構は延べ約52万人（うち女兒、女性は約78%）に教育の機会を提供した。プロジェクトでは、女子のドロップアウト状況を改善するために、村全体で状況に目を配り、改善する取組を促すほか、実生活に役立つことが学べるような教育カリキュラムを作成するなど、工夫してきた。2013年12月に、公益財団法人ユネスコ・アジア文化センターと公開セミナー「パキスタン・アフガニスタンの女性に教育機会を」を東京にて共催し、これまでの活動成果等とともに、女性の教育機会の拡大の重要性について発信した。

- 高等技術教育における初の女子学生受入（パキスタン）：（指標 17-2 を参照）。

(3) 主要な投入（インプット）の実績

技術協力（支出実績）	有償資金協力（承諾実績）	無償資金協力（承諾実績）
59.25 億円	88.99 億円	123.13 億円

(4) 主要な成果（アウトプット）の実績

- ① 2013年度に終了した機構の協力により研修を受けた教員の数：延べ9万4,359名
- ② 2013年度に終了した機構の協力により学校マネジメントが改善された学校数：4,297校
- ③ 2013年度に交換公文が締結された事業の学校校舎建設数：131校、859教室

2. 保健（MDG4、MDG5、MDG6）

(1) 当該課題に対する機構の協力方針

- 機構は、他の先進国と比べても低コストで世界一長い出生時平均余命を達成した日本の経験を踏まえ、5月に日本政府が発表した国際保健外交戦略の一環として、国際社会と共に、MDGs とユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（Universal Health Coverage。以下「UHC」という。）² の達成を目指している。具体的には、UHC の達成に向けて、その体制づくりと保健システムの強化（保健行政能力の向上、保健サービスの質の向上、保健人材の拡充等）に重点を置いている。
- 低所得国のなかでも貧困層において改善が遅れている母子保健に関しては、保健システムの強化及び包括的な母子継続ケア³を提供する体制強化を支援するとともに、円借款の活用を推進し、これらの取組の普及展開を図ることとしている。また、栄養改善に関しては、栄養不良（低栄養）の影響を受けやすい妊産婦と子ども（特に2歳未満児）を対象として協力を推進するとともに、乳幼児に対する栄養改善介入策を実施するための国際的枠組みへの参加、ほかの開発パートナーや民間企業との連携、水・環境衛生、農業分野等との連携を推進している。
- 同じく貧困層において改善が遅れている感染症については、保健システム強化を通じた横断的なア

¹ 2013年版ジェンダーギャップ指数で136か国中135位。基礎教育へのアクセスのない子ども（全体の50%以上）の3分の2（500万人）を女子が占める。また、5年間の初等教育修了までに約半数がドロップアウトする。

² 全ての人々が、健康増進・予防・治療・リハビリなどの保健サービスを、必要ときに受けられるようにしようとする概念。しかもその費用も、全ての人にとって負担可能なものでなければならない。

³ 妊娠前（思春期、家族計画を含む）・妊娠期・出産期・産褥期と新生児期・乳児期・幼児期といった時間的流れを一体として捉えた継続的なケア、及び家庭・コミュニティ・一次保健施設・二次/三次保健施設が連続性を持って補完しながらつながるケア。

アプローチ及び個別の感染症ごとの対策の両面から協力を行っている。特定の感染症対策への支援については、国内の動向や国際的潮流などを勘案しながら、機構の比較優位性と日本におけるリソースの確保、受益国の優先順位、国際社会からの要請の観点から検討し、適切な範囲で実施している。その際、地球規模課題対応国際科学技術協力（Science and Technology Research Partnership for Sustainable Development。以下「SATREPS」という。）による感染症対策のための日本と開発途上国研究機関の微生物学及び疫学的共同研究や民間との連携も進めている。

(2) 当該課題に対する戦略性向上に向けた取組や成果発現の例

① MDGs 目標の達成進捗遅延国に対する加速化支援の取組

ア) TICAD V における新たな公約と目標達成に向けた取組

- TICAD IV で定めたアフリカ保健分野に係る数値目標は、2012 年度に目標値を大きく超えて達成された。TICAD V の横浜行動計画では、母子保健、リプロダクティブヘルス、感染症及び非伝染性疾病に特別に配慮しつつ UHC の実現に向けた保健システムの強化が必要であると、日本は、①500 億円の支援、②保健医療人材 12 万人の育成、③UHC 実現に向けた保健人材開発、サービス提供体制及び財政基盤の強化、④MDGs の加速的達成を実現するための母子・新生児継続ケア及び栄養改善、⑤感染症対策の支援維持（世界基金等に対する拠出と連携プロジェクトの実施、ポリオ根絶に向けた取組、無視された熱帯病等への取組等）を表明した。
- 母子保健分野で MAF 対象国が多いアフリカでは、モデル地区で成果を上げた取組の全国展開に向けて、政策への働きかけや資金協力の実施を進めた。
 - **セネガル**: 母子保健関連指標の改善が遅れている 2 州での保健システム強化と、保健センター、研修施設の拡充を進めるとともに、パイロット施設で取り組まれてきた「人間的なお産」、「継続ケア」、「根拠に基づく妊産婦・新生児ケア」の活動をモデルとして他州にも普及する技術協力プロジェクトを 2012 年度より新たに実施した。2013 年度は、「人間的なお産」研修パッケージやインパクト評価の手順書が政府から承認され、これに基づく研修や評価を 5 つの州で開始した。また、医療施設内の環境改善を 5S（整理・整頓・清掃・清潔・しつけ）－KAIZEN 活動を通じて進めるための実践マニュアル等も政府承認を得て、全国への展開を進めた。
 - **ナイジェリア**: 機構が 2008 年より行ってきた助産師研修・5S 研修等の教材の開発、研修講師の育成、助産師の助産知識向上に向けた支援の結果、対象地域保健施設に勤務する 75 名の看護師や助産師の研修後の知識テストの結果が研修前に比べて平均約 2 倍に向上する等の成果の発現が確認された。12 月にはラゴス州政府による Health Merit Award 2013 の団体部門で最優秀賞を受賞した。また、同国は野生ポリオ株のまん延国の一つであることから、機構は、国連児童基金（UN Children's Fund。以下「UNICEF」という。）のワクチン調達能力を活用し、予防接種の実施拡大・体制強化を図ってきた。2013 年度は、ビル&メリнда・ゲイツ財団との連携によるポリオ対策の新規円借款案件の形成も進めた。
 - **ブルンジ**: ブルンジでは、妊産婦・周産期の死亡削減のため、医療従事者への研修内容の策定、研修の実施・評価、妊産婦死亡事例検証の強化を通じ、2013 年 8 月より基礎的産科・新生児ケア及び緊急産科・新生児ケアを中心として継続ケアの能力向上に取り組んでいる。
 - **スーダン**（MAF 非対象だが母子保健関連指標の達成状況がほかの指標に比べて遅れている）: 出産・新生児ケアを担う村落助産師の能力向上のため、14 州で現任助産師研修を実施している。2012 年度からは UNICEF と契約し、対象を全国に拡大した。2013 年度は、延べ 2,004 名の村落

助産師に研修機会を提供するとともに、村落助産師を核として、2012年度に整備した重点対象州医療施設とコミュニティが効果的につながるよう支援した。これらの取組の結果、村落助産師の重要性に対する認知が高まり、政府が給与・謝金等を負担する村落助産師の数は、385名（2010年、全体の約3%）から3,046名（2013年、同約23%）に増加した。村落助産師の多くは農村部出身の女性であることから、イスラム社会であるスーダンにおいて女性の社会進出にも間接的に貢献している。

イ) アジアの進捗遅延国等における母子保健拡充に向けた取組

- **パキスタン**：ポリオワクチン撲滅支援と予防接種率の増加については、指標15-3参照。
- **フィリピン**：母子保健関連指標の地域間格差が著しいフィリピンでは、特に進捗が遅れている2州を対象に母子保健サービスの強化に取り組んだ（2006-2010）。2013年度に実施した事後評価では、両州における妊産婦死亡率、医師・助産師の立ち会いによる出産の割合が大幅に改善され、MDG目標を達成ないし達成見込みであることが確認された（下表参照）。この成果を他地域にも広げるべく、同国保健プログラムにおける優先2地域でも現在協力を展開している。具体的には、医療従事者向け研修や地域ボランティアの活動支援、健康保険の加入促進支援、保健施設への機材供与、自治体レベルの母子保健政策決定者等に対する啓発などの取組を通じて、施設分娩率や産前産後健診受診率の向上に寄与してきた。東ビサヤ地域では全対象施設（25施設）、コーディレラ地域では32施設で基礎的緊急産科サービスを提供できるようになった。

表1-1 フィリピンにおける母子保健サービスの強化

	全国レベルの 達成目標	イフガオ州		ビリラン州	
		2006年	2012年	2006年	2012年
妊産婦死亡率（10万出生数当たり）	52	120	28	280	51
医師・助産師の立ち会いによる出産の割合（%）	90	68	85	49	97

② UHCの主流化に向けた取組

- **UHC主流化に向けた対外発信**：保健医療分野における機構の取組方針を示すポジション・ペーパーにUHCの推進に向けた取組を反映し、9月の国連総会等で発表した。2014年タイ・マヒドン皇太子賞会合「健康格差是正に向けた保健人材育成改革」（機構共催）やTICAD Vサイドイベント（機構企画・主催）でもUHCをテーマとした。TICAD Vのサイドイベントにはチャン世界保健機関（World Health Organization。以下「WHO」という。）事務局長、オショティメイン国連人口基金（UN Population Fund。以下「UNFPA」という。）事務局長、小渕財務副大臣等が登壇し、合計172名が参加。同イベントにて日本の国民皆保険の経験をまとめた英文ペーパーを発表し、世界銀行とWHOが進めるUHCのグローバルなモニタリング指標に関する検討作業に参画した。
- **実施事業におけるUHC主流化**：従来から取り組んできた保健サービスへの物理的・社会的アクセス改善支援を、より貧困層・脆弱層に配慮して継続・発展させた。インドネシア、フィリピン、ベトナム、セネガル等で新規事業の準備を進めたほか、2013年度には以下の取組を行った。
 - **ケニア**（母子保健分野のMAF対象国）：2009年からニャンザ州で州保健局、県保健局の行政管理を支援してきた。これまでに州内全37県389名の保健行政官への能力強化研修等を実施し、特にシアヤ県とキスム西県においては、2009年から2012年で比較すると、熟練した医師・助産師の立ち会いによる出産割合が、28%から57%、27%から64%に向上した。はしか予防接種率

も、62%から94%、75%から82%に向上した。2013年度は、これら成果を踏まえ、保健省に派遣中の政策アドバイザー専門家を中心に、国内全47郡の保健行政管理強化を支援する技術協力と、一次医療サービスの強化、妊娠・出産ケアの無料化、公的健康保険制度の貧困層への拡大に向けた円借款の案件形成を一体的に進めた。

- **タイ**：国民皆保険導入後10年となるタイでは、10月から診療報酬制度が試行導入された。11月に国民医療保障局の31名を日本に招き、診療報酬制度に関する研修を実施した。
- **タンザニア、南スーダン**：機構は、保健人材開発計画の立案に必要な情報を効率的に得る「保健医療人材情報システム」の構築を支援している。タンザニアでは、2013年度中に4州25県に同システムを、さらに16か所の保健医療人材養成校に保健人材養成校に関する情報システムを導入した。支援開始（2008年）から全国25州158県、152か所の保健医療人材育成校にこれらのシステムが導入された。南スーダンでは、同システムを中央保健省及び全10州に普及し、支援期間中に全2万8,584件の保健医療人材情報を蓄積した。機構の協力終了後もWHO資金によりデータ入力・更新は継続され、12月時点で2万9,800件の保健人材情報が蓄積された。また、機構が支援したジュバ看護・助産学校からは、8月に独立後初めて正規看護師13名及び正規助産師17名が卒業した。
- **日本での研修**：12月に、世界銀行研究所と協力し、日本政府と世界銀行によるUHC共同研究の成果を踏まえたUHC研修を開催した。日本政府から世界銀行に対する拠出金を活用し、開発途上国13か国から28名並びに機構の専門家及び職員等11名が参加した。また、2013年度から3か年計画で課題別研修「アジア地域におけるUHC達成のための社会保険制度強化」を開始した。2013年度は東南・南アジア7か国から11名が参加し、日本の社会保険制度等を学んだ。

③ 研究開発支援を通じた顧みられない熱帯病への対応

- 製薬会社が採算性やリスクの観点から研究開発への投資に消極的な開発途上国の風土病について、機構は、SATREPSを通じて新薬や医療技術の開発を支援している。
- **デング熱新薬開発（タイ）**：2013年度に、大阪大学微生物病研究所とタイ保健省医科学局国立衛生研究所、マヒドン大学熱帯医学部・理学部による「デング感染症等治療製剤研究開発プロジェクト」が完了した。プロジェクトでは、予防と治療の両面でウイルス増殖抑制効果のある抗体作製に成功しており、研究成果に関心を示しているインドの製薬会社をはじめ数社と大阪大学の間で、今後治療薬の共同開発に向けた交渉が進められることになった（指標14-3参照）。
- **トリパノソーマ症診断技術（ザンビア）**：2013年度に、北海道大学とザンビア大学医学部附属教育病院、ザンビア大学獣医学部・医学部による「結核及びトリパノソーマ症の診断法と治療薬開発プロジェクト」が完了した。トリパノソーマ症は、マラリアと誤診されやすいため適切な診断がされず重症化し死に至るケースが多い。本事業では、結核とトリパノソーマ症の診断を、正確、迅速、かつ安価に行える「100円診断キット」を開発し、実用化につなげた。

(3) 主要な投入（インプット）の実績

技術協力（支出実績）	有償資金協力（承諾実績）	無償資金協力（承諾実績）
99.37 億円	59.26 億円	123.25 億円

(4) 主要な成果（アウトプット）の実績

保健分野に対する 2013 年度の成果実績は以下のとおりである。

- ① 2013年度に機構の協力により能力強化をした保健医療従事者の人数：延べ1,513名⁴
- ② 2013年度に機構の協力により供与が決定されたポリオ、麻疹等のワクチン数：約4,040万ドーズ⁵
- ③ 機能強化をした保健医療施設案件数：78件⁶

3. 水（MDG7-C）

(1) 当該課題に対する機構の協力方針

- MDG7-C のうち安全な水へのアクセス改善は、全世界では 2010 年に目標を達成しており、1990 年から 2010 年までの 20 年間で、20 億人以上が改善された水源にアクセスできるようになった。機構は給水施設の整備・維持管理にかかる協力等を通じて、2000 年～2013 年の 14 年間に約 6,500 万人の給水人口の増加に貢献した。このうちアフリカにおいては、TICAD IV（2008～2012 年）における日本政府の公約実現に貢献し、930 万人に安全な水を供給した。
- しかしながら、依然として 7.8 億人の人々は安全な水にアクセスができておらず、特にサブサハラ・アフリカの大半の国は MDG7-C の目標達成が困難とされている。また、目標達成国でも、都市化に伴う課題が顕在化している。さらに、MDG7-C のうち基礎的な衛生施設（トイレ）へのアクセスは、最も進捗が遅れている目標⁷の一つである。これらを踏まえ、機構は以下の点を重視している。
 - 水資源管理計画の策定を通じて開発途上国政府が水資源量を把握できるようにするとともに、これらを持続的に開発・管理・保全できるような行政能力強化の推進。
 - アジアにおいては、急速な都市化に応じた都市部の給水施設建設・改修や、水道事業者の能力強化による給水サービスの改善。
 - 2013 年 6 月の TICAD V 横浜行動計画にて、①裨益人口 1,000 万人を対象とした水へのアクセス及び衛生改善支援、②都市水道技術者 1,750 人の育成についてコミットした。これに沿った、都市及び地方双方における安全な水及び衛生状態の持続可能な供給とアクセスの改善、住民組織などによる維持管理能力強化に対する支援。
 - 安全な水の提供と衛生改善（トイレ普及や手洗いなどの衛生行動の啓発）を組み合わせた支援。

(2) 当該課題に対する戦略性向上に向けた取組や成果発現の例

① アジアの大都市における給水能力の増強と給水サービスの改善に向けた取組

- ヤンゴン（ミャンマー）： ヤンゴン都市圏開発マスタープラン（指標 2-1 参照）にて緊急かつ優先度の高い事業に位置付けられた上水道分野について、開発計画の策定及び優先プロジェクトの実現可能性調査を実施した。なかでも、優先度が高いヤンゴン市上水道施設の改善について無償資金協力の贈与契約を 9 月に締結した。具体的には、市の総給水量の約 4 割を供給する浄水場の送配水ポンプの更新と市内の老朽管の更新を行う。また、12 月には日本政府が、ヤンゴン市東部における水道施設整備とティラワ経済特別区への送水に関する上水道整備のための円借款事業に関する事前

⁴ 保健医療分野の本邦研修員及び第三国研修員の総数。

⁵ 無償資金協力（2013 年度閣議ベース）、医療特別機材の合計値。

⁶ 2013 年度継続中の技術協力プロジェクト及び医療特別機材案件、並びに 2013 年度終了の無償資金協力の合計数。

⁷ サブサハラ・アフリカでは、基礎的な衛生施設へのアクセスがない人口の割合が 70%、3 人に 2 人が依然基礎的衛生施設（トイレ）へのアクセスがない状態にある。

通報を行った。さらに、福岡市水道局からの長期専門家派遣及び同市と東京都水道局による技術セミナーを通じた水道技術者の能力強化を実施した。これらは、開発計画で掲げられた 2040 年の目標値である上水道サービス提供範囲の拡大（38%→80%）、24 時間給水、安全な飲料水の供給、漏水率の削減（50%→10%）の実現に向けた第一歩となる。

- **セブ（フィリピン）**：フィリピン第 2 の都市であるセブ都市圏（人口 255 万人）では、給水圧不足、高い無収水率（2012 年 27%）及び一部地域での 24 時間給水の未達成など、給水能力改善が課題となっている。機構は、2014 年 4 月、正確な給水状況を把握するための遠隔監視制御装置導入に係る無償資金協力事業の贈与契約を締結した。同事業の計画・設計にはセブ市と連携関係にある横浜市が出資している横浜ウォーター社が参画したほか、遠隔監視制御装置の運用指導の段階でも横浜市水道局のノウハウと経験をいかしていく予定。
- **チッタゴン（バングラデシュ）**：機構は、2006 年度からチッタゴン市の上水道施設の整備を進めており、2013 年 3 月には更なる整備・拡張を進める第 2 フェーズの借款契約を調印した。これにより、チッタゴン市の給水量は 2.3 倍に増加、水道普及率は、47%（2012 年）から 51%（2023 年）に改善する見込みである。また、無収水率改善を図るためにメーター交換や漏水対策工事等の技術協力を行ったパイロット地区では、無収水率は対策前の 55%から 19%に低下した。2013 年度は、水道公社全体の事業管理能力、財務・営業能力及び維持管理システムを強化する技術協力も開始した。
- **開発途上国の水供給改善のために日本の知見や技術の活用推進**：中小企業の海外展開支援にも資する事業（指標 14-1 参照）として、移動式砂ろ過浄水装置及びろ過池更生システム（フィリピン）、上水道漏水検知サービス（インド）、小規模浄水装置による公共水道の拡張（インド）、樹脂管に特化した漏水探索器を使用した無収水削減対策及び配水管維持管理（インドネシア）、PC タンク工法普及（スリランカ）、スモール・タウン水道（ラオス）、浄水場緩速ろ過池改善（サモア）等に係る調査・事業を行った。また、草の根技術協力（地域経済活性化枠）（指標 12-1 参照）にて、横浜市水道局と横浜水ビジネス協議会の提案を受け、同市企業の水道技術に係るベトナムでの実証事業を開始した。

② シリア難民受入コミュニティの支援に向けた取組（指標 4-1 参照）

- 2011 年のシリア危機発生後、隣国ヨルダンに流入した難民は 100 万人を超えると推測されている。ヨルダンは乾燥地・半乾燥地に位置し、水資源に乏しく、上水道サービスが課題となっている。特に大量の難民を受け入れたシリア国境の北部 4 県は、給水事情の悪化や下水道施設への負荷の増大が深刻化している。機構は、ファスト・トラック⁸を適用し、北部 4 県における緊急給水計画策定支援を開始した。本事業では、調査期間中の維持管理改善活動を通じ、現地の人々の目に見える成果を上げるとともに、無償資金協力による迅速な実施を念頭に優先事業の計画・設計を行い、2014 年 3 月には贈与契約を締結した。

③ アフリカにおける給水・衛生改善の裨益人口拡大に向けた取組

- 2013 年度は、アフリカの水分野における重点 6 か国の水資源基礎情報の再整備に着手した。衛生分野では、セネガル、モザンビークの案件に係る有識者勉強会を通じ案件管理と教訓抽出を行った。
- **エチオピア**：1998 年より連邦水資源省内の水供給実施を担う組織の育成を支援した結果、技術者

⁸ 自然災害対応や平和構築支援等の緊急性の高い事業について、実施手続きの迅速化・簡素化を認める機構内の制度。

3,500名が輩出され、8月には国立の学校法人エチオピア・ウォーター・テクノロジー・インスティテュートが設立された。2013年2月には、同組織が開発した住民の自己負担による初期投資と維持管理が可能な給水技術（「ローラポンプ」）の改良、製品の標準規格化、マーケティングと小規模金融を含む普及等のため、新たな技術協力を開始した。

- **ブルキナファソ**：MDGs達成に向けて特に地方給水に力を入れているブルキナファソでは、無償資金協力により、2009年からの4年間で、中央プラトー地方3県において299基の深井戸を完成させ、約7.2万人に対して安全な水を供給した。並行して、2009年より水利用者による維持管理システムの定着と保健衛生の促進のための技術協力を展開した。給水施設モニタリング、スペアパーツ供給、給水施設修理体制を含む給水施設維持管理システムの構築を行うとともに、2013年6月までに、同地方内の全565村落のうち563村落で水利用者組合を設立し、組合員と営業認可証が付された71人のポンプ修理業者を育成した。また、衛生啓発・教育活動に携わる行政指導員、教員、保健所員等、計964名の人材育成を行い、パイロットサイトでの衛生啓発活動を行った。
- **セネガル**：2012年度に、トイレにアクセスできる人口比率が全国平均（34.3%）を下回る3州を対象に村落衛生改善事業を開始した。2013年度末までに、パイロット村での啓発に携わる教員、村落啓発員132名とトイレ建設工6名の育成を進め、モデルトイレ112基の建設を支援した。

(3) 主要な投入（インプット）の実績

技術協力（支出実績）	有償資金協力（承諾実績）	無償資金協力（承諾実績）
75.84 億円	365.25 億円	159.92 億円

(4) 主要な成果（アウトプット）の実績⁹

- ① 2013年度に贈与契約及び借款契約が締結された無償資金協力・円借款により、改善された給水サービスにアクセス可能となる人々の計画人数：63万人
- ② 水・衛生に係る技術協力において指導・訓練される行政官、水道事業体職員、水管理組合員、コミュニティ衛生指導員、ポンプ修理工、トイレ建設工等の人数：延べ2,300人

4. 格差是正・貧困層支援（MDG1）

(1) 当該課題に対する機構の協力方針

- 開発途上国において1日1.25ドル以下の所得で生活している極度の貧困状態にある人口の割合は、近年低下しているとはいえ、2015年でも約16億人（16.3%）との予測がある。地域的には貧困人口はサブサハラ・アフリカと南アジアに集中している。
- 機構は、公正な成長と持続的な貧困削減のため、貧困層が有する能力を発揮できる環境を整備するとともに、貧困層の能力強化を図りながら貧困状態から脱却することを目指している。具体的には、貧困層を直接的に支援する「貧困対策」とともに、事業実施により貧困層の便益を最大化するような工夫を事業に組み込む「貧困配慮」の両方の取組を実施している。また事業実施に当たっては、社会的包摂の促進や、コミュニティの固有性や貧困層の多様性に応じた支援の推進に留意している。
- 特に、貧困層の4人に3人は農村部に居住し、その多くが生計を農業に依存していることをかんがみれば、農村経済の発展と人々の生活レベル向上の観点から、農村社会の変化、農村の振興を目指

⁹ ②は、各プロジェクトの活動計画の計画値を指す。

すことが重要である。実際、農業の成長がもたらす貧困削減効果は、農業以外の産業部門と比べて、少なくとも2倍に達するという報告もある。このため、機構は、以下の取組を重視している。

- ① 農業生産性の向上にとどまらず、食料の流通販売の改善・農産品加工業の振興などのバリューチェーンの整備や農外所得の向上などによる農家経営の改善。
- ② 地方行政機能強化、生活道路や飲料水確保など農村生活インフラの整備、農村生活環境改善、住民の保健教育水準向上、参加型農業開発、ジェンダー等、多様な分野を組み合わせた支援。

(2) 当該課題に対する戦略性向上に向けた取組や成果発現の例

① MDGs 目標の達成進捗遅延国に対する加速化支援の取組

- MAF 対象国の中には、飢餓と栄養に関する取組や若年層の雇用といった、MDG1 での進捗遅延も指摘されている国もある。機構は、こうした MAF 対象国への支援に貢献してきた。
 - **飢餓と栄養（ブルキナファソ、ニジェール）**：ブルキナファソでは、綿花栽培に依存するモノカルチャー経済からの脱却を支援するため、2013年3月より「市場志向型農産品振興マスタープラン」の策定支援を開始した。2013年度は、国際・域内・国内市場向けの有望な農産品の選定やバリューチェーン分析等を行い、開発計画と行動計画の素案をまとめた。また、輸出作物として注目されるゴマの生産性向上に取り組む新たな技術協力を準備した。ニジェールでは、「サヘル地域における貯水池の有効活用と自律的コミュニティ開発プロジェクト」が、MDG1 達成加速化に向けた優先案件として UNDG より認められ、2012年3月、UNDP と覚書を締結した。同事業は、貯水池を有効活用した農業開発や収穫後処理改善を行い、その普及においては国際連合食糧農業機関（Food and Agriculture Organization of the UN。以下「FAO」という。）と連携し、「農民学校」というアプローチを進めている。
 - **農業収入の向上と農村活性化（ブータン）**：農村部に貧困層の約9割が集中し、都市部との所得格差が拡大しているブータンでは、近年、若者の農業離れ・都市部への人口流出が進んでおり、都市部の失業率増加も問題となっている。機構は、農業振興を通じた農村の貧困削減、農村地域の活性化に取り組んでいる。特に貧困層の多い東部地域の6県において2010年3月に開始した園芸研究開発・普及支援では、日本から持ち込んだカキやナシなどの果物やブータン在来の野菜などを、標高の高い地域でも収穫できるよう栽培方法を研究し、農家指導を実施してきた。共同出荷による試行販売等で現金収入を得られるようになった農家も増え、都市部から戻り農業を継ぐ者も出てきている。これらの貢献により、2014年2月、本事業に長年従事している富安裕一専門家は、ブータン国王から国家貢献勲章を授与された。

② アフリカにおける食料増産、収入の多角化・安定化に向けた取組

- 機構は、(a) 小農による市場志向型農業の推進（Smallholder Horticulture Empowerment and Promotion。以下「SHEP」という。）アプローチによる支援、(b) レジリエンス強化による支援により、農業生産性の向上と食料安全保障の推進、(c) アフリカ稲作振興のための共同体（Coalition for African Rice Development。以下「CARD」という。）を通じたコメの増産支援、(d) 官民連携による支援を行っている。本項では(a) (b)について述べる（(c) (d)は指標 3-1 参照）。
- **SHEP アプローチの面的拡大**：TICAD Vにおける開会式の総理演説では、「食べるため」から「稼ぐため」の農業に変えていく象徴的な案件として、ケニア・小規模園芸農民組織強化計画プロジェクトが紹介され、域内への拡大が提唱された。横浜行動計画では、日本は、(a) SHEP アプローチ 10

か国への展開、(b)SHEP を推進する技術指導者 1,000 人の人材育成、(c)SHEP を実践する小規模農家及び農業団体関係者 5 万人の育成、(d)専門家の派遣、農業機械化、農業生産、流通、販売技術研修の実施等をコミットした。これを受けて、機構は、2013 年度内に、SHEP アプローチのアフリカでの広域展開を念頭に、ルワンダ、エジプトで新規プロジェクトを形成した。また、SHEP アプローチに関心を表明した 19 か国につき、関連情報の収集を進めた。

- **天候リスク等に対するレジリエンスの強化**：干ばつの被害に度々さらされてきたエチオピアでは、2012 年より実施中の「農村地域における対応能力強化緊急開発計画策定支援プロジェクト」において、機構では初めて天候インデックス保険を導入した。降雨量が一定の値を下回ると自動的に保険加入農家へ保険金が支払われる仕組みで、不規則な降雨に対するリスクヘッジとなる。2013 年の加入農家は、全農家世帯数約 1 万 5,000 世帯の 1 割弱に相当する 1,300 世帯となる。

③ アジア成長地域での食料増産とインクルーシブな開発に向けた取組

- **食料増産に向けた協力のプログラムの展開（カンボジア、ベトナム）**：稲作を基幹とする食料増産には、灌漑施設の適正かつ効率的な整備・維持管理が必要である。機構は技術協力と資金協力を組み合わせ、灌漑施設整備と関係機関の組織能力強化、制度構築、人材育成を総合的に行っている。
 - **カンボジア**：灌漑の総合的能力開発を図るべく、西部 3 州において農家の生産性、所得向上及び灌漑施設の改修を、支援（技術協力及び円借款）している。さらに、12 月の日本・カンボジア首脳会談で日本政府が支援を表明した南西部灌漑・排水施設改修事業の準備を進めている。
 - **ベトナム**：2009 年以来、北部山岳地域、「開発の三角地帯」等、貧困率の高い省を中心に小規模インフラ整備事業を円借款事業で支援した結果、用排水路の改修や貯水池の整備を通じ、18 件約 6 万 4,000ha 分の灌漑システム整備が行われた。加えて、灌漑施設の参加型水管理や、貧困度の高い少数民族を対象に参加型農業農村開発に対する技術協力を行っている。
- **貧困農民、少数民族に裨益するインクルーシブな開発（ミャンマー）**：不利な条件の下での生活を強いられている貧困層や少数民族も含めて生活の質が向上し、格差縮小を実感できるような貧困層支援事業に取り組んだ。全国 7 地域及び 7 州において、道路、電力、給水等緊急性の高い生活基盤インフラを新設・改修し、地方部の住民の生活向上と貧困削減に貢献する円借款の借款契約に 6 月に調印したほか、貧困農民、少数民族を対象として以下の取組を行った。
 - **貧困地域の農業生産性向上**：南部デルタ地域での農業生産性を向上させるため、12 月に円借款（「バゴー地域西部灌漑開発事業」）による日本政府の支援が表明されるとともに、無償資金協力を通じて、貧困農民の農業機械へのアクセス改善支援の準備を進めた。一方、年間降水量が 700～1,000mm と少なく降雨パターンの年次変動が大きい中央乾燥地域では、農業生産及び収入が不安定で貧困農家が多い。機構は、これらの地域において、商品作物であるマメ類等を生産する節水農業技術を確立し、貧困農家の収入安定を図る技術協力を 6 月に開始した。
 - **少数民族が直接裨益する事業の実施**：12 月に、少数民族が多数派を占めるカレン、モンの 2 州で州政府と地域総合開発計画を策定する技術協力を開始した。中央政府、州政府、地域に住む少数民族や帰還して来る少数民族の人々と共同で帰還・定着計画及び開発計画を検討するプロセスを提示している。一方、これまでの機構の支援でラオカイ県のケシ栽培撲滅を実現したシャン州では、州内北部地域でケシ栽培が反転増加する兆しを見せているため、機構は新たに同州北部地域において麻薬撲滅のための生計手段多様化、代替作物の普及支援の取組を開始することに合意した。

④ 金融的手法を用いた貧困層のレジリエンスの強化に向けた取組

- 収入の不安定な貧困層に対して少額の金融サービスの提供を目指す「マイクロファイナンス」は、円借款事業の活動の一部として導入されることが多く、技術協力として実施されるケースは少なかった。2013年度は、前述のエチオピアでの天候インデックス保険の導入に加え、受給者が一定の義務を果たすことを条件に現金等を給付し所得の再配分を図る「条件付き現金給付」を補完して効果向上を図る初の技術協力の立ち上げに取り組んだ。
- **条件付き現金給付制度との連携（ホンジュラス）**：機構は、ホンジュラスにおいて、現金給付受給者である貧困層の生活改善・生計向上を実施するための調査を9月に実施した。同案件は、世界銀行等が中南米諸国で進める条件付き現金給付制度に直接関連付けて実施する初めての協力となる。受給世帯の能力強化のみならず、金融機関による貧困層を対象とした金融商品の開発・提供を促すことで、金融包摂の促進にも取り組む。なお、受給世帯向け研修は、参加者の50%以上を女性とし、意思決定過程への女性の参画確保、モニタリング・評価に当たっての男女双方からの情報収集等、計画、実施、モニタリング・評価の全段階においてジェンダー視点を組み込んでいる。
- 現場でのマイクロファイナンス導入や金融的手法に対する理解の促進に資するため、現地派遣中の専門家・ボランティア等に対して、マイクロファイナンス教材や、金融商品開発・農業マイクロファイナンス等に関する情報提供を開始した。

⑤ 就業機会の確保につながる能力強化に向けた取組

- **アフリカ若年雇用政策調査の発表**：2012年から行ってきたアフリカ若年雇用政策調査に基づき、TICAD V サイドイベントにて、アフリカ諸国首脳、開発機関代表に対し、政策提言「アフリカの若者に明るい未来を」を発表した。アフリカ諸国の雇用問題は、マクロ経済運営や、低い労働生産性、就労のための基礎的能力不足など広範囲の課題に伴うものであるとし、雇用増に焦点を当てた成長指向戦略の強化、農業生産性の向上、インフォーマルセクターの存在受容、若年層の基礎的能力の強化の必要性を強調した。
- **女性、障害者の employability 強化**：社会的に不利な状況に置かれている女性、障害者に加え、除隊兵士等に対する職業訓練を拡充し、雇用や起業に足る能力(employability)の強化に取り組んだ。
 - **ルワンダ**：「障害を持つ除隊兵士の社会復帰のための技能訓練プロジェクト」（2005-2008）及び「障害を持つ元戦闘員と障害者の復帰のための技能訓練及び就労支援プロジェクト」（2011-2014）を通して、2,500名以上の障害を持つ元戦闘員や一般障害者を対象に職業訓練を実施している。7割を超える卒業生が習得した技能を活用して収入創出活動を開始した。
 - **スーダン**：除隊兵士、女性、障害者等の社会的弱者に配慮した訓練を提供できるよう、現地の職業訓練実施機関間の情報共有促進やこれら機関を対象とした指導員訓練を実施（2011-2013）。社会的弱者に配慮したカリキュラムの開発、指導法等に関する技術支援、短期訓練モデルコースの提供、職業訓練校の施設改修などを通じ、社会的弱者の職業訓練機会拡大を促進した。
 - **日本・アフリカ・ビジネスウーマン交流**：(指標 17-2 参照)
 - **マレーシア**：障害者の就労支援を行うジョブコーチの育成と制度構築に関する協力（2012-2015）を実施している。ユニクロ、オムロン、ソニー、イオンといった日系企業を含む現地企業において、これまでに都市部を中心として600名以上の障害者がジョブコーチによる支援を受けて就労している。今後はプロジェクトが制度構築を支援したジョブコーチ利用のための助成金制度をマレーシア全土に普及させ、障害者雇用を一層促進させていくことが期待される。

小項目 No. 2 持続的経済成長

大項目	1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
中項目	(1) より戦略的な事業の実施に向けた取組
小項目	2. 持続的経済成長
中期計画/ 年度計画	<p>【中期計画】 (1) より戦略的な事業の実施に向けた取組 政府開発援助大綱及び政府開発援助に関する中期政策並びに国別援助方針、年度毎の国際協力重点方針をはじめとする政府の政策及び政府の国・地域別、分野・課題別の援助方針に則り、開発途上地域の開発政策及び援助需要を踏まえ、事業量のみならず成果を重視し、PDCA サイクルを徹底した効果的な事業を実施する。我が国政府が開発協力の重点分野として掲げる貧困削減、持続的経済成長、地球規模課題への対応及び平和の構築に沿って、戦略的、効果的かつ効率的な援助を実施していくため、機構は援助機関としての専門性を活かし、国・地域別の分析や相手国との対話を通じ、援助の現場における開発ニーズ・実態を把握し、技術協力、有償資金協力及び無償資金協力を柔軟かつ有機的に組み合わせたプログラム・アプローチを強化する。また、援助機関としての専門性を活かした事業構想力を強化し、案件形成・実施能力を向上させるため、機動力のある実施体制を整備する。加えて、既存の援助手法のみに限定することなく、柔軟に事業を実施するアプローチ、手法、プロセスの改善を図る。実施に際しては、東日本大震災からの復興、防災、少子高齢化、環境・エネルギー等、国内の課題・経験と海外の課題をつないで双方の課題解決に貢献するよう努める。同時に、開発協力に対する国民の共感を高めるため、国民の理解と支持を向上するための措置を実施する。</p> <p>政府の援助方針等の政策を踏まえ、すべての人々が恩恵を受けるダイナミックな開発を進めるという機構のビジョンのもとに、貧困削減、持続的成長、地球規模課題への対応及び平和の構築を重点分野とした人間の安全保障の視点に基づく優良な案件の形成、実施を行う。</p> <p>具体的には、 (ロ) 持続的経済成長 我が国自身の復興・成長体験、知識・技術・制度を世界と共有し、日本の成長にも配慮しつつ、途上国の持続的成長を後押しする。その際、経済成長の果実が、貧困層も含め広く配分されるよう、格差是正にも配慮して事業を実施する。</p> <p>【年度計画】 (ロ) 持続的経済成長 各国の状況に応じて、インフラ整備、法整備、産業振興・貿易投資促進、ビジネス環境整備等に関連する政策・施策の策定及び実施並びに人材育成を支援する。支援に当たっては、経済成長の果実が貧困層も含めて広く配分されるよう、格差是正にも配慮する。</p>

指標 2-1 持続的な経済成長の実現に向けた取組状況

当該課題に対する機構の協力方針

- 貧困削減を含む開発途上国の健全な発展のためには、持続的な経済成長が不可欠であり、そのために、民間セクター主導による鉱工業、農業等の成長産業の開発を支えるインフラ整備、制度整備、人材育成が急務となっている。機構は、日本の経済成長過程で蓄積された知識・技術・制度もいかにしながら、産業開発（民間セクター開発、資源・エネルギー、農業・農村開発）、インフラ整備（運輸交通、都市開発）、制度整備（法制度整備・民主化を含むガバナンス）、人材育成（高等教育）に資する事業を実施している。事業実施に当たっては、日本の企業や自治体に蓄積された知識・技

術も活用し、最上流の開発計画策定や、日本企業を含む外資の投資制約要因を解消するような人材・インフラ・制度面の改善を行うことに留意し、これにより、開発途上地域の持続的経済成長及び日本の企業・自治体等の海外展開の双方に貢献している。他方、成長過程においてその果実を貧困層等の社会的弱者にも広く配分することにより、消費拡大や社会安定を通じた成長の持続が可能となる。このため機構は、貧困削減・格差是正（指標1-1参照）に加え、成長部門の支援における格差拡大の抑制や社会的弱者への配慮に取り組んでいる（下記8.参照）。

1. 運輸交通

(1) 当該課題に対する機構の協力方針

- 世界的な経済成長に伴って運輸インフラ需要は増加しており、アジア地域の運輸交通インフラ投資必要額は、2010からの11年間で2.5兆ドルと見込まれている（「Infrastructure for a Seamless Asia」2009、アジア開発銀行（Asian Development Bank。以下「ADB」という。）。他方、限られた公的資金のみで膨大なインフラ需要を満たすことは困難なため、民間資金の導入など様々な財源の確保による持続的なインフラ整備が求められている。
- これに対し機構は、開発途上地域の運輸交通分野の開発課題を、①運輸交通行政の総合的能力開発、②国際化や国境を跨ぐ地域経済圏の発展を促進するための国際交通、③国土の調和ある発展に対応する全国交通、④都市の持続的発展と生活水準向上に対応する都市交通、⑤開発から取り残されがちな地方の生活向上のための地方交通、に体系化し、最適な運輸交通ネットワークの構築支援を展開している。具体的には、技術協力、円借款、無償資金協力等の多様な事業形態により、日本の優れた技術等を積極的にいかしながら、開発途上地域の基幹インフラ（鉄道、空港、道路橋梁、港湾等）の整備を支援している。一方、経済成長を続ける国でも、地方部の道路整備が遅れ国内格差が放置、助長される場合も多いため、地方交通にも留意している。協力の実施に当たっては、機構の環境社会配慮ガイドラインに則し、代替案の検討、情報公開、負の影響の軽減にも取り組んでいる。

(2) 当該課題に対する戦略性向上に向けた取組や成果発現の例

- 2013年度は、日本に比較優位のある技術を活用したインフラシステムの海外展開にも資することに留意しつつ、基幹インフラの整備及び運営・維持管理を支援した。具体的には、ASEANの連結性向上を支える道路・港湾の整備、海運・航空網の改善等を支援した。また、鉄道分野では2013年度に開通したボスポラス海峡横断地下鉄（トルコ）への有償資金協力による支援を行ったほか、インド等で高速鉄道導入に向けた調査を開始した。港湾分野では、ミャンマー・ティラワ地区の港湾施設改修に関する円借款を供与した。空港・航空分野では、ラオスでの空港整備（円借款）及びバングラデシュの航空保安設備整備（無償資金協力）に対する支援を行うとともに、ベトナムの空港運営に関する技術協力を行っている。さらに橋梁維持管理について、キルギス、モンゴル、フィリピンで技術協力を実施している。加えて、ベトナム、バングラデシュで日本方式ICカード採用を働きかけている。具体的な取組内容は以下のとおり。

① ASEAN 連結性向上支援

- 2015年の統合を目指すASEANに対し、日本政府は、「連結性の強化」、「格差是正」を柱に5年間で2兆円規模のODAによる支援を表明した。機構は、このうち「連結性の強化」について、以下の取組を進めている。

- 「陸の回廊」について、メコン地域の東西経済回廊整備のため、ベトナムのダナン港やハイヴァントンネル、ラオスの国道9号線、ラオス・タイ国境の第二メコン架橋等の整備を支援している。また、南部経済回廊整備のため、ベトナムのカイメップ・チーバイ港、サイゴン東西ハイウェイ、南北高速道路建設事業（ホーチミン・ゾーザイ間及びベンルック・ロンタイ間）、カンボジアのネアックルン橋、国道1号線、5号線の整備を支援している。2013年度は、このうちベトナム南北高速道路（ホーチミン・ゾーザイ間）が部分開通した。
- 「海の回廊」について、2012年度に開始した「ASEAN RoRo 船ネットワーク構築事業」の調査結果を6月の日・ASEAN次官級交通政策会合で報告した。2014年度以降は、ASEAN海運ワーキング・グループにて、RoRo船航路実現に向けた制度改善に取り組む。
- 「ASEAN全域ソフトインフラ」について、日本と空域が隣接するASEAN5か国において、国土交通省と連携し、次世代航空保安システムへの移行等に係る技術協力を行った。さらに、財務省、ADB、世界税関機構と連携し、ベトナムやミャンマーにおける日本方式の輸出入・港湾情報処理システムの導入をはじめとするASEAN各国の税関行政の能力向上を支援している。なお、域内の医療水準格差是正のため、カンボジア等でUHC達成に向けた支援も行っている。

② 主な取組・成果の事例

- **ボスポラス海峡横断地下鉄の開通（トルコ）**：10月、機構が円借款事業により支援したボスポラス海峡横断地下鉄（1999年度以来、計1,837億8,900万円供与）の開通式典が、総理の出席も得て執り行われた。海峡の早い潮流と密な海上交通という厳しい条件下、世界最深の海底60mに沈埋トンネルを敷設するという難しい工事に日本企業の技術がいかされた。埋蔵文化財配慮をしながら地下駅を建設するという歴史都市ならではのきめ細かな配慮も行った。鉄道開設により海峡移動時間は30分（フェリー利用）から4分に大幅短縮され、慢性的な交通渋滞や排気ガスによる大気汚染も緩和される見込みである。
- **『「デリー・ムンバイ間産業大動脈構想」の事業化』、「チェンナイ・バンガロール間産業回廊構想」の進展（インド）**：2006年に日印政府間で合意された「デリー・ムンバイ産業大動脈構想」について、同構想の骨格を成す貨物専用鉄道に係る円借款事業（本邦技術活用（STEP¹）案件）の工事が、8月に開始された。また、5月の日印首脳会談に基づき、12月にアーメダバード～ムンバイ間の高速鉄道の共同事業化調査を開始した。他方、「チェンナイ・バンガロール産業回廊」についても、10月にマスタープラン作成を開始し、11月にタミル・ナド州における投資環境改善や道路等インフラ整備を促進するプログラム・ローン（円借款事業）に係る借款契約を調印した（指標5-8参照）。さらに、ゲートウェイとなるチェンナイ港におけるコンテナ貨物取扱能力向上のため、港湾運営管理改善に係る技術協力の準備を進めた。
- **メトロマニラ首都圏の運輸交通ロードマップ完成（フィリピン）**：機構は、2030年のビジョンを策定するとともに、今後の成長の足かせとなる交通渋滞の深刻化等の諸問題に対応するための施策及び優先事業の提案を行った（68件、総事業費は約1.9兆ペソ（1ペソ＝2.32円として約4.4兆円規模））。7月の日比首脳会談で両国首脳は、本ロードマップを踏まえて大都市圏の運輸交通インフラの整備において協力していくことで一致した。機構は、本ロードマップで位置付けられている「LRT²1

¹ Special Terms for Economic Partnership：日本の優れた技術やノウハウを活用し、開発途上国への技術移転を通じて日本の「顔の見える援助」を促進するため、2002年より導入された円借款の融資条件。日本タイドの調達条件のほか、ほかの融資条件に比べて、より譲許的な条件が適用される（指標7-5参照）。

² Light Rail Transit

号線南伸」、「LRT2号線東伸」事業に関する借款契約に調印したほか（2013年3月）、「立体交差建設事業」、「南北通勤線」に係る協力準備調査を実施中である。

- **日本の都市鉄道整備・運行技術を活用したカイロ地下鉄4号線の整備（エジプト）**：機構は、カイロ都市圏の深刻な交通渋滞を緩和するため、機構が支援した総合交通計画調査（2002年）等の結果を踏まえ、カイロ地下鉄4号線の新設に係る円借款事業の詳細設計調査を開始した。同市の地下鉄1-3号線はフランスの支援を得て整備されており、4号線は初めて日本の支援を活用した地下鉄となる。また、エジプト初のSTEP適用案件であり、信頼性の高い鉄道運行システムや省エネルギー車両の導入等の点で日本企業の優れた技術の活用が期待される。
- **ノイバイ空港における本邦空港の運営手法の活用（ベトナム）**：円借款事業で整備中のノイバイ国際空港第二旅客ターミナル（2015年度供用予定）の円滑な運営を図るため、成田空港、関西空港、羽田空港、中部空港といった本邦空港及び国土交通省等の協力を得て、ベトナム空港会社に対し、技術協力を行っている。これまでに料金設定、テナント運営、顧客満足度向上活動、光触媒技術の活用に関する日本の取組事例を紹介し、現在は航空機燃料給油システムや旅客ターミナル運営維持管理に係る技術協力を実施中である。

(3) 主要な投入（インプット）の実績

技術協力（支出実績）	有償資金協力（承諾実績）	無償資金協力（承諾実績）
131.68 億円	5,838.51 億円	427.97 億円

(4) 主要な成果（アウトプット）の実績

- ① 道路・橋梁総延長：約 830 km
- ② 鉄道総延長：約 200 km
- ③ 空港・港湾の数：3 空港、3 港湾
- ④ 直接・間接的に能力向上の対象となった人数：839 名（本邦研修参加者数を含む）

2. 都市開発

(1) 当該課題に対する機構の協力方針

- 経済成長に伴う都市化により、都市人口は現在の約35億人（世界人口の半分）から2050年の約63億人に達すると見込まれている。アジアでは、2010年時点で都市人口が42%を占め、商品・サービスの80%超が都市で生み出されており、都市は経済成長のエンジンとなっている。日本政府は、2012年の「国連持続可能な開発会議（Rio+20）」において、都市をエンジンとして、環境、高齢化対応、経済・社会の活性化という各国共通の課題を解決するという「環境未来都市」構想を提案した。一方、開発途上地域では、急激な都市化にインフラ整備が追い付かず、経済活動の停滞や都市環境の悪化のリスクに直面している。また、低地や沿岸部に位置する都市は、自然災害被害が大きく、豪雨や海面上昇等の気候変動の影響も受けやすい。また、フィリピン台風30号災害でも明らかになったとおり、脆弱な居住環境に住む低所得者は、被害が特に大きい。
- 日本は、世界最大規模の東京首都圏をはじめとする各都市において、戦争や自然災害からの復興、公害対策や交通政策等の都市問題への対処、少子化・高齢者問題への対応に取り組んできた豊富な経験を有している。機構では、こうした日本の経験や技術をいかし、都市開発分野において、①経済活動に寄与する基幹インフラ整備、②良好な居住空間の実現、③低炭素都市の実現、④災害に強

い都市の実現、⑤良好な都市経営の実現、⑥都市復興の実現に向けた支援を行っている。

(2) 当該課題に対する戦略性向上に向けた取組や成果発現の例

- 2013年度は、最上流段階での開発計画作成に協力するとともに、アフガニスタン、マラウイ、ラオスでは、機構が協力して作成した都市計画を実現するため、人材育成や制度整備への支援を行った。さらに、日本の都市に蓄積された知見を積極的に活用し、各自治体や自治体傘下企業を含む日本企業の海外展開にも資する協力を行った。具体的な取組内容は以下のとおり。
- **ジャカルタ首都圏投資促進特別地域 (MPA³) マスタープランの事業化フェーズへの移行 (インドネシア)** : 機構が日本企業 11 社の共同企業体に委託して実施した「ジャカルタ首都圏投資促進特別地域マスタープラン調査」(2012年承認)について、2013年度は、同調査で提案された2020年までの優先事業(総事業費約3.4兆円。うち外国援助約1兆円)の実現に向けた取組を着実に進めた。また、2014年3月には無償資金協力で整備されたプルート排水機場の運転が始まり、ジャカルタ中心部約34km²の排水機能が回復された。他方、2014年3月に都市高速鉄道(東西線)(E/S⁴)及びジャワスマトラ送電線に係る円借款事業2件(計683億円)の事前通報が日本政府により行われた。また、2014年2月には、既存鉄道の輸送能力強化及び下水道整備(E/S)に係る円借款事業2件(計183億円)の借款契約に機構が調印した。これにより、MPA事業に対するODA支援額は、累計1,778億円に達した。12月に開催された日本・インドネシアの閣僚級による第4回MPA運営委員会では、MPA戦略プランに沿って優先事業を加速するとともに、機構による新たな支援として、ジャワ高速鉄道開発事業の実現可能性調査及び官民パートナーシップ(PPP⁵)事業形成促進に係る技術協力を開始することが合意された。
- **ヤンゴン都市圏開発マスタープランの承認 (ミャンマー)** : 機構が作成に協力したヤンゴン都市圏開発マスタープラン(2013年3月発表)が、5月にヤンゴン地域政府により閣議決定された。同市の上水道施設改善(指標1-1参照)に加えて、2014年5月には、交通渋滞解消のための優先事業として提言した新タケタ橋建設計画が無償資金協力事業として実施されることが決まった。
- **ウランバートル市都市計画マスタープランの国会承認 (モンゴル)** : 機構が作成に協力したウランバートル市都市計画マスタープランが、2013年2月にモンゴル国会により承認された。さらに、同マスタープランに基づく土地区画整理や都市管理に必要な土地再開発法の制定に対する技術協力を行った結果、2014年度に同法が制定される見込みである。
- **クリチバ市の都市開発への協力 (ブラジル)** : クリチバ市は、都市計画、特に公共交通システム、緑化政策、廃棄物分別等における先駆的都市として世界的に注目される一方、旧市街地の再活性化、貧困層の雇用創出や良質な社会住宅の供給、治安の改善、効率的な配電網整備等の課題も抱えている。機構は、2013年2月に土地区画整理事業の実施体制強化に係る技術協力を始めるとともに、スマートグリッド技術導入に係る円借款事業の形成可能性を調査した。事業実施に当たっては、クリチバ市と環境未来都市である横浜市の関係強化にも留意し、8月に横浜市が主催した「フューチャーシティフォーラム」では、機構の研修で来日した技術協力の実施機関関係者が講演を行った。
- **公共交通機関主体の都市開発モデルの検討 (ベトナム)** : ベトナムのビンズオン省(ホーチミン市の北30km)において機構は、日本企業(東京急行電鉄株式会社等)の提案に基づき、多摩田園都市

³ Metropolitan Priority Area

⁴ Engineering Service の略。円借款プロジェクト本体事業の実施に必要な調査・設計段階で必要とされる詳細データ収集、詳細設計、入札書類作成等の業務に対し、本体事業に先行して融資するもの。

⁵ Public-Private Partnership

モデルを用いた公共交通機関主体の都市開発に係る協力準備調査（PPP インフラ事業）（指標 14-1 参照）を開始した。ホーチミン都市鉄道 1 号線（円借款で支援中）とビンズオン省を結ぶ公共交通の整備等を検討している。さらに、ビンズオン省における公共交通利用を促進するための技術協力を 2014 年度に開始予定である。

- **ナカラ回廊経済開発戦略策定の進展（モザンビーク）**：TICAD V の公約である「戦略的マスタープラン」候補案件の選定を外務省と共に進め、一部の案件では既に調査を実施中である。農業・鉱物資源の豊富なモザンビークのナカラ回廊地域の開発戦略について、経団連（10 月）、周辺国政府、民間企業を含む国際セミナー（2014 年 3 月）に対する説明を行った。
- **環境未来都市構想推進への協力**：機構は、10 月に「第 3 回環境未来都市構想推進セミナー」を実施した。コスタリカ住宅・人間居住省大臣をはじめ、アジア、中南米、中東の 23 か国から、都市づくりに携わる中央政府の局長や自治体の幹部等 39 名が参加した（指標 3-1 参照）。
- **自治体との連携**：日本の都市開発の知見は主に自治体に蓄積されていることから、都市開発支援事業の形成・実施に当たって自治体の協力を得た。横浜市からは、フィリピン国メトロ・セブの都市計画及び上記クリチバ市の案件形成に対し、市職員による調査団への参団を得た。神戸市からは、マラウイ国リロンゲ市に対する支援委員会設置及び専門家派遣の協力を得た。また、北九州市からは、同市によるスラバヤ市への協力実績を背景として、機構によるスラバヤ市環境配慮型都市開発マスタープラン支援案件形成のための調査団に対し、市職員の参団を得た。さらに旭川市から、上述のウランバートル市に対する技術協力を市職員長期派遣の協力を得るとともに、都市開発に係る具体的な技術の支援のため、旭川市の提案による草の根技術協力事業を行った。

(3) 主要な投入（インプット）の実績

技術協力（支出実績）	有償資金協力（承諾実績）	無償資金協力（承諾実績）
47.52 億円	3,400.10 億円	149.27 億円

(4) 主要な成果（アウトプット）の実績

- ① マスタープラン策定数（策定中含む）：9件（9都市）
- ② 都市開発案件実施対象都市（圏）の人口の合計：6,250万人

3. 資源・エネルギー

(1) 当該課題に対する機構の協力方針

- 世界全体では13億人以上の人々が未電化地域に居住し、特にサブサハラ・アフリカ、南アジアの地域別電化率は低い（各31%、68%）。他方、新興国を中心に開発途上国の電力設備投資需要は伸びており、2035年までの開発途上国の必要投資額は10兆ドル以上と見込まれている。こうした電力需要を満たす一次エネルギーとして、シェールガス等の非在来型化石燃料の登場も背景に、安価で安定した石炭と天然ガスの利用の大幅拡大は避けられないと見込まれている。再生可能エネルギーは、二酸化炭素排出抑制の観点から多くの開発途上国で利用が拡大しているものの、投資額に比べ発電量が少なく安定性にも欠けるため、現段階では、二酸化炭素削減効果は限定的かつ経済成長を支える基幹電源になるとは見込まれていない。今後は、火力電源の高効率化と低炭素化が、開発途上地域の持続的成長のみならず、地球環境保全の観点から重要な課題となっているほか、日本が強みを有する地熱での貢献が期待されている。

- 機構は、エネルギー分野における開発課題を、①上位政策の改善、②エネルギー・アクセスの向上、③低炭素社会に向けた電源開発、④効率的な電力輸送、⑤省エネルギー、に整理し、日本の優れた技術及び豊富な経験並びに大規模な開発やリスクの高い開発を支援できる機構の特質をいかし、民間との連携を強化しつつ、開発途上地域の基幹電源・系統の増強・拡張・安定化を重点的に支援している。他方で、基幹電源・系統から分離された地方の独立型系統については、機構が、蓄積した経験や知見を外部に提供しつつ、他ドナーや民間との連携を強化している。

(2) 当該課題に対する戦略性向上に向けた取組や成果発現の例

- 2013年度は主に、基幹電源・系統整備を中心に、Low-Carbon(低炭素)、Low-Cost(低コスト)、Low-Risk(低リスク)のいわゆる「3L」に資する協力を国・地域ごとの事情及び日本企業に技術的優位性の認められる分野を勘案し、主に低炭素電源の利用促進、効率的な電力輸送、省エネルギーの推進(バングラデシュにおける省エネマスタープラン策定等)を支援した。資源分野については、途上国における持続的鉱業開発及び国際社会への鉱物資源の安定供給に資するため、研修員受入の準備を進めた。
- **火力発電の高効率化及び低炭素化の促進**：バングラデシュでは、高効率の超々臨界圧の石炭火力発電事業の形成を行った。これにより、急増する電力需要に対応するとともに、高効率の発電により温室効果ガスの排出を抑制することから、気候変動の緩和にも貢献する。また、ウズベキスタンの熱電供給型のガス・コンバインド・サイクル発電プラント導入の円借款契約調印を行った。
- **地熱開発の促進**：日本が強みを有する地熱開発に関し、インドネシアにおいて、探査、掘削、評価、ファンドデザイン等に係る技術協力プロジェクト(6月終了)に続き、更なる技術向上と試掘ファンドの運営能力向上、政策支援に係る新規案件の詳細設計を行った。また、中南米地域での円借款案件形成のため、コスタリカではグアナカステ地熱開発事業の事業化調査を実施し、ニカラグアでは基礎情報収集調査により有望地点2サイトを選定した。アフリカでは、ケニアにおいて、円借款案件の形成(第2次地熱オルカリア発電計画)を進める傍ら、探査、掘削、資源評価、プラントデザイン、独立系発電事業契約に至るまでの全過程を対象とする技術協力を開始した。加えて、全国資源量評価調査の実施に必要となる詳細設計調査を行った。また、エチオピアでは地熱開発マスタープラン調査を継続し、ジブチで地化学的ポテンシャル・レビューを主とした基礎情報収集調査を開始した。さらに、ルワンダにて地熱開発マスタープラン調査を開始したほか、タンザニア等リフトバレー諸国5か国全域に係る将来の支援戦略を策定した。
- **ミャンマー電力セクターへの知的支援**：ミャンマーの膨大な電力投資需要に対し、ヤンゴン都市圏及び主要地方都市の配電網のリハビリに係る円借款案件の形成を進めている。6月にインフラ緊急復旧改善事業(フェーズ1)の円借款契約に調印し、ヤンゴン地域の火力発電所や変電所の改修による電力の安定供給を目指している。ドナー及び官民合わせて様々なプレーヤーが参入する中、ミャンマー政府による技術的妥当性及び経済合理性に基づく投資決定を支援するため、機構は、6月より、他ドナーに先駆けて全国電力開発計画の策定を開始した。
- **日本の大学と連携した資源分野の人材育成(「資源の絆プログラム」の立ち上げ)**：機構は、途上国政府の資源分野の人材を本邦の大学院で育成し、長期的に知日派、親日派を育て、日本の資源関係者との人的ネットワークを強化するプログラム(通称「資源の絆プログラム」)を立ち上げた。2013年度は、モンゴル、ミャンマー、モザンビーク、マラウイ、カンボジア、パプアニューギニア、ペルー、ボリビアと協議を開始し、2014年3月にモンゴルから第一号の研修生が来日した。ABEイニ

シアティブ（下記 5. 参照）での受入とともに、アフリカ以外でも「資源の絆プログラム」の立ち上げを進めた。機構は、鉱業分野の国内リソース開拓とオールジャパン体制構築に取り組んでおり、11 月には、国内で資源分野の体系的教育を行う数少ない高等教育機関である秋田大学と「資源分野の戦略的連携合意書」を締結し、途上国の資源分野の行政官・大学教員の育成、同大学大学院生の機構へのインターン受入及びボランティア派遣、同大学教職員の機構事業参画等について連携を強化することで合意した。さらに、九州大学、北海道大学、早稲田大学、京都大学、東北大学の大学院とも協力関係を築き、資源の絆プログラムに協力を得られる見通しとなった。

(3) 主要な投入（インプット）の実績

技術協力（支出実績）	有償資金協力（承諾実績）	無償資金協力（承諾実績）
55.77 億円	1,570.95 億円	56.15 億円

(4) 主要な成果（アウトプット）の実績

- ① 発電容量（見込み）：724MW（有償資金協力分 723MW、無償資金協力分 1MW）
- ② 直接的裨益者：354名（本邦研修受入人数）
間接的裨益者：約370万人（無償資金協力の電力供給増、電化等の対象者数）
- ③ 将来的な二酸化炭素削減量（見込み）：約68万7,700t/年（有償資金協力分68万5,850t/年、無償資金協力分1,850t/年）

4. 法制度整備・民主化

(1) 当該課題に対する機構の協力方針

- 全ての開発途上国にとって、法制度整備や民主的制度を含むガバナンスは国の統治機構を構成する重要な要素として認識されている。そうした認識の下、各国は持続的成長を支える法律や制度の整備に取り組んでおり、機構は、「良い統治（グッド・ガバナンス）」の観点からこうした開発途上国の自助努力を支援している。具体的には、①自由、民主主義、基本的人権等の普遍的価値の共有による開発途上国への法の支配の定着、②持続的成長のための環境整備及びグローバルなルール遵守の確保、③日本の経験・制度の共有、日本との経済連携強化、地域的連携・統合の基盤整備、④日本企業の海外展開に有効な貿易・投資環境整備や環境・安全規制の導入支援、⑤ガバナンス強化を通じた日本の経済協力の実効性向上と国際開発目標達成への寄与、の観点から、基本法及び経済法の関連分野を対象とする支援を行う方針である。
- 事業実施に当たっては、日本の経験・知見を踏まえつつ、協力相手国の文化、歴史、発展段階、主体性を尊重し、国の実情・ニーズに見合った法制度の整備を重視している。また、協力対象としては、法の起草・改正にとどまらず、法制度の適切な運用・執行のための基盤整備や能力強化、法曹人材育成や法学教育の改善、市民の法制度へのアクセスの改善まで視野に入れている。さらに、協力手法としては、専門家派遣、訪日研修、開発政策借款による相手国の制度・政策改善等の多様な手法を組み合わせている。

(2) 当該課題に対する戦略性向上に向けた取組や成果発現の例

- 2013 年度は、市場経済化移行国及び紛争終結国等における基本法・経済法関連分野の法制度の整備及び運用改善を支援するとともに、TICAD V を踏まえ、アフリカの紛争影響国に対し公正な刑事司

法・警察制度の確立を支援した（指標 4-1 参照）。また、経済成長を支える行財政制度の確立のため、公共財政管理、税務行政、税関行政の支援も行った。

- **カンボジア国における法制度整備支援**：20年にわたる内戦で法制度が壊滅的な状態にあったカンボジアでは、1999年以来、日本の支援により民法、民事訴訟法をはじめとする民事法令が施行されたが、法令の適切な運用に向けた法・司法機関及び法律家の能力向上が課題である。機構は、民法・民事訴訟法の普及を支援し、ひいては個人や企業の経済活動の円滑化による同国の経済発展に寄与するため、2012年に「民法・民事訴訟法普及プロジェクト」を開始し、2013年1月には日本の支援によって起草された民法関連不動産登記共同省令が成立したほか、政府機関や民間の法律家の民法・民事訴訟法の体系的な理解促進と能力強化を支援している。
- **ミャンマー法制度整備の進展**：11月に法整備支援プロジェクトを開始し、2014年1月に法務長官府及び最高裁判所に対する長期専門家を派遣した。また、知財庁設立に向けた基礎情報収集調査を開始し、11月には法務長官府において知財法に関する現地セミナーを実施した。さらに、通関電子化を通じた税制改革・近代化のための技術協力及び無償資金協力も開始した。他方、日本政府が進める同国の金融セクターの近代化に対応し、機構は無償資金協力及び技術協力による中央銀行のITシステムの整備を含む資金・証券決済システム近代化、証券監督能力強化、インターバンク市場育成に取り組んでいる。
- **日系企業等の活動にも資する迅速な法制度整備の促進**：民間企業（コンサルタント、法律事務所）と連携し、ミャンマー、カンボジア、バングラデシュを対象に民間企業の視点によるビジネス関連法制の問題分析及び具体的な改善提案を行った。
- **行政の質を高めるための予算制度改革の支援（インドネシア）**：インドネシアでは、国家開発企画庁及び財務省を中心に、成果目標に対する業績の評価に基づいてインフラ、教育、保健などの省庁に翌年度の予算を配賦する予算制度改革を進めている。機構は、この改革を支援するため、2014年2月まで、日本政府の政策評価及び先駆的な地方自治体による業績予算の経験を紹介する技術協力をを行い、2014年度に第二フェーズを実施予定である。
- **税関行政、税務行政の改善に対する支援**：税関分野について、アジア地域において、2011年のADB年次総会で日本政府が表明した貿易円滑化推進のための「アジア・カーゴ・ハイウェイ構想」実現のため、ASEAN各国の税関に対し、国際標準に沿った関税評価・関税分類手続きの向上（カンボジア、ミャンマー）、効率的な税関手続きのための税関リスク・マネジメントの強化（フィリピン、ラオス）、通関システム導入（ベトナム）、貿易円滑化のための近代的制度の導入（タイ、マレーシア）のための技術協力を継続した。特にベトナムでは、無償資金協力及び技術協力の結果、2014年4月に日本式の通関システムの供用が開始され、通関手続きの迅速化及び透明化が見込まれる。アフリカ地域においては、TICAD IV 及び V におけるワンストップボーダーポスト⁶整備支援の公約を実現するため、東アフリカ共同体5か国を対象とした技術協力及び西アフリカ経済通貨同盟への専門家派遣を通じた加盟国8か国に対する技術協力を継続している。さらに、税務行政支援については、ベトナム、インドネシア、カンボジア、マレーシア、中国、モンゴル、タンザニアに対して税務行政分野を支援中であり、タンザニアでは税務大学の研修テキストが作成された。
- **民主化支援**：地方行政支援（バングラデシュ、カンボジア、ブータン、タンザニア、ホンジュラス、ドミニカ共和国等）、中立・公正なメディアの確立（南スーダン）、「アラブの春」以降の北アフリカにおける公正な選挙運営（エジプト、チュニジア等）を支援した（指標 4-1 参照）。

⁶ 出国側、入国側の通関手続きを同時に行う通関業務運営方式。

(3) 主要な投入（インプット）の実績

技術協力（支出実績）	有償資金協力（承諾実績）	無償資金協力（承諾実績）
8.34 億円	実績なし	実績なし

(4) 主要な成果（アウトプット）の実績

- ① 支援対象の法律専門家・実務家の人数：延べ8,400名（本邦研修、現地セミナー等の参加者数）
- ② 支援対象の法令・法案数：29件
- ③ 支援対象の法令運用・司法実務文書数：18件（ガイドライン・マニュアル・執務要領等）

5. 高等教育

(1) 当該課題に対する機構の協力方針

- 開発途上地域では、経済成長や知識基盤社会への対応に不可欠な科学技術の発展のため、理工系を中心に高等教育に対する協力のニーズが高まっている。機構は、①開発途上国の拠点大学への協力、②本邦留学による人材育成、③日本と開発途上地域の高等教育機関のネットワーク形成を継続するとともに、新たに、④学生の急増に対応する高等教育の質の保証等を支援している。事業実施に当たっては、高等教育のグローバル化、少子高齢化等のために海外の優秀な人材の獲得に関心を有する日本の高等教育機関との連携を重視している。

(2) 当該課題に対する戦略性向上に向けた取組や成果発現の例

- 2013年度は、拠点大学の能力強化（エジプト日本科学技術大学、マレーシア日本国際工科院、ミャンマー、モンゴルの主要工科大学）、本邦留学（ABE イニシアティブ、インドネシア円借款留学事業等）、大学間ネットワーク形成（日本・ASEAN 友好協力 40 周年記念事業でもあるアセアン工学系高等教育ネットワーク、アフリカ連合が推進する汎アフリカ大学構想拠点大学であるジョモケニアアッタ農工大学支援）、教育の質の保証（インドネシアの工学教育プログラム認定機関設立準備）を支援した。
- **ABE イニシアティブ⁷ の立上げ**：TICAD V において、日本政府は5年間で1,000名のアフリカの若者に対して日本の大学の修士課程での教育及び日本企業でのインターンシップの実践的機会を提供する事業（ABE イニシアティブ）の立ち上げを表明した。機構は、大学向け説明会に加え、各種経済団体等の協力も得て企業向け説明会を多数実施し、短期間の準備期間ながら、大学58校から約700名分、企業95社からインターンシップ等受入に係る関心表明を得た。機構は、2014年度の第一バッチ150名を皮切りに2015-2017年度に各350、300、100名の研修人数を目標に受け入れる予定である。第一バッチには500名を超える応募があり、選考を行っている。
- **ミャンマーの主要工科大学支援**：産業振興とインフラ開発に資する人材育成が急務となっている中、同国の工学教育の中核大学であるヤンゴン工科大学とマンダレー工科大学の教育・研究能力向上のため、現地進出日系企業でのインターンシップを含む技術協力を10月から開始し、施設整備に係る無償資金協力の調査も実施している。
- **民間との連携**：アセアン工学系高等教育ネットワークでは日系企業も含めた産学連携セミナー開催や産学共同研究を実施した。また、ABE イニシアティブやマレーシア日本国際工科院の支援のため

⁷ アフリカの若者のための産業人材育成イニシアティブ (African Business Education Initiative for Youth)

に日本企業でのインターンシップを準備した。

(3) 主要な投入（インプット）の実績

技術協力（支出実績）	有償資金協力（承諾実績）	無償資金協力（承諾実績）
47.82 億円	376.45 億円	1.15 億円

(4) 主要な成果（アウトプット）の実績

- ① 支援対象大学数：62大学（技術協力分）、40大学（留学生借款事業を除く有償資金協力分）
- ② 日本の大学における学位取得支援数：472名（25年度暫定値）（長期研修員115名、留学生借款154名、留学生支援無償203名）
- ③ 事業提携している日本の大学の数：174大学

6. 農業・農村開発

(1) 当該課題に対する機構の協力方針

- 開発途上地域において、農業による経済効果を引き出すためには、農業生産財の投入（種子、肥料、トラクター等農業機械）、農業技術の研究開発、普及、生産、収穫後処理、流通、融資、関連のインフラ整備等、各段階で価値を生む要素の連鎖（バリューチェーン）を機能させることが重要である。機構は、このバリューチェーン全体を見渡した上で、制約要因と改善策を検討し、支援を行っている。特に、日本の農業生産技術の開発・普及に関する実績及び稲作等に関する人材、技術、知見の比較優位性を考慮し、農業生産性の向上の支援に重点を置いて取り組んでいる。事業実施に当たっては、各要素の価値を高めるために公的機関のみならず民間企業の関与が効果的であることから、機構は民間セクターの参入促進や民間セクターとの連携を図っている。
- 他方、開発途上国の持続的な農業・農村開発のためには、農業人口の大多数を占める小農の役割が極めて重要であるため、民間資本による無計画で大規模な土地の囲い込みや小農に裨益しない開発を防ぐよう配慮する必要がある。機構は、国際的に推進されている、土地、漁業、林業の所有に関する責任あるガバナンスや責任ある農業投資原則の考え方に沿った支援を行っている。

(2) 当該課題に関する戦略性向上に向けた取組や成果発現の例

2013年度は、農業従事者を成長の主人公にすることを掲げた TICAD V に向けた支援や、日本政府のインフラシステム輸出戦略も踏まえ、日本の技術や知見を生かした案件の形成・実施を行った。

① TICAD V に向けた支援

- **日本・ブラジル・モザンビークによるナカラ回廊農業開発（モザンビーク）**：モザンビーク北部ナカラ回廊地域は自然条件に恵まれるなど高い農業ポテンシャルを有しており、地域の大多数を占める小規模農民は伝統的な営農体系による農業を営んでいるが、その生産性は低位にとどまっている。機構はブラジル国際協力庁とともに、地域の小規模農民を中心に生産性と生計の向上を目指す同地域の農業開発を支援している。2013年度は、研究・普及・開発計画策定にかかる活動を実施し、持続的な農業開発への取組に協力した。開発計画の策定にあたり、地域住民から呈された疑問や不安を広く聴取するため、モザンビーク政府により農民組織・市民社会団体との間で30回にのぼる丁寧な対話が行われており、機構はこれを支援した。

- **セネガル河流域灌漑地区生産性向上プロジェクト（セネガル）**：西アフリカ有数のコメ消費国セネガルでは消費の7割を輸入米が占め、国家経済の負担となっている。日本は国産米生産の7割を占めるセネガル河流域灌漑地区を中心に長年稲作開発を支援し、2008年には、機構が支援した開発調査の結果を基に「国家米自給計画」が策定された。2009年開始の本プロジェクトでは、国産米生産の生産性向上のため、ほ場の農民参加型診断及び改善工事による機能回復、水管理と栽培指導、収穫後処理、精米選別機導入による品質向上、流通支援等、生産から流通まで総合的な支援を行った。その結果、協力対象地区（252 ha）においては、作付面積185%増、籾生産量15%以上増、燃料消費量29%減、稲作農家所得20%以上増、農業生産に不可欠な貸付制度へのアクセスの改善等の成果を得た。また、機構の支援により国産米の品質を向上する精米選別機を導入し、輸入米に比べ品質でも劣っていた国産米の認知度が上がり、国産米の流通改善にも貢献した。6月の日仏首脳会談では、2020年までに、セネガルの米生産地域の60パーセントをカバーし、稲作農家など73万人の生計向上に貢献することを目標とし、セネガル政府の国家米生産増加計画を後押しすることが合意された。これを受け機構は、本プロジェクトの成果を活用したフランス開発庁（Agence Française de Développement、以下「AFD」という。）と連携した支援策を検討している。
 - **その他の TICAD V に向けた支援**：アフリカ諸国で国民の大多数を占める農業従事者の所得向上のため、小農による市場志向型農業（SHEPアプローチ）の推進（指標1-1参照）、アフリカ稲作振興のための共同体（CARD）の推進（指標3-1参照）、責任ある農業投資の促進を通じた投資受取国、小農と企業による農業開発アプローチ、強靱性強化に係る協力を進めた。
- ② 日本の技術や知見を生かした支援
- **好適環境水を用いた高付加価値淡水養殖（カンボジア）**：岡山理科大学が開発した好適環境水（淡水中に僅かな量の電解質を加えた水）は、淡水魚、海水魚ともに飼育でき、成長促進、魚病抑制といった効果が確認されている。カンボジアでは淡水産高級エビであるオニテナガエビを養殖し、農家の収入アップを目指す取組が行われてきたが、オニテナガエビは汽水域で産卵孵化するため、内陸部での大量の海水確保がコスト面で課題であった。このため機構は、淡水魚・海水魚ともに飼育できる好適環境水が適用可能かどうかを調べるプロジェクト研究をカンボジアで行った。その結果、従来の手法である希釈海水使用と同等以上の幼生生存率が確認され、海水輸送にコストがかかる内陸部においても高級エビ養殖が実用化される可能性が高まったため、実証試験を継続している。
 - **次世代の食料安全保障のための養殖技術研究開発（タイ）**：市場性の高い魚介類を対象とした新しい養殖システムを構築するため、遺伝子育種のための優れた遺伝子マーカーの開発等持続的かつ高品質な魚介類生産に必要な養殖技術研究開発を実施している。
 - **環境ストレス耐性の作出技術の開発（ブラジル）**：ブラジルは世界のダイズ生産量の約1/4を担い、今後も食料供給国としての役割を強く期待されているが、気候変動の影響もあり、近年、ブラジルその他の南米諸国では干ばつの被害が深刻になっている。機構は、近年の環境ストレス耐性遺伝子群の研究成果やダイズのゲノム解析技術を基盤として、水不足や猛暑といった環境ストレスに耐性のあるダイズ品種開発を支援している。作出されたダイズ系統は、従来品種に比べ、乾燥、高温に対する耐性が確認される等、実験ほ場では顕著な成果が出ており、今後、ブラジル側による品種登録へ向けた取組が期待される。
 - **インフラシステム輸出戦略にも資するほ場整備支援（ミャンマー）**：ミャンマーでは、面積当たりの収量増大や作業効率の改善のため、農地の大区画化による農地集積や用排水路・農道の整備（「ほ場整備」）が必要となっている。機構は、同国において、ほ場整備の設計施工にかかる技術的な事

項、及び機構の環境社会配慮ガイドラインにも則った農民の合意形成手法を含めた「ほ場整備ガイドライン」の作成に取り組んでいる。ガイドライン作成にあたっては、パイロット事業として同国政府によるほ場整備を支援しつつ、そこから得られた教訓も取りまとめている。ほ場整備支援は、技術面に加え、農地集積に伴う土地権利関係の調整も含め、日本で蓄積されてきた知見のパッケージを提供するものであり、かつ整備されたほ場での農業機械の活用等も期待できることから、日本政府のインフラシステム輸出戦略に記載された「生産性が高く効率的で付加価値の高い農業インフラシステムの海外展開」にも合致しているといえる。

(3) 主要な投入（インプット）及び成果（アウトプット）の実績（指標 3-1「食料安全保障」に記載）

7. 民間セクター開発

(1) 当該課題に対する機構の協力方針

- グローバル経済と国境を超える企業活動が進展する中、開発途上地域が経済成長を遂げるためには、グローバル経済を視野に入れ、民間セクターの活動を促進することが必要となっている。TICAD V 宣言文書でも、第一の重点分野として民間セクター主導の成長促進が打ち出された。
- 機構は、開発途上地域が民間セクターの発展を通じて経済成長や所得向上を実現し、グローバル経済、経済成長の恩恵を広く人々が享受することを重視し、貿易・投資促進、中小零細企業振興、産業人材育成、地場産業振興・地域経済活性化に向けた支援を行っている。事業実施に当たっては、各国の民間セクター開発のために日本企業が果たしている重要な役割に留意し、日本企業との連携を通じて、開発途上地域及び日本双方の発展に貢献できる取組を重視している。

(2) 当該課題に対する戦略性向上に向けた取組や成果発現の例

- 2013年度は、①産業振興や貿易投資促進に関する政策・施策の立案と実施、②ビジネス環境の整備、③産業人材育成支援、④発展の遅れている地域での雇用創出・貧困削減、を支援した。
- アジアでは、ビジネス環境改善、産業人材育成を支援し、特にミャンマーでは、経済成長の基礎となる政策・制度整備支援を行った（知的財産庁設立支援調査、投資振興アドバイザー派遣等）。一方、経営人材の需要に対応するため、8月に機構理事長出席の下、ミャンマー日本人材開発センターをヤンゴンに開所した。ヤンゴン、マンダレーで開催したビジネス研修には、現地進出日系企業の現地社員を含め610名が受講した。現地研修のカリキュラム策定や本邦研修員受入等に際しては、日本の経済団体とも連携を図っている。またインドネシアでは、海外投融資事業として「産業人材育成事業」向け融資を行った（指標7-6参照）。
- アフリカでは、TICAD V等を踏まえた貿易・投資促進、産業人材育成支援を行った（モザンビーク等への投資促進専門家派遣、5か国での品質・生産性向上（「カイゼン」）活動普及等）。さらに、アフリカ、中東等では、商品の共同企画等で日本企業と連携しつつ、地域の特性・資源を有効に活用した農産品等の開発・振興を通じた産業振興を支援した。
- **包括的成長を重視する製造業経営幹部育成の支援（インド）**：インドでは、2012年度まで実施した製造業の競争力強化や経営改善等のための経営幹部育成支援（技術協力）の成果を踏まえ、2013年度は、日本の製造業において経済・経営的要素同様に重視される環境対策や省エネルギー、農村部の貧困層への配慮等の社会的要素も含む包括的成長に焦点を当てた技術協力を開始した。先行プロジェクト以降、現地研修には延べ300社以上の現地企業関係者が参加し、活動成果をまとめた書籍

が3種類出版された。また、8月に東京で開催したセミナーに約80名、2014年3月に名古屋で実施した本邦研修成果発表会には約100名が参加し、高い関心を集めた。

- **適正な企業活動を促進する基準認証制度の整備（ベトナム）**：開発途上国の消費者の利益を守り、優良な製品を生産する企業が活動する場を確保するためには、市場に出回る製品が満たすべき規格を適切に定め、その規格が実際に遵守されていることを担保する仕組み（基準認証制度）が重要である。ベトナムでは、2013年度から家電製品の省エネルギー性能を示す省エネルギーラベル制度が導入されているが、そのうちエアコンと冷蔵庫の省エネルギー性能に関する試験規格は、日本が提案して採用された国際規格に基づいたものとなっている。機構は10月に開始した技術協力を通じ、ベトナムの試験機関がエアコンと冷蔵庫の性能試験を適切に行う上での能力向上を支援しており、これにより健全な家電製品市場の育成、更には日本企業製品の普及、ベトナムにおける省エネの推進にも貢献することを目指している。

(3) 主要な投入（インプット）の実績

技術協力（支出実績）	有償資金協力（承諾実績）	無償資金協力（承諾実績）
76.77 億円	773.28 億円	51 億円

(4) 主要な成果（アウトプット）の実績

- ① 産業人材育成関連プロジェクトにおける企業指導対象社数：1,314社
- ② 産業人材育成関連プロジェクトにおける講義・講習参加者数：11,223人

8. 成長セクターにおける格差拡大抑制の取組の例

(1) 当該課題に対する機構の協力方針

- 経済成長の過程では、所得格差や地域格差の拡大といった負の影響が及ぶ恐れもある。機構は、持続的な成長のためには、上記1～7に示したような成長セクターにおける支援を実施する場合にも、格差拡大に対して横断的な配慮を行い、配慮が必要な場合には、各事業において格差拡大抑制策を重視した支援の取組を組み込んで実施している。特に地方における事業を展開する際には、コミュニティレベルでの住民参加を図ったり、現地での雇用機会を創出するなどの手法を積極的に導入し、地方における生活水準の向上に貢献したりしている。

(2) 当該課題に関する戦略性向上に向けた取組や成果発現の例

2013年度は、成長セクターにおける社会的弱者や貧困層等に配慮した支援を実施したが、特に格差拡大抑制に貢献した事例は以下のとおり。

- **縫製工場ビル崩落後の耐震化、建替支援（バングラデシュ）**：バングラデシュの縫製業は、貧困層を中心に約400万人（うち女性が約300万人）の雇用を創出し、全輸出収入の8割を占める同国経済の根幹を支える重要産業である。4月に縫製工場が入るテナントビルが崩落し、1,100人以上が被害者となった。この事故を受け、機構は、10月に縫製工場の安全性向上支援に係る覚書を縫製品製造業・輸出業協会等5団体と締結し、縫製産業従事者の労働環境改善のために建物の安全性向上を目指す協力を開始した。具体的には、技術協力と有償資金協力を組み合わせ、機構専門家の指導を受けた技術者が建物強度診断を行い、その結果を受け、建物所有者が改修工事を希望すれば必要な資金を融資する仕組みを設けた。これにより、全国に約4,000件といわれる縫製工場の耐震化、

建替を促進することが見込まれている。

- **都市開発案件での社会的弱者への配慮**：開発途上地域で都市化が進む中、開発の恩恵を受けられる人と、受けられずに最低限の生活を余儀なくされる人との格差が拡大する危険が生じている。このため、都市開発案件では、開発の負の影響が生じないように、参加型で様々な人々の意見を聴取し、障害を持つ人々、高齢者や子どもにもやさしいまちづくりを心掛けている。例えば、ナイロビ都市開発マスタープラン策定プロジェクト（ケニア）では、関係者との会合を約 80 回実施し、その結果を踏まえて、マスタープランに女性・子ども・障害者の交通に困難があることを明示し、必要な道路表示や歩行者信号を設け、安全教育を行うことを提案した。
- **労働集約的手法による地方道路開発（タンザニア）**：タンザニアの道路は、舗装道路は約760キロと全国の1%程度に過ぎず（2011年）、その44%は改修が必要とされる状態とされており、量・質の両面で改善が求められている。機構は、同国建設省が推進する人力を多用した道路工事手法を活用し、地方交通整備及び雇用機会の創出の双方に資する技術協力を行っている。2013年度は、道路インベントリー調査や労働集約的手法による道路整備のパイロット工事の取組を行い、協力対象2州の自治体で道路維持管理手順・サービスが確立された。この結果、対象2州内に設定したモデル県(各州1県ずつ)における良好な状態の地方道路の割合は、前年度と比較し、2県で各々約75%から79%、60%から66%と改善した。また、モデル県でのパイロット工事における地元住民の工事従事者数は、5,949人に上った。さらに、モデル県の成果と教訓を2014年9月開催予定の全国エンジニア会議で発表し、全国の県レベルのエンジニアと教訓を共有する予定である。
- **メコンデルタ沿岸地域における気候変動の影響を受ける脆弱層への支援（ベトナム）**：ベトナムのメコンデルタ地域は、同国の食糧生産の半分以上を占めるが、将来的な気候変動に伴う海面上昇等の影響により、冠水、塩水遡上、淡水不足等の被害が予測されており、地域住民の生活及び農業開発上のリスクとなっている。機構は、気候変動の影響に配慮した同地域の農業農村開発計画及び優先事業の策定を支援した。4月に発表された同計画では、脆弱性評価の結果も踏まえ、塩水遡上、濁水、海面上昇、洪水、降雨、気温上昇といった気象変動課題への対策を提言した。

小項目 No. 3 地球規模課題への対応

大項目	1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
中項目	(1) より戦略的な事業の実施に向けた取組
小項目	3. 地球規模課題への対応
中期計画/ 年度計画	<p>【中期計画】</p> <p>(1) より戦略的な事業の実施に向けた取組</p> <p>政府開発援助大綱及び政府開発援助に関する中期政策並びに国別援助方針、年度毎の国際協力重点方針をはじめとする政府の政策及び政府の国・地域別、分野・課題別の援助方針に則り、開発途上地域の開発政策及び援助需要を踏まえ、事業量のみならず成果を重視し、PDCA サイクルを徹底した効果的な事業を実施する。我が国政府が開発協力の重点分野として掲げる貧困削減、持続的経済成長、地球規模課題への対応及び平和の構築に沿って、戦略的、効果的かつ効率的な援助を実施していくため、機構は援助機関としての専門性を活かし、国・地域別の分析や相手国との対話を通じ、援助の現場における開発ニーズ・実態を把握し、技術協力、有償資金協力及び無償資金協力を柔軟かつ有機的に組み合わせたプログラム・アプローチを強化する。また、援助機関としての専門性を活かした事業構想力を強化し、案件形成・実施能力を向上させるため、機動力のある実施体制を整備する。加えて、既存の援助手法のみに限定することなく、柔軟に事業を実施するアプローチ、手法、プロセスの改善を図る。実施に際しては、東日本大震災からの復興、防災、少子高齢化、環境・エネルギー等、国内の課題・経験と海外の課題をつないで双方の課題解決に貢献するよう努める。同時に、開発協力に対する国民の共感を高めるため、国民の理解と支持を向上するための措置を実施する。</p> <p>政府の援助方針等の政策を踏まえ、すべての人々が恩恵を受けるダイナミックな開発を進めるという機構のビジョンのもとに、貧困削減、持続的成長、地球規模課題への対応及び平和の構築を重点分野とした人間の安全保障の視点に基づく優良な案件の形成、実施を行う。</p> <p>具体的には、</p> <p>(ハ) 地球規模課題への対応</p> <p>地球温暖化をはじめとする環境問題、感染症、食料、エネルギー、防災等といった地球規模課題に対して、国際社会と協調しつつ、課題解決に取り組む。</p> <p>【年度計画】</p> <p>(ハ) 地球規模課題への対応</p> <p>環境、気候変動、災害、食糧等の地球規模課題について、日本の技術の活用やハードとソフトを効果的に組み合わせた支援等を通じて、開発途上国の政策・施策の策定及び実施を後押しする。</p>

指標 3-1 地球規模課題の解決に向けた取組状況

当該課題の概要

- 世界人口は 70 億人を超え、水や食料等の問題が深刻化する「地球の限界」が現実になってきている。自然破壊や気候変動、自然災害に起因あるいは影響する地球環境のリスクに対し、国際社会は様々なイニシアティブやプラットフォームにより対応を検討してきた。2012 年の「国連持続可能な開発会議（リオ+20）」では、環境負荷を伴わない開発のあり方を具体的に検討することが改めて確認され、日本政府も地球規模課題への取組を外交上の重点課題と位置付けている。特に水や防災、都市環境等は日本の技術的比較優位性が高く、オール・ジャパンでの取組が期待されている。

- 2015年には、①MDGsの後継目標であるポスト2015年開発アジェンダの決定、②仙台での第3回国連防災世界会議による防災に係る「兵庫行動枠組（Hyogo Framework for Action。以下「HFA」という。）」の後継枠組みの決定、③2020年からの温室効果ガス排出削減のための国際枠組みの策定が予定されている。2013年度は、こうした動向を見据えて各分野での取組を進めた。

1. 防災

(1) 当該課題に対する機構の協力方針

- 世界各地において、気候変動の影響を受け災害が増加、かつ一部では大型化の傾向がある。災害は人命、財産を危機にさらすだけでなく、国家が築いてきた開発の成果も一瞬にして奪い去るものである。一方で、開発途上国では防災に対する対応、対策が十分ではなく、被害が拡大しているだけでなく、災害後に多大な予算を割くことになり、その後の経済成長に負の影響を与えている。災害に対して脆弱であることによって持続的な開発が阻害されており、防災を開発の重要な課題として認識する必要性が高まっている。防災に関する国際アジェンダであるHFAでは、災害に強い国・コミュニティを構築するための支援方針として三つの戦略目標及び五つの優先行動が示されている¹。機構はこのような国際的な合意を踏まえ、かつ防災が人間の安全保障の根幹にかかわる重要な問題であることを認識し、「災害に強い国・社会づくり」に取り組む。具体的には、被援助国における機構事業の効果発現のために、「防災の主流化」、すなわち防災が開発課題の優先政策となること、開発計画や事業に防災の視点を組み込むこと、これら政策や計画に基づき防災への投資が促進されることに取り組む。
- かかる状況の下、機構は、2011-2012年度にプロジェクト研究を実施し、災害に対して強靱な社会を形成するため三つの原則（Trinciple Approach²）を開発途上国に提案し、防災の投資効果、防災の主流化の概念を整理した。2013年度は、①防災への事前投資の重要性と経済成長への効果を定量的に立証するためのシミュレーション・モデル（DR²ADモデル）の改良及び国際的認知、②全分野の開発事業に対し、災害統計、災害リスク情報に基づくリスク・アセスメント、及び防災の視点導入の重要性の理解の促進、③復興段階における「Build Back Better³」の概念の普及、④防災をポスト2015年開発アジェンダに含めるため、国際機関、ドナーとの対話強化、⑤これら概念の発信に加え、事業においてはハード（構造物）とソフト（非構造物対策）の効果的組合せによる防災能力強化、に取り組んだ。

(2) 当該課題に対する戦略性向上に向けた取組や成果発現の例

① 防災の主流化

- 5月に、機構副理事長が、「防災グローバル・プラットフォーム会議」（国連国際防災戦略事務局主催）における非公式政府間協議「Disaster Risk Reduction and the Post2015 Development Agenda」

¹ 三つの戦略目標：①持続可能な開発の取組に減災の視点をより効果的に取り入れる、②全てのレベル、特に、コミュニティレベルで防災体制を整備し、能力を向上する、③緊急対応や復旧・復興段階においてリスク軽減の手法を体系的に取り入れる。

五つの優先行動：①防災を国、地方の優先課題に位置付け実行のための強力な制度基盤を確保する、②災害リスクを特定、評価、観測し、早期警報を向上する、③全てのレベルで防災文化を構築するため、知識、技術、教育を活用する、④潜在的なリスク要因を軽減する、⑤効果的な応急対応のための事前準備を強化する。

² 三つの原則：①リスクについて適切に理解すること（Risk Literacy）、②災害対策を多重に講じたり、他の分野の事業にも防災の視点を付加したりすることにより、災害リスクを軽減すること（Redundancy）、③社会変化に対応するために常に改善し続けること（Kaizen）。

³ 災害後の復興において、災害前の状態とするのではなく、次の災害に備えより強靱な復興を行うこと。

(日本政府・同事務局共催)の議長を務め、防災の主流化がポスト 2015 年開発アジェンダに盛り込まれるよう働きかけた。また、サイドイベントを UNDP と共催し、上述の DR²AD モデルを説明した結果、同モデルが防災の主流化を促進するツールとして評価を受け、9 月に OECD ドナー会合で発表した。また、12 月には、同事務局が全世界で実施するリスク評価、防災投資を促進するためのワークショップの準備会合でも発表し、2014 年度に同ワークショップを同事務局と連携して実施する予定である。他方、11 月には、欧州連合 (EU) 及び国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR) との共催により、公開セミナー「安心・安全を保障する開発支援の在り方ー自然災害に対してレジリエント(強靱)な社会の構築に向けて」を国連大学において開催し、開発計画における防災への取組とレジリエントな社会構築の明示等について議論した。さらに、各国の計画・財務担当機関が活用できるように DR²AD モデルのバージョンアップを行っている。

- 東日本大震災、タイ洪水の経験を踏まえ、官民が連携して産業集積地の防災対策、及びサプライ・チェーン維持に係る対策を実施する重要性が明らかとなり、ASEAN 各国の産業集積地における災害リスク評価及び災害時の地域の経済活動の停滞を最小限に抑えるための事業継続計画の策定を検討する基礎調査を行った。
- ポスト 2015 年開発アジェンダの中での防災の重要性の高まりを受け、世界銀行、UNDP、UNICEF、豪州外務貿易省、フランス開発庁 (AFD) 等との定期協議の際に、先方要望により防災をテーマとする個別協議を実施し、機構からは防災の主流化の重要性を説明した。これら、ドナー等との協議に加え、NGO-JICA 定期連絡会においても防災を通年のテーマとし、機構から防災の主流化の考え方を説明し、連携を検討した。
- 開発途上地域での防災の主流化を具体的に進めるため、インドネシア、フィリピン、タイ、トルコ、ブラジル、大洋州等で、防災を担当する中央政府及び地方政府の災害対応能力の強化を支援している。災害リスク把握、防災計画策定の支援を通じ、災害リスクへの認識を高めることを目指している。2013 年度は、例えばタイ国防災能力向上プロジェクトにおいて、防災教育の重要性を啓もうした結果、教育省と県教育事務所が主体となり全国で学校防災教育推進計画が策定され、また 100 校以上が学校防災推進校として指定を受け、防災訓練、ハザードマップ作りが実施されるようになった。ほかにも、大洋州地域コミュニティ防災能力強化プロジェクトでは、地域住民、特に女性による防災組織づくりや話し合いが自発的に行われ、また雨期には住民自ら河川状況の確認、避難準備を進める習慣が定着するという成果があった。

② フィリピンにおける台風被害からの復旧・復興支援

- 災害緊急援助から継ぎ目のない専門家チームの派遣：フィリピンを直撃した台風 30 号 (HAIYAN) の被害を受けて、11 月 11 日から国際緊急援助隊医療チームを派遣した。フィリピン政府による復旧へ向けた取組を支援するため、医療チームの活動が続く 11 月 26 日から早期復旧を支援するための国際緊急援助隊専門家チームを派遣した。フィリピン政府による災害後のニーズ・アセスメント実施及び復興計画策定に当たっては、上記専門家チームを通じて東日本大震災の経験を踏まえた日本の復興・防災に係る知見が共有され、被災実績を踏まえたより良い復興に関する「Build Back Better」のコンセプトの提案は先方政府から高い評価を得た。具体的には、建築基準や no build zone 設定の政策判断において専門家チームの助言がいかされた (指標 8-1 参照)。
- 東松島市との連携による復興についてのセミナーの開催：2014 年 1 月、緊急開発調査の開始に先立ち、機構役員を団長とし、東松島市の市職員等 4 名を含む調査団をフィリピンに派遣した。同調査

団は、被災地で被害状況を確認した後、被災地の復興に関するセミナーをマニラで開催し、東松島市の2年半以上にわたる復興プロセスを説明するとともに、官民協働での効率的ながれき処理や被災地の雇用創出について講演した。同セミナーには、フィリピン政府の復興関連閣僚をはじめ、被災した地方政府の首長や世界銀行などの開発パートナーのほか、大学関係者やメディアなど約100人が参加し、市民協働や官民連携等、予算や技術がなくても実践できる東松島市の取組に対し、特に地方政府の関心が高かった。

- **緊急開発調査の迅速な立ち上げと日本の知見の共有**：2014年1月末には緊急開発調査を開始した。災害緊急援助から復旧・復興への迅速で継ぎ目のない支援のため、ファスト・トラック制度（指標1-1脚注参照）を適用した。2013年度は、復興及び中・長期的支援策検討のための災害評価とニーズ調査を実施するとともに、関係省庁と日本の経験を踏まえた復興計画のあり方（特にBuild Back Betterの概念）に関する知見の共有を行った。この過程で、災害緊急援助、ニーズ・アセスメント、緊急復旧復興支援を切れ目なく続け、災害援助から復旧・復興、防災対策に至るまで、課題横断的に継ぎ目のない総合的支援を実施すべく協力枠組みを組み立てた。具体的には、2014年度は、緊急開発調査の調査結果を踏まえ、「Build Back Better」の概念を適用しつつ、公的サービスの復旧・強化、被災者の生計向上（漁業、食品加工等）、市場や学校の修復等の緊急性・優先度が高い事業をクイック・インパクト事業として実施する。さらに、緊急開発調査の中での概略設計を基に公共インフラ、教育、医療、生計手段の回復等の分野で無償資金協力を実施するとともに、東日本大震災を含め日本の防災に係る知見、教訓を活用した中長期復旧・防災計画の策定を支援する予定。
- **災害復旧スタンバイ借款の供与**：さらに、災害発生時に借入国の要請をもって速やかに融資を実行できるよう、災害発生に備えて融資枠を合意する「災害復旧スタンバイ借款」を創設し、初の供与をフィリピンに対して行った（指標5-1、7-5、21-5参照）。

③ 過去の災害経験に学ぶ：ハードとソフトのベスト・ミックス

- 防災はハード（堤防などの構造物対策）だけでなく、ソフト（防災教育、防災計画、災害予測技術などの非構造物対策）が重要であり、また、その双方を効果的に組み合わせることで効果を発揮する。過去に発生した災害の教訓を反映した支援が、2013年度前後に発生した災害への対応に効果を発揮した事例は以下のとおり。
- **無償資金協力による学校建設と洪水対策事業（フィリピン）**：11月に発生した台風30号（HAIYAN）では、暴風と高潮により約90%の家屋が全半壊し多くの避難民が出た。1990年代に学校校舎建設計画及び教育施設拡充計画（ともに無償資金協力）で建設した被災地の学校（Banahao小学校、Lawaan小学校、Sagkahan高校等）は、耐台風性を重視した設計・施工がなされていたため、周囲のほかの建物のように屋根が吹き飛ばされることもなく、避難所としての機能を果たし、早期の学校再開に貢献した。ほかにも、オルモック市内の河川に無償資金協力（1997～98年）で建設した小規模ダム（スリットダム）が流木等をせき止め、市街地における土石流や流木による被害を防ぐ役割を果たした。同無償資金協力では、ダム建設だけでなく、河川沿いに居住していた住民の移転に対する支援も行い、さらにダムの効果や河川空間の利用について自治体と住民の協議体制を整えたことから、事業終了時以上に良好な環境の整備・管理が続けられており、15年前に完工したダム施設が当初の目的どおりに機能を発揮している。
- **チャオプラヤ川流域洪水対策プロジェクト（タイ）**：機構の支援により、河川の流量から洪水氾濫域を予測する洪水の早期警戒システムが構築され、ウェブサイトにて公開された。その結果、雨量

の多い雨期には流域の多くの民間企業がこの情報を活用した。

- **津波に強い地域づくり技術の向上に関する研究（チリ）**：機構の支援により、津波被害推定技術とリスク評価を通じてハザードマップが整備された。実施機関は適切な警報が発令できるようになり、プロジェクト実施以降、地震発生の際の犠牲者が減少している。

(3) 主要な投入（インプット）の実績

技術協力（支出実績）	有償資金協力（承諾実績）	無償資金協力（承諾実績）
58.76 億円	51.11 億円	60.74 億円

(4) 主要な成果（アウトプット）の実績

- ① 直接的に能力向上の対象となった人数（括弧内は2013年度に終了した案件の対象人数）：1,626名（423名）
- ② 間接的に能力向上の対象となった人数（括弧内は2013年度に終了した案件の対象人数）：2万6,191名（1万9,732名）

2. 気候変動

(1) 当該課題に対する機構の協力方針

- 気候変動は、自然生態系や社会・経済を含む人類の生活基盤全体に影響を及ぼし、公正な経済成長や貧困削減、人間の安全保障に対する大きな脅威となるものであり、世界全体で取り組むべき重要課題である。近年、気温や海水面の上昇などに伴う沿岸低地の水没、干ばつ・集中豪雨・洪水等の異常気象・自然災害の増加、食料生産・水資源の減少等の気候変動の悪影響と考えられる現象が各地で報告され、今後、より広範囲な地域、分野で深刻化すると予測されている。
- 日本政府は、開発途上地域を含む全ての国が気候変動への適応や温室効果ガスの排出削減に取り組む必要があるとの認識の下、国際交渉の進展状況を注視しつつ、島しょ国をはじめ気候変動の影響に脆弱な開発途上地域及び排出削減等の気候変動対策に取り組む開発途上地域を対象に支援する政策を掲げている。2012年の国連持続可能な開発会議（リオ+20）で日本政府は、①「環境未来都市」の世界への普及、②世界のグリーン経済への移行、③強靱な社会づくりから成る「緑の未来イニシアティブ」を発表した。さらに、2013年11月に日本政府は、温室効果ガスの排出量を2050年までに世界全体で半減、先進国全体で80%削減する目標を実現するための行動として「攻めの地球温暖化外交戦略」（Actions for Cool Earth。以下「ACE」という。）を発表した。気候変動分野においてODAや民間資金などを総動員し、2013年からの3年間で計1.6兆円の開発途上国支援を行うこととしている。
- 機構は、日本政府の政策を踏まえ、開発途上地域支援の経験・成果や日本の経験と技術をいかし、①持続可能な開発と気候変動への対応の両立、②開発途上地域の多様なニーズに応える包括的な支援、③開発と気候変動の両分野におけるパートナーシップの推進を基本方針とし、開発途上地域による緩和策、適応策の実施に対する支援を積極的に展開している。この中で、2013年度はアジア諸国における緩和策、適応策の推進を支援するための政策対話、能力強化、計画策定支援等に重点的に取り組んでいる。

(2) 当該課題に対する戦略性向上に向けた取組や成果発現の例

① 攻めの地球温暖化外交戦略（ACE）への貢献

ア) ACEの概要と機構の取組

- 前述の ACE は、(a)革新的な技術開発の促進「イノベーション」、(b)日本の低炭素技術の普及「アプリケーション」、(c)脆弱国支援による日本と途上国の Win-Win 関係の構築「パートナーシップ」を三つの柱としている。機構は、「パートナーシップ」で言及されている 3 年間で計 1.6 兆円の開発途上地域支援の着実な遂行に向け、技術協力、有償資金協力、無償資金協力の案件形成時に気候変動対策の視点を入れるなど、気候変動対策主流化の取組を推進した。

イ) 気候変動対策に係る政策枠組みへの貢献

- 機構は、開発途上地域の気候変動対策への取組を促進するため、事業の成果が政策に反映される働きかけや仕組みづくり、資金協力と技術協力を組み合わせたアプローチを展開している。これにより、気候変動対策を推進するための政策等の制度化に加えて、運営管理に必須である人的能力向上の推進を図り、対策の実効性を高めている。
- 例えば、インドネシア「気候変動対策能力強化プロジェクト」においては、国、地方レベルでの温室効果ガス排出量の測定、報告及び検証可能な緩和行動計画の策定・実施支援に加え、中期国家開発計画における気候変動対策の主流化のための協力を行うことで、低炭素技術の普及のための政策的枠組みの構築を支援している。
- 6月にはタイにおいて東南アジア気候変動緩和・適応能力強化プロジェクトを開始し、タイ国家温室効果ガス管理機構との協力により、ASEAN各国の関係者も対象とする「気候変動対策国際研修センター」を設立するための活動を実施している。同事業では、アジア域内の研究者による低炭素アジア研究ネットワークの研究成果を各国の気候変動政策担当者に普及すると同時に、日本の自治体や、ASEAN各国の気候変動対策に関する実践的な知見・経験を共有し、ASEAN諸国の関係者間の気候変動対策に係るネットワーク強化を行っている。
- 2013年3月には、横浜市の協力を得て、タイにおいてバンコク都の気候変動マスタープラン（2013-2023年）の策定・実施に対する支援を開始した。都市レベルで多分野にわたる実践的な気候変動対策を推進するための計画の策定を支援している。なお、横浜市は、10月にバンコク都と持続可能な都市開発に関する連携協定を締結し、官民による都市間協力を推進する計画となっている。

ウ) 災害復旧スタンドバイ借款の導入

- ACEでは、島しょ国等気候変動の影響に脆弱な国々に対し、防災支援を重点項目とし、災害復旧スタンドバイ借款、円借款の優先条件等の新制度も活用して効果的な支援を行う旨記載されている。機構は、日本政府との協議も踏まえ、2013年4月に災害復旧スタンドバイ借款の制度を導入した。災害復旧スタンドバイ借款は、開発途上地域における災害発生後の復旧段階で発生する資金需要に対し迅速な支援を行うべく、災害発生時に借入国の要請をもって速やかに融資を実行する事前融資枠を設定する制度である。2013年度はフィリピン及びペルーとの間で借款契約が調印され、エルサルバドルに対しては日本政府による事前通報がなされた。また、日本の優れた技術やノウハウを提供できる重点分野における円借款の積極的活用の促進のため、STEPの対象となる重点分野に、防災を付け加えた（指標7-5参照）。

エ) 二国間クレジット制度 (JCM) への貢献

- 日本国政府は、途上国への温室効果ガス削減技術・製品・システム・サービス・インフラ等の普及や対策を通じ、実現した温室効果ガス排出削減・吸収への日本の貢献を定量的に評価し、日本の削減目標の達成に活用することを目的に二国間クレジット制度 (Joint Crediting Mechanism。以下「JCM」という。) を提案し、10 か国⁴ (2014年3月末現在) と JCMに係る二国間文書に署名している。ACE では、技術普及の一環で JCM 署名国の倍増を目指し、協議の促進と機構事業と連携して排出削減を行う JCM プロジェクト形成を支援することとしている。
- JCM 二国間文書の署名国との協力として、機構はインドネシアと「気候変動政策推進のためのナショナルフォーカスポイント能力開発プロジェクト」を実施している。JCM の円滑な制度構築や事業形成・事業運営に貢献するため、合同委員会の議論を踏まえ、現地の JCM 実施機関の組織体制強化、JCM 関連諸機関との連携強化、方法論開発に係る技術的提言等を支援している。
- ベトナムでは、「気候変動対策支援プログラム」 (円借款事業) を通じた政策対話及び財政支援並びに関連技術協力を組み合わせ、JCM の促進、温室効果ガスインベントリの作成支援、森林減少・劣化抑制等による温室効果ガス排出削減 (Reducing Emissions from Deforestation and Forest Degradation in Developing Countries。以下「REDD+」という。) 等を実施している。

② リオ+20における「緑の未来」イニシアティブ

- 前述の「緑の未来イニシアティブ」の3本柱の一つである「環境未来都市」の世界への普及に関連した取組として、10月に課題別研修「環境未来都市構想推進セミナー」を実施し、アジア、中南米、中東の開発途上国 23 か国から、都市づくりに携わる中央政府の局長や地方自治体の幹部、大学関係者など 39 名が参加した。
- また米州開発銀行と機構は、中南米・カリブ地域における新興・持続的都市開発イニシアティブに係る覚書に署名。米州開発銀行が推進する同イニシアティブを活用し、日本政府が進める「環境未来都市」構想の知見を中南米・カリブ地域に発信することや機構の技術協力等を活用したプログラム・プロジェクトの形成・実施を促進することを目的としている。10月には中南米 9 か国 11 名が来日し、日本の「環境未来都市」の取組や日本企業の技術を紹介。米州開発銀行担当者も来日し「環境未来都市国際フォーラム」で米州開発銀行の取組を説明した。
- 緑の未来イニシアティブの3本柱の一つである「世界のグリーン経済への移行」に貢献するための政策対話の強化として、第2回東アジア低炭素成長パートナーシップ対話への理事長の参加をはじめとして、各種国際会議 (High Level Meeting “Scaling-up the Green Economy” や国連気候変動枠組条約第 19 回締約国会議 (The 19th Conference of Parties to the United Nations Framework Convention on Climate Change。以下「UNFCCC COP19」という。) における多数のサイドイベント、Asia LEDES フォーラム、OECD 気候変動専門家グループグローバルフォーラム) において、持続可能な開発との両立による気候変動対策の主流化に係る機構の経験・方針等を発信した。
- 同じく世界のグリーン経済移行への貢献の主要施策として、日本政府が「緑の未来協力隊」を立ち上げた。機構は、環境・気候変動、水、農業、エネルギー分野を中心に、3年間で1万人の隊員を派遣する計画に沿った取組を進めた。

⁴ モンゴル、バングラデシュ、エチオピア、ケニア、モルディブ、ベトナム、ラオス、インドネシア、コスタリカ、パラオ。

(3) 主要な投入（インプット）の実績

技術協力（支出実績）	有償資金協力（承諾実績）	無償資金協力（承諾実績）
196.05 億円	5,466.59 億円	224.57 億円

(4) 主要な成果（アウトプット）の実績

気候変動対策分野の技術協力において直接的に能力向上の対象となった人数：約 4,000 人

3. 自然環境

(1) 当該課題に対する機構の協力方針

- 機構は、生態系からの便益を得るために人々が競争することにより生態系を破壊し、更に競争が激しくなるといふ開発途上地域における負のスパイラルを断ち切るため、自然環境の維持と人間活動との調和を図るための支援を重視している。また、日本は気候変動枠組条約、砂漠化防止条約及び生物多様性条約を締結している。これを踏まえ機構は、①持続的森林管理を通じた温暖化対策（気候変動緩和策、REDD+）、②持続的森林管理を通じた防災・流域管理（気候変動適応策）、③脆弱なコミュニティの生計向上のための持続的な自然資源利用（砂漠化防止等）、④保護区及び緩衝区の管理を通じた生物多様性保全（生物多様性条約等）を協力の重点課題としている。
- また、開発途上地域の自然環境保全のためには、保全にかかわる組織や人々だけでなく、国内外の経済活動の関係者を巻き込むことが重要であるため、協力実施に当たっては以下の2点に留意する。
 - 地球温暖化対策として、国際的に活発に議論され始めているREDD+の枠組み構築に対する取組も強化するとともに、現場での経験を国際社会に発信する。
 - 従来のように開発途上国行政組織の強化、人材育成や現場での地道な保全活動の実践だけではなく、市場メカニズムも利用した経済的手法も取り入れることが必要であることから、生態系サービスに対する支払制度やREDD+、環境認証制度、エコツーリズム開発、生態系由来商品のブランド化等を協力事業の中に積極的に取り込む。
- 2013年度は、REDD+推進に向けた関係機関や民間企業との連携、TICAD Vに対応したアフリカ広域協力の形成、国際会議における機構の成功事例や知見の発信に重点的に取り組んだ。

(2) 当該課題に対する戦略性向上に向けた取組や成果発現の例

① 持続的森林管理を通じた温暖化対策

- REDD+は、途上国が行う森林減少・森林劣化を抑制する取り組みによるCO₂の排出削減、森林保全等によるCO₂の排出防止および炭素固定による大気中のCO₂の削減に対して、何らかの経済的インセンティブを与える仕組みである。11月のUNFCCC COP19において、基本的な枠組みについて合意がなされた。同COP19において、機構は、国際機関及び開発途上国政府と連携の上、REDD+活動実施上の課題や民間セクターとの連携に関するサイドイベント合計4件に参加し、REDD+に対する日本の貢献をアピールした。
- 具体的な事業としては、機構は、開発途上地域におけるREDD+の枠組み構築に積極的に貢献するため、REDD+ポテンシャルが高い国（現在は多くの森林を抱えるが、森林面積の減少・劣化の進行リスクが高い国）や、JCM制度導入に係る二国間協議が進んでいる国を中心に、REDD+支援を拡大し

た。REDD+支援対象国は、2013年度に新たにボツワナを加え、計10か国及び1協議会⁵とするとともに、対象国拡大に向けた事業形成を実施した。こうした国等に対しては、(a)国家 REDD+戦略策定等の政策支援、(b)森林モニタリング支援、(c)実証、展示活動支援、(d)日本の衛星技術を利用した研究開発等による支援を行っている。

- 例えばベトナムでは、農地拡大や野焼きにより森林減少が進むディエンビエン省において、機構と日本企業（住友林業）が連携して REDD+実証活動に取り組んでいる。機構は2010年から、省レベル REDD+行動計画の策定、森林管理、地域住民の生計向上のための技術協力を実施してきた。一方、住友林業は、REDD+関連事業として、2011年から環境省のJCM制度構築実現可能性調査を行ってきた。8月、機構と住友林業は連携協定を締結し、同省において、住民参加による森林保全、植林、生計向上手段多角化等の総合的な取組を支援し、REDD+の効果を農村レベルで実証する活動を開始した。更に賛同企業2社が参画し、活動を拡大している。

② 防災・レジリエンス強化のための持続的森林管理

- ミャンマーでは、2008年に発生したサイクロンにより甚大な被害を受けたエーヤーワディ・デルタ地帯の沿岸防災のためのマングローブ事業を推進した。2013年に終了した「エーヤーワディ・デルタ住民参加型マングローブ総合管理プロジェクト」では、サイクロン被害により、住民のマングローブ林に対する重要性の認識が高まる中で、ミャンマー政府が推進する村落共有林制度を導入し、住民参加によるマングローブ植林活動を拡大したほか、ハザードマップの作成や避難用のシェルターの建設も行われた。さらに、同事業の経験を踏まえ、2013年度より沿岸部防災機能強化のためのマングローブ植林事業（無償資金協力）が開始されている。

③ 脆弱なコミュニティの生計向上のための持続的な自然資源利用

- アフリカの乾燥地帯であるサヘル地域は、干ばつの頻発やイスラム武装勢力の流入により、食料安全保障の危機に瀕しており、TICAD Vでも、同地域の開発と安定が重点取組の一つとして掲げられている。特に同地域の砂漠化防止支援については、これまで機構の技術協力や青年海外協力隊のほか、本邦 NGO や研究者が取り組んできた。これら多様な関係者の経験をいかした総合的な支援を行うため、NGO や研究者を集めた公開勉強会を9月と2014年1月に実施した。また、12月には NGO との合同調査団を派遣し、NGO の知見を生かした形での新規事業形成に取り組んだ。

④ 保護区及び緩衝区の管理を通じた生物多様性保全

- 機構は、従来から日本の経験をいかした住民参加型による国立公園等の保護区管理を進めており、インドネシア、マレーシア、コスタリカ、イラン等の法制度や地域住民の社会経済状況や慣習に合わせた管理手法の導入に成果を上げてきた。11月に仙台で開催された第1回アジア国立公園会議では、複数機関の連携、行政と住民の協働管理、緩衝区の活用など機構の成功事例や教訓を、発表13件及びサイドイベントにより発信した。
- 具体的な事業成果としては、2013年度に完了したベトナム「ビズップ・ヌイバ国立公園管理能力強化プロジェクト」の事例が挙げられる。同公園の周辺住民は、主にコーヒー栽培等の農業により生計を立てているが、生産性が極めて低く、公園内への農地拡大が深刻化していたほか、外部からの

⁵ インドネシア、ベトナム、ラオス、カンボジア、パプアニューギニア、コンゴ民主共和国、ガボン、モザンビーク、ボツワナ、ブラジル、中部アフリカ森林協議会。

違法伐採等により森林が減少していた。支援開始後、国立公園と各住民グループとの話し合いにより、公園側はコーヒーの生産性向上や織物、エコツーリズムなど、ほかの現金収入獲得手段の支援を行う代わりに、住民側は公園内の生産活動の抑制と森林の違法伐採監視を約束した。本事業の結果、公園内の違法伐採や農地拡大が抑制されるという成果が見られた。

- 一方、本分野では、開発途上地域の支援要請に対し専門家人材が不足しているため、将来の専門家の候補者を対象にした能力強化研修「生態系サービスを有効利用した生物多様性保全」を企画、実施した（指標 10-2 参照）。

(3) 主要な投入（インプット）の実績

技術協力（支出実績）	有償資金協力（承諾実績）	無償資金協力（承諾実績）
53.29 億円	実績なし	2.77 億円

(4) 主要な成果（アウトプット）の実績⁶

- ① 森林情報整備や管理計画の立案などの活動を実施した対象面積：398万1,584ha
- ② 支援を通じて植林を実施した面積：420ha
- ③ 直接的・間接的に能力向上の対象となった人数：行政官 4,362 名、地域住民 3 万 1,610 名

4. 環境管理（都市環境保全）

(1) 当該課題に対する機構の協力方針

- 多くの開発途上国では経済発展に伴い、水質汚濁や大気汚染、不適切な廃棄物処理などの環境問題が深刻化し、健全な環境と経済のバランスを取った発展を阻害する要因となっている。日本の過去の経験を踏まえると、環境問題への取組は生態系や人の健康に影響が出てからでは手遅れであり、かつ回復に向けてより多大な費用が必要となる。機構は、開発途上地域に対する環境管理分野の協力として、①都市環境保全に重点を置き、予防原則を踏まえた環境対策、②日本が提唱する「3Rイニシアティブ」⁷に基づく廃棄物の適正な管理に向けた政策・技術支援、③技術協力・有償資金協力・無償資金協力の一体的実施及び戦略検討のための調査実施、対外ネットワーク強化、④国際的動向に合わせた低炭素社会や化学物質管理等の高度な環境政策支援、に重点を置いている。
- 2013年度は、特に日本の経験・知見をいかした協力及びプロジェクト成果の政策への反映に留意して事業を実施した。

(2) 当該課題に対する戦略性向上に向けた取組や成果発現の例

① 日本の経験・知見をいかした協力の実施

ア) 自治体の知見を活用した廃棄物・下水道分野の協力の展開

- 日本の自治体の経験・知見を活用しつつ、廃棄物分野で6件（大洋州、スリランカ、インドネシア、コソボ、モザンビーク、コロンビア）、下水道分野で4件（ラオス、パレスチナ、ブラジル、ベトナム）の技術協力、5件の課題別研修を実施した。
- 例えばベトナムでは、円借款事業で建設された下水道施設の維持管理を担う実施機関の能力向上のため、大阪市と連携して、現地への同市関係者の派遣や同市での研修を行った。パレスチナでは、

⁶ 2012 年度に終了したプロジェクト 8 件の実績を集計したもの。

⁷ Reduce（減量化）、Reuse（再利用）、Recycle（再資源化）の廃棄物管理に関する 3 つの取組の総称。

横浜市が設立した横浜ウォーター社と連携して、下水道の維持管理に向けた行政施策を支援した結果、市レベルの下水道条例案が策定され、議会承認手続きが行われている。フィリピンでは、メトロセブと横浜市との連携により策定されたメトロセブの都市ビジョン（指標2-1参照）を踏まえ、廃棄物、下水等の分野でも横浜市と連携した事業を検討している。

- 日本と途上国の自治体の連携を推進するため、2014年2月、日本環境衛生センターと「アジア3R自治体間ネットワーク会合」を共催した。

イ) 水俣条約に基づく支援の展開（水俣の経験を世界に）

- 10月、日本政府が制定に積極的に貢献してきた「水銀に関する水俣条約」が、熊本市で開催された外交会議で採択された。本条約は、地球規模の水銀汚染やそれに起因する健康被害を防ぐため、水銀の使用や排出を国際的に規制するものである。機構は、水俣条約採択を契機に、熊本県と連携して新たな本邦研修を立ち上げた。同研修では、日本の水俣での経験の発信、日本の水銀対策のための最新の取組や法制度の紹介を予定しており、世界の水銀対策の促進が期待されている。
- 機構はこれまで、ブラジルにおいて水銀分析技術向上等のための協力を行ってきた。同協力の成果を踏まえ、同様の対策が求められている周辺国（ペルー、ボリビア、コロンビア等）への第三国研修を実施し、南米地域における成果拡大を図った。またウルグアイでは、河川汚染対策に係るフォローアップ協力として日本の水銀対策の経験を踏まえた技術紹介セミナーを実施するとともに、水銀モニタリング能力向上のための案件を形成した（2014年度開始予定）。加えて、ニカラグアの水銀対策を支援するため、国立水俣病総合研究センターの協力を得て現地調査を開始した。

② 事業成果の政策への反映

- 機構は、環境管理に関する協力事業の成果を協力相手国の国レベルの政策に反映させることを重視している。例えば、2014年3月には、マレーシアでは、京都大学等との協力により SATREPS を通じて支援した低炭素社会実現に向けた実行計画「マレーシア・イスカンダル開発地域における 2025年に向けた低炭素社会ブループリント」が、マレーシア政府によって、イスカンダル地域開発庁の公式計画文書として承認された。各種国際セミナーにおいて同成果を報告した結果、企業による同計画対象地域での事業展開の検討につながった。
- 中国における都市廃棄物循環利用推進のための技術協力では、廃棄物循環利用政策の立案・実施を担う国家発展改革委員会と協力し、廃棄物リサイクルの政策立案を支援している。2013年度は、対象都市における分別収集に関するパイロットプロジェクトの結果を踏まえて、分別推進政策提言の枠組み案が提示された。また、対象都市における食品廃棄物の実態調査の結果に基づき、国の食品廃棄物管理法の素案が作成された。さらに12月には、上智大学と合同で開催した日中韓国際シンポジウム「東アジア地域の循環文化の構築と国際協力」では、中国側参加者から、3Rに関する経験を東アジア各国で共有し、協力を深めつつ循環文化を発展させていくことが提唱された。
- メキシコでは、2010年に完了した技術協力で開発された沿岸水質分析・モニタリング手法が、2012年から2013年にかけて公定法として制定されるとともに、2012年度以降、第三国研修により周辺諸国に移転されている。
- タイでは、2010年度から、化学物質管理を強化するための環境汚染物質排出移動量登録制度構築を支援している。2013年度は、工場地帯からの化学物質の排出・移動量の推計に係るパイロット事業を実施するとともに、国レベルでの制度設計検討が開始された。さらにベトナムでは、日本政府に

よる化学物質管理向上に向けた政策対話と連携する形で、今後の化学物質管理支援に向けた調査を実施した。

(3) 主要な投入（インプット）の実績

技術協力（支出実績）	有償資金協力（承諾実績）	無償資金協力（承諾実績）
66.07 億円	128.39 億円	29.18 億円

(4) 主要な成果（アウトプット）の実績

- 下水道を整備した都市の数
 - ① 無償資金協力・円借款での施設整備関連支援都市数：11 都市
 - ② 技術協力プロジェクト等による技術支援都市：34 都市
 - ③ 能力向上対象人数：約 426 名（プロジェクトカウンターパート、本邦研修）
 - ④ 本邦研修者数：170 名
- 廃棄物管理の支援をした都市の数、能力向上の対象となった人数
 - ① 廃棄物管理支援都市（技術協力プロジェクト等による支援都市数）：90 都市
 - ② 能力向上対象者人数：約 999 名
 - ③ 本邦研修者数：405 名

5. 食料安全保障

(1) 当該課題に対する機構の協力量針

- 世界の人口は、2050年には91億人に達すると見込まれ、FAOによれば今後約60%の食料増産が必要と予測されている。一方、開発途上国の栄養不足人口は8億5,200万人（2010-2012年）と見込まれ、最も深刻な飢餓（栄養不足人口の割合が35%以上）は、サブサハラ・アフリカ諸国に集中し、近年はアフリカの角地域、サヘル地域等において干ばつ等の被害が頻発している。加えて、中東・南アジア等の地域も栄養不足人口の割合の削減が必ずしも順調には進捗していない。他方、開発途上国の国内食料価格は、国際食料価格の動向に影響されやすく、その高騰は、国家レベルでは財政悪化、物価上昇、政権の不安定化、世帯レベルでは食事の量・質の低下、社会的弱者を中心とした栄養不足、教育・保健等への支出の低下、世帯購買力の低下につながっている。
- 機構は、開発途上地域の国民への安定した食料供給のために、農家・農村に対する支援（指標1-1、2-1参照）に加え、国全体の食料需給政策の策定及び輸入体制の整備を支援している。また、食料安全保障に係る短期的な措置（食料貿易ルール、食料備蓄・食料援助等）のみならず、農業生産の量的質的拡大を主軸にした中期的な取組にも貢献する。

(2) 当該課題に対する戦略性向上に向けた取組や成果発現の例

① アフリカ稲作振興のための共同体（CARD）の順調な推進

- CARD は、TICAD IV で機構と「アフリカ緑の革命のための同盟」が共同で、2008 年から2018 年までの10 年間でアフリカにおけるコメ生産量倍増を目的に掲げ発足させた。協力対象国23か国のコメ生産量は、CARD 開始前のベースライン1,400 万tから、2012 年時点の2,100 万tへ順調に伸びている。また、機構が策定を支援している国家稲作振興戦略は、2013年度までに21か国が策定を完了し、機構は機械化や種子についての戦略策定に取り組んでいる。8月には、包括的アフリカ農業開

発プログラム参加16か国の代表である農業省の局長や次官等18名を日本に招き、各国の戦略について議論した。

- 機構はこれまで、農民、普及員に対する適正栽培技術の普及・拡大という生産性向上のための支援を中心に行い、2013年時点で、サブサハラ・アフリカ19か国、約30件の稲作開発に関する技術協力事業を実施中である。また、研究プロジェクト「サブサハラ・アフリカにおけるコメ生産拡大の実証分析」では機構がこれまで重視してきた技術普及や人材育成の重要性を実証することに成功した。TICAD Vのサイドイベントでは、同実証結果及びCARDのこれまでの成果と今後の方向性を発表した。
- 加えて、国際稲作研究所及びフィリピン稲作研究所と連携したフィリピンでの第三国研修「アフリカ稲作普及研修」を実施したほか、ケニアでは5月より、名古屋大学と連携したSATREPSにより、新品種開発への支援を開始した。このほか、タンザニアにおけるコメ生産倍増に向けた小規模灌漑施設の整備事業への円借款供与、セネガル、ナイジェリアでは、バリューチェーン支援を通じた収穫後損失率改善への取組の一環として精米業者、コメ流通業者向けの支援を進めた。

② アフガニスタンに対する周辺国・第三国リソースを活用した支援

- 機構は2011年に「稲作振興支援プロジェクト」、「持続的食糧生産のためのコムギ育種素材開発プロジェクト（SATREPS）」を開始し、アフガニスタンの持続的食料生産を支えるリーダー人材・研究者育成を進めている。2013年度は、同国の治安等、日本人専門家による現地活動の制約要因を踏まえて、国際機関（国際トウモロコシ・コムギ改良センター）や第三国の研究・研修機関（トルコ・エーゲ海農業研究所、イラン・ハラズ農業技術者養成センター）等とのネットワークを強化し、第三国リソースを活用した人材育成にも取り組んだ。

③ 国際機関、他ドナー等との連携の推進

- 機構は、6月にFAOとの業務協力協定を締結し、共通の関心分野である、食料安全保障と栄養改善、自然資源管理、農村開発分野、特にアフガニスタン及びアフリカでの連携を強化することとした。12月にはローマ本部にて食料価格問題、ポスト2015年開発アジェンダ、栄養などのグローバルな農業課題についてFAOの考え方を確認し、機構が重視する小規模農家支援について意見交換した。ほかにも、農業開発分野では国際農業開発基金（IFAD）、国連世界食糧計画（WFP）、米国USAID、国際NGOアフリカ緑の革命のための同盟（AGRA）、国際NGOバングラデシュ農村向上委員会（BRAC）とも覚書を締結済みで、現地レベルでの連携とともに本部レベルにおいても情報共有を図っている。例えば、USAIDとは、ワシントンと東京、及び覚書に記載された連携対象国である6か国の事務所をTV会議システムで結び連携状況の確認を行った。また、南スーダンではFAOの有する人的リソースを活用し包括的農業開発マスタープランの策定を進めている（指標4-1参照）。

(3) 主要な投入（インプット）の実績

技術協力（支出実績）	有償資金協力（承諾実績）	無償資金協力（承諾実績）
201.86億円	134.72億円	89.11億円

(4) 主要な成果（アウトプット）の実績

- ① 支援を通じて整備された灌漑面積：6,597ha
- ② 直接的に能力向上の対象となった人数：19万2,206名

小項目 No. 4 平和の構築

大項目	1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
中項目	(1) より戦略的な事業の実施に向けた取組
小項目	4. 平和の構築
中期計画/ 年度計画	<p>【中期計画】 (1) より戦略的な事業の実施に向けた取組 政府開発援助大綱及び政府開発援助に関する中期政策並びに国別援助方針、年度毎の国際協力重点方針をはじめとする政府の政策及び政府の国・地域別、分野・課題別の援助方針に則り、開発途上地域の開発政策及び援助需要を踏まえ、事業量のみならず成果を重視し、PDCA サイクルを徹底した効果的な事業を実施する。我が国政府が開発協力の重点分野として掲げる貧困削減、持続的経済成長、地球規模課題への対応及び平和の構築に沿って、戦略的、効果的かつ効率的な援助を実施していくため、機構は援助機関としての専門性を活かし、国・地域別の分析や相手国との対話を通じ、援助の現場における開発ニーズ・実態を把握し、技術協力、有償資金協力及び無償資金協力を柔軟かつ有機的に組み合わせたプログラム・アプローチを強化する。また、援助機関としての専門性を活かした事業構想力を強化し、案件形成・実施能力を向上させるため、機動力のある実施体制を整備する。加えて、既存の援助手法のみに限定することなく、柔軟に事業を実施するアプローチ、手法、プロセスの改善を図る。実施に際しては、東日本大震災からの復興、防災、少子高齢化、環境・エネルギー等、国内の課題・経験と海外の課題をつないで双方の課題解決に貢献するよう努める。同時に、開発協力に対する国民の共感を高めるため、国民の理解と支持を向上するための措置を実施する。</p> <p>政府の援助方針等の政策を踏まえ、すべての人々が恩恵を受けるダイナミックな開発を進めるという機構のビジョンのもとに、貧困削減、持続的成長、地球規模課題への対応及び平和の構築を重点分野とした人間の安全保障の視点に基づく優良な案件の形成、実施を行う。</p> <p>具体的には、 (二) 平和の構築 紛争の発生と再発を予防し、平和を定着させるため、緊急人道支援から、復興・開発に至るまでの継ぎ目のない平和構築支援を行う。</p> <p>【年度計画】 (二) 平和の構築 紛争の予防及び再発防止並びに平和の定着を図る観点から、ハードとソフトを効果的に組み合わせた、緊急人道支援から復興支援まで継ぎ目のない支援を行う。支援に当たっては、中長期的な開発に向けた貧困削減や持続的成長にも配慮する。</p>

指標 4-1 平和構築への取組状況

1. 当該課題に対する機構の協力方針

- 冷戦後の世界の紛争の特徴として、ほとんどの紛争が開発途上地域で発生し、また、それら紛争の再発率が高い点が挙げられる(紛争経験国の44%で紛争終結後5年以内に紛争が再発(世界銀行))。再発の主な原因は貧困、社会的格差、不平等及び脆弱なガバナンス等とされ、紛争経験国を中心とする脆弱国では、MDGs の目標達成も遅れている。こうした状況に対し、2011 年の釜山ハイレベルフォーラムでは、g7+ (脆弱国グループ)、OECD/開発援助委員会 (DAC)、国際機関、市民社会団体等による「平和構築と国家建設に関する国際対話」を踏まえ、脆弱国自身が平和構築と国家建設の

主体となることを掲げた「A New Deal for engagement in fragile states」を採択し、日本政府もこれを承認した。

- 日本政府は、2014年度予算政府原案におけるODA重点方針の一つとして、「日本にとって好ましい国際環境を作るためのODA」を定め、平和構築への取組の重要性を明示している。また、12月に閣議決定された「国家安全保障戦略」では、国際協調主義に基づく「積極的平和主義」の下、国際社会の平和と安定及び繁栄の実現に日本が一層積極的な役割を果たし、日本にとって望ましい国際秩序や安全保障環境を実現していく必要があるとしている。またPKOとODA事業の連携を図り、活動の効果的な実施に努める必要があるとしている。
- 上記を踏まえ、機構は、ODA 中期政策で掲げられている「紛争の発生と再発を予防し、紛争時とその直後に直面する様々な困難を緩和し、その後長年にわたって安定的な発展を達成すること」に貢献することを平和構築の方針としている。この方針に則り、機構は、開発を担う機関として、対象国・地域の政治・行政・社会・経済・治安の動きを把握しつつ、紛争発生後の早い段階から支援に着手し、人道支援から開発支援への途切れのない支援を実現することにより、紛争の再発可能性の低減に貢献することを心掛けつつ、平和構築にかかわる事業を実施している。
- 紛争の要因は国や地域によって異なり、紛争影響国・地域が抱える不安定要因も、紛争の背景や様相、紛争の終結のあり様、終結後のガバナンス体制、国際社会における支援体制等によって多様である。開発援助は平和構築に貢献する一方で、援助側が意図せず紛争を助長してしまう可能性もある。このため、紛争影響国・地域で協力事業を実施する際には、機構は対象国・地域の政治・経済・社会・行政・治安等の現状及び不安定・安定要因を分析した上で、正のインパクト促進、負のインパクト回避等の視点を、国レベルの支援計画策定及び個別事業の形成から実施、モニタリング、評価までの事業運営管理に組み込んでいる。この一連の過程を「平和構築アセスメント（Peacebuilding Needs and Impact Assessment。以下「PNA」という。）」と呼び、具体的な事業の実施前と実施段階における紛争予防配慮のための最も重要な活動として位置付けている。2013年度は、新たにシリアに対してPNAを実施し（累計で33か国1地域）、シリア自体の状況調査に加えて、シリア難民のホストコミュニティ支援の促進を図るために、シリア紛争が周辺諸国に与えている影響を調査した。また、研究プロジェクト「アフリカにおける暴力的紛争の予防」の成果を機構職員用のPNAハンドブックに反映した（指標6-1参照）。
- 事業実施に当たっては、以下の四つの重点分野及び四つの横断的視点に配慮している。

表 4-1 重点分野及び横断的視点

重点分野	主な具体的取組		
社会資本の復興（失われた社会資本及び人的資本の復興）	生活インフラ整備、保健医療システム強化、教育システム強化、食料安定供給		
経済活動の復興（開発に向けた復興初期段階における経済活動の復興）	運輸交通・電力・通信網等インフラ整備、経済環境整備、雇用機会拡大・生計向上		
国家統治機能の回復（政府機能の再建と民主的制度の構築）	行政府・立法府・司法府支援、選挙支援、メディア支援、法制度整備支援、民主化、財政基盤整備		
治安の強化（開発の前提となる治安の安定の促進）	治安セクター改革、武装解除・動員解除・社会統合、小型武器問題、地雷・不発弾処理対策		
横断的視点			
政府・コミュニティの能力回復と信頼醸成	帰還・定住の促進	和解・共存の促進	紛争被災弱者への支援

- また、事前・事後評価及び実施中モニタリングにおいて紛争要因や不安定要因の視点を反映すべく、「紛争影響国・地域の事業評価の手引き」を導入した。また、現場での実践的能力及び平和構築に係る分析能力を有する人材を増やすため、能力強化研修を実施した（指標 10-2 参照）。

2. 当該課題に対する戦略性向上に向けた取組や成果発現の例

(1) 平和構築重点対象国・地域に対する支援

① フィリピン・ミンダナオ和平支援：平和の定着への貢献

- ミンダナオ島中西部地域では、独立（後に高度な自治権）を求めるモロ・イスラム解放戦線（MILF）とフィリピン政府との間で、1970 年代初頭から現在まで 40 年にわたる武力紛争が繰り返されてきた。ミンダナオ和平を側面支援するため、機構は、和平交渉に関与する日本政府の側面支援、国際監視団への要員の派遣（2006 年以降継続中）、開発援助事業（日本－バンサモロ復興開発イニシアティブ：J-BIRD）による包括的な支援を実施してきた。
- 2012 年 10 月、フィリピン政府と MILF はミンダナオ和平に関する「枠組み合意」を締結し、新自治政府（バンサモロ政府）が 2016 年に設立されることになった。機構は、バンサモロ政府の制度構築、人材育成及び中長期的な開発計画の策定に貢献すべく、2013 年 7 月に「バンサモロ包括的能力向上プロジェクト」を開始した。なかでも、バンサモロ政府を規定するバンサモロ基本法や関連法の策定、行政人材の育成については、政策研究大学院大学と連携し積極的に取り組んでいる。
- 2013 年 7 月には、当該地域の中心地であるコタバト市にプロジェクト事務所を構え、職員、専門家及びコンサルタントを長期派遣した。不安定な治安状況と様々な制約の多い厳しい環境下ではあるが、安全には十分に配慮しつつ、「ムスリム・ミンダナオ自治地域稲作中心営農技術普及プロジェクト」等のコミュニティ開発事業や前述の新自治政府発足に向けた支援を実施している。
- こうした地道な取組等にも支えられ、2014 年 3 月、17 年間の和平交渉の末に、フィリピン政府と MILF は「バンサモロ包括和平合意」を締結した。田中理事長が立会人として参加した署名式典では、双方から機構の貢献に対する感謝の意が表明された。
- ミンダナオが再び紛争状態に戻らないために、機構としてもバンサモロ政府設立までの移行期及び設立後の復興・開発期の支援が重要であり、2014 年度は上述のプロジェクトに加え、人々に対して早期に平和の配当を実感させるための開発事業（Quick Impact Project）を計画している。

② ミャンマー少数民族難民の帰還・定住支援：少数民族を中心とした地域開発計画づくり

- ミャンマーでは、2012 年の新政権発足後の民主化・国民和解が進んでおり、連邦政府と少数民族武装勢力の停戦合意が締結されたミャンマー南東部地域（カレン州・モン州）においては、タイ国境を越えて避難していた難民（2012 年 9 月時点で 14 万人）や国内避難民の帰還が期待されている。機構は 2012 年度に「少数民族のための南東部地域総合開発支援プログラム形成準備調査」を開始し、同地域における開発課題の分析と優先事業の整理をするとともに、難民・国内避難民の帰還・定住を支援するための給水や道路、生計手段の確保といった緊急的なニーズの確認を行った。
- その結果を受け、機構は 11 月に「ミャンマー少数民族のための南東部地域総合開発計画プロジェクト」を開始した。本案件は、地域に住む少数民族や帰還してくる少数民族が、中央・州政府と共に地域総合開発計画を策定するという、ミャンマー初の取組である。和平交渉の進捗を慎重に見極め、様々なシナリオを想定しながら、事業を進めている（なお、ミャンマーにおける貧困農民支援、シャン州の少数民族支援については、指標 1-1 参照）。

③ アフガニスタン支援：安全対策を強化し、粘り強い支援を展開

- 2013年度、一時治安が悪化したアフガニスタンでは、安全対策を強化した上で、粘り強く支援を継続した（指標 19-1 参照）。
- カブール国際空港誘導路及び駐機場の改修（無償資金協力）については、空港保安に努める国際治安支援部隊やアフガニスタン治安当局との連携を密にし、建設サイトの安全対策を強化した上で遅滞なく工事を推進した。12月に完工し、駐機可能な航空機数が18機から22機に増え、照明灯による夜間の安全な離発着も可能となった。
- ほかに、結核・エイズ・マラリアの三大感染症に対応する「アフガン・日本感染症病院」（無償資金協力）が8月に完成した。本件工事に関しても、建設サイトをコンクリート擁壁で囲む等の安全対策を施した。また、病院スタッフに関しては、機構が2009年から2014年にかけて実施している技術協力「結核対策プロジェクトフェーズ2」により育成された保健人材を雇用し、本邦研修で病院長・幹部の能力強化を図った。
- 人口の急増に伴う都市貧困者の増加、交通渋滞、都市環境の悪化等の課題に対処するため、機構の支援により、2008年に策定されたカブール市及び同市北方での新都市開発に係るマスタープランの実現に向けて、機構は2010年から新都市開発に係る人材育成やインフラ整備を行うための技術協力を実施している。2013年度は、日本人派遣要員による現地活動の制約も踏まえて、国際連合人間居住計画と連携したカブール市の都市環境改善事業、国連プロジェクト・サービス機関（UNOPS）との連携による都市及び周辺農村インフラ等の整備、事業カウンターパートに対する日本及び第三国での研修・セミナーの実施を行った。
- また、アフガニスタンの基幹産業である農業・農村セクターの再生は、雇用創出や定住化につながり、同国の安定化及び持続的経済成長に不可欠との認識の下、行政サービスの向上、灌漑施設の改善、コメ・コムギの生産性向上等に向けた支援を行っている。2013年度は、日本人派遣要員による現地活動に制約が見られたため、事業の見直しを行うとともに、遠隔地からの事業管理体制も拡大導入しつつ、ローカル人材及び第三国リソースを活用した事業継続を図った（指標 3-1 参照）。

④ 中東地域の安定化に向けた取組

ア) 「アラブの春」後の政治・社会の安定化

- 2010年末以降のいわゆる「アラブの春」に対しては、民主化や失業問題等の緩和による国民生活向上に資するため、エジプトに対し、野党幹部（当時）を本邦に招いての選挙理論やメディアの役割に関する意見交換や国家開発計画策定支援を実施した。また、チュニジア向けに選挙報道に関する現地セミナーを、イエメン向けに議会及び選挙管理委員会関係者向けの本邦研修を実施した。リビアに対しては、戦傷者用の義手・義足の製作技術を含むリハビリテーション技術、経済・産業開発に関する本邦研修を開始した。

イ) シリア難民のホストコミュニティ支援

- 内戦状態の続くシリアから多数の難民が国外に逃れている状況に対し、日本人派遣要員による現地での支援は難しい一方、難民が流入した周辺国において、難民及びホストコミュニティを対象とした支援を実施している。具体的には、ヨルダンでは2013年2月、洪水被害を受けたシリア難民キャンプ（ザータリキャンプ）向けに緊急援助物資を供与し、シリア難民キャンプ及びホストコミュニティに青年海外協力隊を派遣し社会福祉及び青少年活動を行い、帰国研修員フォローアップとし

て教育及び保健医療に関する資機材を供与した。2014年1月には同国北部のシリア難民受入地域向けに緊急給水計画策定のための技術協力を開始した（指標 1-1 参照）。3月には、同調査結果を基に上下水道整備を行うための無償資金協力の贈与契約を締結した。加えて、同月世界銀行と協調し、ヨルダンへの財政支援のための円借款事業に係る借款契約に調印し、120億円の貸付を実行した。

- 行政サービスや国際機関による支援が届かない地域を対象に、トルコを起点に、他機関と連携した支援（フォローアップ事業）を検討・実施した。フランス国際専門機構（France Expertise Internationale。以下「FEI」という。）に委託し、2014年3月に保健医療改善事業を開始したほか、ドイツ国際協力公社（GIZ）とは2014年度に実施予定の水供給、種芋生産に関する事業計画を策定した。

ウ) パレスチナ支援：イスラム開発銀行、東アジア諸国と連携した新たな支援枠組み

- パレスチナ地域では、2006年に日本政府が提唱した「平和と繁栄の回廊構想」に基づき、ジェリコ市農産加工団地の建設等に対する技術協力、無償資金協力を組み合わせた支援を実施している。7月に地元農家の生産品を使って冷凍食品やドライフルーツを生産するパレスチナ企業（新規雇用30名）との初の入居契約が締結された（2013年度末までに計4社が入居契約締結）。
- 機構は、日本のイニシアティブにより立ち上げた「パレスチナ開発のための東アジア協力促進会合（CEAPAD）」の枠組みの下、インドネシアやマレーシア等東アジア諸国や国際機関との連携によるパレスチナ人材の能力強化等の支援も推進している。2011年から2013年までに10件のプロジェクトを実施しており、2013年度は、マレーシアにおいて汚職防止対策研修を実施した。また、12月にはイスラム開発銀行信託基金局とパレスチナ支援に向けた連携メカニズムに関する協働を行うための覚書を締結した（指標 15-1 参照）。

エ) イラク支援

- イラクに対しては、円借款と技術協力を組み合わせ、石油・ガス、農業、電力、上下水道、教育、保健・医療等、幅広い分野において、民生安定化のための経済・社会インフラの整備等を図っている。2014年2月には、イラク復興事業のための大型貨物を取り扱う主要港の整備に係る円借款事業（STEP 適用）について、借款契約が調印された。

⑤ アフリカ支援

ア) ソマリア支援

- 2012年末に新政府が発足したソマリアに対しては、21年ぶりの二国間援助再開決定を踏まえ、11月に日本 ODA への理解促進等を目的とし、同国政府高官18名を日本に招き、インフラ施設（浄水場・病院・漁港等）、東日本大震災被災地、海上保安庁防災基地等を視察した。また、UNHCR 及び上智大学とソマリア支援に関する公開シンポジウムを共催した。

イ) スーダン、南スーダン支援

- スーダンでは、1955年以降の大規模な内戦で現在も情勢不安定な地域が残ることに加え、多数の難民・国内避難民を抱えている。また、南スーダン独立後の石油歳入減により経済建て直しが急務となっている。機構は、平和の定着を推進するとともに基礎生活の向上及び貧困削減を図るため、ダルフル及び暫定統治3地域の人材育成やカッサラ州基本行政サービス向上による復興支援を実施

している。これにより、中央政府及び地方自治体による行政サービスの強化を通じて、国民に対する社会サービスの向上を図り平和の定着に貢献している。

- 他方、2011年に独立した南スーダンは、国連をはじめ国際社会の協力を得て国づくりを進めているが、行政能力の欠如や政治的権力争い、伝統的部族間対立や蔓延する武器等の国内問題に加え、スーダンとの緊張関係も継続している。機構は、首都ジュバを中心に、道路・橋梁等の基礎インフラ整備や、政府の能力向上（人材育成）、理数科教育強化、農業開発等に資する事業を実施している。特に農業・農村セクター再生が雇用創出や定住化、同国の安定化及び持続的経済成長に不可欠との認識の下、農業開発及び灌漑開発のマスタープラン作成を2012年から支援している。南スーダン北部の主要都市マラカルでは、総合開発計画を作成するとともに、給水・港湾・道路の各分野ではパイロット事業を実施した。南スーダンPKOに派遣されている陸上自衛隊とは、浄水場において自衛隊施設部隊が整地した敷地に無償資金協力で水供給に係る施設を整備する等、現場での連携を進めた。12月頃からは治安の悪化に伴い、日本人派遣要員による現地での支援が困難になったが、隣国ウガンダに拠点を移すとともに本邦からの遠隔支援を組み合わせることで支援を継続した。
- 12月に南スーダン政府と反政府勢力の間で生じた武力衝突に伴い、機構関係者は退避を余儀なくされた（指標19-1参照）。2014年1月に停戦協定が結ばれたものの、散発的に戦闘が発生する等、情勢は依然不透明な状態が続いており、近隣国での技術研修等により事業を継続している。
- 一方、8月には、ウガンダ北部のアティアクから南スーダン国境のニムレ間の既設道路36kmの改修を行う円借款事業の工事が着工された。2015年7月の完工を予定している。南スーダンへの物資のほとんどはウガンダを経由し、陸路にて輸送されるため、両国を結ぶ国際幹線道路は南スーダンの生命線となっている。当該案件を通じて劣悪な既設幹線道路が整備され、物流を円滑にすることでウガンダ及び南スーダンの経済活性化に大きく裨益することが期待されている。

ウ) サヘル地域の安定化支援

- サヘル地域は、干ばつによる食料危機や不十分な社会サービス等、貧困と低開発の問題に直面しており、近年ではイスラム武装組織が勢力を拡大し、テロ等の国境を超えた組織犯罪の温床になっている。マリでは、2012年から北部の武装勢力が南進する中、同年2月に軍部による政変が発生、混乱に乗じて北部をイスラム武装勢力が実行支配し、2013年1月にフランス軍が介入した。時を同じくして、隣国アルジェリアのイナメナスでは人質拘束事件が発生し、日本人を含む多数の外国人が犠牲となった。機構は、安全保障上の脅威と貧困・低開発の問題に直面するサハラ地域の安定化に向けた具体策を検討することを目的として、2013年5月にサヘル地域6か国（ブルキナファソ、マリ、モーリタニア、ニジェール、チャド、セネガル）から治安と民生の専門家計12名を招へいしてTICAD Vサイドイベント「サヘル専門家会合」を開催し、サヘル諸国及び北アフリカ諸国の在京大使館、国際機関の駐日事務所・代表部、日本政府関係機関からも広く参加を得た。同会合における協議結果は、2013年6月に開催されたTICAD Vで日本政府が表明したサヘル地域支援策に反映された。これらの取組を受けて、内戦による国家の分断が生じた後、現在国家再建の途に就いているマリに対して、2014年5月に同国政府高官を本邦に招へいして「マリ ODA セミナー」と国際円卓会議「マリの再建と発展に向けて」を計画している。

エ) フランス語圏アフリカにおける刑事司法支援

- 機構は、紛争経験国2か国（コートジボワール、コンゴ民主共和国）及びサヘル地域6か国（マリ、

モーリタニア、ニジェール、ブルキナファソ、セネガル、チャド) の刑事司法分野の幹部 25 名を対象に「仏語圏アフリカ刑事司法セミナー」(2014 年 2-3 月) を国連アジア極東犯罪防止研修所と協力して開催した。紛争経験国における内戦後の不処罰問題等への対応やサヘル地域におけるテロ等の国境を超えた組織犯罪への地域的対応等についての研修を行った。本研修は各国幹部が他国のテロ対策等を知り、近隣国間の連携促進を図る貴重な機会となった。

(2) 紛争影響国・地域で実施してきた地方行政強化及びコミュニティ開発支援事業のレビュー

- 機構がスリランカ、ウガンダ、シエラレオネ等紛争影響国・地域で実施してきた地方行政強化及びコミュニティ開発支援事業のレビューを行い、紛争影響国とそれ以外のいわゆる平時の国における教訓の相違を含め総合的に分析を行い、移行期から復興期、そして開発期における効果的かつ現実的な当該分野の案件の形成及び実施に必要な視点、判断の基準、考慮事項、留意点などの知見を整理し、今後の支援の質の向上のための効果的なアプローチを策定した。同結果に基づき、国連国際平和構築委員会(7月)、国際開発学会(6月、11月)等の場で、機構の取組の成果を発信した。

(3) 治安強化に対する支援(テロ・海賊対処能力向上、海上・航空保安体制強化)

- テロ・海賊対策は、外務省の「平成 25 年度国際協力重点方針」において、日本のシーレーンの安全確保及び経済安全保障にかかわる課題として挙げられている。
- チュニジア、モロッコ、アルジェリアに対しては、テロ対策・治安強化に資する機材供与のニーズ確認や関連情報の収集等を行うための調査団派遣を行った。また、チュニジア及びモロッコの内務省幹部を本邦に招へいし、本邦警察庁とのテロ対策・治安対策に関する意見交換、空港施設における治安対策の視察、テロ対策や治安対策に資する機材を開発する企業訪問等を行った。
- 警察庁の協力を得て課題別研修「国際テロ事件捜査」を実施し、10 か国以上から参加を得た。各国の国際テロの現状や対策状況の共有、日本の国際テロ事件に対する取組や捜査手法の紹介を行った。
- 海上保安分野ではフィリピン、インドネシア、マレーシアを中心に ASEAN 全体への海上保安能力向上のための地域的な協力、またシーレーン沿いの国々への沿岸警備能力強化を行っている。2013 年度は、12 月にフィリピン沿岸警備隊の海難事故及び海上犯罪の取締強化に資するための船舶調達に係る円借款事業の借款契約に調印した(約 187 億円、STEP 適用)。また、新たにスリランカの沿岸警備隊向けに日本での研修を開始するとともに、アデン湾・ソマリア沖の海賊対策に資するため、巡視艇供与及び人材育成を通じたジブチ沿岸警備隊の法執行能力強化に係る支援を開始した。国際海事機関とも協力し、ジブチのみならずケニア等周辺国人材育成にも貢献した。またこれら協力の実施に当たっては、日本がこれまで協力してきた東南アジア各国沿岸警備隊の協力関係も活用しながら実施した。
- 航空保安分野について、フィリピン、インドネシア、カンボジア、ラオス、ベトナムを対象に、ASEAN 域内の次世代航空保安システム移行を促進するための技術協力を実施しており、これらの対象国間での教訓の共有による効果増大にも努めた。また、2013 年度はミャンマー、ネパール、マラウイで航空保安・空港保安機能強化のための技術協力の開始に向けた準備を行った。
- 2013 年度は新たな取組として、サイバーセキュリティ分野への協力を開始した。具体的には、インドネシア情報セキュリティ向上プロジェクトを本邦関係省庁とも連携して立ち上げた。同案件はインドネシア国のサイバー攻撃に対する対応能力強化、ひいては ASEAN 諸国と連携した対応力強化を念頭に実施するものである。

- 越境犯罪防止に関しては、10月にキルギス、タジキスタン、ウズベキスタンに対する無償資金協力「中央アジア国境連絡事務所設立計画」（UN 連携、実施機関：国連薬物犯罪事務所（UNDOC））に係る贈与契約を締結した。本事業はUNDOCと連携し、キルギス・ウズベキスタン国境通過地点1か所、ウズベキスタンとタジキスタンの対アフガニスタン国境通過地点2か所に、関係国の国境管理当局職員が常駐する連絡事務所を設立し、国境管理職員の人材育成と各国間の意思疎通・連携を促進することにより、麻薬密輸、武器密輸、人身売買の対策強化を図るものであり、中央アジア地域の密輸やテロ等の潜在的脅威の低減に資するとともに、アフガニスタンの安定化への貢献が企図されている。

3. 主要な投入（インプット）の実績

技術協力（支出実績）	有償資金協力（承諾実績）	無償資金協力（承諾実績）
140.33 億円	754.51 億円	131.76 億円

4. 主要な成果（アウトプット）の実績

- (1) 平和構築支援を展開した国、地域の数：32か国（うち8か国は当該国の特定地域を支援）
- (2) 直接的・間接的に能力向上の対象となった人数：8億3,000万人（(1)の人口の合計）

小項目 No. 5 事業マネジメントと構想力の強化

大項目	1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
中項目	(2) 事業マネジメントと構想力・情報発信力の強化
小項目	5. 事業マネジメントと構想力の強化
中期計画/ 年度計画	<p>【中期計画】</p> <p>(ホ) 事業の戦略的強化及び事業マネジメントの向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 国・地域別の分析、課題・分野別の実施指針等に基づき、技術協力、有償資金協力、無償資金協力等を有機的に組み合わせたプログラム・アプローチを推進する。 ● より戦略的、効果的かつ効率的に案件を実施するために、事業成果をとりまとめ、内外に発信するとともに、事業終了後のモニタリング及びフォローアップを含めたPDCA サイクルを徹底する。 ● 事業実施に当たり、個人、組織、制度・社会システムのすべてのレベルにおける総合的能力開発を重視し、途上国の課題対処能力の向上プロセスを包括的に支援する。 ● 開発途上地域支援における南南協力の意義と有効性に留意し、三角協力を戦略的に実施し、その知見の蓄積・発信に努める。 <p>(2) 事業構想力・情報発信力の強化</p> <p>(イ) 事業構想力の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 開発課題にまつわる背景・現状を適切に把握し、課題解決のためのアプローチとして、国・地域別の開発課題を整理・分析したペーパー（中期目標期間終了までに50ヶ国程度）及び分野・課題別の分析・実施指針等の策定を促進する。 ● 戦略的な事業を実施するために、相手国政府との対話や事業実施から得られる情報を蓄積し、援助機関としての専門性を強化する。 ● 多様な関係者から得られる情報（関連する知識・ノウハウ）を活用し、現地 ODA タスクフォースにおいて知見、経験及び情報の共有を行う。 <p>【年度計画】</p> <p>(ホ) 事業の戦略的強化及び事業マネジメントの向上</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 日本政府とも情報共有を図りつつ、協力プログラムの質の向上などを通じ、援助の戦略性及び予測性を高める。 ② より戦略的、効果的かつ効率的に事業を実施するために、課題別事業成果をとりまとめて内外に発信するとともに、事業終了後のモニタリング及びフォローアップを含めたPDCA サイクルを徹底し、抽出された教訓の事業の形成への反映を図る。 ③ 事業実施に当たり、個人、組織、制度・社会システムの全てのレベルにおける総合的能力開発（キャパシティ・ディベロプメント）を重視し、開発途上国の課題対処能力の向上プロセスを包括的に支援する。 ④ 南南協力の意義と有効性を考慮して三角協力を戦略的に実施する。また、援助効果のさらなる発現や我が国のプレゼンス確保、第三国との適切なコストシェアリング等の優良事例を抽出し、その知見の蓄積・発信に努める。 <p>(2) 事業構想力・情報発信力の強化</p> <p>(イ) 事業構想力の強化</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 開発途上国の開発課題にまつわる背景・現状を適切に把握するために、累計で43ヶ国程度について国別分析ペーパーを策定する。あわせて、質の向上に取り組むとともに、関係者との策定過程におけるコンサルテーション及び策定後の共有を通じ、戦略的な活用を図る。 ② 開発課題にまつわる背景・現状を適切に把握し、課題解決のための方策として、課

	<p>題別指針及びポジションペーパー等の分野・課題別の分析及び実施方針等の策定並びに活用を推進し、課題対応能力を強化する。</p> <p>③ 「JICA ナレッジマネジメント執務要領」の改訂により、ナレッジマネジメントネットワークを通じたナレッジの蓄積・活用体制を整備し、内外との共有・発信機能を強化する。</p> <p>④ 現地 ODA タスクフォースに積極的に参加し、機構の専門家やボランティア、本邦企業、NGO 等との対話を通じて得た課題解決のための知見、経験、情報を共有する。また、中期的な事業計画案を検討・策定し、現地 ODA タスクフォースにおける議論のベースを提供することにより、援助の戦略性向上に貢献する。</p>
--	---

指標 5-1 戦略性の高いプログラム形成に向けた取組状況

1. 戦略性の高いプログラム形成の取組

- 機構は、外務省とともに、開発途上国との政策協議や JICA 国別分析ペーパー（JICA Country Analysis Paper。以下「JCAP」という。）、国別事業方針、事業展開計画及び事業計画作業用ペーパー等を通じ、国・地域別分析に基づき取り組むべき開発課題を明確にした上で、達成すべき具体的な開発目標とその達成までの協力シナリオを設定して事業を形成・実施していく「プログラム・アプローチ」を推進している。
- 2013 年度より、地域別中期的予算計画に基づき、今後 3-5 年間程度の予見性を伴った案件の形成を行う機構内のルールを定め、運用を開始した。外務省が策定する事業展開計画を補完する将来の案件形成検討のツールとして、機構作成の「事業計画作業用ペーパー」を位置付け、同文書の改訂と外務省－機構間の合意形成手順について明確化した。
- さらに選択と集中によるメリハリをつけた事業展開の促進と、中期的視点に立った案件の形成と効率的な事業運営のため、全世界で 700 以上ある協力プログラムの中から、国・地域の視点に加えて課題の視点も加味した機構内関連部署間の議論を通じて、優先的に戦略性を強化すべき 200 強の協力プログラム（「強化プログラム」）の候補を選定した。この「強化プログラム」については、今後外務省との意見交換を通じて、その重要性が認められたものから順に、事業計画作業用ペーパーも活用しつつ、具体的な開発シナリオの整理及び新規案件候補の充実を図っていく予定である。
- 一方、組織体制の面でも 3 援助手法の連携による効果的な取組を促進するため、部署横断的な「チーム制」を 2013 年 6 月より新たに試行導入し、現在までに八つのチームが具体的な活動を開始している。このチーム制の導入によって、支援戦略性の向上と一貫性のある取組の強化に加え、ワンストップ機能の構築による機動的なオペレーション体制が強化されることが期待されている。
- このような状況の中で、2013 年度に具体的にプログラム・アプローチの促進やチーム制、3 援助手法の連携による取組を通じて案件形成や事業戦略性の強化を行った好例として、ミャンマーでの本格的な事業展開とフィリピンの台風災害への支援事業展開が挙げられる。

2. 戦略性の高いプログラムの形成・運営の事例

(1) ミャンマーにおける戦略的プログラム形成

- 5月、総理大臣がミャンマーを公式訪問し、日・ミャンマー首脳会談において、①少数民族支援を含む民生向上・貧困削減、②人材育成・制度整備、③持続的発展のためのインフラ整備を優先分野とし、円借款510億円、無償資金・技術協力400億円の合計910億円を2013年度末までに進める旨を表明した。これら急拡大する事業を同国の開発ニーズに即して迅速かつ効果的に形成・実施するた

め、機構は6月、2013年度の対ミャンマー支援案件に一括してファスト・トラック制度（指標1-1の脚注参照）を適用した、同時に、東南アジア・大洋州部を筆頭に、部署横断的な「ミャンマーチーム」を発足させ、技術協力・有償資金協力（円借款・海外投融資）・無償資金協力を担当する職員をチームメンバーに任命した（チーム立ち上げ時のメンバーは24名）。同チームは毎週のチーム内定例会で情報や知見、戦略の共有を徹底するとともに、本部の一元的窓口となってミャンマー事務所とともにミャンマー政府や日本の政・官・産・学の関係者との調整を円滑に行った。これにより、緊急課題から中長期的課題に対応する複数のプログラムを形成・運営し、その下で多数の案件を継ぎ目なく、かつ日本政府の対ミャンマー経済協力方針に沿った一貫性をもって形成・実施できた。この結果、2013年度は、技術協力を9件開始し、有償資金協力3件（借款契約ベースで約511億円。事前通報ベースでは5件878億円）、無償資金協力16件（閣議ベースで約171億円）を実施した。

- 例えば、ヤンゴン都市圏開発マスタープランで緊急かつ優先度が高いとされた上水道事業については、プログラム形成調査により有償資金協力と無償資金協力の案件を同時に形成し、続けて技術協力を行うことにより、迅速に、3 援助手法を有機的に組み合わせ対応した（指標 1-1 参照）。また、通信分野では、電話やネット回線のつながりにくさや不安定さという課題に対応するためにメディア・情報通信に関するプログラムを計画し、資金協力と技術協力を組み合わせた案件形成を行い、特に「通信網緊急改善計画」（無償資金協力）は、協力準備調査の開始から引き渡しまで 12 か月という極めて短期間の実施を実現した。さらに、中央銀行の ICT 整備及び通関システムの導入のため、制度整備・運営能力向上に関するプログラムを計画し、中央銀行及び通関システムの ICT 環境整備と制度・人材育成に関する技術協力を同時に形成し、両者を調整しながら迅速に実施に移した。
- また、ティラワ経済特別区（Special Economic Zone。以下「SEZ」という。）については、日本の経済産業省が作成したマスタープランに基づき、海外投融資による SEZ 運営事業、円借款による周辺インフラ整備事業を組み合わせ形成し、2015 年の SEZ 運営開始に向け、官民連携により事業効果の向上を図った。他方、同案件で生じる住民移転が、機構のガイドラインに基づき適切に実施されるよう、専門家を現地に派遣し、ミャンマー政府等に対して助言等を行った。ティラワ経済特別区開発に係る海外投融資事業については、2014 年 4 月に日本・ミャンマー両国の官民関係者と合弁事業契約書に調印した。
- 協力プログラム及び案件の形成にあたっては、幅広いステークホルダーとの対話に努めている。少数民族難民との対話を通じた帰還・定住支援事業の形成については、指標 4-1 参照。

対ミャンマー経済協力方針

経済協力方針	Ⅰ. 国民の生活向上のための支援 (少数民族や貧困層支援、 農業開発、地域の開発を含む)	Ⅱ. 経済・社会を支える人材の能力向上や 制度の整備のための支援 (民主化推進のための支援を含む)	Ⅲ. 持続的経済成長のために 必要なインフラや制度の 整備等の支援
具体的協力の実施領域	<ul style="list-style-type: none"> ●農業・農村開発 <ul style="list-style-type: none"> -小規模養殖普及(技協)(実施中) -農業大学校の施設・機材整備(無償)(実施中) -農民参加による優良種子増殖普及(技協)(実施中) -跡水農業技術開発(技協)(実施中) -小規模畜産振興(技協)(実施中) -バゴ一地域西部灌漑開発事業(円借款)(実施準備中) ●少数民族地域への支援 <ul style="list-style-type: none"> -カレン州及びブライン州の道路建設機材供与(無償)(実施中) -カレン州・モン州における帰還民定住促進支援のための地域開発(技協)(実施中) -シャン州における麻薬代替作物支援(技協)(実施中) -国際機関と連携しての人道支援(無償)(実施中) ●防災 <ul style="list-style-type: none"> -洪水復旧機材購入支援(無償)(実施中) -沿岸部防災機能強化(ヤングラブ種林)(無償)(実施中) -エーワディ・ナル輪中環復旧機材整備(無償)(実施中) -気象観測装置整備(無償)(実施中) -自然災害早期警報システム構築(技協)(実施中) -災害多発地域道路技術改善(技協)(実施中) ●医療・保健 <ul style="list-style-type: none"> -中部地域保健施設整備(無償)(実施中) -病院医療機材整備(無償)(実施中) -主要感染症対策(技協)(実施中) -基礎保健スタッフ強化(技協)(実施中) -保健システム強化(技協)(調査中) -社会福祉行政官育成(ろう者の社会参加促進)(技協)(実施中) ●地方開発・貧困削減 <ul style="list-style-type: none"> -貧困削減地方開発事業(円借款)(実施中) 	<ul style="list-style-type: none"> ●市場経済化支援 <ul style="list-style-type: none"> -経済改革支援(技協)(実施中) -経済特区(SEZ)開発政策支援(技協)(実施中) -通関・税関近代化(技協)(実施中) -証券監督能力強化(技協)(実施中) -中央銀行業務ICTシステム整備(無償)(実施中) ●民主化支援 <ul style="list-style-type: none"> -地方自治研修(技協)(実施中) -法制度整備・法官人材育成支援(技協)(実施中) ●産業技術者育成・制度整備 <ul style="list-style-type: none"> -日・ミャンマー人材開発センター(技協)(実施中) ●教育支援 <ul style="list-style-type: none"> -人材育成奨学計画(無償)(実施中) -基礎教育の改善(技協)(実施中) -教員養成大学改善(無償)(実施中) -工学教育拡充(技協)(実施中) ●JICA ボランティア事業の開始 <ul style="list-style-type: none"> -シニアボランティア事業(実施中) 	<ul style="list-style-type: none"> ●ヤンゴン・ティラフ地域開発構想 <ul style="list-style-type: none"> -ティラフ周辺インフラ開発(円借款)(実施中) -ヤンゴン都市計画調査(調査)(実施中) -ヤンゴン上水設備緊急整備計画(無償)(実施中) -ヤンゴン都市圏上水整備事業(円借款)(実施準備中) ●交通・通信網の整備 <ul style="list-style-type: none"> -全国航空保安設備整備(無償)(実施中) -ヤンゴン市渡河船供与(無償)(実施中) -ヤンゴン港・内陸水運施設改修(技協)(実施中) -鉄道サービス運営改善(技協)(実施中) -全国運輸交通セクター開発(調査)(実施中) -基幹通信網改善(無償)(実施中) -ヤンゴン・マンダレー鉄道整備事業(円借款)(実施準備中) -鉄道中央監視システム及び保安機材整備(無償)(実施中) ●エネルギー <ul style="list-style-type: none"> -バルーチャン第二水力発電所補修(無償)(実施中) -インフラ緊急復旧事業(発電所・変電所の改修)(円借款)(実施中) -ヤンゴン市電力アドバイザー(技協)(実施中) -電力開発計画プログラム形成調査(調査)(実施中)

図 5-1 対ミャンマー経済協力方針

(2) プログラム・アプローチによる迅速で切れ目のない支援（フィリピン台風災害対策支援）

- 11月8-9日にフィリピンに上陸した台風30号（HAIYAN）の被害に対して機構は、日本政府と連携しながら、迅速に緊急支援を立ち上げ、復旧、復興まで継ぎ目のない支援を展開した。機構は、11月11日に国際緊急援助隊医療チームを派遣し外国チームとしては最も早く医療支援を開始するとともに、被災地にテント等の物資を送り届けた。並行して、11月26日からは専門家チームを派遣し、復旧計画に対する助言活動を開始した（指標 8-1 参照）。ファスト・トラック制度を適用して緊急開発調査を開始し、緊急性・優先度の高い事業をパイロット事業として計画し、無償資金協力を念頭に置いた事業の概略設計を行うとともに、日本の経験を踏まえたハザードマップ作成、土地利用計画の方向性提示、建築物の設計・資材・施工方法の改善提案等を行っている（指標 3-1 参照）。本調査を通じ概略設計された事業については、途上国側が調達方式を柔軟に選択することを可能とする無償資金協力（指標 7-8 参照）を適用し、個別案件ごとではなくプログラム単位で包括的に先方政府と合意し、被災地の支援ニーズの変化に迅速に対応した。さらに、機構初の供与となる災害復旧スタンドバイ借款（指標 7-5、3-1 参照）を通じ、将来の災害リスクの軽減にも貢献している。今後、緊急開発調査を通じて得られる教訓を基に、フィリピン政府に対して効果的な減災・防災対策を提案していく。
- 迅速で切れ目のない課題横断的な支援を支えるため、機構は、11月12日に支援対策本部を本部に設置した。対策本部では、東南アジア・大洋州部担当理事を筆頭に、フィリピン、災害復旧・復興、防災、無償資金協力、緊急援助をそれぞれ担当する部署の情報共有や調整を密接に行った。またフ

フィリピン事務所は、日本大使館と協力し、台風災害復興支援ドナー会合において日本の東松島市等の地方自治体の災害復興経験に基づいた知見を提供し、フィリピン政府の復興計画策定支援に主導的な役割を果たした。

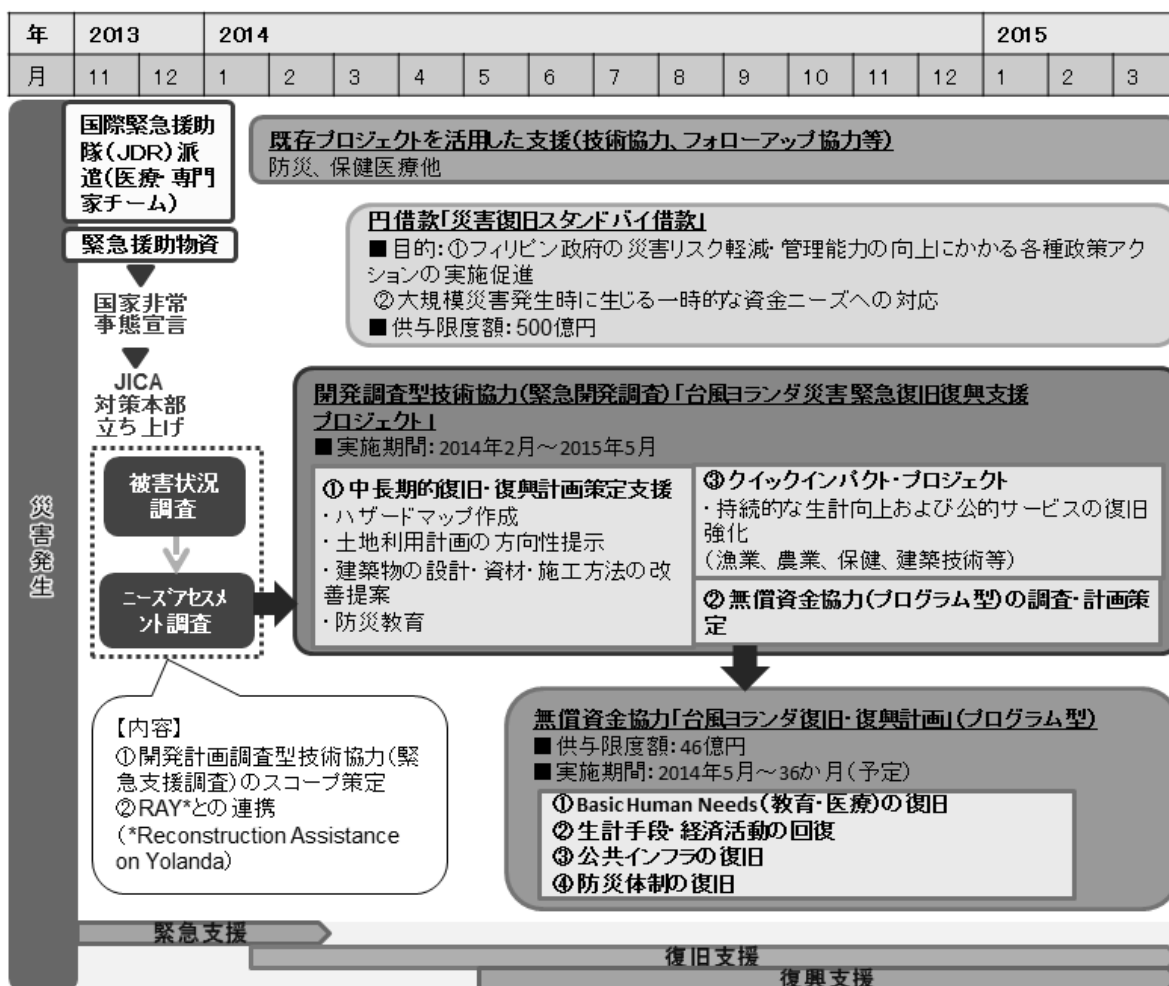


図 5-2 フィリピン台風災害復旧・復興支援の実施体制

指標 5-2 事業成果の発信と教訓のフィードバックの強化に向けた取組状況

- ODA に対する国民の理解と支持の一層の促進を図るため、ODA の現状・成果等を分かりやすく掲載する「ODA 見える化サイト」の掲載情報を拡充した。2013 年度は 916 件 (2012 年度 704 件) の事業を掲載し、累計掲載件数は 2,424 件となった。このうち 616 件は、過去 10 年間に事後評価を実施した有償資金協力・無償資金協力の完了案件であり、今回の掲載により全対象案件 (1,043 件) を同サイトで公開した。また、掲載済み案件の進捗状況を伝えるため、225 案件の情報を更新した。これらの取組により、ODA 見える化サイトのページ閲覧数は 73 万 1,984 件 (2013 年度は 70 万 7,053 件) で、累計 225 万 9,784 件に達した (指標 13-4 参照)。
- 新たな取組として、2013 年度に完了した主要案件 (資金協力事業の完工、技術協力事業の終了等) の成果をまとめて機構内で共有し、機構の年報や ODA 白書などでの優良案件の情報発信に活用した。
- 日本・ASEAN 友好協力 40 周年に当たり、広報誌や機構ウェブサイトを通じて、過去 40 年間の ASEAN 諸国に対する協力成果を和文・英文で発信し (指標 13-1 参照)、ASEAN 40 周年企画展示会 (横浜) 及び写真展 (ジャカルタ) を開催した。また 12 月の日本・ASEAN 特別首脳会議に合わせ、日本経済新聞社と「アジアの未来」特別シンポジウムを共催し、ASEAN ミン事務総長、国内外の行政官・有

識者の参加を得た。同シンポジウムでは、2015年のASEAN統合後の課題と今後の方向性について議論を行った。また同じく日本・ASEAN特別首脳会議に合わせ、ASEANのエネルギーに関するセミナーを開催し、機構が行っている調査の内容を説明するとともに、機構が招いたインドネシア、フィリピン、ベトナムの行政官に各国のエネルギー状況を説明頂いた。

- テーマ別評価「プロジェクトのPDCAサイクルにおける教訓活用マネジメント強化策の検討」を実施し、機構における教訓活用の現状分析を行った。これまで、事後評価、終了時評価等から教訓が抽出されているにもかかわらず、抽出された教訓情報に質のばらつき、汎用性の問題等があり、新規事業に十分に活用されていない課題があった。玉石混合の教訓情報から良質の知を抽出し、事業へのフィードバックを可能とするよう、教訓の実用化に至るプロセスの改善が提案された。具体的には、教訓の目的・必要性、抽出すべき教訓の定義を明確にすること、また、その上で教訓の抽出、分類・分析を経て、事業部門にその結果を的確に伝達し、優良な教訓の選別・蓄積が提案された。本提案を受けて2014年度には更に取組を進め、有効な教訓の蓄積・活用を図っていく。

指標 5-3 総合的能力開発 (Capacity Development: CD) 支援の推進状況

- CDとは、開発途上国が主体的に個人、組織、社会等の能力を総体として向上させる過程を指し、機構は、開発途上国自身の内発性を尊重しつつ開発途上国のCDを側面支援することを重視している。
- 機構は、職員がCDの視点を事業の質の向上に役立てるため、事例分析から概念化を図るとともに、課題別指針の中でCDの視点に基づく分析方法を記載し、CDに資する案件の形成を促している。
- 概念化の取組としては、研究所において研究プロジェクト「事例分析に基づくCDアプローチの再検証」を継続し、2013年度は、カンボジア上水道事業などの3事例について現地調査を実施し、分析を行った。
- また、CDの視点に基づく案件形成の例として廃棄物管理分野が挙げられる。機構は、同分野でのCDの概念の活用策について調査研究を行い、課題別指針(2009年)及びポジションペーパー(2010年)に反映させた。この結果、同分野では、個人、組織、社会等の総合的な能力向上に関する分析を行って形成・計画を行う案件が増えている。例えば、大洋州地域廃棄物管理改善支援プロジェクトでは、廃棄物管理に係る人材・制度の分析を行った上で事業計画を作成し、地域国際機関(大洋州地域環境計画)の大洋州地域廃棄物管理計画に基づいて人材育成・制度強化を支援している。
- 他方、こうしたCDの視点や事例を広く共有するため、職員や専門家等に対する派遣前研修の中でCDに関する講義を行っている。2013年度は、キャパシティ・アセスメントやプログラム・アプローチに関するより実用的な内容を新たに盛り込み、10回の講義を行い、283名が受講した。また、研究所が、社会全体の能力向上のために必要な開発援助効果の普及拡大の方策に関する機構内セミナーを8回開催し、職員の意識向上を促進した。さらに、機構の事業経験を広く発信するため、CDの観点からシャーガス病克服及びポリオ撲滅対策を分析した「中米の知られざる風土病『シャーガス病』克服への道」、「ぼくらの村からポリオが消えた—中国・山東省発『科学的現場主義』の国際協力」を書籍として発刊するとともに、地球ひろばで公開セミナーを開催し、いずれも市民約70名の参加を得た(指標6-1、12-2参照)。

指標 5-4 三角協力の取組状況

- 新興国が発展し、他国に対して援助リソースを提供できる新たな開発アクターとして台頭する中、2015年以降を見据えた新たな開発目標の検討過程において、南南協力の役割が注目されている。従

来の先進国から途上国への開発協力とは異なる知見を提供できることから、南南協力は途上国の CD に有効であると見られており、さらには南南協力の促進には先進国ドナーが協力の場を提供することが依然必要であるとして、三角協力も注目されている。

- 機構は、前述の「事例分析に基づく CD アプローチの再検証」の中で、南南・三角協力の体系的分析を行っている。2013 年度は、国連南南協力事務所、国連環境計画との共同事例研究報告書「Tackling Global Challenges through Triangular Cooperation」を 10 月に発刊し、国連開発計画 (UNDP) とナイロビで共催した「国連南南協力 EXPO 2013」で公開した。本書では、地球規模課題の解決に向けた南南協力・三角協力のあり方や実施の仕組み等を考察し、気候変動緩和策、生物多様性保全、情報通信技術を活用した理数科教育普及に関する機構の三角協力の事例を紹介した。
- OECD 開発協力局主催の「三角協力に係る政策対話」(5 月、リスボン) では、「良い三角協力」に求められる要素について、機構の経験を共有し議論を主導した。また、TICAD V サイドイベント (6 月、横浜)、前述の「国連南南協力 EXPO」、「第 1 回アラブ地域南南協力 EXPO」(12 月、ドーハ) 等の場において、機構の取組事例について発信した (指標 15-2 参照)。
- 中南米諸国との三角協力については、2013 年度外務省国際協力重点方針でも重視されており、機構は「パートナーシップ・プログラム」¹を通じてこれを推進している。11 月、ブラジル国際協力省及び国連南南協力事務所とともに南南協力・三角協力マネジメント強化のための研修をブラジルで実施し、39 か国 42 名の参加を得た。また、メキシコ国際協力開発庁との間では、日本・メキシコ・パートナーシップ・プログラム開始以来 10 年間の中南米諸国に対する協力 (第三国研修員延べ 626 名、メキシコ人専門家派遣 174 名) の効果を調査した。調査の結果、適正技術の移転、日本人専門家の少ない分野でのメキシコ人専門家との補完効果等の効果を確認し、ポスト 2015 年開発アジェンダを見据えた連携強化や開発課題対応のための新たな協力手法の活用等を提言した。2014 年 2 月にはメキシコシティで同プログラムの 10 周年記念式典が開催され、150 名が参加した。

指標 5-5 国別分析ペーパー等の策定実績及び活用促進に向けた取組状況

- 国別分析ペーパー (JCAP) 策定に係るガイドラインを整備し、JCAP の構成内容及び策定手順の標準化を行うとともに、外部関係者と積極的な共有を行う文書としての位置付けを明確にした。
- 2013 年度は、11 か国の JCAP を策定し、累計 31 か国・地域に係る JCAP が完成した。加えて、7 か国は完成に向けた最終段階にあり、累計 38 か国・地域にて JCAP の内容が実質的に固まりつつある。他方、一部の国については、政治、社会情勢等により相手国政府の開発政策が定まっていない事情を勘案し、完成時期を当初予定の 2013 年度中から 2014 年度以降に変更した。なお、策定済みの国についても 2 か国で情報を更新した。
- JCAP 策定段階で、日本政府、相手国政府、他ドナー、NGO、民間企業等の関係者との協議を通じて、各国の政治・経済・社会状況や日本、機構にとっての協力の意義等も踏まえつつ、事業の選択と集中につながる分析・検討を行った。これらの分析内容は、国別援助方針を策定する際に、重点協力量分野の見直しを行う等、具体的な形で活用された。また、策定後の JCAP を幅広く関係者と共有することで、機構の事業や協力の方向性に対する外部関係者の理解の向上を図った。
 - ペルー：JCAP の策定段階で日本政府関係機関や主要ドナーにドラフトを共有し、ペルー政府との政策協議の結果を反映するなど、JCAP の質の向上を図った。また、JCAP に示された協力の方

¹ 日本政府と開発途上国政府の間で合意された、他の開発途上国・地域の開発努力を共同で支援するための総合的枠組み。12 か国と合意済みである (中南米地域ではチリ、ブラジル、アルゼンチン、メキシコと合意済み)。

向性に沿って協力プログラムや各個別事業の内容を見直し、JCAP と各分野の事業がより整合性を持つように整理した。

- コソボ：JCAP の策定段階でコソボ欧州統合府等との協議を実施した上で、重点協力分野を特定した。その内容は外務省が作成する国別援助方針にも反映され、先方政府による日本の ODA の方向性に関する理解の向上にも貢献した。その結果、国別援助方針や JCAP の内容を踏まえた技術協力の新規要請につながり、重点協力分野を中心に事業を展開している。
- バングラデシュ：バングラデシュ関連事業の本邦企業向けセミナーを開催し、機構から策定済みの JCAP の概要について民間企業の参加者に広く共有した（計 3 回）。これにより、バングラデシュに対する機構の協力量針や個別事業の理解促進につながった。

指標 5-6 国・地域及び分野・課題別の分析・実施指針等の策定・活用の推進状況

1. 地域別の分析・事業方針等の策定・活用状況

機構は、地域担当部の年度計画（指標 23-6 参照）において地域別の事業方針を定めるとともに、開発途上地域に対する調査や協力の一環として地域別の分析や協力量針の検討を行っている。主な取組事例は以下のとおり。

(1) アフリカ地域に対する分析・事業方針等の策定・活用状況

- アフリカ地域に対する 2013 年度の事業方針では、6 月の TICAD V（指標 1-1、15-1 参照）に貢献するとともに、広域協力、開発から取り残された国に対する支援、民間連携に考慮しながら、TICAD V の行動計画に基づいた支援策を実行することとした。
- これに基づき、TICAD V の準備段階では、過去 20 年間の日本のアフリカ開発支援の経験を考察し、各課題に対する協力量針や具体的な支援策、実施上妥当な目標設定に関して日本政府に提言した結果、成果文書（「横浜宣言 2013」、「横浜行動計画 2013-2017」）にも反映された。会議後は、特に TICAD V の主要テーマの一つである「強固で持続的な経済」に貢献するため、アフリカの東部、南部、中部、西部、北部について、回廊を軸に、地域総合開発・官民連携を中心とした各地域ごとの戦略を策定した。これを踏まえ、TICAD V で表明された五つの成長回廊整備支援、今後 10 年程度の都市計画・交通網・インフラ整備に係る 10 か所の戦略的マスタープランの作成に着手した。今後、同マスタープランに基づく ODA 案件を形成し、民間の投融資にもつながるような環境整備を進める。また、横浜行動計画で実施が明記された「日アフリカ・ビジネスウーマン交流プログラム」については、1-2 月に米国と連携してアフリカ女性起業家支援セミナー及び公開シンポジウム（横浜）を開催し実行に移した。
- 他方、同地域に対する長期的な支援の方向性を検討するため、アフリカ部と研究所が共同で、2050 年までのアフリカの長期経済予測・分析を行い、今後の展望と課題をまとめた。調査結果は「Africa 2050」として出版し、TICAD V 公式セミナーでも報告した（指標 6-1、15-1 参照）。この長期経済予測は、上記の戦略マスタープラン及び今後の機構の事業方針の検討でも活用された。

(2) 東南アジア地域に対する分析・事業方針等の策定・活用状況

- 東南アジア地域に対する 2013 年度の事業方針では、同地域全体に対する支援として、インフラ政策・制度の改善やインフラ案件形成の支援等を図る新しい協力形態の形成、ASEAN 統合支援のあり方、地域共通課題への優先度向上の観点に焦点を当てて、検討を行った。機構としての東南アジア

支援の方向性を取りまとめ、外務省及び経協インフラ戦略会議（11月）に情報提供を行った結果、12月の日本・ASEAN特別首脳会談における日本政府の協力支援策に反映された。これを踏まえ、機構は同支援策に沿った協力案件の形成・実施を進めている（指標2-1参照）。

- 一方、同地域に対する長期的な支援の方向性を検討するため、2015年のASEAN経済共同体実現から10年後のASEANの状況を主要分野ごとに分析し、現実的な将来像を描くとともに、今後ASEANが対応すべき課題を抽出した（「ASEAN 2025に係る情報収集・確認調査」）。また、ベトナム、インドネシア、フィリピンをパイロットケースとして、ASEAN各国が長期的にあるべきエネルギー供給構造に到達するための政策手段の組合せについて、低炭素・エネルギー効率性及び料金・財政負担等の観点から分析した（「ASEAN長期エネルギー政策に関する情報収集・確認調査」）。両調査の結果は、2014年度に報告書として発表するほか、今後の機構の事業方針の検討に活用する。

2. 分野・課題別の分析・実施指針等の策定・活用状況

- 機構は、協力の分野・課題ごとに、開発課題の全体像、業務実施上の留意点や協力の方向性を示すため、「課題別指針」を作成している。2013年度は、新たに、社会保障（医療保険、年金、社会福祉）（和文）、鉱業（和文）、中小企業振興（和文）、貿易/投資促進（和文）、農業開発・農村開発（英文）の5分野・課題で課題別指針を作成した。これにより、累計で19の分野・課題について計34件の指針を策定し、外部公開した。
- 課題別指針の対象課題のうち、特に重要な課題・分野に係る具体的な協力方針については、機構の事業の基本方針を対外的に示すため、簡潔な「ポジション・ペーパー」を機動的に作成している。2013年度は、4分野（保健分野（和文・英文）、水環境管理分野（和文・英文）、エネルギー（和文・英文）、公共財政管理（和文））を新規作成・改訂した。これにより、2013年度末時点では累計10本が公開された。
- 課題別指針は、機構職員の基本的な情報・知識として共有するとともに、事業の計画並びに案件の審査及び実施の際に参考として活用されている（課題別指針を活用した案件形成の事例について指標5-3、課題別研修の見直しについて指標7-2参照）。
- 課題別指針の有効活用例としては、公共財政管理（Public Finance Management。以下「PFM」という。）分野の取組が挙げられる。PFM全般について扱った課題別指針の策定を基に、途上国のPFM改革の進捗や各機能の現状を把握することを目的としたハンドブックを作成し、技術協力で実施するパイロット事業を展開する際のファイナンシャル・プランニングツールも開発する等の複合的な取組を進めた。国内で各種学会や勉強会等で活用するとともに、海外のドナー機関や研究所を訪問した際や、国際会議等の機会に積極的に情報発信と意見交換を実施した。
- なお、2013年度は、混在していた「分野」、「課題」、「援助手法」の再整理の観点から、ナレッジ・マネジメント・ネットワーク設置対象の分野・課題の分類を見直し、その数を旧課題タスクの23から19に整理した。

表 5-1 課題別指針作成対象分野・課題一覧

分野		課題別指針作成対象課題 (◎：2013年度改訂・新規作成、 <u>下線</u> ：指針未作成)
1	運輸交通	運輸交通
2	情報通信技術	情報通信技術
3	都市開発・地域開発	都市・地域開発

4	教育	基礎教育、技術教育、ノンフォーマル教育、高等教育
5	保健医療	HIV/AIDS 対策、寄生虫対策、リプロダクティブヘルス、看護教育、結核対策、マラリア対策
6	社会保障	障害者支援、◎社会保障（医療保険、年金、社会福祉）
7	水資源	水資源
8	自然環境保全	自然環境保全
9	環境管理	環境管理（大気汚染/水質汚濁）、廃棄物管理
10	農業開発・農村開発	◎農業開発・農村開発、水産
11	経済政策・ガバナンス	経済政策、財政（公共財政管理）、金融、地方行政、法整備支援、統計
12	資源・エネルギー	エネルギー（エネルギー供給、省エネ、再生可能エネルギー）、◎鉱業
13	民間セクター開発	◎中小企業振興、◎貿易/投資促進、観光

課題		課題別指針作成対象課題
14	ジェンダーと開発	ジェンダーと開発
15	貧困層支援・格差是正	貧困削減
16	平和構築	平和構築
17	防災	災害対策（防災）
18	気候変動対策	地球温暖化対策
19	市民参加	市民参加

指標 5-7 機構内のナレッジマネジメントの推進に向けた取組状況

機構は、援助機関としての専門性を強化し、国内外の知識を動員してより効果的な事業を構想できる力を充実すべく、事業の実施や調査研究等から得られた教訓、知見を分析し、ナレッジとして蓄積、活用を図る「ナレッジマネジメント（Knowledge Management。以下「KM」という。）」を推進している。2013年度は、2013年1月制定のKM推進計画に基づき、以下の取組に着手した。

1. 基礎力向上及び専門性向上

- 職員に必要な基礎的能力・ノウハウ（コアスキル）を強化するための研修（「JICA アカデミー」）を6月より開設した（指標 32-3 参照）。また、エキスパート職群（指標 32-2 参照）の活用に関しては、機構内審査の結果、十分な専門性が認められた職員に対し、初めて3段階のエキスパート職区分の最上位区分の認定を行った。

2. ナレッジの創造・共有・活用

- ナレッジを恒常的に蓄積し組織横断的に共有・活用するとともに、職員の専門能力を高めるための体制として、新たにKMネットワーク制度を設けた。2013年度は、19分野・課題のKMネットワークを立ち上げた。また、チーム制（指標 5-1 参照）を活用し、2014年3月に「国際保健外交戦略」に係る検討チームを立ち上げ、部署横断的にUHC（指標 1-1 参照）の概念整理と協力方針の検討を行っている。さらに、リサーチネットワークの創設（指標 6-1 参照）等により、職員が業務経験を整理し、研究成果を論文にまとめるための支援を開始した。

3. ナレッジの対外発信強化

- 前述の課題別指針やポジションペーパーの公開、テーマ別評価結果の公開（指標 18-2 参照）を進めた。また、研究成果の対外発信や、機構の事業経験を分析した研究所の「プロジェクト・ヒスト

リー」書籍4冊を発刊した（指標6-1参照）。

- 職員による学会発表、論文執筆、書籍発刊、雑誌寄稿等を奨励するため、それらの実績を内部データベースに登録する制度を新たに導入した（2013年度末登録件数は221件）。インフラ開発分野では、6月より日刊建設工業新聞にて「JICAナレッジ」と題した月1回の寄稿を開始するとともに、同月には機構職員が土木学会国際活動奨励賞を受賞した。

4. KM推進のための組織マネジメント強化策

- 職員が自身の専門分野にかかわる KM ネットワークの活動に貢献する時間を割くことのできる環境を整備するため、所属部署の所掌外であっても、総業務時間の10%の範囲内で同活動への関与を認める社内ルールを試行で開始した。初年度において実際に同ルールを活用した職員の数は一桁程度にとどまっており、2014年度においても引き続き試行と位置付け、同ルールの評価と必要な見直しを年度末までに実施する予定である。また、職員等による業務の質の向上や業務改善における革新的な取組を奨励するため、理事長表彰制度を導入した。
- 機構は、課題別指針、ポジション・ペーパー、プロジェクト情報、KM ネットワーク作成情報等を組織全体で活用するためのデータベース（「JICAナレッジサイト」）を運用し、内外に公開している。2013年度、新たに掲載した案件情報は1,161件で（2012年度608件）、累計6,813件となった。また、職員向けの研修等を通じて同サイトの効果的な活用方法を周知した結果、同サイトコンテンツへの月平均アクセス数は1,209名に増えた（2012年度1,097名）。

指標5-8 現地 ODA タスクフォースにおける知見・経験・情報の共有状況

- 機構は、現地 ODA タスクフォース及び本邦企業・NGO 等も含めた拡大現地タスクフォースに積極的に参加し、機構の事業等を通じて得られた情報を大使館、ほかの公的機関を含むタスクフォースメンバーに共有した。また、日本の援助の戦略性・予見性の向上に貢献すべく、現地 ODA タスクフォースにおける議論のベースとして中長期的な事業計画案を提供した。具体的な事例は以下のとおり。
 - **モンゴル**：現地 ODA タスクフォースと先方政府との間で、重点的に支援する開発課題をすり合わせて作成した JCAP に基づき、その後具体的な案件内容に関する意見交換を行った結果、JCAP との整合性が高い新規案件が要請された。
 - **メキシコ**：機構による自動車産業基盤強化事業の情報を現地 ODA タスクフォースで共有したことにより、日本貿易振興機構（Japan External Trade Organization。以下「JETRO」という。）による現地企業と日系進出企業のネットワーク形成支援の成果を活用でき、更に同ネットワークを改善した。この結果、自動車集積地帯を有する各州の政府及びメキシコ外国貿易振興機関によるメキシコ企業情報データベースの整備・更新体制が構築され、同国に進出する日系自動車部品企業がメキシコの中小部品企業の情報に容易にアクセスできるようになった。
 - **インド**：機構にとって同国初の開発政策借款「タミル・ナド州投資促進プログラム」について、大使館、領事館、JETRO、現地日本商工会、機構等から成る拡大現地 ODA タスクフォースで協力しての案件形成を行った。その結果、同事業を通じて達成すべき政策アクションについて、投資申請プロセスの改善、優先度の高い小規模インフラプロジェクトの実施促進、人的資源開発の強化等、タミル・ナド州における投資環境整備等、現地進出日本企業のニーズにも即した内容にて、同州と合意できた。

小項目 No. 6 研究

大項目	1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
中項目	(2) 事業マネジメントと構想力・情報発信力の強化
小項目	6. 研究
中期計画/ 年度計画	<p>【中期計画】 開発途上地域及び我が国を含む国際社会の情勢の変化に対する洞察と中長期的な展望を踏まえつつ、より戦略的、効果的かつ効率的な事業を実施するため、機構は、開発協力に関係する我が国及び海外の大学や研究機関と連携し、機構事業での確実な活用及び国際的な援助潮流への影響を拡大すべく、研究領域を設定し、また研究課題を実施する。その貢献について定期的に検証を行い、研究の成果に基づき対外発信を更に充実させる。</p> <p>具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 機構の事業への反映や国際援助潮流に影響を与え得る研究テーマの設定を行うとともに、質の高い研究を効率的に実施するため、機構が事業実施を通じて培ったこれまでの知見を活用しつつ、共同研究や委託を含めて国内外のリソースとの連携、内部体制の充実、外部査読、第三者委員会による検証等の研究の質の確保への取組を強化する。また、研究成果の組織内への還元と対外発信の強化のため、戦略的な発信機会の確保と発信媒体の工夫に取り組む。 <p>【年度計画】 機構が蓄積した知見の活用及び国内外のリソースとの連携を通じて、事業へのフィードバックと国際援助潮流の形成に資する国際水準の研究を行う。また、ワーキングペーパーや書籍の発刊、国際シンポジウムやセミナーの開催、ウェブサイトの充実等を通じて発信を強化するとともに、機構内の知見の体系化・蓄積のための取組を行う。さらに、これらを達成するために研究体制の更なる充実を図る。</p>

指標 6-1 開発効果の向上に資する質の高い研究の実施並びに研究成果の対外発信及び事業へのフィードバックの強化に向けた取組状況

1. 研究実績の概要

- 第3期中期目標期間の研究所の活動方針（表 6-1）を踏まえ、2013年度は、新規、継続あわせて19件の研究プロジェクトを実施し（表 6-2。2012年度は20件）、うち17件は外部研究者の参加も得た。研究プロジェクトの成果として、16本のワーキングペーパーを発刊した（2012年度16本）。ワーキングペーパーについては、一線級の海外研究者等による査読、査読結果を踏まえた研究所内審査委員会による審査を実施し、国際水準の研究レベルの確保に努めた。
- 研究テーマの設定と研究成果の発信に当たっては、日本国民向けと海外向け、機構事業の改善と国際援助潮流形成への貢献のバランスに配慮しながら実施している。具体的には、研究所設立以前は事業で培った知見が必ずしも十分に国際的に発信されてこなかったという問題認識の下、研究成果は基本的に英語で発信する一方、日本国民向けに、国際協力の現場の取組と成果を分かりやすく示すプロジェクト・ヒストリー・シリーズの発刊（2013年度4冊）等の取組を行った。
- 2013年度のワーキングペーパー77本（2010年度以降発刊の総数）のダウンロード数（図 6-1 左）は4万件を超え（2012年度3万406件、前年度比36%増）、1本当たりの年間平均ダウンロード数も2010年度の478回から2013年度は538回に増加しており、研究成果の認知度が向上している。また、書籍や寄稿などその他の刊行物についても、2012年度は6冊/本、2013年度は15冊/本をウ

ウェブサイトに掲載し、そのダウンロード数は 2013 年度に 5 万件を超えた（図 6-1 右、書籍全体と各章ごとのダウンロードの双方を含む）。

表 6-1 研究所の第 3 期中期目標期間中の活動方針概要

1. 活動方針	① 機構/日本に蓄積された援助の知見の体系化：援助効果の向上を目指す ② 機構事業の戦略的实施と国際援助潮流の形成に貢献する研究の推進 ③ 対外発信の強化 ④ 地球ひろばとともに JICA 市ヶ谷ビルの幅広いユーザーにサービスを提供 ⑤ 研究所の体制の充実、職員の人材育成
2. 重点分野	①平和と開発、②成長と貧困削減、③環境と開発・気候変動、④援助戦略
3. 具体的取組	① 実務者と研究者のグローバルなコラボレーション（事業部門との協働、国際的な研究機関とのネットワーク強化） ② 戦略的な研究テーマの設定（機構事業へのフィードバック、新たな開発アプローチの発案、国際援助潮流形成への貢献） ③ 研究成果の発信（国際会合のサイドイベント開催、外部に対する学術的インプット） ④ 知識の体系化のための基盤整備 ⑤ 開かれた活動の強化（図書館機能、地球ひろばとの連携） ⑥ 研究体制の更なる充実、人材育成（職員の研究ノウハウ習得や成果発表支援）

表 6-2 2013 年度に実施した研究プロジェクト一覧（フォローアップ案件を除く）

研究領域	研究テーマ		研究プロジェクト名	種別
平和と開発	武力紛争予防と国家建設	1	紛争後の土地・不動産問題－国家建設と経済発展の視点から	継続
	越境問題	2	東アジアにおける人間の安全保障の実践	新規
成長と貧困削減	アフリカの経済開発	3	サブサハラ・アフリカにおける米生産拡大の実証分析	継続
	アジアの経済開発	4	バングラデシュにおけるリスクと貧困に関する実証研究	継続
		5	東南アジア型組織経営モデル研究	継続
		6	カンボジアにおける自国通貨利用促進に関する実証研究	新規
環境と開発	環境・気候変動と開発	7	グリーン成長のための国際協力戦略	新規
援助戦略	効果的な援助	8	事例分析に基づく CD アプローチの再検証	継続
		9	JICA 事業の体系的なインパクト分析の手法開発	継続
		10	開発援助レジームにおける財政支援の意義と限界	継続
		11	途上国の制度構築における研修事業の役割	継続
		12	主体性醸成のプロセスと要因にかかる学際的研究：中南米における事例を中心に	継続
		13	経営的資本向上による中小企業振興インパクト分析－カイゼンを中心に	新規
	新しい援助アジェンダ	14	イスラム紛争影響国における人的資本形成とジェンダー平等：イエメンにおける基礎教育の事例研究	継続
		15	学習成果と衡平性に資する教育システム分析ツール(SABER)の開発研究（参加型学校運営制度、分権化とアカウントビリティを中心に）	新規
		16	青年海外協力隊の学際的研究	継続
17		ポスト 2015 における開発戦略に関する実証研究	継続	
	18	幸福度からみた開発政策再考に関する調査研究	継続	
	19	開発協力戦略の国際比較研究：G20 新興国を中心に	継続	

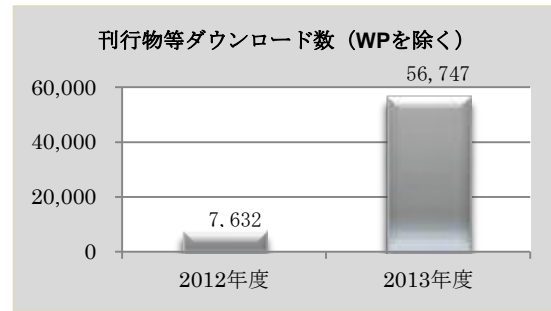
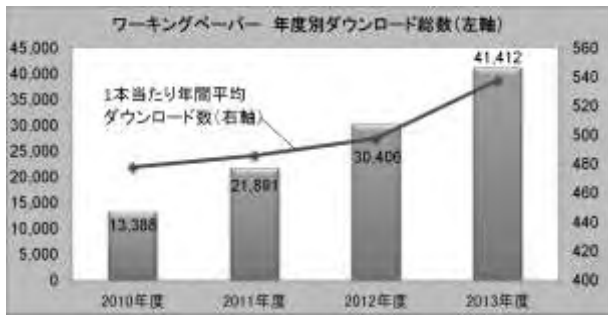


図 6-1 ワーキングペーパー及びその他刊行物等の年度当たりダウンロード実績

- 英文書籍は、6冊を発刊した（2012年度4冊）。内訳は、TICAD Vに連動したアフリカ関連計4冊、資源ガバナンス1冊、南南協力・三角協力1冊である（表 6-3 上段）。和文書籍は、プロジェクト・ヒストリー・シリーズ4冊を発行した（表 6-3 下段）。発刊書籍は英文・和文合計10冊となり、これまでの実績を上回った（2011年度4冊、2012年度8冊）。加えて、コロンビア大学政策対話イニシアティブ（Initiative for Policy Dialogue、以下「IPD」という。）との共同研究の結果をまとめた報告書を作成した。これら書籍・報告書のうち、可能なものは研究所ウェブサイト公開した。刊行物等ダウンロード実績（図 6-1 右）は、5万6,747件と大幅に増加した（2012年度7,632件）。一方、研究成果に基づく論文の査読付き英文学術誌への掲載数は、5本であった（表 6-4。2012年度6本）。このほか、書籍等に掲載された論文も10本にのぼった（表 6-5）。

表 6-3 2013 年度に発刊した書籍一覧

英文書籍 (6冊)		
著者等	タイトル	出版社
Hiroshi Kato and others eds.	Africa 2050 -Realizing the continent's Full Potential-	Oxford University Press
Hiroshi Kato, Kei Yoshizawa, Koji Makino and others	For Inclusive and Dynamic Development in Sub-Saharan Africa	JICA Research Institute
Hiroyuki Kubota, Keijiro Otsuka, Kei Kajisa and others	The Coalition for African Rice Development Progress in 2008-2013	JICA Research Institute
Yoichi Mine, Frances Stewart, Sakiko Fukuda-Parr, Thandika Mkandawire	Preventing Violent Conflict in Africa: Inequalities, Perceptions and Institutions	Palgrave Macmillan
Jin Sato ed.	Governance of Natural Resources: Uncovering the social purpose of materials in nature	United Nations University Press
Hiroshi Kato, Syunichiro Honda	Tackling Global Challenges through Triangular Cooperation: Achieving Sustainable Development and Eradicating Poverty through the Green Economy	JICA Research Institute

和文書籍 (4冊)		
著者等	タイトル	出版社
JICA 研究所アフガニスタン・プロジェクト・チーム	アフガニスタンに平和の礎を：人々の生活再建に奔走する日本人たち	丸善出版株式会社
宍戸 健一	アフリカ紛争国スーダンの復興にかける	佐伯印刷
岡田 実	ぼくらの村からポリオが消えた：中国・山東省発「科学的現場主義」の国際協力	佐伯印刷
折下 定夫	ジャカルタ漁港物語：ともに歩んだ40年	佐伯印刷

表 6-4 2013 年度に査読付き英文学術誌に掲載された論文一覧

著者等	タイトル	掲載学術誌及び掲載箇所
Yasuyuki Todo and Ryo Takahashi	“Impact of Farmer Field Schools on Agricultural Income and Skills: Evidence from an Aid-Funded Project in Rural Ethiopia”	Journal of International Development, Vol. 25, No. 3, April 2013 pp. 362-381.
Sonali Senaratna Sellamuttu, Takeshi Aida, Ryuji Kasahara, Yasuyuki Sawada, and Deeptha Wijerathna	“How Access to Irrigation Influences Poverty and Livelihoods: A Case Study from Sri Lanka”	Journal of Development Studies (Online)
Kamal Lamichhane	“Social inclusion of people with disabilities: a case from Nepal’s decade-long civil war”	Scandinavian journal of disability research (SJDR)
Tomonori Sudo	Integration of Low-Carbon Development Strategies into Development Cooperation	Global Environmental Research, Vol. 17, No. 1, 2013, 71-78.
Jeet Sapkota, Sakiko Shiratori	The Millennium Development Goals (MDGs) Progress: Lessons for Global Development Policy After 2015	Journal of International Public Policy, 47-88

表 6-5 2013 年度に書籍等に掲載された論文

著者等	タイトル	掲載書籍等	出版社
Naohiro Kitano	Japanese Development Assistance to ASEAN Countries.	ASEAN-Japan Relations (Chapter 11)	Institute of Southeast Asian Studies
Naohiro Kitano	The Impact of Economic Cooperation on Asian Countries: Focus on the Mekong Region and Central Asia	A study of China’s foreign aid : an Asian perspective (Chapter 8)	Palgrave Macmillan
Akira Murata	Designing Youth Employment Policies in Egypt	Global Economy & Development (Working Paper 68)	Brookings
Keiichi Tsunekawa and Ryutaro Murotani	Working for Human Security: JICA’s Experiences	Post-Conflict Development in East Asia (Part IV)	Ashgate Publishing
北野 尚宏	中国の経済協力の現状	中国経済 4月号	日本貿易振興機構
加藤 宏	アフリカ開発の課題と日本の貢献	国際問題 5月号	日本国際問題研究所
室谷 龍太郎	平和構築	国際協力のレッスン:地球市民の国際協力論入門 (Lesson 4)	学陽書房
恒川 恵市	開発援助-対外戦略と国際貢献	日本の外交 第5巻-対外政策・課題編 (第7章)	岩波書店
志賀 裕朗	『法の支配』の構築はなぜ難しいか-その構築過程の政治性-	開発政治学の展開 (第5章)	勁草書房
岡部 恭宜	韓国とタイにおける二つの金融危機と政治変動-内生的危機と外生的危機-	年報政治学 2013-II 危機と政治変動 (pp86-108)	木鐸社

2. 国際援助潮流の形成に向けた貢献

(1) ポスト 2015 年開発アジェンダ

- ミレニアム開発目標年 (2015 年) 以降の開発戦略の形成に貢献すべく、「ポスト 2015 における開発戦略に関する実証研究」に取り組んだ。主要な開発指標について途上国全体、地域別、国別の進捗を評価した上で、「包摂性 (Inclusiveness)」と「強靱性 (Resilience)」という二つの視点を組み込むことを提言するものなど、ワーキングペーパーを 2013 年度に 4 本発刊した。これらの成果を取りまとめた書籍を 2014 年度前半に刊行して、開発途上国及び先進国の政策・研究機関及び研究者のネットワークであるグローバル開発ネットワークの年次総会 (2014 年 6 月、ガーナ) 等の場で発信していく予定である。

- また、包摂性に関連して、障がいと教育や雇用との関係を考察した書籍や、強靱性に関連して防災に関する英語書籍の作成も進めた。

(2) アフリカ開発 (TICAD V)

- TICAD V でのアフリカ開発に関する議論に貢献すべく、機構が蓄積した知見や考え方をまとめた書籍 4 冊を発刊するとともに、会合期間中に研究成果を活用したサイドイベントを 2 件開催した。
- サイドイベント「アフリカ開発の展望と課題～2050 年へ向けて～」では、2050 年におけるアフリカ経済・社会の長期展望と今後の課題についての議論を行い、その結果を踏まえ、アフリカ経済、社会の長期展望と課題をまとめた『Africa 2050』(オックスフォード大学出版局) を出版した。本書では、アフリカが増加する人口を抱えながら貧困撲滅を進めるために、成長の加速化とともに「包摂的な成長」が必要であること、そのために十分な雇用を創出するための「経済構造転換」が必要であるとの提言を行った。同書籍は、コートジボワールのウワタラ大統領に前文を寄せていただき、同大統領からアフリカ各国の元首、閣僚等に配布された。また、2014 年 5 月には、ルワンダで開催されたアフリカ開発銀行の年次総会時でもサイドイベントとして出版記念セミナーを開催し、書籍の内容をアフリカ各国閣僚、国際機関幹部など約 100 名の参加者に紹介し、アフリカにおける地域統合、効果的な制度、人材育成等について活発な意見交換が行われた。また、総会最終日の公式昼食会でも複数の国家元首のほか、アフリカ開発銀行全加盟国総務など 200 名近い参加者に対して、本書籍の紹介が行われ、総会議長であるルワンダ国財務大臣からは、次回の総会までに全ての総務が本書籍を読むべきであるとの発言があった。
- サイドイベント「アフリカの経済構造転換」では、ノーベル経済学賞受賞者のジョセフ・スティグリッツ教授(コロンビア大学)による基調講演の後、同教授が代表を務めるコロンビア大学政策対話イニシアティブ(IPD)と機構の共同研究の成果を発表し、アフリカ経済の構造転換に向けた課題、日本やアジアの経験を踏まえた経済構造転換における政府の役割等について議論した。
- 研究「サブサハラ・アフリカにおける米生産拡大の実証分析」では、アフリカでのコメ生産拡大支援に機構が重視してきた技術普及や人材育成の重要性を実証した。同研究の成果を取りまとめた書籍は、TICAD V サイドイベント「アフリカ稲作振興のための共同体 アフリカにおける食料安全保障/農業開発へ向けての新たな取組み」で配布した(下記 4. 及び指標 3-1 参照)。
- さらに、研究「アフリカにおける暴力的紛争の予防」について、日米欧アフリカ 7 か国の研究者の参加を得て行った研究の成果を書籍として刊行し、エチオピア、ベルギー、英国、米国で出版記念セミナーを開催した。各地で国際機関、研究機関等からの参加を得て、アフリカにおける紛争予防を進める上で「水平的不平等」(集団間の不平等)に着目することの重要性等を提起した。

(3) 平和と開発分野

- 「紛争後の土地・不動産問題」に関する研究については、研究成果を紹介した米国の援助機関やシンクタンクの関心を集め、2014 年 3 月に世界銀行が開催した会議に参加して意見交換を行った。
- また、人間の安全保障に関しては、ASEAN 各国のシンクタンク及び日中間の研究者とともに、研究プロジェクト「東アジアにおける人間の安全保障の実践」を開始した。東アジア各国における人間の安全保障の受容状況を確認し、どのような政策に適用されたか事例分析を行うもので、ASEAN 各国については、ASEAN 各国の国際問題を専門とする研究所の連合体である ASEAN 戦略国際問題研究所連合(ASEAN-ISIS)のネットワークを活用して研究を実施している。

3. 国際的に影響力のある開発機関や研究機関等との連携

- 世界銀行との間で、政策対話強化のために開発中の教育システム分析ツールの改善を目指して共同研究を実施し、12月にはブルキナファソにおいて同国中央・地方政府関係者、ドナー、NGOなどを対象とした中間報告セミナーを世界銀行と共催した。世界銀行が2014年1月に教育分野スタッフ向けに実施した研修では、共同研究の中間成果を基に、政策実施の質の分析方法等について機構研究員が発表を行った。世界銀行のフラッグシップレポートである世界開発報告書の2015年版に向けては、コンセプトノート作成段階で意見交換を行った。
- 世界有数のシンクタンクで、国際的に大きな影響力があるブルッキングス研究所とは、従来からの連携関係を更に拡大した。開発援助のスケールアップに向けた共同研究成果の出版記念セミナーでは、機構が推進する官民協働型の事業モデルを紹介し、参加者の関心を集めた。また、「アラブの春」後の包摂的な成長に関する共同研究では、機構研究員が同研究所に1か月滞在し、エジプト若年層の職業選好をインドネシアと比較して分析する研究を実施した。本研究成果については米国及びエジプトで共同セミナーを開催し、発表した。さらに、4件目の共同研究として、最貧困層と脆弱性に関する研究を開始し、2014年1月に開催した執筆者ワークショップでは、新興国に依然残る最貧困層の問題や脆弱性について議論を行った。
- ドイツ開発研究所（DIE）との間で、研究所初の人事交流を実施した。共同研究の促進、研究機関運営方法の相互学習が目的で、12月に機構の上席研究員がDIEに2週間滞在した。2月からはDIEの研究員が3週間滞在し、研究所運営等について意見交換するとともに、「援助の氾濫」をテーマとした一般公開の合同セミナーも開催した。
- 上記のほかに、以下の取組を行い、国際的な開発機関、研究機関との連携を積極的に推進した。
 - 国連開発計画（UNDP）が発行する人間開発報告書に対し、同報告書のアドバイザー・パネルのメンバーである機構理事長からコメントを提示。
 - 英国の開発学研究所（IDS）及びフランス開発庁（AFD）とともに、良質な経済成長に関する共同研究を実施し、執筆者ワークショップを開催（2014年1月）。
 - IPDとともに、第3回目の共同研究（産業政策）を開始。
 - グローバル開発ネットワーク（GDN）年次総会（フィリピン、マニラ）で、強靱性についての共同研究に関する全体会合を主催（6月）。2014年6月のGDN年次総会（ガーナ、アクラ）では東アジア地域の研究機関ネットワークである東アジア開発ネットワーク（EADN）と強靱性に関するセッションを共催するとともに、7月のEADN年次総会にも研究所から参加する予定。
 - ASEAN各国のシンクタンク及び日中韓の研究者とともに、東アジアの人間の安全保障の主流化に関する共同研究を開始し、執筆者ワークショップを開催（11月）。
 - ADBとともに、ADBによる「アジア経済見通し2013年改訂版」において取り上げられたガバナンスの課題に関するコンサルテーションを共催（10月）。
 - コロンビア大学とともに、都市と気候変動に関する研究セミナーを共催（9月）。

4. 研究成果の事業へのフィードバックを通じた機構事業の戦略的实施への貢献

- 研究「アフリカにおける暴力的紛争の予防」の成果を機構事業に反映する取組を行った。具体的には、本研究の成果を踏まえて、平和構築事業着手時に機構職員等が参照する「平和構築ニューズアセスメント・ハンドブック」に、「水平的不平等」に留意することの重要性等を追記した。
- 研究「紛争後の土地・不動産問題」について、紛争後の帰還民等の土地・家屋の確保、土地・不動

産に関する紛争解決の仕組み、脆弱層の土地権利の保護といった問題に関して、機構内の関連部署に対して研究成果を共有するとともに、土地・不動産問題への対応について意見交換を実施した。

- 研究「サブサハラ・アフリカにおける米生産拡大の実証分析」について、コートジボワールにおける新規技術協力案件において、研究プロジェクトの分析によって効果が裏付けされた「ほ場の均平化」等の技術も普及員や生産者グループ向けの研修内容に盛り込まれた。また、研究プロジェクトの次フェーズにおいて、技術協力案件で実施する研修の成果を検証することとし、新規技術協力案件の事前調査には、本研究を実施している外部研究者も参加した。
- 「Africa 2050」やコロンビア大学 IPD との共同研究などのアフリカに関するこれまでの研究成果を事業実施部門にフィードバックすることを目的に、機構アフリカ部と研究所が合同で勉強会を2014年4月と5月の2回に分けて開催した。海外拠点、国内拠点を含む多くの事業部等から延べ100名弱の参加を得て、アフリカ開発の長期展望、それに基づく機構事業の今後の展開・戦略形成について議論した。具体的には、アフリカ経済の分析・長期予測、アフリカにおける産業政策の可能性、アジア・アフリカの経済政策比較など、これまでの研究成果を踏まえた議論を紹介し、実務者の視点でこれらの議論を実施に移す際の課題や留意点について活発な議論を行った。
- 2008年から2010年まで実施したミャンマー経済の構造に関する研究（和文書籍は2012年度発刊。英文書籍は作成中）の成果を踏まえ、同研究に携わった外部研究者が機構内のミャンマー経済改革支援委員会を中心となって現地研究機関との共同研究や人材育成を実施している。
- ニジェールの「みんなの学校」プロジェクト及び中米のカイゼンプロジェクトに関する研究で行っている協力のインパクト測定結果を、実施中の協力の方向性の検討に活用する予定である。

5. 対外発信の強化

- 計26件のシンポジウム・セミナーを開催した（2012年度23件）。このうち11月21日、22日に機構と政策研究大学院大学（GRIPS）が共催した日本・ASEAN友好協力40周年記念フォーラムは、機構とGRIPSが実施している東南アジア組織経営モデル研究の一環として実施したもので、ASEAN諸国の政策課題解決方策をリーダーシップ、組織経営等の観点から議論した。その他の主なものとしては、TICAD V開催時のサイドイベント2件や海外での出版記念セミナー、青年海外協力隊の研究に関するセミナー、広島大学、法政大学との共催セミナーが挙げられる。
- 2012年に市ヶ谷ビルに移転した地球ひろばとの共催セミナーを3件開催した。いずれも、プロジェクト・ヒストリー・シリーズ書籍の発刊を記念して開催したもので、計228名の参加者を得た。
- 機構研究員が学会発表（延べ32件）や大学非常勤講師としての講義（延べ14件）を行った。職員の学会発表や論文執筆等を奨励するため、それらの実績を登録する制度を導入した（指標5-7参照）。
- 研究所ウェブサイトでのタイムリーな研究成果の発信、動画配信を行った。TICAD V開催前に掲載した研究所長のインタビュー動画は約1か月で1,353回閲覧された。
- 研究過程で実施した社会調査によって入手したデータを、知的公共財として外部研究者の利用に供するため公開する制度を導入し、研究「アフリカにおける暴力的紛争予防」のデータを公開した。

6. 機構関係者のナレッジ向上等に向けた取組

- 機構内の研究人材の育成を通じて機構のナレッジ向上に貢献するため、2013年12月にリサーチネットワークを設置し、2014年3月には活動を本格的に開始した。今後、ナレッジ・マネジメント・ネットワーク（指標5-7参照）との連携を図りながら、研究員が中心となり、研究に関心のある若

手職員への指導や研究への参加を促す。

- 上述のアフリカ開発及び南南協力に関する書籍の作成には、研究所以外の機構職員も執筆を担当し、事業現場の状況を対外的に発信した。また、機構の事業関係者が国際協力における経験と知識に基づく考えや活動成果の要因分析等を発表する場として、機構職員に「フィールド・レポート」の投稿を促進し、11月に第1号となるレポート1件が研究所ウェブサイトに掲載された。
- 研究成果や外部有識者の知見を広く機構内部で共有し、機構事業への活用に向けた意見交換を行うため、テレビ会議システムを通じて国内機関、海外拠点と接続したランチタイムセミナーを38回開催した(2012年度34回)。ブルッキングス研究所との共同成果を踏まえて開発援助のスケールアップについて考えるセミナーを8回開催したほか、障がいと開発(4回)、日本国内の地域活性化と途上国開発(3回)等のテーマのセミナーを行った。
- 機構職員による国別分析ペーパー作成に資するため、JICA図書館にて、各国の政治・経済・社会状況、開発分野・課題の分析に必要なウェブサイト、データベース、書籍等の情報を取りまとめ、機構内で共有した(11月)。

7. 研究体制の強化に向けた取組

- 研究実施にあたっての海外有識者の知見をいかすべく、スリン・ピッスワン前ASEAN事務総長を特別招へい研究員に招いた。11月に就任記念特別講演会を機構内部向けに開催し、ASEAN地域の更なる発展のための日本の役割についての提言を共有した。
- 上述のDIE研究者や3月に招へいした国連大学世界開発経済研究所所長との間で、外部機関との連携のあり方や人材の確保等の研究所運営に関する意見交換を実施した。
- 競争的資金活用による研究活動の拡大と外部からの優秀な研究人材のリクルートの促進等を目的に文部科学省科学研究費補助金(科研費)の指定機関の認定を目指して関連規程の整備を進め、2014年3月に文部科学大臣から指定を受けた。2010年10月の機構研究所設立以来、実施体制の整備を進め、多くの研究を実施し成果を発信してきたことにより、研究機関としてのステータスが確立した現れの一つであるといえ、今後、運用方法の詳細を定めつつ同資金の活用を進めて研究活動の更なる活性化を図っていく。

8. 第三者評価委員会等の指摘・提言を踏まえた対応

- 研究所の活動を客観的に評価し運営改善に役立てるため、第三者評価委員会の第3回会合(2013年5月)、第4回会合(2014年5月)を開催した。同委員会では前年度の研究実績の振り返りを行い、議事録や配布資料を研究所ウェブサイトに掲載した。
- 第3回会合では、英文の書籍・出版物の発行の増加が評価されるとともに、ブルッキングス研究所との共同研究の成果は積極的に対外発信すべきとの提言を得た。また、研究におけるNGOや企業と連携を推進すべきとの提言を得た。これを受け機構は、2013年度に米国にてブルッキングス研究所との共同研究成果の発刊記念イベントを開催した(上記3.参照)。また、「バングラデシュにおけるリスクと貧困に関する実証研究」では、同国のNGOが若年層の職業選好に与えている影響の分析をすべく現地調査を実施している。
- 第4回会合では、これまでの同委員会での委員からの指摘に対して丁寧に対応してきており、活動実績も高く評価する、とのコメントを受けた。ワーキングペーパーなどの研究成果発信媒体の見直しや、研究プロジェクトごとの評価等について提言を得たため、今後検討していく。

小項目 No. 7 技術協力、有償資金協力、無償資金協力

大項目	1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
中項目	(3) 事業実施に向けた取組
小項目	7. 技術協力、有償資金協力、無償資金協力
中期計画/ 年度計画	<p>【中期計画】</p> <p>(i) 技術協力</p> <p>技術協力は、開発途上地域の人々が直面する開発課題に自ら対処していくための総合的な能力向上を目指す、人を介した協力であり、機構は、条約その他の国際約束に基づき、人的資源の開発、技術水準の向上及び公共的な開発計画の立案を支援することにより、開発途上地域の経済的社会的開発の促進及び福祉の向上に寄与することを目的として、案件を戦略的、効果的かつ効率的に実施する。</p> <p>具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 人的資源開発・計画立案・制度改善を中心に、各国、地域の課題解決のために適正かつ迅速な案件の形成・実施に努める。 ● 我が国の政策的な優先度と開発途上地域のニーズ及び実施上の課題を踏まえ、開発効果の高い案件の形成・実施に向けた制度改善に取り組む。 <p>(ii) 有償資金協力</p> <p>有償資金協力は、開発途上地域に対して条約その他の国際約束に基づき、又は開発事業を実施する我が国又は開発途上地域の法人等に対して金利・償還期間等について緩やかな条件の下で資金を提供することによって、開発途上地域の自助努力による経済発展、経済的自立等を支援するものであり、機構は、借入国政府の能力向上の支援を含む取組による事業プロセスの迅速化や制度改善を図り、案件を戦略的、効果的かつ効率的に実施する。我が国又は開発途上地域の法人等に対する有償資金協力（海外投融資）については、既存の金融機関では対応できない、開発効果の高い事業を対象とし、適切な監理を行いつつ、平成 22 年 6 月に閣議決定された新成長戦略の考え方に従って対応していく。その際、パイロットアプローチからの教訓をリスク審査・管理体制等に確実に反映させた上で、万全の体制で実施していく。</p> <p>具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 自助努力による経済発展、経済的自立等、開発途上地域の課題の解決に適切に対応するため、同地域のニーズや官民連携の観点も踏まえ、案件の適切かつ迅速な形成・実施に努める。 ● 我が国の政策的な優先度と開発途上地域のニーズ及び実施上の課題を踏まえ、更なる迅速化や、借入国の為替リスクの軽減等、政府と共に開発効果の高い案件の形成・実施に向けた制度改善に取り組む。 ● 海外投融資については、既存の金融機関では対応できない、開発効果の高い案件に対応するという考え方に則り、民間セクターを通じた開発途上地域の開発促進のため、民間企業等の案件ニーズの把握・発掘に取り組むとともに、優良案件の形成に努め、パイロットアプローチからの教訓をリスク審査・管理体制等に反映しながら、対応していく。 <p>(iii) 無償資金協力</p> <p>無償資金協力は、開発途上地域の基礎生活分野向上、社会基盤整備、環境保全、人材育成等を中心とする経済社会開発に資するために行う返済義務を課さない資金協力であり、機構は、条約その他の国際約束に基づき、案件を戦略的、効果的かつ効率的に実施するとともに、外務大臣が自ら行う無償資金協力のうち、機構の関与が必要なものとして外務大臣が指定するものについては、その案件が戦略的、効果的かつ効率的に実施</p>

されるよう、その促進に努める。

ODA の開発効果を確実に実現するため、案件規模の適正化を図りつつ、引き続きコスト縮減に努めるとともに、予測できないリスクに対応する仕組を強化する等の取組を通じて企業の参加促進を図り、競争性を高める。

具体的には、

- 基礎生活分野、社会基盤整備、環境保全、人材育成等を中心とする経済社会開発を中心に各国、地域の課題解決のために適正かつ迅速な案件の形成・実施に努める。
- 我が国の政策的な優先度と開発途上地域のニーズ及び実施上の課題を踏まえ、開発効果の高い案件の形成・実施に向けた制度改善に取り組む。

【年度計画】

(イ) 技術協力、有償資金協力、無償資金協力

(i) 技術協力

- ① 人的資源開発、計画立案及び制度改善を中心に、各国・地域の課題解決のために適切かつ迅速な案件の形成・実施に努める。
- ② 戦略的、効果的かつ効率的な事業実施に資する業務フローや手続きの見直し、関連マニュアルや執務参考資料等の改訂を行う。また、協力プログラム及び重要政策に基づいた課題別研修の形成を促進すべく、課題別研修の企画・計画業務を、国内機関から、経済基盤開発部等からなる課題 5 部に試行的に移管する。

(ii) 有償資金協力

- ① 円借款事業を通じて、自助努力による経済発展や経済的自立等、開発途上地域の課題の解決に適切に対応するため、開発途上地域のニーズや官民連携の観点も踏まえ、案件の適切かつ迅速な形成・実施に努める。
- ② 円借款の迅速化に向け、平成 25 年度に借款契約を締結する案件のうち、起算点から借款契約までに要した期間が 9 カ月以下である案件の割合を増やすための取組を推進する。
- ③ 政府の政策的な優先度及び開発途上地域のニーズ並びに実施上の課題を踏まえ、借入国の為替リスクの軽減等、政府と共に開発効果の高い案件の形成・実施に向けた制度改善に努める。
- ④ 海外投融资については、既存の金融機関では対応できない、開発効果の高い案件に対応するという考え方に則って、パイロットアプローチ及び本格再開後の事業実施の教訓を反映した業務実施体制並びにリスク審査・管理体制等の整備・強化に努め、民間セクターを通じた開発途上地域の開発を促進する。

(iii) 無償資金協力

- ① 基礎生活分野、社会基盤整備、環境保全、人材育成等を中心とする経済社会開発を主な目的として、各国、地域の課題解決のために適正かつ迅速な案件の形成・実施に努める。
- ② 政府の政策的な優先度及び開発途上地域のニーズ並びに実施上の課題を踏まえ、無償資金協力の効果的な実施やプログラム化の推進に向けた、案件形成及び実施監理における業務フローや手続き等の改善に取り組む。

指標 7-1 技術協力事業の実績

- 2013 年度は、特に MDGs 進捗遅延国の多いアフリカやインフラシステム輸出の進むアジア地域を重点とし (図 7-1)、1,773 億円 (暫定値) の技術協力事業を実施した (2012 年度 1,678 億円)。具体的には、開発途上国の持続的経済成長及び日本の企業・自治体等の海外展開の双方に資する人材・インフラ・法制度面の改善に貢献すべく、日本の企業や自治体等とも連携しながら最上流の開発計画策定に取り組んだ (指標 2-1 参照)。また、MDGs 達成年を 2015 年に迎える中、貧困削減及び人

間の安全保障の実現に向け、技術協力で上げた成果の政策への反映や資金協力と組み合わせた面的展開に取り組んだ（指標 1-1 参照）。分野別では、公共・公益事業、農林水産、計画・行政を中心に実施した（図 7-1）。これらの取組を通じて日本再興戦略や国家安全保障戦略等、日本政府の政策の実現にも貢献した。

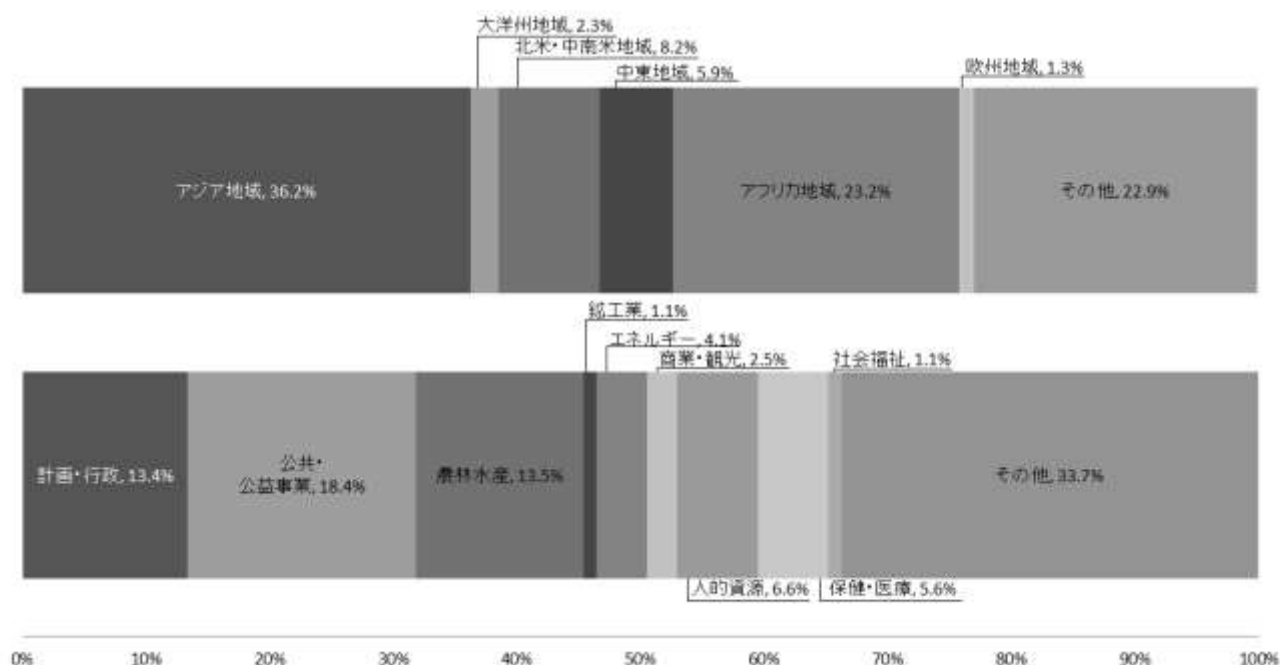


図 7-1 地域別・分野別技術協力事業の割合（暫定値）

指標 7-2 技術協力の効果向上に向けた取組状況

1. 事業の戦略性向上のための取組

- **ソフトパワーの発信**：機構は、技術協力により、課題先進国として蓄積された知識・技術を活用しながら現場の状況に応じた協力計画を開発途上国の人々と共同で作り上げ、開発途上国の人材育成、組織体制の強化、政策立案・制度構築を重層的に支援し、開発途上国の課題解決能力の向上を図った。具体的には、開発途上国への専門家派遣や本邦研修による技術移転、人的ネットワーク構築をはじめ、上流からの総合的な開発計画（マスタープラン、フェージビリティ調査）や基準・制度導入等の計画づくりについて取り組んだ。また、ODA スキームを網羅的に活用し、無償資金協力や円借款による事業展開にあわせ、技術協力による人材育成や本邦技術を活用した協力を行い、一貫的な協力戦略の下、プロジェクトの各段階において効果的に技術協力を組み合わせて実施した。加えて、日本政府の政策を踏まえ、開発途上地域のみならず本邦企業等の参加にもより魅力的な事業となるよう、様々な改善を行った。主な取組内容、結果は以下のとおり。
- **民間企業の技術・ノウハウ等を活用した事業の導入**：民間企業の優れた製品や技術をより活用すべく、企業の提案に基づく「開発途上国のための社会・経済開発のための民間技術普及促進事業」の制度設計を行い、開始した（指標 14-1 参照）。
- **ODA 卒業国等の人材育成ニーズに応えたコストシェア型事業の拡充**：ODA 卒業国、ODA 卒業移行国、高中所得国・地域等は、いまだ高い人材育成ニーズを抱え技術協力を必要としていることから、これに応え、またこれらの地域と日本との良好な二国間関係の維持及び増進に貢献する事業として、有償技術協力（コストシェア技術協力）の制度の拡充を図った。具体的には、従来協力形態が専門

家投入等に限られていた制度を、関係機関等のヒアリング等のニーズ調査を踏まえ、プロジェクト型の協力を可能とするべく方針を整理し、制度を設計した。2014年度は、試行的な実施を進める。

- **事業実施の迅速化**：緊急性の高い事業の迅速な実施を目的とした、ファスト・トラック制度（指標 1-1 の脚注参照）の業務フローを見直し、認定手順の更なる迅速化を図った。これにより最速即日で、ファスト・トラック案件としての認定が可能となった。
- **政策対話の強化に向けた取組**：開発途上国の開発課題に沿った効果的な事業を実施するには、相手国政府要人との対話を強化することが重要である。相手国政府要人との政策対話を拡充すべく既存制度を見直し、セミナーやワークショップのほか、関係者との対話・議論の場を現地のニーズに応じ適時かつ円滑に実施できるようにした。

2. 事業の質の確保と業務の簡素化・標準化に向けた取組

- 機構の技術協力事業は、予算総額が減少する一方で案件数は 2003 年度と比較して 1.65 倍と大幅に増大しており、分野の拡散、極端な小規模化、煩雑な手続きにより、事業の戦略性や質の低下を招く恐れが生じている。機構は、2013 年 3 月に内部に業務改善推進委員会を設け、事業の選択と集中の促進並びに業務工程の簡素化及び業務手順の標準化に係る各種改善策を実行した。こうした改善により、開発途上国及び国内の関係者の業務負担を減らすとともに、事業の迅速化及び質の向上を目指す（指標 24-4 参照）。
- 事業の選択と集中の推進、強化プログラムの選定等戦略性の高いプログラム形成への取り組み（指標 5-1 参照）に沿って、事業資源を有効活用しインパクトの高い事業を実施すべく、案件の大型化、長期化、広域化、複合化を進め、これまでの取組を執務参考資料にまとめた。
- 計画策定段階における手順を見直し、段階的な計画策定方式やリスク管理チェックリストの導入等により、適切かつより迅速な計画策定を可能とする制度とした。
- 事業実施段階の事業管理・評価のあり方を見直し、モニタリングに係る統一様式を導入し、より日常的な進捗管理が行えるよう手続きを整理することで、事業の質の向上及び成果管理の強化を図った。

3. 研修事業の戦略性強化に向けた取組

- 協力プログラムに基づいた研修実施体制を強化するため、「都市開発・地域開発」と「農業・農村開発」分野の課題別研修 136 件の研修企画・計画業務をそれぞれ経済基盤開発部及び農村開発部に試行的に移管した。両分野では、課題別指針やポジションペーパーが示す分野全体の協力方針等を参考として、研修ラインアップを検討した。また、今後の協力の方向性や在外活動の量とのバランスを考慮の上、計 39 件の更新・終了を決定した。他方、アフリカ市場志向型農業振興研修等、インフラシステム輸出戦略や TICAD V 等、日本政府の政策に沿った案件形成も行った。
- 課題別研修は、3 年ごとの見直し（改廃）時期を設けており、2011 年度以降 3 年間にわたって協力相手国における協力プログラムに関連した研修ラインアップへと整備を進めてきた。2013 年度は、ラインアップの整備を完了し、原則すべての課題別研修が協力プログラムに沿ったものになった。他方、インフラ輸出、海上保安、スポーツ外交等、日本政府の政策に基づく提案型の研修実施のニーズも高まっており、今後は、3 年ごとの見直しを継続しつつ、政府の政策課題に機動的に対応した研修の実施にも注力していく。
- これら試行結果を踏まえ、課題別研修の企画・計画業務を課題担当部に正式に移管するとともに、

課題担当部と国内機関が連携して課題別研修を運営する体制を整備した。

- 研修割当国における研修員人選時において、実施中の技術協力プロジェクトの実施機関等からの人選を促進し、適切な人選及び帰国後のフォローアップを強化した。また、従来国内機関間で分散していた協力団体に係る情報を、組織全体で共有するため、「国内企業・団体等ディレクトリ」の整備を開始した。
- なお、機構の研修事業計 61 件を通じ、680 名を超える研修員が東日本大震災の被災地を訪問し、復興の取組を学んだ。また、「東日本大震災復興プロセス研修」を実施し、9 か国 22 名の研修員が岩手、宮城、福島の 3 県を訪問した（指標 14-2 参照）。

指標 7-3 円借款事業の実績

- 2013 年度は、日本政府のインフラシステム輸出戦略及び日本再興戦略に迅速に対応し、主にアジア地域の成長を促すインフラ整備支援を重点として円借款事業を実施した。分野別では、運輸、社会サービス、電力・ガス等を中心に 9,857 億円を新規に承諾した（図 7-2）（2012 年度は 1 兆 2,229 億円）。ディスパースに関しては 7,495 億円に達し、ミャンマー「社会経済開発支援借款」（1,989 億円）を除いた 2012 年度実績と比較すると 12.6%増と大きく増加し、1999 年度以来 14 年ぶりの高い水準となった（2012 年度の実績は 8,644 億円（上記ミャンマー案件含む）¹、6,655 億円（同案件含まず））。
- 地域別では、TICAD V における公約を受けた支援の拡充により、アフリカ地域への地域別シェアは 2012 年度の 3.9%から 2013 年度は 5.3%へと増加した。また、2012 年度に供与対象国となったモルドバとの間でも、初の借款契約に調印した。

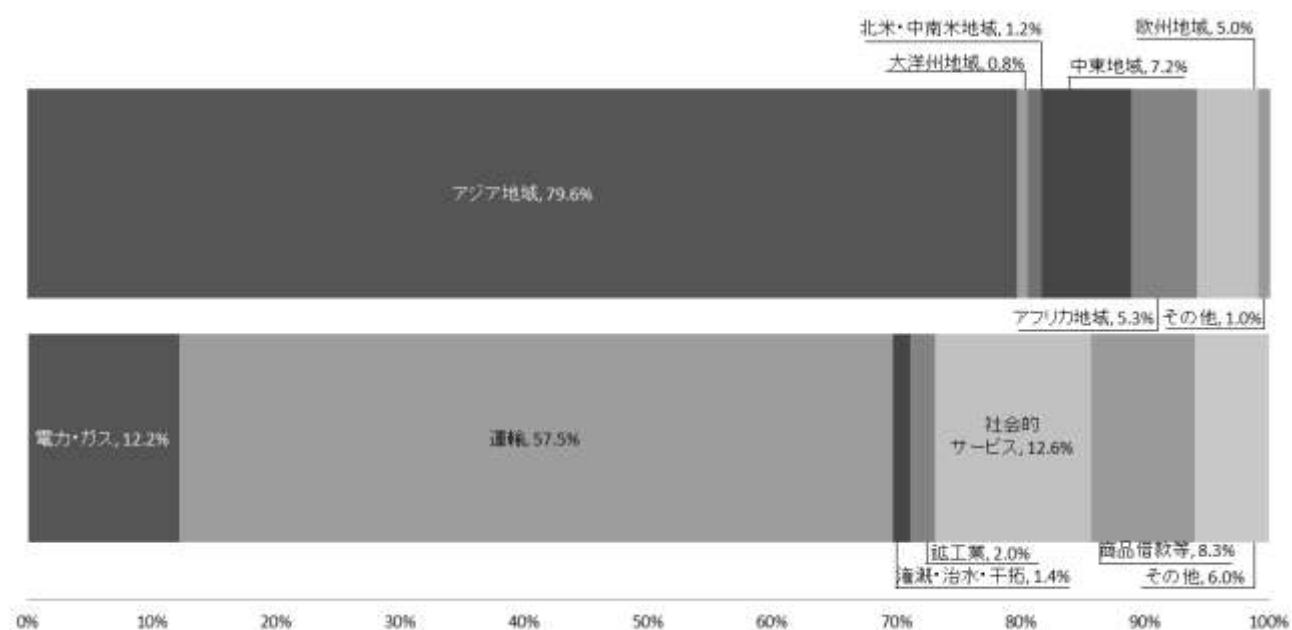


図 7-2 地域別・分野別円借款事業（借款契約の承諾額）の割合

¹平成 24（2012）年度業務実績報告書では、2012 年度の円借款事業のディスパース実績として 8,646 億円と報告した。しかし、同額には、海外投融資の承諾実績（2 億円）を含めていたため、これを除いて 8,644 億円に訂正する。

指標 7-4 円借款の迅速化

- 機構は、日本政府との間で円借款要請から借款契約調印までの標準処理期間を9か月と設定し、その達成状況を外務省がウェブサイト上で公表している。2013年度も進捗状況表等を用いた円借款承諾計画の日本政府への適時の共有、個々の案件の承諾促進に向けた日本政府との適宜、適切な情報共有等を通じ、迅速な承諾が実現するよう取り組んだ。この結果、2013年度承諾案件の9か月目標の達成率は68.5%（54件中37件）と過去最高水準となった（表7-1）。

表 7-1 標準処理期間の達成状況

2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度
42.4%	33.3%	48.4%	54.1%	54.5% (※)	40.0%	68.5%

※東日本大震災を受け、供与を先送りせざるを得なかった一部の案件を含めると46.8%。

- 迅速化の具体的な事例は以下のとおり。
 - ・ インド向けのプログラムローンについては、日本政府のイニシアティブの下で進めてきたタミル・ナド州政府との政策対話の結果を受けて、本邦企業をはじめとする海外投資家からの要望の高い投資制度改善やインフラプロジェクトの環境整備を目的とした案件形成を行ってきた。日本政府と協力しつつ進めることで8か月以内に承諾という迅速な実施につながった。
 - ・ 1988年以來の新規円借款供与となったミャンマーについては、早期供与に係る日本政府の強い意向が示されたことで、案件形成、意思決定の迅速化が実現し、3件の円借款の承諾が要請から6か月以内に実現した。
 - ・ 本邦技術活用条件（STEP）案件の迅速な承諾に結びついた例としてカーボベルデの上水分野の事業（9か月以内）、モルドバの医療分野の事業（8か月以内）、スリランカの橋梁建設に係る事業（5か月以内）が挙げられる。

指標 7-5 有償資金協力の効果向上に向けた取組状況

1. 新手法の検討・導入及び制度改善

- 日本政府の政策を踏まえ、円借款を開発途上国のみならず本邦企業の参加にとってもより魅力的となるよう様々な改善を行った。主な取組内容、結果は以下のとおり。
 - ・ **外貨返済型円借款の導入**：機構は借入人が希望する場合、貸付完了済みの円借款債務を円貨建てから米ドル建てに転換できるオプションを付与する借款を導入し、モンゴルの教育借款で初めて承諾した。
 - ・ **災害復旧スタンドバイ借款の導入**：開発途上国における災害発生後の復旧段階で発生する資金需要に対し迅速な支援を行うべく、災害発生時に借入国からの要請をもって速やかに融資を実行できるよう、災害発生に備えて融資枠を合意する借款制度を導入した。本借款によって、災害分野での日本の知見や技術の活用が期待され、また災害発生後のインフラ復旧が早期に行われるような資金供給がなされることにより開発途上国に進出している本邦企業に裨益することが想定される。2013年度は、フィリピン（承諾額500億円）及びペルー（承諾額100億円）に対し、本スキームによる円借款を供与した（指標3-1参照）。
 - ・ **本邦技術の更なる活用に資するSTEP制度の改善**：2002年導入の本邦技術活用条件（STEP）について、グローバル化した本邦企業の活動実態や日本の優れた技術の分野拡大等を受けて、主契約者条

件の範囲を海外に存する本邦企業の子会社まで拡大するとともに、従来適用分野に含まれていなかった医療機器、防災システム・防災機器等にも適用範囲を拡大した。なお、モルドバ向けの事業は、過去の無償資金協力で供与した日本の医療機材に対する同国保健省・病院関係者の高い評価を基に STEP が適用されており、国際保健外交戦略にも資する案件としても注目される。

- **後発途上国向け円借款に係る運用面の改善**：後発開発途上国において円借款で供与される資金によって日本の技術・ノウハウをいかした支援が行われ、被援助国の企業に対して本邦企業から技術移転が図られるような仕組みを検討した。
- **PPP によるインフラ整備への円借款の活用**：開発途上国における PPP によるインフラ整備を促進すべく、経済便益があるにもかかわらず、事業採算性の低いインフラ案件の成立を支援する Viability Gap Funding の原資として円借款の活用を図ることとした。また、開発途上国政府・国営企業等が出資をする電力・水・交通等のインフラ整備事業等に対して、当該出資金の Back Finance として円借款の活用を図ることとした。いずれについても、これらの制度を適用可能な案件の発掘を行うとともに、形成に向けて検討を加速化させている。

2. 与信先の信用力審査と機構内の金融リテラシー向上に向けた取組

- 与信先の信用力審査については、定期審査、再審査、任意審査を通じ与信先の格付見直しを実施。出融資判断時に信用力審査結果を意見書として発出し、難易度の高い海外投融資案件を含め、組織における与信意思決定に貢献した。
- 機構内の金融リテラシー向上に向けた研修として、プロジェクトファイナンス審査能力研修（計 5 回、延べ約 100 名参加）、財務分析研修（約 40 名参加）を実施した。また、機構内の経済知識向上のため、マクロ経済研修（延べ約 50 名参加）、ファイナンシャルプログラミング/債務持続性分析研修（延べ約 30 名参加）、IMF セミナー（延べ約 90 名参加）を実施した。

指標 7-6 海外投融資事業の実績及び実施体制の強化に向けた取組状況

- パイロットアプローチ及び事業実施を通じて得られた教訓を踏まえつつ、海外投融資オペレーションに係る各種規程・マニュアルの整備を通じ、態勢強化を図った。また、海外投融資案件の審査・監理の強化を図るべく、民間連携事業部内に 1 課を増設した（指標 24-1 参照）。
- 新たに 1 件の承諾（後述）及びミャンマーティラワ経済特別区（Class A 区域）開発事業を含む複数の案件について承諾に向けた準備や案件審査・準備を行った。
- インドネシア「産業人材育成事業」向け融資を 2014 年 3 月に調印した。本事業は、インドネシアの現地企業が優秀な産業人材の育成を行うために必要となっている校舎建設等の事業拡大のための資金を、機構が海外投融資を通じて支援するもの。インドネシアでは、賃金上昇に伴う成長の減速（中進国のわな）が懸念される中、特に熟練技術者の不足が従来から指摘されており、製造業等成長のために克服すべき課題とされている状況下、インドネシア政府は労働者の海外派遣による技能研修を積極的に推進しており、日本が実施する技能実習制度を通じた技術者育成も、積極的に利用するようにインドネシア国内で奨励している。かかる状況下、今回の機構の支援を通じて、日本の技術・経験を得た優秀な現地産業人材の一層の拡充及び質の向上を図ることにより、インドネシアにおける産業人材育成に貢献することはもとより、現地の日本企業の投資環境整備にも貢献することが期待されている。
- また、ティラワ経済特別区（Class A）開発事業について、2014 年 4 月に合弁事業契約（出資）の

調印に至った。本事業は、ミャンマーのヤンゴン市近郊に位置するティラワ経済特別区において、工業団地開発・販売・運営を行うもの。ミャンマーの重要課題である製造業の振興や雇用創出を支援するとともに、成長の潜在力が高く日本企業の関心が高いミャンマーにおいて、活動拠点を整備することにより日本企業の国際展開に資するものである。また、本事業は、関連法制度整備、法制度運用、周辺インフラ整備について、ODA 各スキームを動員するモデル的な事業である。

- また、2013 年度は 50 件以上の外部向けセミナー及び 100 件以上の外部との面談を通じ、民間企業の有するニーズの把握、及び有望な海外投融資案件の発掘に努めた。さらに、日本政府の「インフラシステム輸出戦略」において言及されている「現地通貨建て融資」については、外部コンサルタントを活用しつつ、導入に向けた検討を開始した。加えて、機構が出資しているパキスタン貧困層向けマイクロファイナンス事業について、出資先のパキスタンファーストマイクロファイナンスバンクの職員の銀行オペレーション能力向上に係る技術協力を開始した。

指標 7-7 無償資金協力事業の実績

- 2013 年度は、ミレニアム開発目標の達成や、TICAD IV 等に係る国際公約の着実な履行に向けた取組を継続するとともに、ミャンマーの民主化、国民和解、持続的成長に向けた支援（約 170 億円）の継続など開発途上地域のニーズに戦略的に対応した。また、紛争・災害からの復旧・復興時の多様かつ迅速な支援や為替レートの急激な変動に迅速かつ適切に対応するための追加贈与等、ニーズに応じた事業の運用改善や円滑な実施促進を進めた（指標 7-8）。政策課題に対してもインフラシステム輸出戦略等にも引き続き適切に対応した。その結果、アジア（43%）・アフリカ地域（43.3%）が全体の 86.3%を占め、分野は公共・公益事業、人的資源、保健・医療が中心となった（図 7-3）。無償資金協力の案件形成等を的確に実施し、贈与契約締結額は 1,158 億円（2012 年度 1,416 億円）となった。

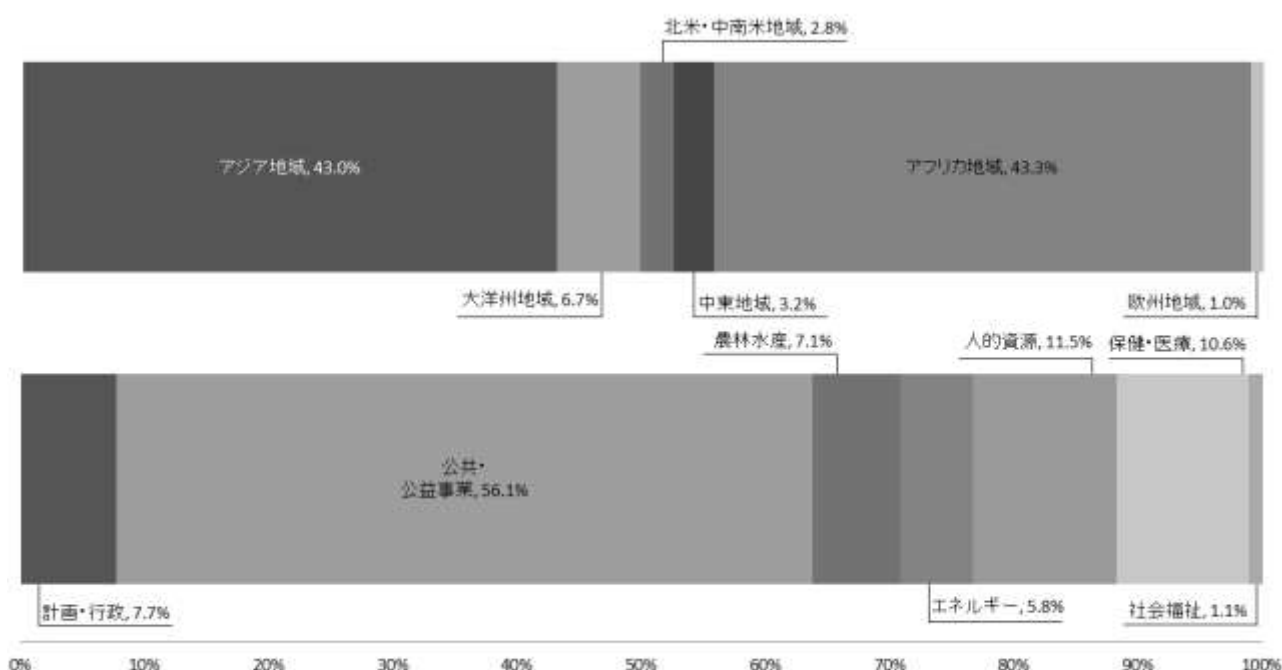


図 7-3 地域別・分野別無償資金協力事業（贈与契約の年度供与限度額）の割合

指標 7-8 無償資金協力の効果向上に向けた取組状況

- 日本政府の政策を踏まえ、開発途上国や本邦関係機関の双方のニーズに応えたより効果的な事業となるよう、様々な改善・検討を行った。主な取組の内容、結果は以下のとおり。
 - **復旧・復興等への迅速かつ円滑な対応の促進**：紛争・災害からの復旧・復興では、多様かつ変化するニーズへの迅速かつ柔軟な対応が求められる。スマトラ沖大地震及びインド洋津波被害に対する無償資金協力事業等の教訓等を踏まえ、一つの案件の下で複数の調達方式を併用又は開発途上国側が選択することを可能とするプログラム型の無償資金協力事業を可能とする運用改善を行った。2013年度は、これに基づき、ヨルダンでの「北部地域シリア難民受入コミュニティ水セクター緊急改善計画」の案件形成及び贈与契約（指標 4-1 参照）に調印したほか、フィリピンにおける台風 30 号（HAIAN）災害の復旧・復興支援（指標 3-1 参照）に係る案件形成を行った。
 - **自治体の知見の活用の準備**：フィリピンやベトナム等の上水道案件形成で連携している北九州市や横浜市等にヒアリングを行い、自治体の知見をより効果的に活用する方策を検討した。
 - **為替変動等に対応した供与額の柔軟化**：為替レートの急激な変動の影響などに迅速かつ適正に対応するための追加贈与の制度を導入し、2013年度においてはホンジュラス「デモクラシア橋補修計画」等計 9 件に適用した。また、試行的に実施している予備的経費については、業界団体へのヒアリングを含む評価を実施した。予備的経費を適用した案件については、同一国において過去実施した予備的経費を適用していない案件と比較して、入札不調率の低下、再入札・中止率の低下、平均応札率の低下など一定の有効性が認められた。他方、業界団体からは価格調整の対象となる特定資材の拡大や価格調整の基準の見直しを求める声が多いこと、また、コンサルタントの価格モニタリングに係る業務負担が大きいことなどの課題も明らかとなった。
 - **国際機関と連携し実施する無償資金協力と、ほかの事業の相乗効果向上**：国際機関と連携し実施する無償資金協力について、ほかの事業との一層の連携を図るべく ODA タスクフォースでも協議することで、案件形成にも機構が参画するようプロセスを整理した。また、会計検査院の指摘等も踏まえて、フォローアップシートを導入し、日本政府との情報共有を促進する等、的確な実施監理に向けた枠組みを整備した。
 - **PDCA の強化及び過去の教訓等の活用**：2012年度に引き続き、災害対策（防災）、情報通信技術、放送、エネルギー、廃棄物管理の計 5 分野について標準的な指標例を分類整理した執務参考資料を作成し、PDCA サイクルの計画段階における客観的かつ定量的な分かりやすい目標設定の強化を図った（指標 18-2 参照）。また、基礎研究「アフリカ地域の道路整備計画のあり方」（2012-2013 年度）で整理された過去の教訓を踏まえ、地質調査や舗装設計等の新たな手法をアフリカ地域の 2 案件で採用するとともに、基礎研究「医療機材の持続的活用」（2012-2013 年度）で整理した教訓等を「保健医療分野における案件形成の手引き」に反映した。
 - **現地業者の活用と品質の確保**：現地業者を活用するコミュニティ開発支援無償に関して、工事遅延の防止と施工品質の確保のために、施工管理体制強化策を検討し、マラウイでの中等学校改善事業に適用した。
- 事業の効率的実施に向けた取組**：コスト縮減に関しては、2012年度に完了した ODA コスト総合改善プログラムの結果を踏まえ、引き続き、機構が事前の調査を行う施設案件について、計画段階における付帯的施設の再検討、適切な工期の設定、案件規模の適正化等を進め、設計段階における仕様・設備の合理化の徹底、構造の再検討等を行った。

小項目 No. 8 災害援助等協力

大項目	1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
中項目	(3) 事業実施に向けた取組
小項目	8. 災害援助等協力
中期計画/ 年度計画	<p>【中期計画】</p> <p>機構は、開発途上地域等における大規模災害による被災者救済のため、国際社会等と連携して、国際緊急援助隊派遣及び緊急援助物資供与の迅速、効果的かつ効果的な実施を図る。</p> <p>具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 大規模災害発生時には、被災国のニーズを的確に把握し、国際社会等との協調により適切な規模・内容の緊急援助を迅速かつ効果的に実施するよう取り組むとともに、実施後のモニタリングを引き続き行う。 ● 国際緊急援助隊については、平時より国際標準を踏まえた研修・訓練を充実させ待機要員の能力の維持・向上を図るとともに、同隊の活動に必要な資機材を整備する。また、緊急援助物資については、備蓄体制の最適化に努める。 ● 国連等、緊急人道援助に関係する内外の機関、組織との協力関係を平時より構築し、緊急時における円滑かつ効果的な援助の実施を図る。 <p>【年度計画】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 大規模災害発生時には、各種情報源から被災国のニーズを的確に把握し、活用可能な手段を組み合わせた適切な規模・内容の緊急援助を、国際社会等との協調により迅速・柔軟かつ効果的に実施する。また、引き続き実施後にレビューを行い、得られた教訓が次回派遣につながるよう改善を図る。災害支援を行った場合は、被災国及び日本国民に対する広報を行う。 ② 医療チームについては、能力の維持・向上のための研修を着実に実施するとともに、手術機能付派遣の準備を完了する。救助チームについては、災害援助に関する国際的な認定レベルの維持・再認定のために必要な課題を整理して対処方針を定めた上で、各訓練の質の向上を図る。物資供与に関しては、これまでのオペレーションにおいて把握した課題を整理・分析し、迅速性確保の観点から引き続き備蓄体制の最適化を図る。 ③ 平時には搜索・救助や災害医療に関する国際連携枠組に積極的に参画して貢献するとともに、関係者とのネットワークを維持し、有事には災害現場で効果的な連携・調整を図る。また、災害多発国等に対する、当該国の災害対応力を高めるための支援策を検討する。

指標 8-1 迅速かつ効果的な緊急援助の実施状況

1. 国際緊急援助の実績

- 2013年度の緊急援助隊派遣件数は8件であった（2012年度0件）。内訳は、フィリピン台風被害6件（医療チーム3件、専門家チーム2件、自衛隊1件）、マレーシア航空機消息不明事案2件（救助チーム1件、自衛隊1件）である。
- 緊急援助物資供与は計16件（2012年度17件）。地域別ではアフリカ8件、アジア4件、大洋州3件、中南米1件。災害別では風水害14件、干ばつ1件、地震1件。アフリカの風水害に対するテント、毛布等の供与が多かった。

- フィリピン台風被害に対する緊急援助隊の経験をいかすため、派遣前・中の作業手順の振り返りを機構内で行い、機材の輸出体制を見直すなど「標準作業手順書」(Standard Operating Procedure。以下「SOP」という。)の変更を行った。また、原則として緊急援助物資供与後3か月以内にモニタリングを実施し、被災地における物資の使用状況確認及び今後に向けた教訓の聞き取りを行った。

2. フィリピン台風被害への対応

フィリピンを直撃した台風30号(HAIYAN)に対し、外国支援チームとしては最も早く医療チームが現地入りし、東日本大震災の教訓をいかしながら、延べ3,297名を診療した。

(1) 発災後の緊急支援

① 国際緊急援助隊・医療チームの派遣

フィリピン政府からの緊急援助の要請に先立ち、外務省及び機構から成る調査チームを派遣し、緊急援助隊派遣準備を行った。11月10日、フィリピン政府から日本政府に対して緊急援助が要請され、同日外務大臣の派遣命令が下った。機構はチャーター便を直ちに確保し、医療チームの登録者に対する募集を行い、翌11日から国際緊急援助隊・医療チーム1次隊を派遣した。現地での輸送手段・食料等の確保が困難であったため、1次隊の一部は先遣隊として空路で現地入りし活動拠点調査を行う一方、本隊は物資や車両を調達した上で海路で現地入りした。これにより、外国からの支援チームとしては最も迅速に活動を開始できた。以後、刻々と変化する被災地の状況及び現地のニーズに合致したチームを構成し派遣した。例えば、2次隊には患者に子どもが多かったことを踏まえ小児科の経験者を、3次隊には公衆衛生の悪化が懸念されたことを踏まえ感染症の専門医を、それぞれメンバーとした。1次隊から3次隊まで延べ81名の隊員を派遣し、延べ3,297名の患者を診療した。

② 早期復旧を支援するための国際緊急援助隊・専門家チームをシームレスに派遣

11月26日から12月19日にかけて、早期復旧を支援する専門家チームを派遣した。災害発生直後から機構内関係部門が連携し、災害発生後17日目という緊急援助段階から専門家チームを迅速にかつ継ぎ目のない形で派遣したことにより、早期の復旧計画の策定に貢献した。専門家チームは、防災計画、都市計画等の観点から復旧に向けた提言をフィリピン政府に行い、同結果はその後の緊急開発調査に活用された。また、同緊急開発調査の開始に先立ち、東松島市の職員等4名を含む調査団をフィリピンに派遣し、日本の復興の知見を共有した(指標3-1、5-1参照)。

③ 油流出事故対策のための国際緊急援助隊・専門家チーム

台風のため座礁した船から、パナイ島海岸に約850k1の重油が流出し、約5,000人の住民が避難した。機構は、フィリピン政府の要請翌日の12月4日から13日まで、海上保安庁及び機構から成る専門家チーム5名を派遣し、先方政府に対し流出状況調査と防除方法に関する助言を行った。

④ 物資供与

フィリピン政府から現地で必要性が高いとして要請された、テント、プラスチックシート、スリーピングパッド、発電機など6,000万円相当の物資供与を実施した。フィリピン政府に協力してこれら物資を直接被災地に届けるとともに、使用方法の実演・説明などを行った。

(2) 東日本大震災の経験をいかした活動

医療チーム参加者の大半が東日本大震災時の災害派遣を経験していたこともあり、以下のとおり、東日本大震災の教訓を踏まえた取組を行った。

- 被災地に対する支援が都市部に集中し、また都市部から地方へのアクセスが困難となり支援が遠隔地に十分に行き渡らない可能性への懸念から、フィリピン政府とともに、周辺都市・集落の状況を確認し、拠点を置くタクロバン市内外の地域病院や医療支援が行き届かない村落への巡回診療を行った。
- 当初、多くの支援団体が異なる様式で患者の集計を行ったため疾病傾向の把握が難しい状況であったのに対し、フィリピン政府・ドナー間の会議で日本の医療チームの医師の提案が採用され、各団体間の集計方法が統一された。
- 発災直後に公衆衛生の悪化が懸念されたことから、巡回診療による地域医療への直接的な貢献や、巡回時の水質、衛生、栄養等に係る聞き取り調査及び調査結果の相手国政府への共有などに取り組んだ。また、その結果を踏まえ、東日本大震災でも課題となった災害時公衆衛生への急性期からの取組を強化するために、機構内に検討会を新たに設置した。
- 持ち運びが容易なパソコンやタブレット端末にエックス線画像を投影できる機器を導入したことにより、効果的な検査ができた。また、血液検査その他の臨床検査機材の充実は、感染症の検査等に役立った。
- 患者目線で接し、話をよく聞く、再診に来ない患者を往診する、子どもたちを折り紙や風船で和ませる、現地の方言で挨拶するなど、常に被災者の視点に立った診療活動を行った。

(3) 女性に配慮した診療活動

- 女性、特に妊産婦に配慮して診療を行った。特に、超音波探査装置による妊娠や胎児の安全の確認は、被災地で胎児の様子を心配する妊婦を安心させることに役立った。

(4) 効果的な広報活動

- 緊急援助隊員の人柄や現場の様子が分かる情報を、隊員の地元紙に積極的に提供した結果、地方紙による取材はほぼ全て記事化された。医療チームに参加した医師に関する7回の連載記事をはじめ、緊急援助隊に関する報道計106件が確認された。また、フィリピンにおいても非常に関心が高く、隊員の発言や様子がソーシャルネットワークに掲載されるなどしたほか、51件の新聞報道が確認された。なお、機構ウェブサイトでは、写真付き記事（和文・英文）を、32日間で37回発信した。
- 国連災害評価調整（UN Disaster Assessment and Coordination。以下「UNDAC」という。）メンバーとして、機構の委嘱により最も早く現地入りした関係者を講師とする記者勉強会を開催し、災害の実態と日本の国際的な貢献を伝え、全国・地方紙で大きく取り上げられた。

3. 情報収集・共有の迅速化

- 国際緊急援助隊事務局内に情報収集班を設け、毎朝災害情報を整理し、機構各部門に共有した。一定規模以上の災害が見込まれる場合は、迅速に当該海外拠点に被害状況を確認し、即応性を高めた。
- バングラデシュとミャンマーを襲った台風（MAHASEN）の際は、様々なネットワークや情報源を駆使して準備を行った。上陸予定3日前から気象情報を基に予想被害レベル及び地域を分析し、支援方法を検討した。その上で、①上陸予想日翌日の調査チーム派遣に備えた手配、②物資供与に備え

た機構のシンガポール備蓄倉庫との間での調整、③医療チーム派遣に備えたチャーター便の調整及び派遣手続きの再確認を行った。加えて、被害最小化のため、バングラデシュで実施中の気象観測・予測能力向上プロジェクト専門家から同国関係者に対する助言を行った（台風が予想進路を外れ、バングラデシュ政府の周到的避難指示により、幸い大きな被害はなかった）。

指標 8-2 緊急援助隊待機要員の能力維持・向上状況及び備蓄体制の最適化

1. 国際緊急援助隊の迅速かつ的確な派遣のための平時の取組

- 国際緊急援助隊事務局内で、SOP を踏まえたシミュレーション形式の派遣実習を 2 回行った。派遣実習では、災害発生を想定し、刻一刻と変化する情報を的確に判断し、関係機関との調整、フライトの確保、派遣要員の決定、資機材の準備、通関手続きなどを時間内に終わらせ、無事派遣できるかを確認している。これらを実施することにより、フィリピン台風被害医療チーム及びマレーシア航空機消息不明事案専門家チームを、派遣命令の翌日に迅速に派遣できた。

2. 救助チームの「ヘビー級」再評価に向けた取組

- 国際緊急援助隊の救助チームは、2010 年に国際捜索救助諮問グループ（International Search and Rescue Advisory Group。以下「INSARAG」という。）の外部評価（INSARAG External Classification。以下「IEC」という。）の「ヘビー級」を取得した。国際的な連携・調整の枠組みにおいては、IEC の取得有無及びランク（ヘビー級、ミディアム級）に応じ救助現場が割り当てられることから、救助チームが海外で中心的に活動するためには IEC ヘビー級の取得が不可欠である。機構は、関係省庁と、5 年ごとに行われる IEC の再評価（INSARAG External Reclassification。以下「IER」という。）を、2015 年 3 月までに取得することを目指している。
- IER のため、オーストラリア外務貿易省より講師を招請して救助チームの課題について助言を得るとともに、機構の対応方針を検討した。また、救助チームの訓練の内容を最新の国際的な動向を踏まえ改善・実施した。具体的には、技術訓練（訓練効果測定を導入）、メンテナンス会（機材取り扱い説明の充実）、指揮計画運用研修（議論項目の大幅見直し）、構造評価研修（新規登録者の確保）、業務調整員研修（被災地での連携調整など内容を全面見直し）、医療班研修を行った。総合訓練についても IEC チェックリストに基づき内容を精査した（2014 年度の訓練で活用予定）。

3. 医療チームの研修及び機能拡充

- 医療チームは、医療関係者を中心とした人材が機構に自主的に登録し平時から活動内容・資機材の検討・改善等を行うとともに、研修についても登録者により自主運営されている。実際のチーム派遣での経験を随時研修にも反映し、改善を図ってきたことから、途上国を中心とした被災地で必要な知識・技術を身に付けられるよう、高度に体系化されたカリキュラムとなっている。
- 2013 年度は、新規登録者向け導入研修 1 回、登録者向け中級研修 3 回を実施した。研修では、イスラム圏で男女別の待合場所や受付時間を設けるなど、災害現場でのジェンダー配慮事例も紹介した。
- 過去の派遣経験を踏まえ、災害発生後超急性期の医療にも対応すべく、2014 年度の手術・病棟・透析機能の導入に必要な各ガイドラインの検証、研修方法の検討を行った。
- 緊急援助隊医療チーム派遣の際にカルテの整理やデータ入力に時間を費やしていることにより、隊員の睡眠時間が削られたり、データの分析ができずに感染症のまん延などの情報を適時に被災国政府に伝達できなかつたりという問題が長年生じていた。患者情報を迅速かつ正確に記録し作業効率

を高めるとともに、統計情報を報告や他機関への提供に迅速に供するために、電子カルテの開発・導入を検討し、2014年度の導入に向けて基本設計を行った。

4. 支援物資の備蓄体制の最適化

- 備蓄拠点の効率化を図るため、アフリカへの物資供与の起点の再配置を検討した。また、航空便の制約がある大洋州向けに迅速に送ることができる浄水剤の試行的導入など、備蓄物資品目や内容も見直しを図り、より効率的、効果的な物資供与実施体制を2014年度中に構築する予定である。
- WFPの倉庫内に他ドナーが備蓄している物資を相互融通する制度（2012年度導入）については、3件活用し、現地ニーズに合った迅速な協力に貢献した（他ドナーから機構への提供2件、機構から他ドナーへの提供1件）。

5. 途上国の人材育成、災害対応能力向上に対する災害援助の知見等の活用

- 災害援助で得られた知見と人的ネットワークを途上国の人材育成、災害対応能力向上に活用するため、エルサルバドルでは、災害医療人材育成プログラムの形成の際、2001年同国の地震災害に対する国際緊急援助隊医療チームの団員であった医師が調査に参加し、国内外の災害救急医療体制整備の知見・経験を人材育成の計画にいかした。なお、ASEAN諸国の救急医療・災害医療従事者のネットワーク化及び研修を行う協力事業に関し、医療チーム関係者が専門家リソースとして知見を共有する予定である。

指標 8-3 より円滑かつ効果的な援助の実施に向けた内外の機関との協力関係の構築状況

1. フィリピン台風被害への対応における内外の機関との連携

- **国際社会による支援の初動体制構築への貢献（国連災害評価調整チームへのメンバー派遣）**：大きな被害が予想されたフィリピン台風に対して、国連人道問題調整事務所（United Nations Office for the Coordination of Humanitarian Affairs。以下「OCHA」という。）は、事前研修を受けた国際機関、NGO、11か国の登録者の中から、UNDACチーム20名を招集した。うち2名は、機構の委嘱を受けた日本の登録者であり、これまでの災害援助の実績を踏まえ、初めて一つの災害に日本から2名が招集された。被災直後の厳しい状況の中、1名は支援活動の拠点となるタクロバン空港で外国からの支援チーム受入に必要な調整を行い、1名は被災状況調査等を行った。
- **国際連携協調下でのリーダーシップの発揮**：外国からの支援チームとして最も早く現地活動を開始したことから、現場での医療分野の調整会議に初期から参加し、フィリピン保健省やドナー間の調整においてリーダーシップを発揮した。例えば、日本チームの提案により患者情報の集計方法が統一されたことで、統計記録が効率化されるとともに、現地での疾病傾向の迅速な把握につながった。また、充実した検査機器を持つ強みをいかし、レントゲン撮影が必要な他チームの患者を日本チームに受け入れる一方、日本チームの患者が外科手術を要する場合は、手術機能を持つ他チームに受入を依頼するなど、現地医療機関及び各国チームの特性をいかした患者相互搬送体制の中核を担った。
- **自衛隊及び他国軍との連携**：被災地までの輸送手段が限られる中、自衛隊と連携し、1、2次隊の移動の一部がC130輸送機で実現したほか、1次隊の一部はオーストラリア軍のC130輸送機で現地入りした。また、先に現地入りしていた1次隊から自衛隊に対し、活動に必要な情報提供を行った。
- **技術協力専門家及び青年海外協力隊との連携**：技術協力専門家（感染症対策）や被災地を任地とす

る青年海外協力隊員（看護師）と連携するなど、既存リソースの知恵を最大限に活用する形で活動を行った。

2. 国際連携枠組みへの参加

- 災害緊急援助に関しては、国際機関を中心とした連携・調整の枠組みが確立されているため、こうした国際連携枠組みに優先度を置いて積極的に参加した。特に、INSARAG の三つのワーキンググループに機構からメンバーを派遣した。他国（オーストラリア、シンガポール、アラブ首長国連邦）の IEC 及び IER に 4 名の評価員を派遣し、うち 2 件では評価員の副リーダーを務めた。
- WHO による海外医療チーム登録制度の創設に関し、機構は検討会を立ち上げ、国際社会の動向を把握した。WHO からは、アジア太平洋地域において日本が主たる役割を果たすことが期待されている。
- アジア大洋州人道パートナーシップ（Asia Pacific Humanitarian Partnership。以下「APHP」という。）の加盟国（日本含め 6 か国）及び OCHA 等の参加を得て、APHP の年次会合を議長国として開催。APHP の位置付け、今後の活動のロードマップなどを議長総括としてまとめた。
- 日本の災害対応の知見を共有し、諸外国の災害情報収集方法やスタッフの教育手法を学ぶため、オーストラリア外務貿易省及び USAID の研修に機構関係者を派遣した。その他、アセアン地域フォーラムが開催し日本政府も参加する災害実働演習に事務局要員を派遣し、連携調整の役割を担った。
- 日米開発対話に基づくフォローアップの一環として、USAID の災害救援部門のロジスティック責任者を招き、双方の災害救援体制に関し意見交換を行った（今後も継続予定）。
- 米国の NGO である Peace Winds America が主催し日米及びフィリピン政府が出席した日米フィリピン民軍協力セミナーにおいて、国際緊急援助隊及び UNDAC の活動を発表した。その後、同団体の要望を受け、フィリピンでの同国保健省、米国関係者等とのワークショップに参加し、災害時の被災国政府、外国チームの役割等についてフィリピンでの経験を踏まえ発信した。

小項目 No. 9 海外移住

大項目	1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
中項目	(3) 事業実施に向けた取組
小項目	9. 海外移住
中期計画/ 年度計画	<p>【中期計画】</p> <p>機構は、本事業を実施するに当たっては、移住者の属する地域の開発に資するよう留意し、移住者の定着・安定化を見つつ、政府が行う個別の事業目的とその達成状況の検証及び必要性の判断を踏まえ、海外移住者の団体に対する支援事業については、引き続き高齢者福祉支援及び人材育成分野への重点化を行う。また、外交政策上の重要性を踏まえ、海外移住・日系人社会に関する国民への啓発・広報、学術的研究等、海外移住に関する知識を普及する。融資事業においては、各移住融資債務者の状況等を踏まえ、必要に応じ償還計画の見直し等を行い、債権の回収・整理を適切に進めるとともに、早期に債権管理業務を終了する方策を立てる。</p> <p>なお、日系個別研修については、事業規模の縮減を行い、機構で実施する日系人としてのアイデンティティ向上を目的とした研修については、国際交流基金と事業実施状況の情報共有等を含めた連携を図り、効果的かつ効率的に実施する。</p> <p>【年度計画】</p> <p>① 政府の政策を踏まえ、移住者の定着・安定化を見つつ、高齢者福祉及び人材育成を重点として、効果的・効率的に実施する。日系個別研修については効率的に実施し、事業規模の縮減を行う。また、日系社会における継承教育の現状やニーズ等について、国際交流基金と情報共有を行う。</p> <p>② 移住債権については、債権回収計画に基づき回収予定額を適切に回収するとともに、債権管理業務の終了に向けての方策を検討するため、各国の債権の状況を詳細に把握し、適切に分類する。</p> <p>③ 引き続き海外移住・日系社会に関する知識の国民への普及を図るために、海外移住資料館の体制整備や調査、展示の充実、教育素材の活用、周辺自治体や関連機関等との連携強化などの取組を行う。なお、年間の来館者数を 30,000 人以上、年間の教育プログラム参加人数を 1,894 人以上、年間の海外移住資料館ウェブサイトアクセス数を 113,182 以上とすることを目指す。</p>

指標 9-1 重点化の状況

1. 事業の重点化の状況

(1) 事業方針の作成

中期目標等を踏まえ、次の2点を柱とする機構の海外移住事業の方向性を明確にし事業に取り組んだ。

① 日本との架け橋、イコールパートナーとしての日系社会との連携に寄与する事業の推進

移住者の属する地域の開発への貢献を念頭に、移住先国における人的ネットワークを構築し、経済界等で活躍する日系社会との間での民間連携の推進を図り、互惠的、持続的な連携を促進する。

② 海外移住関係費事業の再編

中期目標を踏まえ、日系団体への助成金交付については、高齢化が進む移住者に対する「高齢者福祉」及び日系社会の次代を担う若手の「人材育成」に重点を絞る。

(2) 助成金交付事業の重点化の状況

- 移住者団体への助成金交付事業：30 団体 42 件（2012 年度 30 団体 44 件）に対して、重点分野（高

齢者福祉支援及び人材育成)の事業に助成金を交付した。これにより、全体に占める重点分野の事業件数の割合は、97.6% (2012年度 97.7%)と高水準を維持した。

(3) 日系研修及び日系社会ボランティア

- 日系個別研修:2012年度の「日系研修に係るグッドプラクティス及びニーズ調査」の結果を踏まえ、規模を縮減しつつ、保健・福祉等の分野で42コースを実施し、60名を受け入れた(2012年度49コース62名)。
- 日系社会ボランティア派遣、日系集団研修員受入:日系社会ボランティアとして日系日本語学校教師や野球等の分野で56名を派遣した。また、日系集団研修員として、日系継承教育や地域活性化等の分野で52名を受け入れた。
- なお、アルゼンチン日系社会や日系社会ボランティアと協働し、オリンピック東京招致関連イベント(絵画展等)をアルゼンチン及び東京にて開催し、両国での日系人の活躍ぶりを紹介した。

(4) 重点分野別の具体的な取組

- 高齢者福祉:高齢移住者向け巡回診療・デイサービス、高齢移住者施設のリハビリ機材拡充及び施設で活動する地元ボランティア向け研修を助成した。また、ソーシャルワーカーや高齢者介護等の職種の日系社会ボランティアを6名派遣し、介護臨床、高齢者施策等の分野で日系研修員6名を受け入れた。
- 人材育成:中南米地域で開催される日系日本語教師向け合同研修会を助成した。また、日系社会リーダー育成事業(大学院奨学金)として9名を、日系人子女のアイデンティティ形成を支援するための日系社会次世代育成研修として10か国の中学生49名を受け入れた。スポーツを通じた人材育成として、3月に日本体育大学野球部15名が短期ボランティアとしてブラジルで1か月間活動した。

2. 国際交流基金との連携

- 日系継承教育のうち、機構が実施する「日系人としてのアイデンティティ向上を目的とする日系継承教育研修」に国際交流基金関係者の視察を受け入れた。また、国際交流基金が実施する「海外日本語教師日系人研修プログラム」参加者と機構の日系研修員による海外移住資料館の合同見学等を行った。さらに、機構の国内拠点の図書室では、国際交流基金から寄贈を受けた日本語教育教材を日系研修員の自主学習に活用している。

3. 日系社会との互恵的・持続的な連携関係の構築

- 機構が2012年度に実施した「第1回日系社会を通じた中南米民間連携調査団」の結果、2013年度は、同調査団参加企業の提案に基づき、日本の主なゴマ輸入先国パラグアイにおいて、ゴマ加工技術導入による小農産品の高付加価値化を図る案件化調査事業(指標14-1参照)が実施された。また、ほかの参加企業は、2014年度に民間連携ボランティア(ITインストラクター)をパラグアイに派遣する予定である。
- 7月には、第2回調査団をブラジル、ペルーに派遣し、環境(廃棄物、水処理)やエネルギー(バイオマス等)分野の日本企業14社が参加した。調査の結果、環境開発分野の企業が中小企業連携促進基礎調査(日本の天然資源ゼオライトを活用した水質浄化)をペルーで実施することとなった。また、参加企業の提案に基づき、機構は日系研修3件(音楽リハビリプログラムを通じた高齢者介

護手法、高齢者に多い変形性膝関節症等装具技術等)を2014年度に実施予定である。

- 4月及び5月には、JETROと「中南米・日系社会を活用した民間連携セミナー」を共催した。本セミナーは、有力な中南米進出企業がある愛知県及び移住者出身者が多い広島県で開催し、同県の日本企業に対して、機構の民間連携の事例や日系企業の動向を紹介した。また、11月には、農林水産省と「中南米日系社会と連携した農業ビジネスセミナー」を共催し、日系社会との連携を通じた中南米の農業ビジネスに関心のある日本企業に対し、機構や農林水産省による日系社会との連携の取組を紹介した。

指標 9-2 移住債権の状況

- 早期に債権管理業務を終了する方策として、日系社会への協力・貢献も企図し、移住債権を各国の日系団体に無償譲渡する案を策定し、検討を進めた。2014年度予算では、同譲渡に必要な経費が認められた。
- 2013年度に回収した移住融資債権及び入植地割賦金債権移住融資債権回収の実績は表9-1のとおり。なお、2013年度中に償却に至った債権は、アルゼンチン2件、パラグアイ2件であった。
- 7月、パラグアイ日系農協中央会に対する債権(904万2,000米ドル。2002、2003年度に機構から同会に譲渡した移住債権328件分に係る購入代金に対する融資)が完済された。

表 9-1 移住融資債権及び入植地割賦金債権移住融資債権回収の実績 (2014年3月末現在)

	期首残高 (a)	期中減 (b)	(期中減内訳)		評価増減 (為替差 損益) (c)	期末残高 (a) - (b) - (c)	件数 (件)	(参考)
			回収	その他 減				利息入金 実績
移住投融资貸付	1,498,999	△ 417,245	415,514	1,731	64,726	1,146,480	407	58,163
入植地割賦元金	18,299	△ 6,826	6,826	0	△ 675	10,798	16	12,245
合計	1,517,298	△ 424,071	422,340	1,731	64,051	1,157,278	423	70,408

(注1) 2013年度の期中減及び期末残高は、決算作業後に確定される。

(単位：千円)

(注2) 四捨五入の関係で必ずしも合計は一致しない。

指標 9-3 海外移住及び日系社会に関する理解の促進状況

1. 歴史資料等保有施設としての海外移住資料館の機能の強化

- 2013年の「歴史資料等保有施設」指定を受け、移住申込書約9,000件や海外邦字新聞(ペルー新報、2万1,545件)等、所蔵資料のデータベース化を行った。
- 2013年度の海外移住資料館の入館者数は3万7,553名(2012年度3万6,491名)、教育プログラム受講者数6,803名(2012年度4,994名)、ウェブサイト訪問数16万3,928(2012年度15万4,255)であった。同館へのアクセスを示す全指標において前年度実績及び年度計画目標値を上回った(表9-2)。旅行会社を通じた教育旅行団体の取り込み、大口来館者(300名程度)の受入体制整備、横浜国際センターの開発教育プログラムとの連携等の取組が奏功した。

表 9-2 海外移住資料館に対するアクセスの実績

指標	目標値	2012年度実績	2013年度実績
入館者数	30,000名	36,491名	37,553名
教育プログラム受講者数	1,894名	4,994名	6,803名
ウェブサイト訪問数	113,182件	154,255件	163,928件

- 海外移住資料館の運営管理のあり方を検討すべく、機構内に海外移住資料館運営委員会を設置した。2014年3月に第1回会合を実施し、神奈川県や横浜市をはじめとする自治体との連携を強化し、更なる来館者数の増加を図る方策を検討した。
- 学術研究プロジェクトとして「ニッポンの伝統、ニッケイの祭り」（2012-2014年度、代表者糸井輝子白百合女子大学教授）及び「移住資料ネットワーク化プロジェクトの充実と拡張」（2012-2014年度、代表者柳田利夫慶応義塾大学教授）を継続するとともに、研究紀要の発行及び移民検索システムの整備を実施した。

2. 海外移住資料館を活用した、移住事業及び日系人社会に対する国民の理解促進に向けた取組

- 海外移住の歴史や日系社会に対して広く国民の理解を得るため、特別展を計4回、公開講座を計2回、近隣で行われる各種イベントと連携したテーマで実施するシンポジウム等を計9回開催した。
- 特に、2014年3月に沖縄県との共催で開催した特別展示「雄飛ー沖縄移民の歴史と世界のウチナーンチュ」では、世界各地で活躍する沖縄移民の姿を紹介し、来場者からは、沖縄移民の歴史を知るよい機会であったとの反応があった。また、本展示を通じ、機構と日本有数の移民県である沖縄県との関係を深めることにもつながった。
- また、公開講座「多文化共生社会の変容ー移民二世の活躍と日本人側の理解」では、海外移住の歴史及び日本での移民二世の活躍を紹介するとともに、現在約30万人の日系人子女が就労や勉学の目的で来日し、日系社会が現代の日本の地域社会と大きくかかわっている現状を訴えた。
- さらに、在日日系ブラジル人のアイデンティティ形成や日本語学習に貢献すべく、海外移住資料館の学術研究プロジェクトで制作された「ブラジル・日本移民かるた」を、各都道府県国際交流協会（51件）、在日日系人子女を受け入れている横浜市内の国際教室開設小中学校（62件）及びブラジル国内の日系日本語学校（117件）へ配布した。
- 海外移住や日系社会に関心の薄い若い世代に対して、横浜市の観光スポットに位置する利点をいかし、新港地区の施設との協力の上でクイズラリー等のイベントを実施し、誘客を図った。

3. 日本国内及び世界各国の博物館、資料館との連携

- 11月から12月にかけて、全米日系博物館の協力を得て、「日系人と混血ーHapa とメスチッソー」展（2006年の全米日系人博物館の企画）を海外移住資料館において開催した。他方、海外移住資料館から全米日系人博物館に対しては、日本人観光客向けの音声ガイド制作の協力を行った。
- また、ペルー日系人協会の協力の下、ペルー移民検索システムを整備し、公開済みのデジタルミュージアムに追加した。同ミュージアムは、前述の海外移住資料館学術研究プロジェクト「移住資料ネットワーク化プロジェクトの充実と拡張」の成果に基づく移民検索システムであり、広島市デジタル移民博物館、オキナワポリビア歴史資料館ともネットワークを構築している。
- 国内の連携事例としては、上述の沖縄移民に関する特別展に対し、沖縄県立博物館・美術館より、県外未展示資料の提供を含めた監修協力を得た。また、10月に福岡県で開催された「福岡県人会世界大会」においては、海外移住資料館の所蔵資料を提供し、大会参加者への理解促進を図った。
- 10月には、国内外の移住関連資料館・博物館関係者による連携協議を開催し、ブラジル、ハワイ、カナダ各国の移住博物館・資料館より各館の運営状況に関する報告を得るとともに、今後の連携のあり方について協議した。さらに、2014年2月より「海外日系博物館との連携強化に向けた調査」をカナダ、アメリカ合衆国、ブラジル、ポリビアなどで実施し、連携強化の具体策を協議した。

小項目 No. 10 開発人材の育成（人材の養成及び確保）

大項目	1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
中項目	(4) 開発人材の育成（人材の養成及び確保）
小項目	10. 開発人材の育成（人材の養成及び確保）
中期計画/ 年度計画	<p>【中期計画】 国際協力に係る優れた人材の養成及び確保は、広く事業全般の基盤をなすものであり、また、我が国の国際協力の質的向上に直接関連するものである。このため機構は、コンサルタント等開発を担う人材の養成及び確保のための研修等の業務を、開発ニーズを踏まえて的確に行う。</p> <p>具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 国際協力人材センターの情報発信機能の強化を通じ、国際協力への参加機会及び人材育成機会に関する情報提供を効果的に行う。 ● 援助ニーズが高いものの人材が不足している分野課題に対応した能力強化研修等の実施により、開発を担う人材の能力開発・強化に取り組む。 <p>【年度計画】</p> <p>① 国際協力に携わる人材向けサービスの拡充や国際協力団体以外との連携の拡大による利用層の発掘、団体向けサービスの拡充による新規登録団体の獲得を進める。また、国際協力人材センターが所管するウェブサイト「PARTNER」について、平成25年度には、新規人材登録者数：1,500名、新規登録団体数：65団体、情報提供件数：前年比200件増、キャリア相談（対面）人数：200名を目指して取り組む。あわせて、国際協力人材セミナー開催時のソーシャルメディア活用等も含めた情報発信機能の強化に取り組む。</p> <p>② 能力強化研修については、多様な援助ニーズに応えるべく、随時コースを見直しながら実施する。なお、270名の参加数を目標に、専門家として活動が見込まれる即戦力人材向け能力強化研修を行う。</p> <p>③ 国際協力に携わる人材の裾野拡大に資するべく、国際協力・開発援助関連分野を専攻する大学院生及び社会人向け公募型インターンを実施し、30名程度の受け入れを目指して取り組む。</p>

指標 10-1 国際協力人材センターの情報発信機能強化の実績

1. 団体・個人の PARTNER 登録拡大に向けた取組

国際協力キャリアに関する総合情報ウェブサイト「PARTNER」への団体・個人の登録拡大のため、以下の取組を行った。

- 団体登録拡大に関し、ビジネスを通じて開発途上地域の経済社会開発に貢献する企業が増えていることを踏まえ、このような企業も「国際協力団体」として登録が可能となるように PARTNER 登録基準を見直した。加えて、民間連携に関する機構の説明会や産業界によるイベント等で企業に PARTNER 登録を積極的に呼びかけた。この結果、2013年度の新規国際協力登録団体は133件（2012年度125件）で、うち民間企業は57件（2012年度17件）と増加し、国際協力登録団体の累計は864件となった。なお、新規国際協力登録団体数は、年度計画目標値65件を順調に上回ったことから、2014年度計画では目標値を増加させる。
- 人材登録拡大については、PARTNERに関する広報を強化し、国際協力や民間連携事業に関心がありそうな大学生（学部生/院生）や若手社会人の登録を促す取組を行った。具体的には、国際協力人

材センター・地球ひろば共催「国際協力 JOB セミナー（4回）」や開発ジャーナル社主催「国際協力キャリアフェア」等、84件のイベント（2012年度56件）においてPARTNERの紹介を行うとともに、中小企業庁「ミラサポ」や日本商工会議所サイト等の中小企業支援関連の広報媒体12件（2012年度6件）にて、PARTNERの広告を掲載した。また、特に若年層（25～34歳）に重点を置いた取組として、Facebook経由で機構のイベントや能力強化研修に関する情報を提供した。ほかにも、名古屋市、東京、仙台市で国際協力人材セミナーを計3回開催し、その動画をPARTNER登録人材向けにYouTubeで公開した。こうした取組の結果、2013年度の新規国際協力人材登録者数は1,808名となり（2012年度1,671名）、年度計画目標値1,500名を上回り、過去最高値を記録した。また新規簡易登録者数は、3,732名（2012年度3,474名）であった。これにより、国際協力人材登録者数の累計は9,746名（2012年度8,902名）、簡易登録者数は7,525名（2012年度5,039名）となった。

- 機構以外の登録団体による求人やイベント等の情報提供件数については、上記の団体登録拡大の取組を受けて、3,064件（2012年度2,757件）に増加し、年度計画目標値である前年比200件増を上回った。このうち求人情報は1,670件（2012年度1,523件）、セミナー情報は1,394件（2012年度1,234件）であった。なお、前者の採用成立割合は、アンケート調査（回収率32.0%）の結果、68.7%であった（2012年度アンケート回収率28.4%、採用成立割合68.5%）。
- また、PARTNERを通じた団体・人材の交流を促すため、登録団体の活動分野や登録人材の業務経験・語学力等をまとめた情報（「分析！データでわかるPARTNER」）及び団体・個人の用途に応じたPARTNER活用のヒント（「PARTNER活用方法紹介コーナー」）を掲載した。
- 以上のPARTNERの広報強化やコンテンツ改善に関する取組もあり、PARTNERのウェブサイト訪問数は39万9,247件（2012年度38万5,439件）と、過去最多となった。

2. キャリア相談サービスの質の向上に向けた取組：

- キャリア相談員について、その助言への評価は高く、対面相談につき96%（2012年度95%）、メール相談につき87%（同77%）の回答者から、期待していた助言を得られたとの回答を得た。さらに、キャリア相談後、機構の案件に応募し合格した事例も複数あった。なお、キャリア相談の質の向上を図るため、7月にキャリア相談業務を担当する職員等22名に対し初めてキャリアカウンセリング研修を実施した。
- 加えて、海外や国内の遠隔地在住の人材向けに、インターネット経由のテレビ電話サービス（Skype使用）によるキャリア相談を開始した。
- 上記の取組の結果、2013年度のキャリア相談数は計391件で、対面（Skype含む）・メール相談の合計数は過去最多となった。内訳は、対面255件（2012年度214件）、Skypeは35件（新規）、メール101件（2012年度113件）であった。メール相談件数減少の原因は、遠隔地からの相談者をより利便性の高いSkypeの利用に促した件数が多かったためと考えられる。

表 10-1 PARTNER の実績

指標		目標値	2012 年度	2013 年度
国際協力人材登録者数	全体		8,902	9,746
	新規	1,500	1,671	1,808
簡易登録者数	全体		5,039	7,525
	新規		3,474	3,732
国際協力団体登録数	全体		740	864
	新規	65	125	133
情報提供件数	全体		4,733	4,736
	求人情報		3,356	3,205
	研修/セミナー情報		1,377	1,531
	登録団体のみ	200 件増	2,757	3,064
	求人情報		1,523	1,670
	研修/セミナー情報		1,234	1,394
	機構のみ		1,976	1,672
	求人情報		1,833	1,535
	研修/セミナー情報		143	137
キャリア相談	対面	200	214	255
	Skype			35
	メール		113	101

3. 東日本大震災に係る人材確保支援に向けた取組

- 国際協力人材が持つ資質・能力には、社会への貢献意欲、コーディネーション力、ネットワーク構築力等において、東日本大震災からの復興に携わる人材に必要とされる資質・能力とも親和性がある。機構は、国際協力人材が有する資質・能力を東日本大震災からの復興にも役立ててもらうため、震災直後から PARTNER を通じて、復興庁等の緊急支援・復興関連活動に関する求人・支援活動情報に関する情報提供を行ってきた。2013 年度の掲載情報は、164 件（求人情報 75 件、支援活動情報 89 件）であった。特に復興庁の市町村応援職員（宮城県、福島県、岩手県）の求人情報に関しては、PARTNER 掲載に加え、機構のセミナー・イベントで同情報を配布した。その結果、例えば宮城県においては、6 名の市町村応援職員が PARTNER での求人情報を基に採用された。
- 12 月に仙台市で開催した国際協力人材セミナーでは、宮城県庁及び NGO・NPO の代表者とともに「国際協力現場経験と震災復興支援活動の接点」と題したパネルディスカッションを行い、国際協力と復興支援の経験は親和性があり相互に役立つことを発信した。パネリストの一人は「震災直後に地元（南三陸町）に戻ったが、そこは、自分がかつて知っている場所ではなく、開発途上国での常に物が足りない状況と似ていた。途上国での経験があったからこそ、『足りない、足りないと感じること』から、『今の自分たちに何ができるか』という頭にすぐに切り替えることができ、集中して作業に従事できた。」と、自らの経験を振り返った。参加者からは「このテーマはとても重要かつ関心が高いので今後も掘り下げてほしい。」という声が聞かれた。

指標 10-2 援助人材ニーズに合致した能力強化研修等の実施状況

1. 能力強化研修

- 能力強化研修は、機構の事業実施に必要な即戦力の育成のため、特定分野に関する一定の専門性と経験を有する人材に短期間の研修を行うとともに、中長期的な国際協力人材の裾野拡大のため、

国際協力事業への参画を希望する人材に国際協力に関する基礎的知識を提供している。

- 2013年度は16コース計20回(2012年度12コース15回)を実施した(表10-2)。修了者数は330名(同255名)で、年度計画目標値(270名)を上回った。機構ウェブサイト並びにコンサルタント企業及び海外コンサルタント企業協会のメールマガジン等を通じた勧奨が奏功し、応募者は534名に増加した(2012年度364名)。修了者のうちコンサルタント等企業の参加者が191名を占めた。

表10-2 2013年度能力強化研修実績(単位:人)

No	コース名	研修期間	定員	応募	修了
1	農業と農村開発とジェンダー【新規】	12/16-12/20	20	32	24
2	マイクロファイナンス	8/12-16	20	31	28
3	教育	8/19-8/23	17	16	8
4	公共財政管理セミナー(イントロダクション編①)	7/19	60	20	20
	公共財政管理セミナー(イントロダクション編②)	11/28	20	21	16
5	公共財政管理(概論)	12/11-12/13	20	33	24
6	法整備支援	8/26-8/30	24	31	21
7	ガバナンス(地方行政)	12/24-12/27	15	50	18
8	水道	11/11-11/22	10	10	10
9	生態系サービスを有効利用した生物多様性保全【新規】	11/5-11/11	15	35	19
10	平和構築・復興支援(PNA演習)	7/24-7/26	20	35	19
11	紛争影響国・地域の事業評価	9/11-9/13	20	36	16
12	安全対策特別ワークショップ①	4/19	10	8	7
	安全対策特別ワークショップ②	9/4	10	8	7
	安全対策特別ワークショップ③	12/19	10	6	6
13	実務者・コンサルタントのための環境社会配慮	7/9-7/11	20	38	23
14	インパクト評価【新規】	7/29-8/2	15	58	17
15	国際協力基礎(コンサルタント等向け①)	5/7-5/10	15	26	17
	国際協力基礎(コンサルタント等向け②)	8/19-8/22	15	22	14
16	国際協力基礎(省庁・自治体等職員向け)	2/3-2/7	12	16	16
合計			368	534	330

※1~11、13、14は特定分野における即戦力育成研修、12、15、16は国際協力人材の裾野拡大のための基礎的研修

- コース編成の決定にあたっては、機構事業における優先度の高い分野課題及び新たな開発課題や政策課題に対応した人材育成の必要性、国際協力関係業界団体の要望、機構専門家の人材需給動向分析等を総合的に検討している。2013年度は、「インパクト評価」、「生態系サービスを有効利用した生物多様性保全」、「農業・農村開発とジェンダー」を新設するとともに、安全対策特別ワークショップの回数を増やした。また、コンサルタント業界からの人材育成支援に対する強い要望を踏まえ、「コンサルタント等のための国際協力基礎」コース、「実務者・コンサルタントのための新環境社会配慮」コース等を継続した。他方、想定される対象者がほぼ受講してニーズを満たしたと考えられるため、「生活改善」、「地域経済・地場産業育成(一村一品運動等支援)」は廃止した。
- 研修実施に際しては、実践力のある人材の育成のため、講義のみならず演習を重視している。例えば、「実務者・コンサルタントのための新環境社会配慮」コース及び「紛争影響国・地域の事業

評価」コースでは、機構が実務で使用しているガイドライン等による演習を行っている。また、「水道」コースは、課題別研修と合同で開催し、途上国からの研修員と英語で課題解決・方法を議論することにより専門家業務を疑似体験できる実践的なプログラム・アプローチを踏まえた内容となっている。なお、能力強化研修の主な参加者はコンサルタント等の民間企業所属者であり、研修修了後の国際協力関連事業への参加、応札に向けての自己投資として研修受講を位置付けている。このため、研修旅費及び資料代は参加者自己負担としている。

- 能力強化研修受講者のキャリアについて、受講者 35 コース 432 名に対する機構の調査（2009 年度から 2011 年度の研修が対象）によれば、回答者 272 名のうち 207 名（76.1%）が研修後 1 年以内に国際協力事業（機構専門家、コンサルタント会社等）に従事している。例えば、法整備支援コースを受講した弁護士は、機構のミャンマーの法整備支援事業の専門家として派遣された。

2. インターンシップ

- 2013 年度の大学院生及び医師免許を有する人材の公募型インターンシップについて、応募者は 74 名、受入者数は 40 名（2012 年度は 61 名、28 名）であり、後者は年度計画目標値（30 名）を上回った。受入先を拡充するとともに、機構ウェブサイト、連携大学、SNS、各都道府県の国際協力推進員等を通じて積極的に応募勧奨を行ったことが奏功した。受入先は、本部内の部署 9 名、国内拠点 1 名、海外拠点 30 名（2012 年度 7 名、2 名、19 名）で、海外拠点を大幅に増やした。2013 年 7 月から 2014 年 3 月までの間に、各 1～4 か月間受け入れた。
- 2011 年度から試行的に実施している医師免許を有する人材のインターンシップについて、2011 年度から 2013 年度までの参加者 10 名に対しフォローアップ調査を行ったところ、10 名のうち実習終了後に国際協力関連業務に従事したことがある者は 3 名（うち 1 名は産科医で、機構事業の専門家として活動）で、3 名全員が従業務に本インターン経験が役に立ったと回答している。また、国際協力関連業務に従事していない 7 名も、今後機会があれば従事することを希望している。これらの結果から、今後も医師免許を有する人材のインターンシップを継続して実施する。

小項目 No. 11 ボランティア

大項目	1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
中項目	(5) 国民の理解と参加の促進
小項目	11. ボランティア
中期計画/ 年度計画	<p>【中期計画】</p> <p>ボランティア事業は、開発途上地域の経済及び社会の発展、復興への寄与、我が国と開発途上地域の友好親善及び相互理解の深化、並びに国際的視野の涵養と経験の社会還元を事業の目的とし、効果的かつ効率的に実施する。本事業を取り巻く環境の変化に対応するため外務省及び機構が行った平成 23 年 7 月の海外ボランティア事業のあり方及び同年 8 月の同事業の実施のあり方の抜本的な見直し（「草の根外交官：共生と絆のために～我が国の海外ボランティア事業～」）の結果を踏まえ、事業の質向上のための事業実施体制や運営手法の改善、ODA の他事業や専門性を有する企業、地方自治体、NGO、他機関等との連携の強化、帰国後の社会還元支援を含む、国民が安心して参加できるような取組の強化、事業にふさわしい評価の実施、ボランティアの活動状況・成果・帰国後の活躍状況の「見える化」等の取組を着実に実施する。</p> <p>具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 開発課題の解決に資する事業の実施や他事業及び他機関との連携を通じて事業の質を高める取組を促進する。 ● ボランティアの活動状況の「見える化」の取組を進める。 ● 派遣中ボランティアの現地活動の支援を強化する。 ● 国民参加型事業として、多様な人材の参加を促進するために、自治体、民間企業、大学等との連携の強化に取り組む。 ● 開発ニーズを満たす人材の養成・確保を進めるために、より効果的で効率的な募集・選考、訓練・研修への改善を進める。 ● 帰国ボランティアの社会における積極的な活用を進めるための具体的な方策を検討・実施するとともに、グローバルな視点を有するボランティアの経験の社会還元及び帰国後のキャリアアップへの側面支援等の取組を強化する。 <p>【年度計画】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 開発課題に沿って事業を実施すべく、平成 24 年度に本格導入したグループ型派遣を効果的に実施するためのモニタリングを行うとともに、シニア海外ボランティアを中心として、開発課題に沿った新規案件形成に引き続き取り組む。 ② 他事業及び他機関との連携を通じて事業の質を高めるため、ボランティア事業に関連した国際会議への参加を通じた発信や国際機関等との協議を進めるとともに、現場レベルでの連携に取り組む。 ③ ボランティア事業の「見える化」を促進するため、ボランティアの活動内容を発信するウェブサイトコンテンツ等の充実に取り組む。 ④ 派遣中のボランティアの現地活動を支援するため、ボランティアの活動計画の策定支援及び海外拠点を通じた活動状況のモニタリングに引き続き取り組む。 ⑤ 国民参加型事業として多様な人材の参加を促進するため、民間連携ボランティアの派遣を拡充するとともに、地方自治体及び大学との連携によるボランティア派遣を促進する。 ⑥ より効果的、効率的な募集に向けて、ウェブサイトの拡充やソーシャルメディアの活用等を通じた募集広報を行う。選考の効率化に向けては、シニア海外ボランティアに続き、青年海外協力隊に二次選考（面接）の一部地方実施を導入する。

	<p>⑦ 青年海外協力隊及びシニア海外ボランティアの訓練の改善については、大幅な見直しを踏まえて新たなプログラムを導入し、適切なモニタリングを行う。</p> <p>⑧ 帰国後のキャリアアップへの側面支援のため、進路支援情報サイトを効率的に運営するとともに、企業・地方自治体向け事業説明会の開催（年４回）や帰国後訓練等、帰国隊員の進路開拓支援を行う。グローバルな視点を有するボランティアの経験の社会還元に向けては、帰国隊員の社会還元活動の優良事例を収集し、広く発信する。</p>
--	--

指標 11-1 開発課題に沿ったボランティア派遣の状況

1. 新規派遣人数の実績

- 2013 年度の新規派遣人数は 1,405 名で、2010 年度からの減少傾向から反転した。2014 年度についても、2013 年度の合格者数を勘案すると増加の見込みである。
- 新規派遣増に貢献した取組として、応募の多い職種の開発途上国の要請開拓及び応募の少ない職種の応募促進（指標 11-6 参照）等が挙げられる。前者については、人的資源分野（家政・生活改善）等の要請開拓調査 5 件を実施し、自治体及び大学との連携案件を含む 42 件が要請された。また、巡回指導調査団、在外研修講師の派遣等の際も、コミュニティ開発、環境教育、スポーツ分野の案件形成を行った。
- また、2012 年度秋募集の応募時語学資格義務化により語学力を有する応募者が増え合格率が向上した。これにより一定の合格者数を確保できたことも、2013 年度の派遣増につながった。

表 11-1 ボランティアの派遣実績（短期派遣を含む）

（単位：人）

	2009 年度	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度
青年海外協力隊	1,708	1,459	1,046	948	1,081
シニア海外ボランティア	445	375	246	264	268
日系社会青年ボランティア	40	39	31	33	43
日系社会シニア・ボランティア	20	13	15	20	13
合計	2,213	1,886	1,338	1,265	1,405

2. 開発課題に沿ったボランティアの派遣

- 2013 年度に新規派遣された青年海外協力隊のうち、開発課題に合致している割合¹は 80%であった（1,081 名のうち 863 名が合致。2012 年度 84%）。スポーツや情操教育（音楽、美術等）といった開発課題以外の分野の重要性を鑑み、機構としては同水準を妥当なものと判断している。
- シニア海外ボランティアについては、開発課題に合致させるように案件形成を進めた結果、2013 年度に新規に派遣されたシニア海外ボランティアの開発課題への合致率は、87%となった（408 名のうち 356 名が合致。2012 年度の合致率は 83%）。例えば、インドネシア、マレーシア、メキシコ、アルゼンチン、コロンビア等の中所得国では、裾野産業育成や職業訓練を支援している。また、市場経済に移行したウズベキスタンでは、大学生・大学院生を対象に国際経済・金融を講義している。

3. グループ型派遣の促進

- 共通の開発課題に対し複数のボランティアが共に活動を行うグループ型派遣については、2013 年度

¹ 機構が対象国に対して定めている協力方針に合致している割合。

は 21 件（2012 年度 54 件）を形成し（アジア・大洋州 3 件、中南米 3 件、アフリカ 12 件、中東 3 件）、116 名を新たにグループ型派遣に組み込んだ。

- 優良事例としては、エチオピアにおけるグループ型派遣「理科授業の実践と普及」が挙げられる。生徒中心型の授業の実現のため、理数科教育改善のための技術協力プロジェクトの協力対象地域の小学校教員養成大学及び小学校に対し、理科教育分野のシニア海外ボランティア及び青年海外協力隊を派遣した。ボランティアが支援した教員研修及び出前授業の 2013 年度の受講者は延べ 2,155 名に上る。グループ型派遣の効果として、ボランティアの同僚教師が自主的に周辺校の教員研修を行ったり、ボランティアが企画する理科実験セミナーが州の教育局で年間行事に組み入れられたりするといった点が挙げられる。

4. 開発効果の向上に向けた他スキーム事業との連携

- 開発課題の解決に向け、ほかの事業（技術協力、有償資金協力、無償資金協力、民間連携に関する事業等）とボランティア事業とを有機的に組み合わせる取組も進めた。事例は以下のとおり。
- バングラデシュでは、最貧困層における母子保健サービスの普及を目指す技術協力及び母子保健に関連する資機材の供与や施設整備を行う円借款事業の対象地域に、青年海外協力隊員 6 名（村落開発普及員、看護師等）をグループで派遣した。隊員は、技術協力で提言された母子保健政策のコミュニティでの実践や組織づくりを行うとともに、日本型品質管理手法（5S-TQM）を用いて、円借款により整備された施設の運営、維持管理を改善した。
- モロッコでは、妊産婦・乳幼児死亡率改善のため、技術協力プロジェクトの対象地域にある無償資金協力で建設された病院等に、ボランティア（助産師、看護師）を派遣し、未熟児のケアや看護の質を高める活動を行っている。ボランティアは、専門家が助言する保健省職員向け母子保健研修に参加し、研修実施後は現場職員が研修内容を実践できるようモニタリング及び支援を行った。また、本邦研修に参加した帰国研修員の発意により全国展開が決まった母親学級の側面支援を行った。これらの取組を通じ、母親学級の実施回数及び参加者数の増加、妊婦健診の受診率の向上、施設分娩率の上昇に貢献している。
- ウガンダでは、長年ボランティアが手洗いを指導してきたが、水が不足する地域で石けんの使用が難しかった。これに対し機構の協力準備調査（BOP ビジネス連携促進）にてサラヤ株式会社が水のいらぬ消毒剤の受容性を調べた際、調査対象病院で活動するボランティア（看護師）2 名が病院関係者に消毒剤の使い方や効果を説明し、病院側の意見を吸い上げて同社に伝える役割を果たした。

5. スポーツ隊員派遣増に向けた取組

- 2020 年オリンピック・パラリンピック東京招致時に日本政府が発表した「Sport for Tomorrow」計画に、スポーツ分野のボランティア派遣人数の倍増が打ち出された（2014 年度からの 5 年間で、2012 年度の 81 名から倍増）。機構はこれに貢献するため、海外拠点にスポーツ分野のボランティア案件の形成を指示するとともに、各種競技団体への働きかけを開始した。7 月には公益財団法人日本ラグビーフットボール協会と連携合意書を締結し、ラグビーを職種に追加し、連携してボランティアを派遣することを発表した。2013 年 3 月から 6 月にかけて、ラグビー指導者 3 名をスリランカとラオスに派遣したほか、2014 年 1 月にはキルギスへラグビー指導者 1 名を長期派遣した。
- 他方、4 月には、機構がボランティア派遣を通じ野球やソフトボールの国際的普及に尽力した功績（1970 年以來、延べ 224 名、54 名を派遣）に対し、国際野球連盟から特別表彰を受けた。

指標 11-2 国際機関や他ドナーとの連携推進に向けた取組状況

1. 国際会議への参加と国際機関等との情報共有

- 機構は、開発途上地域に国際ボランティアを派遣している他ドナー、国際機関等との間で、ボランティア事業の取組手法、制度設計に係る情報交換及びボランティア派遣の重複回避のための調整を行っている。特に FORUM (International Forum for Volunteering in Development) が開催する国際ボランティア会議は、情報収集や組織・個人間の関係づくりに有用であり、10月の同会議(フランス)では、ポスト 2015 年開発アジェンダに向けた事業の方向性、企業連携の事例、各団体の事業動向について情報交換を行った。また、同会議では、機構の提案を踏まえ、2015 年の青年海外協力隊事業発足 50 周年にあわせた国際ボランティア会議の東京での開催が決定された。
- また、国連ボランティア (United Nations Volunteers。以下「UNV」という。) 事務局との間では、機構の帰国ボランティアに対し国連ボランティア応募審査上の優遇を与える「JOCV 枠 UNV 制度」を設けている。機構のボランティア帰国時の説明会では、UNV 東京事務所と協力して UNV への応募を奨励し、同制度を利用して UNV として派遣された者は、2013 年度 13 名 (2012 年度 12 名) であった。UNV を経験後、国連職員等、国際機関で活躍する日本人を増やす観点からも、UNV とは引き続き連携をしていく。

2. 現場レベルでの協働活動とすみ分けの着実な実施

- 海外拠点では、他ドナーや国際機関等との意見交換を通じ、活動の重複回避や協力を進めている。例えば、ミクロネシアでは、環境教育分野のボランティア複数名が活動上訪問している小学校で、米国平和部隊のボランティアも英語教師として活動していることから、協力して同小学校に「環境クラブ」を立ち上げ、啓発活動を行っている。ほかにも、モンゴルでは、同じ職業訓練校に派遣され、PC を修理するエンジニア養成コースで、機材予算を韓国国際協力団 (Korea International Cooperation Agency。以下「KOICA」という。) が負担、KOICA ボランティアと JICA ボランティアが協働して講義内容を選定、語学訓練により現地語にたけた JICA ボランティアが中心となって配布物の作成も含め講義を行い、協働と役割分担により連携している。

指標 11-3 ボランティアに対する一般国民の理解促進に向けた取組状況

1. ウェブサイト、SNS を通じた発信の強化

- ボランティア事業について国民に対して分かりやすく発信し、理解の醸成を図る観点から、機構ウェブサイトの内容の拡充に積極的に取り組んでいる。特に、ボランティア応募者層の裾野拡大及び応募者の所属先や家族等の理解を醸成するため、ボランティアの活動と成果、生活の様子、帰国後の抱負等の発信を心がけている。具体的には、帰国直前のボランティアによる活動の要約 99 件、派遣中ボランティアによる活動・生活の様子の発信ブログ執筆者 19 名、ボランティアに関する逸話 6 件、民間企業等との連携事例 15 件を追加した。
- こうした取組の結果、ボランティアに関するウェブサイトのページ閲覧数は、2013 年度は 9,300 万件となった (2012 年度 8,400 万件)。加えて、YouTube JICA ボランティア公式チャンネルに、映像 28 件 (ボランティア活動紹介、シンポジウム、著名人の活動視察等) を追加し、2014 年 3 月時点の累計閲覧数は 8 万回を超えた。
- 2013 年 9 月には、青年海外協力隊事務局公式 facebook ページを開設した。週 2 回以上の頻度で情報発信を行った結果、開設後 6 か月で「いいね」数が 1,600 件を超えた (参考：米国平和部隊の

facebook ページは、開設後 5 年間の「いいね」数は約 5,900 件)。

- なお、4 月に行ったインターネット調査（サンプルはボランティアに関心がある層 1,560 人）の結果、青年海外協力隊の認知度は 96.5%で（2012 年度 98.2%）、その活動内容まで理解している割合は 62.3%（2012 年度 62.6%）であった。

2. トークイベント「池上彰と考えるグローバル人材とは何か」の開催

- グローバル人材となるための選択肢という観点から青年海外協力隊に対する関心を喚起するため、9 月に、トークイベント「池上彰と考えるグローバル人材とは何か」を開催した。同イベントでは、ジャーナリスト池上彰氏と山川龍雄日経ビジネス編集長の議論の後、青年海外協力隊を積極的に採用している企業、協力隊経験者を交えた意見交換を行い、協力隊経験者のビジネス人材としての価値（企画力、問題解決力、調整力）を訴えた。当日の参加者は約 1,100 人、ニコニコ生放送配信視聴者は約 3 万 5,000 人に上り、アンケート回答者の 94.7%が「イベントに満足」と答えた。

指標 11-4 ボランティアの現地活動に対する支援状況

1. 活動計画表の策定支援及びモニタリングの推進

- ボランティアが赴任後 6 か月に配属先と作成する活動計画表について、円滑な作成支援やモニタリングを行うため、赴任後 3 か月、1 年、帰国前の段階で配属先に報告を行うとともに、機構から活動状況に対応する活動計画内容の改善、精査の機会を提供した。帰国したボランティアへのヒアリング結果によれば、98.6%のボランティアが、活動計画表の内容について配属先等の関係者と合意し、98%のボランティアが活動に対する満足感を示している。

2. 在外研修の拡充

- 域内の関連職種のボランティア及びそのカウンターパートが取組、成果、教訓を共有する在外研修について、2013 年度は、環境教育、日本語教育、リハビリテーション、ネリカ米普及、日本型品質管理手法（5S-KAIZEN）による保健医療サービスの質の向上等の分野で計 26 件の研修を実施した。ボランティア 207 名及びカウンターパート 320 名が参加した（2012 年度 20 件、205 名、259 名）。
- 例えば、3 か国合わせて累計 50 名を超える小学校教育分野の青年海外協力隊員を派遣しているミクロネシア、マーシャル、パラオでは、計算力の向上や授業研究を盛り込んだ授業の実践を進めるため、2004 年以来、各国持ち回りで在外研修（計 8 回）を実施している。また、中南米スペイン語圏地域では、2011 年度に環境問題に関する在外研修を開始し、2013 年度のコスタリカでの研修には、12 か国 73 名の間で、日本で学び各国で実践しているコンポスト技術及びそれをいかした環境啓発活動を共有した。さらに、同研修の半年後にはテレビ会議によるフォローアップを開催し、在外研修後の実践状況のモニタリングや優良事例の表彰を行った。

3. 手当の適正化

- ボランティアの現地生活費については、3 年ごとに、ボランティアへの支出状況調査を実施し、見直しを行っている。2013 年度は 13 か国の現地生活費を改定した。

指標 11-5 自治体、企業、大学等との連携推進に向けた取組状況

1. 民間連携ボランティア派遣の拡充

(1) 派遣実績及び応募促進の取組

- 2013年度は、タイ（職種：コミュニティ開発、マーケティング）、ミクロネシア（職種：医療機器）などに民間連携ボランティア12名を派遣した（2012年度4名）。2014年3月末までに機構と協議を行った企業は160社以上で、このうち派遣合意書を締結した企業は45社（うち中小企業が29社、東京以外の企業が20社）（2012年度13社）で、検討中の企業が14社に上る。
- 国内事業部、国内拠点と連携し、中央地方の商工会議所や金融機関等が国内各地で開催する企業の海外展開に関するセミナーの場において、中小企業の経営者等に対して本制度の活用を働きかけた（説明会回数計120回、参加企業約4,000社）。また、企業の人事部門や経営層の検討に資するべく、広報パンフレットに加え、動画資料2点を制作するとともに、企業等の管理職層を対象に、駒ヶ根・二本松訓練所の視察ツアーを3回実施し、ボランティア活動に対する理解を促進した。
- また、隊員活動の現場視察を行うボランティア理解促進調査団をカンボジア・タイ、マラウイ、ネパールに派遣し、民間連携ボランティア派遣検討中の企業計19社から人事担当等の参加を得た。調査団参加企業のうち、6社と民間連携ボランティア派遣合意書が締結された。

(2) 制度改善及び体制強化の取組

- 派遣先国、企業、ボランティアにとっての利便性を向上させるため、人件費補てんについて、制度の改善を行うとともに、機構内の制度運用指針を改訂した（10月に第2版、3月末に第3版）。国内拠点を通じ、地方の企業による本制度の活用の働きかけを強化するため、2014年4月より、従来本部で行っていた、企業と機構の間で交わす合意書締結業務について、各企業所在地を所掌する国内機関長名で締結するよう、業務移管することとした。このため、国内拠点及び海外拠点の実務に必要な実施要領の作成に着手した。

2. 自治体との連携ボランティア派遣の拡充

- 2013年度は、現職参加の制度を利用した自治体職員32名及び教員78名を派遣した（2012年度29名、63名）。また、自治体の要望・提案を踏まえた案件形成としては、静岡県教育委員会との間でカンボジアに理科教育等分野の現職教員を年5名程度派遣する合意を締結し、2014年度派遣に向け準備している。なお、機構はこれまで宮城県、長野県駒ヶ根市と合意を締結している。

3. 大学との連携ボランティアの拡充

- 大学生の短期ボランティアとして、2013年度は11大学の学生等87名を派遣した（2012年度3大学46名）。主な派遣元としては、帯広畜産大学（家畜飼育分野）、東京大学（コミュニティ開発分野ほか）、日本体育大学（体育分野）等が挙げられる。本制度は、大学のグローバル人材育成に関するニーズへの対応及びボランティア事業への参加者層の裾野拡大を目的として2012年度に試行導入したが、試行結果を踏まえ、①大学生が応募可能な公募案件（短期）の形成・応募勧奨、②大学が有するリソースの活用を前提とした特定大学との連携案件の形成を柱とする取組方針を策定した。2014年度以降は、同取組方針に沿った案件形成を行う予定。
- また、連携協定のある広島大学大学院生（修士課程在籍者）を、理科教育分野の長期ボランティアとしてザンビアに3名派遣した。

- 農学知的支援ネットワーク会員大学の大学院生のアフリカ派遣（2012年度開始）については、エチオピアにコミュニティ開発の短期ボランティア1名を派遣し、ケニア、ベナン、タンザニアの3か国で短期ボランティア案件を形成した。

指標 11-6 募集・選考制度及び訓練・研修方法の改善に向けた取組状況

1. きめの細かい募集広報の実施

- 2013年度は、コストにも配慮しつつ募集説明会の回数を増やし、春・秋募集合計で272回実施した（2012年度248回²）。説明会会場についても、参加者の利便性を高めるため、説明会場とボランティアの活動国とをスカイプやTV会議システムで結んでの体験報告を行った。また、募集説明会への参加を呼び掛けるビデオをYouTubeに公開するとともに、首都圏で電車内の映像広告を行った。説明会では、応募に当たっての不安を軽減するため、語学試験・選考対策の紹介、技術顧問による講演、帰国後の進路の紹介、海外拠点とのテレビ電話による現地情報の提供等を行った。あわせて、過去ボランティアを多く輩出している大学、応募者の少ない職種に関連する大学において、ボランティアに関するセミナーを計425回実施した（2012年度500回）。
- 要請数に対し応募者数の少ない職種（野菜栽培、家畜飼育、家畜衛生、柔道、日本語教育、理科教育、数学教育、小学校教育、幼児教育、保健師、看護師、作業療法士等）の潜在的な応募者層の利用が多いと思われる専門誌等24誌・紙、ウェブサイト6サイトに広告を掲載した。特に、理科教育、数学教育、小学校教育、保健師等については、東京学芸大学、日本看護協会等の関連機関に協力依頼を行い、例えば、日本看護協会からは、機関誌「協会ニュース」への記事広告掲載に関する協力が得られた。さらに、教員の現職参加を促進するため、ユネスコスクール全国教員大会に合わせて教育新聞に広告を掲載した。
- 募集広告は、従来より1か月前倒しで開始し、募集期間中は夜間・休日にも電話相談を行った。

2. 応募時の語学資格に関する柔軟な対応

- 2013年度春募集より、応募時に提出する語学資格の有効期間の条件を撤廃した（従来は取得後5年以内）。また、語学資格書類の準備が間に合わない応募者に対しては、応募受付期間中に機構が提供するTOEIC IP試験を受験することで応募を可能とした（受験費用は応募者自己負担）。

3. 二次選考の地方実施

- 青年海外協力隊について、西日本地方在住の応募者に対する中部、関西、九州の各センターでの二次選考（面接）を導入した。二次選考受験者2,020名のうち、404名（20%）が地方受験した。この結果、一次選考合格者の二次試験辞退率は低下した（2012年度秋募集8.8%、2013年度秋募集6.8%）。
- シニア海外ボランティアについて、2012年度に導入した全国内拠点での二次選考を継続した。全受験者394名のうち174名（44%）が地方受験した（2012年度は全受験者177名のうち72名、41%）。この取組による効率化効果は、2011年度の東京のみの開催（機構が旅費一部負担）に比べ、約390万円であった。

² 2013年度より、青年海外協力隊・シニア海外ボランティア向けの別々の説明会でも、同日同会場で開催する場合は1回と数えているため、2012年度に報告した回数（453回）よりも少ない数字となっている。

4. 応募実績

- 上記の取組の結果、2013年度の応募者数は4,094名に増加した（2012年度3,812名）（表11-2）。
- 青年海外協力隊については、従来応募者数の少ない職種についての潜在的応募者の掘り起こしが奏功し（指標11-6参照）、2012年度に比べ応募者が増加した。例えば、看護師は117名から160名に、助産師は26名から36名に、小学校教育は151名から194名に、柔道は10名から23名に増加した。
- 一方、青年海外協力隊以外のボランティアについては、2012年度秋募集から語学資格書類の提出を必須としたこと等の影響により、応募者数は減少している。ただし、語学資格書類の提出を求めたことにより一定の語学力を有する応募者が確保されるようになったため、合格者はむしろ2012年度の229名から251名に増加した（全体でも1,144名から1,498名に増加）。今後も、ボランティア事業に対する国民一般の理解促進に向けた取組を進め、事業の理解者層、さらに、応募者層を厚くする取り組みを進めていく（指標11-3参照）。

表11-2 応募者人数実績

（単位：人）

	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度
青年海外協力隊	4,752	4,061	2,971	2,674	3,118
シニア海外ボランティア	1,855	1,490	1,109	963	863
日系社会青年ボランティア	131	196	142	89	58
日系社会シニア・ボランティア	69	111	93	86	55
合計	6,807	5,858	4,315	3,812	4,094

5. 新規訓練プログラムの着実な実施

- ボランティア自身の自立的な活動に資するよう、2012年度に訓練プログラムを抜本的に見直し、より実践的なプログラムを2013年度から導入した。具体的には、安全・健康面の講座には従来同様重点を置きつつ、座学よりも現地で実際に活用できる手法（目標管理、調査手法、コミュニケーション手法、プレゼンテーション手法）のほか、キャリア形成や帰国後の社会還元講座等を充実させた。
- なお、NGO・大学・自治体・企業の開発途上地域における国際協力活動及びグローバル人材育成を促進するため、一定の条件の下で訓練受講を開放し、4名（NGO等2団体3名、大学1校1名）が参加した。参加者は、訓練修了後、NGO等の現地駐在員や機構の草の根技術協力事業の専門家として国際協力活動に携わっている。

指標11-7 帰国隊員の進路支援強化の状況

1. 企業・自治体に対する働きかけ

- 企業・自治体向けにボランティア帰国報告会を7回実施した。従来の中部・関西に加え、2013年度は東京でも開催した。帰国後隊員の採用に関心の高い企業・自治体とボランティア経験を企業・自治体で生かしたい帰国隊員のマッチングの場として双方から好評であったため2014年度も継続して実施する予定である。
- 機構の国際協力キャリア総合情報ウェブサイト「PARTNER」帰国隊員進路情報ページの帰国隊員向け求人情報掲載数は、2013年度は、856社、2,506人分であった（2012年度802社、1,880人）。
- 2013年度に帰国した青年海外協力隊員と日系社会青年ボランティアの合計1,309名を対象にした進

路状況確認アンケートの結果によれば、回答者 1,032 名の 98%から進路が決定したとの報告があった（2012 年度 97%）。このうち、631 名（62%）が民間企業や地方自治体等に就職、182 名（18%）が現職に復職、81 名（8%）が進学・復学した。

- 自治体に対しては、自治体職員及び教員採用の特別採用選考制度（採用試験における筆記試験の免除、青年海外協力隊としての活動期間を社会人経験としてみなすことによる帰国隊員に対する社会人枠の適用等の特別措置）の採用の働きかけを継続した。この結果、2013 年度は新たに 5 つの自治体、1 つの教育委員会が本制度を導入し、特別選考制度を有する自治体は合計 32、教育委員会は合計 25 となった。さらに、隊員の自治体表敬（年 4 回）での自治体幹部への紹介も続けている。

2. 大学院への進学への支援

- 大学院に対し、入試試験の特別選考制度（青年海外協力隊参加経験を大学・大学院の受験時に考慮し、一部試験を免除、または社会人特別選考、国際協力特別選考等の出願資格として認める）の採用を働きかけ、2013 年度は新たに 3 大学（杏林大学、神戸情報大学、早稲田大学）が本制度を採用した。

指標 11-8 隊員経験の社会還元に向けた側面支援の状況

1. 帰国ボランティアの社会還元活動の好事例

- ボランティアが帰国後に日本社会でボランティア経験を還元した事例を収集・発信するため、帰国後 5 年以内のボランティア経験者（約 5,000 人）、派遣元、帰国後の所属先を対象とする調査を 2014 年 3 月に開始した。2014 年 9 月までに調査結果をまとめ、帰国後社会還元活動支援の取組の検討や研究所の「青年海外協力隊の学際的研究」、青年海外協力隊 50 周年記念事業にも活用する予定。
- 復興庁に採用され東日本大震災復興支援に従事する帰国ボランティアは、2014 年 3 月末で 80 人に増え（2012 年度末 23 人）、岩手県、宮城県を中心に、土地区画整理、観光振興、メンタルケア、介護、学校教育、地域保健医療等に従事している。例えば、モロッコの漁業組合に配属された青年海外協力隊員は、帰国後、宮城県女川町役場で鉄道の復旧を担当している。同隊員は「新しい仕事を、知らない土地で、初めて会った人と一緒に進めることは協力隊の活動と同じ」と言い、地元住民との信頼関係も築き、その取組に高い評価を得ている。

2. 帰国後訓練の着実な実施

- 2012 年度に試行導入に続き、2013 年度は帰国した青年海外協力隊に対する帰国後訓練を本格的に開始した。内容は、協力隊活動の振り返りと体験の整理、活動から得られたことの自己評価と対外発信、就職活動で必要となるビジネスマナー及び模擬面接等で、計 4 日間の研修である。駒ヶ根、二本松訓練所等で計 8 回実施し、現職参加者を除く帰国隊員の 19%に当たる 176 人の参加を得た（2012 年度、2 回、44%、240 人）。
- 2014 年度は、より多くの参加者を得るための取組（東京開催、週末を挟んだ開催期間の設定等）に加え、帰国隊員の採用に関心のある企業にも参加を募り、ボランティア経験を企業で生かしたい帰国隊員とのマッチングの場としても活用する予定である。

小項目 No. 12 市民参加協力

大項目	1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
中項目	(5) 国民の理解と参加の促進
小項目	12. 市民参加協力
中期計画/ 年度計画	<p>【中期計画】</p> <p>NGO や自治体、教育機関等知見と技術を有する団体が担い手となる事業を実施することは、ODA に対する国民の理解増進に資するものであり、現地の実情に一層合致したより適正かつ効果的な技術の移転に資するものである。このような観点から、機構は、NGO 等との連携を推進し、草の根技術協力事業の実施に当たっては、開発途上地域の人々の生活改善・生計向上に直接役立つ基礎生活分野を中心として、政府対政府による国際協力事業では十分手が届き難い、草の根レベルのきめ細やかな協力を効果的に行う。また、幅広い国民の参加を得るため、主体的な発意が尊重されるよう配慮するとともに、手続の更なる迅速化に努める。</p> <p>国民の理解と参加の促進を目的として、NGO、教育機関、地方自治体等の様々な団体・個人が発意し、自ら取り組む国際協力活動に対し、支援サービスを提供する。</p> <p>具体的には、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 草の根技術協力事業については、幅広い国民から事業の趣旨に合致した応募を得るために、対象協力地域に関する情報や事業例等をわかりやすく説明するよう努めるとともに、事業の効果発現と成果向上に向けた体系的な事業運営の改善及び事務手続きの一層の簡素化・迅速化を図る。 ② 国内拠点等を通じて、地域に密着した国際協力活動を支援するとともに、NGO や教育機関、地方自治体等との連携の強化等により、開発教育の質の向上に取り組む。 ③ 国際協力の実践を目指す NGO 等に対し、人材育成、組織強化、事業マネジメントの向上等を目的としたプログラムを推進する。 <p>【年度計画】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① NGO、地方自治体等が活動するために必要な事業対象国情報をウェブサイトにて更新する。 ② 新規の草の根技術協力事業開始時に案件の円滑な開始・実施に向けた団体向け説明会を行うとともに、案件開始後の計画のレビュー及び終了時の評価を着実に実施する。 ③ NGO と機構間の協議会等、草の根技術協力事業に係る協議を行い、協議内容から抽出された必要な取組を進める。 ④ 地球ひろばを通じて、市民による多様な手作りの国際協力の試みに対する支援サービスを提供する。また、NGO、企業、市民等とのソーシャルメディアなども活用した情報受発信や、国際協力に対する理解促進の機会を提供する。これらの取組を通じて、情報発信件数を平成 24 年度の実績から着実に増加させるとともに、利用者に対して「満足度」に関するアンケート調査を実施し、5 段階評価で上位 2 つの評価を得る割合を 7 割以上とすることを目指す。 ⑤ NGO、教育機関、地方自治体等との連携強化等を通じて、開発教育を実践する人材の能力向上や各種プログラムの内容の改善等を図り、開発教育支援の効果的な実施に努める。 ⑥ 開発教育に関する JICA ウェブサイトの充実も図り、アクセス数 100,000 件以上を目指す。また、開発教育に関する研修の実施実績人数 7,000 人以上を目指す。 ⑦ 国際協力に関わる NGO 等の組織強化、事業運営能力の向上等のため、各種支援プログラムを推進するとともに、その内容の改善に引き続き取り組む。

指標 12-1 草の根技術協力事業の効果向上及び効率化に向けた取組状況

1. 草の根技術協力事業の実績

- 機構は、NGO、大学、自治体や公益法人等の団体の知見に基づき、開発途上地域の住民の生活改善や生計向上に役立つ事業として、草の根技術協力事業を実施している。同事業は、提案団体の分類により、「草の根技術協力事業パートナー型」、「草の根協力支援型」、「地域提案型」の3形態に分類されている。2013年度は、従来の地域提案型に加え、2012年度補正予算により「地域経済活性化特別枠」が認められた。各事業の実績は以下のとおり。

表 12-1 草の根技術協力事業の実績（単位：件）

分類		実施件数		新規採択件数	
事業形態	提案団体	2012年度	2013年度	2012年度	2013年度
草の根パートナー型	NGO、大学、公益法人、企業 (国際協力の経験2年以上)	101	96	20	20
草の根協力支援型	NGO、大学、公益法人 (国際協力の経験2年未満)	29	31	8	8
地域提案型	自治体	76	69	16	0
地域経済活性化特別枠	自治体	—	54	—	60

2. 草の根パートナー型及び草の根協力支援型の手続き・制度改善

- NGO-JICA 協議会「草の根技術協力事業10年の振り返り分科会」（2012年11月～2014年6月）は、2013年度の活動として、本事業の日本及び開発途上国へのインパクト並びに連携によるNGO・機構双方の学びの視点から、アンケート調査及びインタビューを実施した。同結果を踏まえてNGO・機構が共催した公開シンポジウム（2014年1月）では、本事業の成果の制度化をはじめ、資金面にとどまらない連携の効果を狙う取組の重要性の認識が共有された。
- 手続きの改善として、2011年度のNGO-JICA協議会におけるNGO側からの要望を踏まえ、2012年度の少額交通費及び現地セミナーの手続きの簡素化・合理化に続き、2013年度は間接経費の積算手続きを変更し、2014年4月の契約から適用した。これにより、①従来の直接人件費（団体人数）のみならず直接経費全体（活動規模）に応じた合理的な間接経費積算、②従来の2種類の間接経費の一本化及び間接経費対象範囲の明確化による明確な間接経費積算を可能とした。また支援型について、国内拠点による随時募集・審査を、本部による定期募集・審査に変更した。随時募集・審査は、柔軟な手続きが可能である半面、案件の熟度が高まるまで協議を続ける結果、実際には協議が長期化し、応募団体・機構双方の事務負担が大きかった。パートナー型同様に年2回の定期募集・審査とすることで、選考時期の予見性を高めることを狙っている。これら手続き・制度の改善については、NGO-JICA協議会の場でNGOに説明し、おおむね好意的に受け入れられた。
- パートナー型及び支援型は年2回の募集選考を行い、前者は、応募60件に対し採択内定20件で、初めてパートナー型事業を実施する団体の割合は35%、関東圏以外の団体の割合は60%であった。また後者は、応募30件に対し採択内定8件で、初めて支援型事業を行う団体、関東圏以外の団体の割合はともに100%であった。
- 事業の持続性・自立発展性を確保するため、現地調査を伴う実施計画レビューを13件実施し、成果・指標・活動設定の適正化を図った。さらに、終了時評価を32件実施した。
- また、草の根技術協力事業への参画を希望するNGO等に対し、協力地域に関する最新情報を提供するため、計64か国の情報を更新し公開した（2012年度60か国）。

3. 地域経済活性化特別枠

- 2013年度は、2012年度補正予算で認められた「地域経済活性化特別枠」の募集を行った。11月末までに応募81件のうち60件を採択内定とし（倍率1.35倍）、1件当たりの上限額を倍増させた。機構は、採択内定後、全採択内定団体向けに事業管理に関する説明会を計3回開催し、事業開始前の実施計画協議・契約交渉、事業開始後の効果的な事業運営管理に関する手続きを説明した。また、各国内拠点と採択内定団体による事前調査団を協力相手国に派遣し、同国の了承付けを促進した。この結果、2014年3月末までに、採択内定案件の9割に当たる54件の契約締結又は事業開始に至った。
- 成果が発現した事例としては、宮古島市提案による「サモア水道事業運営（宮古島モデル）支援協力」（2013年3月完了）が挙げられる。本事業における浄水場管理手法（薬品を使用せず低コスト・省エネルギーで水道水を提供できる生物浄化法）が先方政府に評価され、2014年2月に同じ処理方式を採用した無償資金協力事業（供与限度額18.31億円）の交換公文が署名された。また、本事業による水道公社職員の技術力向上及びマニュアル整備の成果を踏まえ、2014年2月に水道公社の無収水対策・浄水処理等のための技術協力の開始に係る討議議事録が署名された。沖縄県企業局等の県内水道事業体と連携し、2014年度事業開始を準備している。加えて、11月には沖縄県企業（福山商事）による生物浄化法に係る民間提案型普及・実証事業も始まった。
- 地域提案型と「地域経済活性化特別枠」との統合の可能性を検討した結果、資格審査や審査票の導入等の制度改善を行い、2013年度補正予算案件「地域活性化特別枠」の募集時から適用した。

指標 12-2 地球ひろば等を通じた国民参加支援の実績

1. 地球ひろばの利用実績

地球ひろば（市ヶ谷ビル、中部センター）は、各地域・拠点の特色をいかし、市民の国際協力への参加を促進し、開発途上国の人々への共感や連帯感を育むとともに、国際協力にかかわる市民団体の情報発信や交流、研修を行う機能を担っている。また、両地球ひろばの運営経験及び展示機能をいかし、ほかの国内拠点での展示及び子どもや教師が多く利用する外部公共施設での貸出展示も進めている。

(1) 市ヶ谷ビル地球ひろばの利用実績

- 2012年の広尾センターからの移転時に事前周知を十分行ったため、おおむね支障なく利用されている。10月には来館100万人を達成し、記念行事を開催した。利用者、NGO、在京大使館、学校関係者等から多数の応援メッセージを頂いた。
- 利用者数増加、利便性向上のため、アンケート（「利用者の声」）の集計結果も踏まえ、市ヶ谷ビル内の研究所と調整しつつ施設を最大限に有効活用している。具体的には、展示スペース拡張（約1.8倍）、展示内容の充実・多角化、セミナールーム確保、食堂土曜営業開始、誘導標識の充実、大型バス用玄関進入路の拡幅を実施した。
- 特に団体訪問は、東京を訪れる全国の修学旅行生を中心に501件9,583名に上り（2012年度396件8,227名）、特に修学旅行シーズン（5、6、11月）は月間50件を超えた。団体訪問では、開発途上国や国際協力を学ぶ場とするため、展示見学、地球案内人の国際協力体験談、開発途上国の食事体験を一体として提供している。地域広報誌等を通じた積極的な広報の結果、近隣市民の訪問も増え、特に学校の長期休暇期間は親子で国際協力を学ぶ身近な学習の場となっている。
- 国際協力関心層に対する発信として、企画展示「災害に負けない国づくり 日本発防災・復興支援

展」(8-12月)及び関連セミナー7件(日本の技術をいかした防災・復興支援、国際協力の経験をいかした東日本大震災復興活動等)を実施し、各8,213名、303名に参加頂いた。

- 加えて、セミナー計60件を主催した。特に、利用者増加に向けた新たな取組として、同地球ひろばと各国内拠点で「日本も元気にする国際協力連続セミナー」を計7回共催し、主に地方のNGO、自治体、企業の方から、国際協力を通じて開発途上地域と日本の双方の課題の解決に取り組んだ経験を説明頂いた。また、研究所の研究成果(プロジェクトヒストリーシリーズ「中米の知られざる風土病 シャーガス病克服への道」、「なぜ中国でポリオを撲滅できたのか?」)や「UGANDA 通信」の発表セミナーを研究所と共催し、各83名、70名、64名が参加した(ポリオについては指標5-3参照)。
- さらに、潜在的な国際協力関心層に開発途上国の事情を分かりやすく伝えるため、在京大使館や機構各部署と協力し、展示・写真展・セミナー・料理提供を行った(TICAD Vとアフリカ(5月)、日本企業が注目するミャンマー(7月)、友好60周年のカンボジア(11月))。また、開発途上国を扱った映画の上映会を機構職員の関連説明とともに開催し、毎回100人超の参加者を得た。

(2) 中部センター地球ひろば(「なごや地球ひろば」)の利用実績

- なごや地球ひろばは2009年に開設され、2013年8月には累計来館者数が30万人を超えた。特に東海4県の学校関係者の利用件数は、2013年度に201件と倍増した(2012年度117件)。
- 機構関係部署及び東海地方のNGO・企業・大学・自治体等と協力し、機構の概要(5-9月)、貧困とエネルギー(10-1月)に関する企画展示及び連動イベント(5件)を実施した。また、2014年11月に名古屋市で開催される「持続可能な開発のための教育に関するユネスコ世界会議」に向けて、市民向けのパネル展(1-3月)及び連動イベントを開催した。
- 国際協力への関心が薄い層に対し、国際協力に関する理解を促し地球ひろばの活動を周知するため、夏休み期間の親子向けイベント等、近隣市民が国際協力を身近に感じられる行事を実施した。
- 2013年11月に名古屋市中村区(なごや地球ひろば所在地)と国際理解・協力活動に関する覚書を締結し、2014年3月には同区の全世帯向け広報紙に地球ひろばが紹介された。区内の自治体・学校関係者が行う国際協力関連行事への協力依頼等も増え、地域と途上国をつなぐ役割を高めている。

(3) 地球ひろば全体の利用実績

- 市ヶ谷ビル及び中部センターの地球ひろばの利用実績は下表のとおり。市ヶ谷ビルの利用者総数は14万441人で、2012年度実績(13万6,462人)を上回った。上記の取組により、団体訪問者、イベント及びカフェの利用者が増加したことが要因。他方、広尾の住宅街から市ヶ谷のオフィスビル地区に移転した影響もあり、体験ゾーンの一般訪問者は減少しており、今後も大幅な伸びは期待できないものと見込んでいる。こうした状況を踏まえ、2014年度は、2014年3月に拡大した展示スペースも活用し、目的を持ってひろばを訪れる利用者(団体訪問者、イベント参加者)の訪問促進及び外部貸出展示に重点を置いて、利用者の拡大に取り組む。また、一般市民の方々の関心に沿って開発途上地域の現状や国際協力を紹介できるイベント(例えば、サッカーワールドカップブラジル大会に合わせた出場国の人々との交流や文化紹介、映画上映会等)を企画する。
- 中部センターは、全項目で利用者数が順調に伸びている。

表 12-2 地球ひろばの利用実績

		2012年度	2013年度	前年度比
市ヶ谷ビル (単位：人)	イベント利用者（市民団体によるセミナー等）	78,437	82,062	+3,625
	体験ゾーン訪問者（相談、展示スペース）	27,185	25,896	-1,289
	カフェ利用者（食を通じた開発教育支援）	30,840	32,483	+1,643
	合計	136,462	140,441	+3,979
中部センター (単位：人)	イベント利用者（市民団体によるセミナー等）	6,149	6,713	+564
	体験ゾーン訪問者（相談、展示スペース）	18,853	20,715	+1,863
	カフェ利用者（食を通じた開発教育支援）	46,629	55,001	+8,372
	合計	71,630	82,429	+10,799

表 12-3 地球ひろばの団体訪問実績

		2012年度	2013年度	前年度比
団体訪問件数 (単位：件)	市ヶ谷ビル	396	501	+105
	中部センター	117	201	+84
	合計	513	702	+189
団体訪問人数 (単位：人)	市ヶ谷ビル	8,227	9,583	+1,356
	中部センター	2,997	5,393	+2,396
	合計	11,224	14,976	+3,752

2. 外部貸出展示（「サテライト活動」）の強化

- 市ヶ谷ビル地球ひろばは、教員向け研修を担う自治体の総合教育センターでの貸出展示を進めている。2011年度に覚書を締結した埼玉県総合教育センターでは、常設展示の継続に加え国際緊急援助隊に関する半年間の貸出展示を行い、延べ約5.2万人が訪問した（2012年約4.4万人）。また、群馬・新潟県の同センターでの貸出展示及び千葉・栃木・山梨県のセンターでの資料配架を行った。
- また、2012年度に覚書を締結した全国科学館連携協議会と協力し、北海道、九州、長野の各科学館で機構作成の「生物多様性一人と自然の共存」を、北海道、茨城で「出動！国際緊急援助隊」を展示した。見学者は約2.9万人であった（2012年約3.1万人）。

3. 情報提供、施設貸出サービスの充実

- 市ヶ谷ビル地球ひろばのメールマガジン新規登録件数は1,880件（2012年度1,690件）で、累計1万1,172件になった。また、2013年度よりセミナー等の告知、ひろばの活動紹介の主要媒体としてSNSを活用しており、Facebookの「いいね」1,191人、Twitterの「フォロワー」680人を獲得した。これら媒体を通じ、ひろば登録団体主催・機構後援イベントの広報も積極的に支援している。
- また、市民団体間の情報交換・交流・連携の促進のため、市ヶ谷ビル地球ひろばが提供しているセミナールーム、メールボックス、写真展示スペース等を利用する「登録団体」は、711団体に上った（2012年度667団体）。一方、施設貸出件数は814件に減少した（2012年度1,011件）。主因として、利用者アンケート結果から、広尾センターに比べアクセスが分かりにくく貸出部屋数が少ないことが考えられるため、上述のとおり誘導標識設置やセミナールーム確保等の改善を行った。

4. 利用者満足度の向上

- 市ヶ谷ビル地球ひろばの体験ゾーン（相談・展示スペース）利用者に対するアンケートの結果、団体訪問利用者の97%、一般訪問利用者の94%から、5段階評価のうち上位2段階（とても良かった、

良かった)を得た(2012年度96%、94%)。また、地球ひろばでの主催セミナーに対し、アンケート回答者の93%から上位2段階(大変良い、良い)を得た(2012年度92%)。

- 登録団体向けアンケートでは、5段階評価の上位2段階(非常に満足、満足)が80%で(2012年度79%)、今後の利用希望も、上位2段階(利用したい、やや利用したい)が86%となった(同79%)。

5. セミナーやワークショップを通じた国民参加の促進

- 市民の国際協力に取り組む機会として、各国内拠点、外部の団体やイベント会場等でセミナー等6,504件を実施した(2012年度4,382件)。増要因として、国内拠点での中小企業支援関連セミナーの増加等が考えられる。また、大規模な国際協力イベント「グローバルフェスタ JAPAN2013」(10月、東京日比谷公園。来訪者約7.8万人)において、共催者として企画段階から参画し、当日はブース展示、ステージ発表、ワークショップ等を通じて、開発途上国の現状や機構の活動を紹介した。外務省開催の「子ども霞が関見学デー」でも地球ひろばの展示を行い、1,684名が来訪した。

6. 市ヶ谷ビル地球ひろばの管理体制の変更

- 従来、市ヶ谷ビル地球ひろばには、①展示・広報・イベント、②開発教育支援(機構全体の企画・調整含む)、③関東圏のNGO連携、④関東圏の自治体連携の機能ごとに担当課を配置してきた。機構内の検討の結果、管理体制を変更し、2014年4月に広報室内に展示・広報・イベントと開発教育支援を一元的に担当する「地球ひろば推進課」を設けるとともに、関東圏のNGO・自治体・大学等との連携の担当部署を東京国際センターに移管した(なお、市ヶ谷ビルの展示及び施設貸出等の登録団体向けサービスは継続)。前者により、機構全体の広報と一体的な情報発信並びに国内拠点の市民参加及び開発教育支援に対する本部の支援を強化し、後者により、地域の特色を踏まえたNGO・自治体等との連携の深化及び研修員受入と市民参加協力、中小企業支援の相乗効果を発現させる。

指標 12-3 開発教育の質の向上に向けた取組状況

機構は、国内外に開発の現場を持つ強みをいかし、生徒向け講義(出前授業、国内拠点への訪問受入等)、教員向け研修(教師海外研修等)を通じて開発教育を支援している。加えて、開発教育や国際理解教育について、学校教育における位置付けを高めるとともに教育行政関係者の理解を得るため、文部科学省や自治体の教育委員会との連携並びに学習指導要領と開発教育の関連付け等に取り組んでいる。

1. 自治体の総合教育センターとの連携

- 機構は、社会・理科等で開発途上地域の課題が扱われるよう、2012年度に同課題と学習指導要領の関係を示す「国際理解教育実践資料集」(埼玉県総合教育センター監修)を作成した。2013年度は、国内拠点を通じて1万部を配り、全国の教育委員会や総合教育センターに活用を依頼した。
- また、指標12-2のとおり、埼玉県、群馬県に加え、新潟県総合教育センターでも地球ひろば展示品の貸出展示が始まり、各センターの一般公開や生徒の見学でも好評を得ており、埼玉県の教員初任者研修では参加者全員が本展示を見学している。

2. 開発教育の実践者に対する研修

- 教員等の開発教育の実践者に対して、各国内拠点単独又はNGO等の連携により実施した「開発教育指導者研修」の受講者は、1万1,798名(2012年度1万3,644名)であり、年度計画の目標値(7,000名以上)を上回った。このうちNGO連携研修の受講者数は、4,046名であった(2012年度4,363名)。

受講者数が、年度計画は超えたものの前年度比では減少した原因としては、企業や自治体との連携業務の拡大に伴い国内拠点の新たな業務が増え、開発教育指導者研修の開催回数を減らさざるを得なかったことや、自治体の教員研修センターが行う研修での講義依頼が減少したこと（防災等のテーマが優先されたこと）が考えられる。2014年度は、1回当たりの研修参加者が増加するよう積極的な広報を行うとともに、各自治体の総合教育センターが実施する様々な教員研修の中で国際理解教育や開発教育に関する研修や講義を含めていただくための働きかけを行う予定。

- 開発途上地域の課題に対する教員の理解促進を目的とする「教師海外研修」は、19件実施し、165名が参加した（2012年度20件、173名）。また、2012年度に続き、北陸支部が「技術系グローバル人材育成コース」をベトナムで実施し、高専教員7名が参加した。
- また、教員による開発教育の実践のために必要となる教育委員会等教育行政関係者の理解を促進するため、2012年度に続き、指導主事等向けの「教育行政担当者コース」を実施した。市ヶ谷ビル地球ひろば及び四国支部で2件実施し、計19名が参加した。2014年度からは全国対象に実施予定。
- 教師海外研修からの帰国後も積極的に開発教育を実践している教員へのフォローアップとして、2014年3月、25名を対象に「実践共有会」を初めて開催した。全国の熱心な教員との交流や国際教育セミナー（後述）で文部科学省関係者の議論を聞く機会が好評であった。2014年度は、教師海外研修過年度参加教員に対する「開発教育指導者研修」やメールマガジンの発行を準備している。

3. ウェブサイトの拡充

- 各国内拠点のウェブサイトの拡充（エッセイコンテストや教師海外研修等）、機構ウェブサイトの構成や内容の分かりやすい変更、SNSによる発信等の結果、開発教育関連ウェブサイトのアクセス数は19万1,452件（2012年度18万5,110件）となり、年度計画の目標値10万件を上回った。

4. 国際協力出前講座の質の向上、国内拠点への学校訪問等の受入、エッセイコンテスト

- 学校等の教育現場で、機構職員、ボランティア・専門家経験者、研修員が、国際協力や開発途上国での体験や開発途上国と日本との関係等を伝える「国際協力出前講座」を、2,138件実施した（2012年度1,927件）。教育現場の要望や講義技術に対する講師候補者の理解を促すため、市ヶ谷ビル地球ひろば及び一部国内拠点でスキルアップセミナーを実施した（前者では計6回開催、130名参加）。
- 各国内拠点に学生等を受け入れ、国際協力の意義や開発途上国の現状を伝える「JICA訪問プログラム」について、計1,342校の訪問を受け入れた（2012年度1,204校）。満足度アンケートでは、回答団体の99%（2012年度99%）が5段階評価の上位2段階（とても良かった、良かった）とした。
- 中高生を対象とした「国際協力中学生・高校生エッセイコンテスト」には7万3,253作品の応募を得た（全国の中高生の約100人に1人が本コンテストに応募したこととなる）。

5. グローバル人材の育成に関する取組

- 機構は、文部科学省国立教育政策研究所と共同調査「グローバル化時代の国際教育のあり方国際比較調査」を実施した。8月には、海外からパネリストを迎えた国際シンポジウム「グローバル化時代の初等中等教育を考えるーグローバル人材育成についての日本への示唆ー」を同省講堂で開催し、教育関係者、政府、NGO、企業から約300名の参加を得た。2014年3月には、調査結果報告セミナーを開催し、同省や教育委員会等の行政関係者、教員、教育産業関係者等約120名の参加を得た。
- 調査の結果として、次期学習指導要領の改訂に向けて文部科学省が検討している「21世紀型能力」

の構成要素である基礎力、思考力、実践力のうち、開発教育又は国際理解教育は思考力及び実践力の習得に有効と結論づけた。あわせて、機構の有する情報やリソースが国際理解教育に有効との提言もあり、機構は情報やリソースを整理し、ウェブサイトを通じた教育関係者への提供を検討中。

- 12月から翌3月にかけて、大学学部生のグローバルな視点と問題発見・解決能力の習得のため、「大学生国際協力フィールド・スタディ・プログラム」を実施した。「グローバル人材育成戦略」（2012年6月、グローバル人材育成推進会議（議長内閣官房長官））を踏まえた活動である。公募合格者44名（応募者122名）を対象に、ベトナム及びラオスでの国際協力フィールド調査演習並びに日本での事前・事後研修を行った。2014年度は2013年度と同規模で実施予定である。

指標 12-4 NGO等に対する研修プログラム等の実施状況

機構のNGO向け研修は、自治体、外務省、国際協力NGOセンター（JANIC）等のネットワーク型NGOによる研修との役割分担を考慮して実施している。自治体の研修の主対象が国内で活動するNPOであるのに対し、機構は国際協力を行うNGOを主対象としている。また、外務省のNGO支援事業に比べ、機構の研修は、小規模で国際協力活動経験が少ないNGOも視野に入れ国際協力開始時のニーズに対応している。他方ネットワーク型NGOの国際協力NGO向け研修の数は限られているため、機構と補完関係にある。

1. NGO向け研修の実施状況

- 草の根技術協力事業に不可欠な知識を提供するため、「プロジェクトサイクルマネジメント研修」を11か所で計27回実施し（2012年度24回）、376名が参加した（2012年度308名）。
- 「組織力アップ！NGO人材育成研修」は、組織マネジメントコースを実施し、6名（2012年度7名）が参加した（受講者は研修費用の一部を負担）。プロジェクトマネジメントコースについて、集合型研修として2014年度に実施するための検討を行った。
- さらに、NGO等に向けた研修機会が少ない地域のニーズに応えるため、「地域NGO提案型研修」を、中部、関西、九州の3か所で実施し、計74名の参加を得た（2012年度62名）。
- なお、青年海外協力隊派遣前訓練をNGO等に開放した結果、2団体3名が参加した（指標11-6参照）。

2. アドバイザー派遣

- NGOの組織・事業運営上の課題や個別のニーズに柔軟に対応するため、「NGO海外プロジェクト強化のためのアドバイザー」3名（2012年度6名）を、また「NGO組織強化のためのアドバイザー」を10団体（同13団体）に派遣した。アドバイザー募集方法について、従来は地球ひろば登録者・NGO推薦団体等の、機構が業務上かかわりのある団体を中心に案内していたのに対し、2013年度はPARTNER（指標10-1参照）を通じた公募を行い、より多くの候補者から選定した。2013年度は、団体募集方法変更手続きのため募集期間が短く派遣件数が減少したが、2014年度は派遣数を増やすべく、前広な募集開始による募集期間の確保、国内拠点を通じたNGOへの積極的な案内を行っている。
- 2012年度派遣のアドバイザーについて、2013年度に、NGOから次の成果報告を得た。
 - フェアトレード商品の販売増を目指した広報・コミュニケーションのアクションプランを策定し、実行。売上件数・金額が前年比1.5～2倍、ウェブサイトアクセス数が前年比2～4.5倍となった。
 - 指導中に作成した新しいビジョン、ミッションやコーポレートアイデンティティを意識して広報を行っている。指導を受けた後に実施したセミナーでは、各回定員を上回る応募を得られた。
 - 資金面の支援者のみならず、団体に取り組んでいる課題、活動内容に関心を持ってもらうことの重要性を指導の中で認識。指導をいかしてニュースレターを発行し、セミナーを実施できた。

小項目 No. 13 広報

大項目	1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
中項目	(5) 国民の理解と参加の促進
小項目	13. 広報
中期計画/ 年度計画	<p>【中期計画】</p> <p>(i) ODA の現場を伝える広報</p> <p>国民に対する説明責任を果たし、国際協力に対する国民の信頼、理解・共感及び参加を促進するとともに、機構が事業を展開する開発途上地域における人々の我が国 ODA に対する理解を促進するとの観点から、マスメディアや NGO 等との連携を強化するとともに、国内及び海外拠点を有効に活用し、国内広報及び海外広報に適正に取り組む。機構は国民の情報アクセスのハブとなり、利用者にとっての利便性・分かりやすさを向上させるとともに、ODA 案件の形成・実施に際し、国民への情報開示を積極的に推進する。</p> <p>(ii) 「見える化」の徹底（透明性の向上）</p> <p>成果重視への転換による援助の効果の明示、全ての ODA 資金協力プロジェクトの現状・成果等を体系的に可視化するウェブサイト（HP）等を通じし、情報開示を強化する。その際、成功事例か失敗事例かに関わらず情報を開示する。このように開発協力の透明性を高め、また、目的や実態をできるだけ分かりやすく伝えることで、国民の ODA に対する信頼を高める。</p> <p>【年度計画】</p> <p>(i) ODA の現場を伝える広報</p> <p>国際協力に対する国民の信頼と理解・共感及び参加並びに開発途上地域における日本の ODA に対する理解を促進するため、広報戦略に基づき、国際協力の意義や背景となる課題をわかりやすい形で幅広く市民に伝える一般広報と各種有識者やマスメディア等のオピニオンリーダーに対する専門広報を、機構全体の基幹業務として効果的に実施する。特にソーシャルメディアなどの新たな媒体の更なる拡充や、地方及び海外拠点での広報の充実を図るとともに、必要に応じて広報戦略の内容を点検し、総合的な対外発信機能を強化する。</p> <p>(ii) 「見える化」の徹底（透明性の向上）</p> <p>「見える化」を徹底すべく、全ての新規案件及び過去 10 年間に事後評価を実施した完了案件のうち未掲載のものについて、ODA 資金協力プロジェクトの現状・成果等を体系的に可視化するウェブサイト上に掲載する。</p>

指標 13-1 戦略性及び情報発信力の強化に向けた取組状況

1. 広報活動の戦略性の強化

- 機構は、広報・対外発信を機構全体の基幹業務に位置付け、日本国内の一般市民を対象とした国際協力に関する一般広報と、マスメディア、学术界、経済界などのオピニオンリーダー層を対象とした ODA に関する専門広報を両輪とする広報の推進に取り組んでいる。
- 2013 年度は、理事長が主導する「世界と日本を元気にする国際協力」に関する具体的な活動内容を国内外でタイムリーに発信するため、特に開発途上地域の現地メディアへの発信及び国内の国際協力関心層の拡大と深化に重点を置いて、各部署が作成した広報計画に基づく広報活動を行った。
- 特に TICAD V（指標 1-1 参照）に際しては、広く一般の日本国民に対し、日本国内における従来の「貧困・飢餓・紛争のアフリカ」のイメージではなく、開発課題を多く抱えつつも成長に躍動している実際の姿を伝えることに取り組んだ。機構広報誌の TICAD V 特集号を制作し、会議・シンポジ

ウム、国際協力フェスティバル等で広く配布した（和文3万5,000部、英文1万4,000部）。また、「なんとかしなきゃ！プロジェクト」（指標13-2参照）でアフリカを特集した結果、同プロジェクトのFacebookでは「いいね！」件数が2,000以上増加した。加えて、若者にも認知されている著名人3名がエチオピア、セネガル、マラウイを訪問し、現地の人々の生活の様子やODA事業を視察するテレビ番組を放映した。同番組は同プロジェクトFacebookにも掲載され、関連する投稿は200万人以上にリーチした。記者勉強会やメディア懇談会等を行い、部署横断的な取組を計画的に実施したこともあり、TICAD Vの会議前後の4-6月のアフリカの開発に関する報道件数は、728件（全国版の新聞、テレビ）に上った。一方、現地においては、各国閣僚の出国前に日本大使館、機構海外拠点からブリーフィングが行われ、同行メディアにより日本政府の協力方針が多く報じられた。

- 日本・ASEAN友好協力40周年（指標2-1参照）に際して、日本とASEAN各国との国際協力事業の蓄積と今後の方向性を伝えるため、機構ウェブサイトの情報を拡充し、メディア懇談会や記者向け説明会で情報を提供した。こうした取組もあり、日本・ASEAN特別首脳会議の前後約3週間における機構に関する関連報道件数は、全国紙33件、地方紙140件に上った。一方、現地メディアでは、各国首脳に同行・来日した記者により、特別首脳会議の様子が報じられた。
- フィリピンの台風30号（HAIYAN）災害への対応（指標8-1、13-3参照）及び中小企業と連携した取組（指標14-1参照）について、国内拠点を通じて地元メディアに情報提供し、多数の報道につながった。
- 一方、2013年度は、総理大臣の新興国訪問や新興国での日本企業の技術や知見の活用に対するメディアの注目の高まりが顕著であった。機構は、こうした機会を捉え、メディア説明会等を通じて、日本企業の知見を活用して開発途上地域の開発に貢献している取組の説明の機会を増やした。特に、10月のトルコのボスポラス海峡横断鉄道（円借款）（指標2-1参照）の開通は、開通式典に総理が出席し、日本の高い技術力が活用されたこともあり、日本国内102件、トルコ国内558件、その他欧米主要メディア含め、16か国59件の記事が報道された。
- また、東日本大震災以降、国内の関心が高い資源・エネルギー分野（指標2-1参照）については、国内と開発途上国のエネルギー問題の解決に向け、日本の技術的比較優位の活用の必要性を伝える発信を行った。特に、電力不足のために国内でエネルギー問題の関心が高まる夏の時期に合わせ、機構広報誌（7月号）でエネルギー特集を企画し、記者向け説明会で機構の同分野の協力方針を説明した。この結果、機構の資源・エネルギー分野の取組に関するメディアの理解促進につながった。

2. 役職員の広報・対外発信能力の強化

- 新入職員、入構3年目の職員、新任管理職、執行職向けの人事研修の際に講義及び演習を行い、対外発信能力の強化を図った。また、役員及び経営職に対しては、実践的なインタビュー対応等を含めたセミナーを実施した。さらに、職員の国内・海外拠点赴任前研修（月1回）、海外拠点の現地職員向け研修（6回）、専門家及びボランティア担当の企画調査員の派遣前研修（年2回）でも座学の研修を行った。加えて、SNSに関する研修（2回）を実施し、広報室のFacebook運用及び「なんとかしなきゃ！プロジェクト」の経験に基づく記事投稿上の留意事項を海外・国内拠点と共有した。
- 理事長によるトップ広報に関して、TICAD Vの際の寄稿（「外交」誌等）や取材を通じたアフリカの開発課題と機構の役割の発信、経済紙による機構の民間連携事業の展開に関する連載の第1回となるインタビュー対応、日本記者クラブでの記者会見（10月）、日本経済新聞主催の国際会議「アジアの未来」への登壇（12月）、米国戦略国際問題研究所での講演（2014年2月）等を行った。

- 日本政府に対する情報提供の結果、総理演説において機構の専門家の取組が紹介された（TICAD V 開会式でのケニア農業分野専門家及び10月の国連総会におけるジェンダー分野専門家）。

指標 13-2 分かりやすい広報に向けた取組状況（国際協力に関する一般広報）

1. 広報誌のリニューアル

- 日本語版12号（月刊、3万5,000部）、英語版4号（季刊、1万1,000部）を発行した（2012年度に同じ）。
- 10月に、機構広報誌のリニューアルを行った。一般読者に対してより訴求力のある内容に改善すべく、有識者の投稿や国際協力の担い手により焦点を当てた企画を導入し、機構以外の国際協力の活動に関する記事も充実させた。また、日本語版については、タイトル（「JICA's World」からラテン語で世界を意味する「Mundi」へ）の変更を行った。リニューアル以降の特集企画として、市民参加、ASEAN、研修事業、国際協力60年、中東、ボランティア事業を取り上げたのに加え、2月にはオピニオンリーダー向けの特別号（中小企業の海外展開支援）を発行した。

2. SNSを活用した若者への発信強化

- 機構は、国際協力に対する若年層の信頼、理解・共感及び参加を促進するため、2012年度に、SNS（Facebook、Twitter、YouTube、U-stream）による広報を開始した。Facebookは身近で共感を得られるトピック、Twitterはニュースやイベントの告知など同時性を重視した内容、YouTubeは映像、U-streamは会議等の同時配信といった用途に使い分けている。
- Facebookでは、機構関係者の仕事に対する考え方など「人の顔」が見える広報に努めた結果、2013年度末現在のファン数は、4,227人（2012年度末：619人）に増えた。これはFacebook登録ページ19万740件中、8,895位である。機構のFacebookページのファンのうち、30%が18-24歳であり、若者層へのアプローチには一定の成果があったといえる。一方で、35-44歳、45-54歳もそれぞれ21%、11%を占めており、これは、Facebookによる発信が若者層だけでなく中高年層にも届いていることを示している。なお、投稿別の「いいね！」数をみると、機構ならではの情報や日本人の海外での活躍等が好評を得ており、今後更にこうしたテーマの投稿を増やすことで、機構の事業への理解と認知を促進していく。
- 一方、Twitterフォロワー数は2万5,323（2014年4月時点）となっており、広報室が運営するFacebook及びTwitterについては英語版も立ち上げ済みである。

3. ウェブサイトを活用した広報

- 機構のウェブサイトについては、新たに日本語・英語版それぞれにスマートフォン専用サイトを公開するとともに英語版についてはナローバンドサイトも公開した。これら取組の結果、2013年度のページ閲覧数は、日本語版3,598万件（2012年度3,170万件）、英語版435万件（404万件）となった。

4. 国際協力プラットフォーム事業「なんとかしなきゃ！プロジェクト」

- 潜在的関心層の関心喚起を目的とする「なんとかしなきゃ！プロジェクト」については、フェーズ1（2010年7月-2013年7月）を終了し、9月からフェーズ2を開始した。フェーズ1では、東日本大震災の発生を受け国際協力、社会貢献に対する見方が大きく変化する状況に合わせて柔軟な取

組を行った結果、NGO、国際機関、著名人、企業、自治体、機構が連携して国際協力の重要性や取組を広く情報発信する「プラットフォーム機能」は強化された。一方、地方での活動や学生団体との連携がまだまだ十分ではなく、機構の国内拠点や国内協力推進員を活用し、地方での発信、学生との協働を推進できる余地がある。

- フェーズ2では、フェーズ1で培った情報発信のためのプラットフォーム機能を強化しつつ、サポーターの具体的な行動に結びつく情報を提供すること、地方での発信の強化、学生団体との連携を強化し、各地でフェーズ2終了後の自立発展に結びつく活動の芽を育てることを目標としている。
- 2013年度は、TICAD V、ASEAN等のトピックに合わせたテーマ展開を行い、イベントの実施、ウェブサイト、SNSでの発信等を組み合わせた取組を行った。結果、サポーター増加数は5万1,464人（2012年度2万6,669人）、Facebookファン1万5,795人（2012年度8,000人以上）、イベントの参加者は29万7,004人（2012年度22万501人）であった。

5. ビジネス層への情報発信

- TICAD Vの際、アフリカの貿易・投資・市場の実態を積極的に対外発信し、ビジネス層の関心喚起も図った。また、2012年度に引き続き、フリージャーナリストの池上彰氏をナビゲーターとして、アフリカをテーマに日経BPオンラインで記事広告を掲載した。2013年度は、農業、エネルギー開発の重要性を伝えるとともに、アフリカの自動車市場拡大を狙うトヨタケニアの最高執行責任者、ウガンダでの衛生ビジネスを展開するサラヤ社長、さらに機構理事長とのインタビューも掲載し、ビジネス層に分かりやすい形でアフリカの課題と機構の取組を発信した。
- PPPインフラ整備やBOPビジネスに関する協力準備調査に加えて、中小企業等の海外展開支援が本格化したため（指標14-1参照）、これと連動した広報を積極的に実施した。国内拠点と連携して地方紙等に積極的に発信し、ボランティア、研修等だけではなく、経済・ビジネスの視点から機構に関する記事を取り上げてもらう試みを実施している。また、民間連携ボランティア、海外投融資等、企業との連携を意識した人材育成（例：ABEイニシアティブ）、日本の法・制度の海外への展開など、ビジネス層に訴求する話題をメディアに発信する等も行った。ビジネス層が購読する建設業界紙での月1回の「JICAナレッジ」の連載（寄稿）、産業紙での民間連携に関する連載取材対応のほか、ビジネス層向け月刊誌への取材協力等を積極的に行った（指標13-1参照）。

6. テレビ番組等への協力を通じた広報

- 2013年度は、日本ではあまり知られていない国々に住む日本人を紹介する番組が多く放映されるようになった。機構は、国際協力に強い関心を有しない方を含め、一般の国民の方に広く開発途上国の状況や開発課題の理解を深めてもらうことを目的として、関係者（職員、専門家、ボランティア）の紹介に協力した。その結果、新聞、テレビ、ラジオ番組等で、合計37件の機構関係者やプロジェクトの紹介があった。

7. 一般広報効果のモニタリングとその反映

- 2012年2月に実施した全国市民アンケート調査や「なんとかしなきゃ！プロジェクト評価調査」、機構広報誌等の各種媒体のアンケート調査の結果、機構の業務内容がよく認知されていない、また第三者による客観的な発信がより好評ということを確認し、2013年度の広報戦略では、より職員の顔を見せる、第三者の目線で発信する、などの対応を行った。

- 2013年度は、質問項目や分析方法を見直した上で、国際協力に係るアンケート調査を行った。その結果、機構の認知度は73.4%であった（2011年度62.3%）。男性が女性に比して高い認知を示すとともに、年齢が上がるにつれ、認知度も高まる傾向がみられた。国際協力やODAに関する情報源はテレビ、新聞、インターネットの順で高く、年齢が高いほど新聞を情報源としている一方で、若い世代ではインターネットが新聞を大きく上回った。年代別では、20代は全般的に開発途上国や国際協力への関心が低い傾向にある一方、国際協力への関心を有する層も一定程度おり、二極化の傾向がうかがえる。若者に対しては、広報によるアプローチのみならず、開発教育による理解促進を図っていくことの必要性も高いと考えられる（広報と開発教育支援を一体的に行うための体制整備について指標21-4参照）。他方、ビジネス層が多く含まれる40代男性による機構の認知度や国際協力への関心が低い傾向にある。今後ビジネス層に対しては、業界紙やビジネス層がよく目にするウェブサイトへの露出を引き続き増やしていく予定。
- 2014年度以降、国際協力に係るアンケート調査は、定点観測のため毎年実施していく。調査は、基本的に簡便なインターネット調査によるが、3年に一度はインターネットモニター以外も対象とし、通常より規模を拡大した調査を行う予定。

指標 13-3 マスメディア等との連携実績（ODAに関する専門広報の取組）

1. マスメディアへの発信

- マスメディアに対する積極的且つ効果的な情報発信の結果、機構側情報提供による掲載記事は894件と2012年度比約4%増（2012年度858件）であった。機構関連報道実績は1万4,369件で、2012年度より約18%増（2012年度1万2,156件）となった。増加の主な原因は、エジプト（8月）及び南スーダン（12月）の治安情勢の変化（指標19-1の3.参照）及びフィリピン台風被害に対する緊急援助（11月以降）に関する報道件数増加と考えられる。
- 主要マスメディアの論説委員・解説委員と理事長の意見交換会（「メディア懇談会」）は、計4回開催した（①TICAD V、JICA研究所の取組、②日本・ASEAN関係の展望、③防災、フィリピン台風被害への支援、④中小企業海外展開支援、科学技術協力）。メディア懇談会に参加した委員からは、特に日本の技術を活用した民間連携事業、科学技術協力の取組等について関心が示されたほか、人間の安全保障に関連した取組の重要性に言及する意見も多かった。
- 129本のプレスリリース（2012年度98本）や取材機会に関する情報をメールで配信し、記者の関心に沿って個別取材の素材を提供した（平均月約4回）。また、機構の動きを記者向けに説明する「記者勉強会」を計9回（①TICAD V、②資源・エネルギー分野、③上水分野、④ジェンダー平等、⑤都市開発分野、⑥フィリピン台風被害に対する緊急援助活動、⑦日本・ASEAN協力、⑧科学技術協力、⑨防災分野）実施し、個別取材のきっかけづくりと記者とのネットワーク強化を図った。それぞれ勉強会後の個別取材の契機となっており、また、TICAD V、資源・エネルギーやフィリピンでの緊急援助活動について、記者勉強会での説明内容が記事につながる場合もあった。

2. 国内拠点でのメディアネットワーク強化

- 2013年度は、特に地方メディアとの関係を強化した。具体的には、従来の国内拠点のプレスリリース等の地方広報の方法を見直し、広報室から国内拠点に対する支援をきめ細かく行った。国内拠点の所長、広報担当者、国際協力推進員の会議において、効率的・効果的なメディアへの発信強化の必要性について理解促進を図った。13社の地方メディアを開発途上国に派遣し、地元出身者が携わ

る機構の事業等を視察する機会を提供した。

- フィリピン台風被害発生時の国際緊急援助隊の活動に関する広報の際は、隊員の地元のメディアに対し、当該隊員の活動及び医療チーム隊員の帰国後の地元メディアへの発信に注力した。具体的には、国内拠点及び各自治体に配置した国際協力推進員から地元メディアにプレスリリースを発信し、県庁記者クラブや医療チーム参加隊員の所属病院での記者会見及び個別取材を手配した。その結果、全隊員 81 名中、24 名が各地元メディアの取材に対応し、計 43 件の隊員関連報道（テレビ報道含まず）が確認された。
- また、「民間提案型普及・実証事業」（指標 14-1 参照）では、全案件で機構と中小企業が共同プレスリリースを発出した結果、計 20 案件中 15 案件がテレビや新聞、雑誌等で報道された。特に、新聞報道は 47 件（国内 40 件・海外 7 件）と多く、地方紙が 55%を占めた。
- こうした取組もあり、機構側情報提供による地方紙記事（全国紙地方版含む）は 325 件と 2012 年度の 261 件から約 25%増加した。また、地方紙（同上）における機構関連報道は 8,523 件と 2012 年度の 6,825 件から約 25%増加した。

3. 海外拠点のメディアネットワーク強化

- 2013 年度は、海外での現地メディアへの発信と現地におけるオピニオンリーダー層との関係構築を重視して取り組んだ。その一環として、ASEAN 各国（タイ、フィリピン、ベトナム、カンボジア、ラオス）の在外事務所長と現職・元閣僚との対談を実施し、その概要を記事として機構のウェブサイト（日本語、英語）に掲載した。
- 12 月に海外メディアの記者 9 か国 13 名を日本に招き、開発途上国の課題解決に貢献する日本の技術を紹介した。機構が連携している企業への訪問のほか、研修員受入の現場の取材、日本文化に触れる機会を組み合わせ実施した結果、各国で現地テレビ・新聞等の報道につながった。
- 地域内の海外拠点の広報担当者による広報戦略会議（タイ、インド）に、日系メディア海外特派員を招き、機構の事業を紹介した。この結果、現地の本邦メディアとのネットワーク構築及び機構の事業の理解促進を図る機会となった。

指標 13-4 「ODA 見える化サイト」の充実に向けた取組状況

- ODA 見える化サイトにおける新規案件及び事後評価実施案件の新規公開数は、計 916 件（2012 年度 704 件）であった。2010 年度の公開開始からの累積掲載案件数は 2,424 件に達した。また、2013 年度の同サイトのページ閲覧数は 73 万 1,984 回（2012 年度 70 万 7,053 回）、累計ページ閲覧数は 225 万 9,784 回（2012 年度末：152 万 7,800 回）に上った。ページ閲覧数増加の要因としては、機構配信のメールマガジンでの説明（計 24 回）等の積極的な広報が挙げられる。
- 公開済みの 225 件について、協力前後の変化が分かる写真の掲載や公開後に作成された関連サイトへのリンク付け等の更新を行った（2012 年度 193 件）。また国別・分野別・事業別・年度別に複数の検索も可能な検索システムを本格導入した。

小項目 No. 14 NGO、民間企業等の多様な関係者との連携

大項目	1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
中項目	(6) 多様な関係者の「結節点」としての役割の強化
小項目	14. NGO、民間企業等の多様な関係者との連携
中期計画/ 年度計画	<p>【中期計画】</p> <p>官民の「人」、「知恵」、「資金」、「技術」を全て結集した「オール・ジャパン」の体制で効果的な事業を推進し、グローバルな人材の育成にも資するべく、NGO、中小企業を含む民間企業、教育機関、地方自治体等の多様な国内関係者との連携を強化する。</p> <p>具体的には、</p> <p>① NGO、民間企業、教育機関、地方自治体等、多様な関係者とのパートナーシップを強化するとともに、JICA 事業への参加を促進し、その知見や技術を事業に活用する。</p> <p>② 途上国の開発課題解決に裨益する分野において、他の機関と連携しつつ、中小企業等を含む本邦企業とのパートナーシップを強化し、これら企業の優れた製品・サービスの活用、グローバル展開に必要な人材の育成・確保への貢献等を行い、効果的・効率的な民間連携事業を推進する。</p> <p>【年度計画】</p> <p>① NGO 等との連携強化を図るべく、引き続き NGO と機関間の連携協議会を開催する。</p> <p>② 地球規模課題対応国際科学技術協力（SATREPS）への教育機関等の参画促進、大学との連携講座及び大学-JICA 連携会議の拡充等、教育機関との連携推進を図る。</p> <p>③ 国内拠点を中心として、地域経済活性化に向けた地方自治体のニーズ把握に努め、連携強化を促進する。また、補正予算「地域経済活性化特別枠」を活用した迅速な事業実施に向け、地方自治体の提案による事業の実施促進を行う。</p> <p>④ 政府開発援助に関する政府の施策に則って、民間企業等との連携を促進すべく、PPP インフラ及び BOP ビジネスに関する協力準備調査並びに中小企業連携促進調査等の制度の充実を図り、着実な実施につなげるとともに、民間連携に関するニーズの把握や対外発信を推進する。</p> <p>⑤ 中小企業海外展開支援に資する事業に関しては、民間提案型普及・実証事業、研修員フォローアップやパートナーシップセミナー等を通じて民間企業との連携強化を図る。</p>

指標 14-1 企業との連携

1. 概要

(1) 連携事業の概要

- 機構は、開発途上地域の課題をより効果的に解決するため、日本企業との連携によるその知見の活用を強化している。開発途上地域の要請に基づき機構が企業に協力依頼又は委託を行う従来の方式に加え、近年は、企業の提案を踏まえて機構が開発途上地域に提案する事業を拡大している。機構は、日本企業との連携を通じ、開発途上地域と日本企業の双方の利益を実現し、これを通じて日本政府が推進するインフラシステム輸出や中小企業等の海外展開に係る政策にも貢献している。
- 連携事業 8 形態の類型は表 14-1 のとおり（海外投融資は指標 7-6 参照）。応募件数は 745 件、新規採択数は 163 件となり、大幅に増加した（2012 年度は各 372 件、96 件）。なお、企業の海外事業展開から見たこれら事業の位置付けは、図 14-1 のとおり。

表 14-1 企業連携事業の類型

事業名	予算上限	応募	新規	期間	対象者	目的
協力準備調査 (PPP インフラ整備)	1 億 5,000 万円	34 (45)	12 (17)	制限 無し	日本国登記 法人	PPP インフラ事業参画を計画している本邦法人の提案に基づき、海外投融資又は円借款を活用したプロジェクト実施を前提として、PPP インフラ事業の基本事業計画を策定し、当該提案事業の妥当性・効率性等の確認を行う。
協力準備調査 (BOP ビジネス連携促進)	5,000 万円中 小企業のみ 2,000 万円上 限可	123 (89)	21 (13)	最大 3 年	日本国登記 法人	開発途上国での BOP ビジネスを計画している本邦法人の提案に基づき、ビジネスモデルの開発、事業計画の策定、機構の事業との協働事業の可能性について検討・確認を行う。
開発途上国の 社会・経済開 発のための民 間技術普及促 進事業	2,000 万円	71 (-)	15 (-)	最大 2 年	日本国登記 法人	本邦民間企業等の製品・技術やノウハウ、これらを含めたシステム等への開発途上国政府関係者等の理解の促進を通じ、開発途上国の開発事業への活用可能性を検討する。
中小企業連携 促進基礎調査	1,000 万円	74 (56)	10 (11)	最大 1 年	中小企業	開発途上国の課題解決に貢献する中小企業の海外事業に必要な基礎情報収集・事業計画を策定する。
ニーズ調査 (外務省委託 費)	5,000 万円	11 (24)	2 (8)	年度内	開発コンサル タントや 商社等	中小企業等の製品・技術等の開発援助案件化を念頭に置いたニーズ調査
案件化調査 (外務省委託 費)	3,000 万円 又は 5,000 万円	234 (145)	49 (42)	年度内	中小企業と コンサル タント等	中小企業からの提案に基づく、製品・技術に関する途上国における有効性を確認する。
民間提案型普 及・実証事業	1 億円	153 -	42 (-)	1~3 年間	中小企業	中小企業からの提案に基づく、製品・技術の途上国の開発への有効性を実証し、現地適合性を高め普及を図る。
民間連携ボラ ンティア	-	45 (13)	12 (5)	最大 2 年	日本国登記 株式会社・ 持分会社	途上国の開発に貢献すると同時に、語学、幅広い視野、コミュニケーション力、異文化適応能力等を身に付けたグローバル人材を育成し、帰国後に企業活動に還元する。
合計		745 (372)	163 (96)	※応募、新規件数の括弧内は、2012 年度の件数 ※民間連携ボランティアの応募は派遣合意書締結社数、新規は派遣人数		

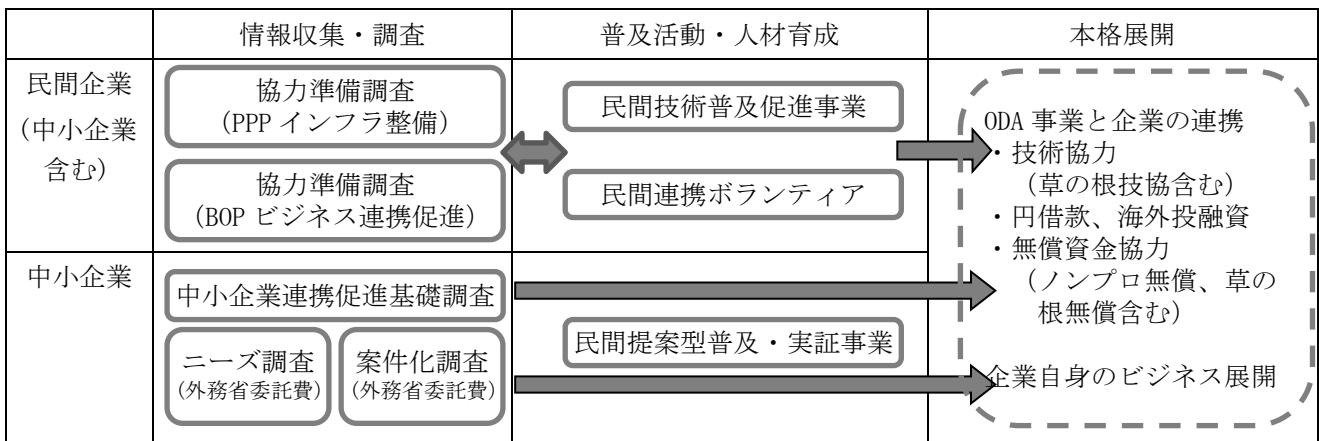


図 14-1 企業の海外事業展開から見た各連携事業の位置づけ

(2) 民間連携事業の態勢強化に係る取組

① 体制の変更 (指標 21-1 参照)

- 民間連携の体制を強化するため、4 月に民間連携室 (2008 年設置) を民間連携事業部に昇格させた。
- 他方、国内拠点を通じた地方の企業との連携強化、研修事業及び自治体、NGO、大学等との連携事業との相乗効果の発現のため、2014 年 1 月に、中小企業の海外展開支援に関する業務を企画部から国内事業部に移管した。海外拠点に企業の現地調査・事業を支援する要員 14 名、国内拠点に企業からの相談に対応し事業広報を行う要員 16 名を配置し、本部での研修や定期連絡会も行っている。

② 制度の改善

- 2013 年度は、「開発途上国の社会・経済開発のための民間技術普及促進事業」を開始した。また、「民間提案型普及・実証事業」が外務省委託費事業から機構運営費交付金事業に移管され、この際、事業費による資機材購入及び複数年度の普及・実証事業を可能とした。
- 外務省委託費事業（ニーズ調査、案件化調査）に機構の提言が採用された（①公示を早め調査開始を11月末から9月に前倒し、②応募書類・人件費積算手続きの簡略化による企業負担軽減）。

③ ほかの機関との連携及び対外発信の強化

- 中小企業等海外展開支援事業の拡大（外務省委託費 20 億円、民間提案型普及・実証事業に 2012 年度補正予算 20 億円及び 2013 年度予算 20 億円）に対応し、中小企業の提案増加や中小企業にとってのワンストップ窓口の実現に向けて、機構本部及び各国内拠点、中小企業庁及び各地方経済産業局が主催する「中小企業海外展開支援会議」に参加し、公的機関（外務省、経産省、中小企業基盤整備機構、JETRO）と情報交換を進めた。また、2013 年 2 月から本格運用を開始した海外展開一貫支援ファストパス制度（事務局 JETRO）にも参加し、金融機関等からの紹介に応じ中小企業からの相談に対応している。また、公的機関や地方金融機関と連携し、全国各地で計 90 回のセミナーを開催し、約 4,200 社 5,300 名の参加を得た。加えて、他機関主催セミナー（計 36 回）での説明、専用ウェブサイトの開設、パンフレット及び DVD の作成、プレスリリースを行った。機構の中小企業等海外展開支援事業に関する新聞報道は 155 件、テレビ放映は 15 件、ラジオ放送は 1 件となり、機構の中小企業支援関連ウェブサイトのトップページ閲覧数は延べ 3 万 1,700 件に上った。
- 機構は、内閣官房主催の「経協インフラ戦略会議」（2013 年度 8 回開催）の準備会合において、日本のインフラシステム輸出に機構が貢献した優良事例の共有や、これを踏まえた今後の貢献策等について提案を行った。

2. 開発途上地域の PPP 方式インフラ整備のための調査

- 機構は、公的資金のみでは賄えない膨大な開発途上地域のインフラ需要の拡大に対応するため、日本企業の提案を活用し、海外投融資・円借款事業を含む PPP インフラ整備事業の基本事業計画を作成する調査事業「協力準備調査（PPP インフラ整備）」を実施している。
- 2013 年度は 2 回の公示を経て、応募 34 件のうち 12 件を仮採択した（2012 年度 17 件）。例えば、ベトナムでの多摩田園都市をモデルとした都市開発（提案企業：東京急行電鉄等）（指標 2-1 参照）、ラオスでの物流拠点整備（提案企業：日本通運等）、タイでの環境・IT 技術を活用した工業団地サービス運営（提案企業：富士電機等）、インド・アーメダバードのドレラ新国際空港整備（提案企業：豊田通商等）（指標 2-1 のデリー・ムンバイ間産業大動脈の一部）等に係る調査が開始された。
- 2009 年以降の採択件数は累計 54 件、調査終了案件数は 25 件で、海外投融資や円借款事業を形成すべく検討した（例えば、ハノイ市の下水処理場整備に係る調査。結果的に円借款事業として実施）。
- 開発途上地域の関係者による PPP 制度の理解を促し PPP 事業の形成を強化するため、ベトナムにおいて PPP セミナーを開催するとともに、世界銀行と連携して同国首相府副大臣を日本に招き、PPP 法制度の説明や神戸市の PPP 方式下水処理場等の視察を行った。またインドネシアでは、MPA マスタープラン（指標 2-1 参照）に基づいて PPP 事業の形成を促進する技術協力を準備した。フィリピンやモンゴルでも PPP 事業の形成のための技術協力やマスタープラン調査を準備している。

3. 企業の BOP ビジネスを促進し、機構事業との連携を図るための調査

- 世界 40 億人ともいわれる貧困層が直面する様々な社会的、経済的課題に対し、日本企業の知見を活用することでより効果的に解決するため、日本企業が提案する BOP ビジネス¹の事業計画及び機構との連携可能性を検討する調査事業「協力準備調査（BOP ビジネス連携）」を実施している。
- 2013 年度は、2012 年度第 2 回公示への応募 65 件のうち 11 件、2013 年度第 1 回公示への応募 58 件のうち 10 件を採択した（加えて、2014 年度に 2013 年度第 2 回公示で約 10 件採択見込み）。このうち、新分野 5 件（医療 3 件²、金融 2 件³）、TICAD V を踏まえたアフリカ地域向け 9 件⁴を採択した。
- 2009 年度以来の採択件数は累計 86 件で、2013 年度に事業化見通しが立ったものは 5 件であった（2012 年度 2 件）。例えば、バングラデシュ沿岸の農村部における低コストの雨水タンク製造販売に係る調査については、パイロット事業で安全な水の確保、水汲みコストの削減、水由来の病気の削減等の面で住民の満足度も高いことが分かり、4 月に提案企業（天水研究所）が現地法人を設立し、タンク製造販売を開始した。また、円借款事業で建設される学校兼サイクロンシェルター内に、本タンクが 8 基設置される方向で検討されている。ガーナでは、提案企業（味の素）が乳幼児の栄養不足による成長不良改善に向けた離乳食「KoKo Plus」を開発し、他ドナー及び NGO との連携を通じて現地における普及に取り組んでいる。提案企業は現地に工場を設立しており、今後販売に向けて生産を開始することとしている。また、地域別研修「アフリカ地域女性指導者のための健康と栄養改善」において、提案企業のガーナにおける取組に焦点をあてた研修が実施されている。
- 質の高い提案を募るため、説明会、TICAD V サイドイベント（アフリカ BOP ビジネスセミナー）、BOP ビジネスの開発効果向上のための評価及びファイナンス手法に係るセミナーを実施した。

4. 開発途上地域の開発のための日本企業の製品、技術、システムの活用の促進

- 機構は、開発途上地域の開発課題解決のために日本企業が持つ優れた技術、システム等を活用する新たな取組として、日本企業の提案により、当該企業が開発途上国政府関係者向けに日本や現地で研修等を行う事業「開発途上国の社会経済開発のための民間技術普及促進事業」を導入した。
- 2013 年度第 1 回公示分は応募 71 件に対し 15 件を採択した。日本企業の優れたシステムを活用する事業（郵便事業、栄養士制度、交通管制、防災情報管理等）、日本政府が推進する医療の国際展開にも資する保健医療分野の事業（7 件）、ミャンマー向け案件（5 件）が多い⁵。

5. 開発途上地域の開発のための中小企業の技術等の活用促進

(1) 中小企業連携促進基礎調査

- 機構は、開発途上地域の開発課題に資する現地でのビジネスを検討中の中小企業の提案に基づき、情報収集、事業計画立案、機構事業との連携の可能性の検討を行う調査事業「中小企業連携促進基礎調査」を 2013 年度から本格的に実施した。

¹ 年間 3,000 ドル未満で暮らす貧困層（BOP: Base of the Pyramid）の課題に改善をもたらし得るビジネス。

² ミャンマーでの伝統漢方薬普及（提案者：新日本製薬等）、インドでの日本式移動検診車を用いた健診・予防医療（提案者：セコム医療システム等）、インド農村部での聴覚診断網確立・補聴器販売（提案者：リオン等）。

³ バングラデシュのマイクロ保険事業（提案者：富国生命保険）、ミャンマーの天候指標保険（提案者：三井住友海上保険等）。

⁴ ケニアでの余剰農作物を利用した高付加価値スキンケア商品（提案者：ロート製薬等）、ケニアでのデジタルグリッド技術による地方電化（提案者：Digital Grid Solutions 等）、タンザニアでの農業機械レンタル・クレジット販売（提案者：SeedAfrica 等）等。

⁵ タイにおけるバンコク渋滞改善のための交通管制システム維持管理（提案者：住友電気工業）、ベトナムにおける栄養士制度普及（提案者：味の素）、ベトナムにおける ICT を活用した防災情報システム（提案者：日立製作所）、ミャンマーにおける郵便事業の経営管理改善（提案者：JP メディアダイレクト、日本郵便）、タイにおける効率的な透析施設運営（提案者：旭化成等）（小項目 No.2 参照）、ケニアにおける非都市部での循環型無水トイレ普及（提案者：LIXIL）等。

- 2013年度第1回公示分は、応募74件に対し10件を採択した。このうち、環境管理が5件（リサイクル技術、廃棄物処理、水質浄化等）を占めた。また、2012年度の試行実施11件は全てアジア地域対象であったのに対し、中南米（4件）、アフリカ（3件）を対象とする調査が7割を占めた。また、東京都以外に所在する企業の提案案件は50件であった。なお、ブラジルでの漏水対策（提案企業：ジオプラン、東京水道インターナショナル）は、自治体（東京都水道局）とも連携している。
- 2012年度の試行後の成果としては、カンボジアにおける精米ロスの少ない精米機に係る調査（提案者：タイワ精機等）が挙げられる。調査後、案件化調査、民間提案型普及・実証事業（後述）を経て、2013年7月に自己資金で現地に精米機製造工場を設立し、10月には生産が始まった。また、ベトナムにおける環境負荷の小さい電動バイクの製造販売に係る調査（提案企業：Terra Motors等）の後、提案企業が現地法人を設立し、2014年6月の製造、販売開始に向けて準備を行っている。

(2) 外務省委託費事業（ニーズ調査、案件化調査）

- 機構は、外務省委託費事業（ニーズ調査、案件化調査）の契約関係事務支援業務受託を継続した。
- ニーズ調査は、開発コンサルタント、商社等の提案に基づき、中小企業等の製品・技術の開発援助案件化を念頭に置いて行う調査であり、2013年度は、応募11件に対し採択2件であった（食品加工、防災）。過去8件のうち、3件が案件化調査に、1件が民間提案型普及・実証事業に、1件が民間技術普及促進事業につながり、1件は機構の新規案件形成のための分析に活用された。
- 案件化調査は、中小企業とコンサルタントの提案に基づき ODA 事業への展開のために行う調査で、2013年度は応募234件に対し49件を採択した。分野別では環境・エネルギー・廃棄物処理分野が多く、地域的には東京以外では北海道、大阪府、広島県の案件を多く採択した。具体例としては、農産物を運ぶ台船を製造する広島県福山市の SA マリン有限会社の案件などが挙げられる。なお、採択済み49件のうち、東京都以外に所在する企業の提案案件は39件であった。
- 案件化調査の過去全42件の中で、民間提案型普及・実証事業での採択（23件）、無償資金協力での製品採用（1件）、製品を活用した新規技術協力要請（1件）、現地での新たな取引先の確保（1件）、現地法人/事務所の開設（7件）、現地生産の開始（3件）等の成果が生まれている。ベトナムでは、新生児黄疸診断器導入に係る調査の提案企業（アペレ）が、自己資金により現地製造拠点を設け試験製造を開始した。またパラオでは、廃プラスチック油化装置に係る調査の提案企業（プレスト）が州リサイクルセンターから小型油化装置を受注した。

(3) 民間提案型普及・実証事業

- 民間提案型普及・実証事業は、中小企業等の提案に基づき、開発途上地域における当該企業の製品・技術の開発上の有効性の実証、現地適合性の向上と普及促進を目的としている。
- 2012年度補正予算（2013年3月公示）では応募37件に対し22件を採択し、2013年度予算では応募116件に対し20件を採択した（うち1件辞退）。インドにおける交通渋滞解消のための低価格高度道路交通システム活用（提案企業：ゼロ・サム）、フィリピンにおける浄化槽脱水装置改善（提案企業：アムコン）、インドにおける耐熱カメラ（提案企業が有する世界唯一の技術）を活用した国営製鉄所・火力発電所の省エネ（提案企業：セキュリティージャパン・オガワ精機共同企業体）等が開始された。他方、インドネシアにおける下水管路建設推進工法技術（提案企業：イセキ開発工機）、カンボジアにおける精米機を活用したミニライスセンターの提案企業（タイワ精機）は、調査と並行しビジネス展開の兆しがある。なお、採択42件（うち1件辞退）のうち、東京都以外

に所在する企業の提案案件は 32 件（うち 1 件辞退）であった。

- さらに、案件化調査や普及・実証事業を実施した後の ODA 案件化の方策を検討するため、外務省の中小企業ノン・プロジェクト無償資金協力による事業化の検討に係る調整を行った。

(4) 案件化調査、普及・実証事業の事後現況調査の結果

- 2012 年度及び 2013 年度に案件化調査及び普及・実証事業（2014 年より「民間提案型普及・実証事業」を「普及・実証事業」に改称）を実施した、又は実施中の企業（計 124 社）を対象に、アンケート調査を実施した結果、以下の事項を確認できた。
- **開発効果の発現**：案件化調査を 2012 年度に実施した企業は、4 社に 1 社が現地の新しい雇用を生み出し、5 社に 1 社が人材育成を実現している。普及・実証事業実施中の企業は、約 1 割が自社の製品・技術が現地政府に採用され、現地の行政サービスの向上に結び付いていると回答した。
- **ODA 案件化**：2013 年度に案件化調査を実施した企業の約 8 割が、普及・実証事業を次のステップとして検討中。一方、案件化調査を 2012 年度に実施した企業の約 6 割が普及・実証事業を実施中で、同事業以外の ODA 事業についても広範なスキームの活用を検討している。
- **ビジネス展開**：2012 年度の案件化調査実施企業は、約 3 割が新たな取引先を確保し、約 2 割が現地事務所等を開設し、約 1 割が現地生産を開始した。案件化調査、普及・実証事業実施企業の約 7 割が、これら事業が自社の海外展開に「とても役立った」、約 3 割が「役立った」と回答した。

6. 民間連携ボランティア

- 2013 年度は 45 社と派遣合意書を締結し、民間連携ボランティア 12 名を派遣した（指標 11-5 参照）。

7. 民間連携事業とその他機構の事業との相乗効果の事例

- フィリピンでは、11 月開始の民間提案型普及・実証事業「移動式砂ろ過浄水装置及びろ過池更生システムの普及・実証事業」の提案企業（日本原料株式会社）が、過去に機構が行った技術協力プロジェクトの中で紹介し同国の地方水道事業体が有効性を認めた技術（経年劣化した浄水場のろ過材を再生する更生工事）の現地実証活動を行っている。フィリピン台風 30 号（HAIYAN）災害の際には、停電で給水が停止された被災地にろ過浄水装置を送り、活用された。
- カンボジアでは、7 月開始の民間提案型普及・実証事業「農協/NGO の連携によるミニライスセンター普及・実証事業」（提案企業：タイワ精機）で精米機を導入する農協を対象に、2014 年 4 月から、ビジネス志向の農協モデル構築のための技術協力プロジェクトが開始された。ウガンダでは、協力準備調査（BOP ビジネス連携促進）「新式アルコール消毒剤による感染症予防を目的とした BOP ビジネス」の提案企業（サラヤ）は、青年海外協力隊員の派遣先病院を対象に、隊員と連携し、同社の消毒剤を活用した手洗いの普及・啓もう活動を実施している。
- 協力準備調査（BOP ビジネス連携促進）をいかした円借款事業については、上記 3. 参照。

8. 民間企業・団体との関係構築・強化

- 2013 年度は、各種経済団体等と約 30 種の定期協議を行った。TICAD V 官民連携推進協議会の一員として経団連と提言をまとめ、TICAD V 開催後は経済同友会を加えた TICAD V 官民円卓会議にて定期フォローアップを行った。また、アジア PPP 推進協議会と ASEAN における PPP 推進を目的とする定期交流会を実施し、ODA の具体的施策等について 5 回にわたり協議を行った。さらに、世界省エ

エネルギー等ビジネス推進協議会の一員として、地熱・省エネ分野の会員企業と官民連携の方策を議論した。他方、経団連、日本貿易会、商工会議所等の経済団体や企業と特定の国・地域に関するセミナー（ベトナム、ミャンマー、インド、バングラデシュ、中央アジア、中南米、アフリカ等）に協力し、講師を派遣した。また、機構の海外拠点所長会議の際は、9か国の所長による企業向けの「JICA事務所長による途上国現場レポート」セミナーを開催し、企業から400名以上の参加を得た。

- 国内拠点では、横浜国際センターが横浜市の中小企業国際化支援連絡会議や横浜水ビジネス協議会等を通じて地域経済団体との情報共有を進めた。関西国際センターは、オール関西の枠組みによる国際展開の支援のため、関経連の関西ベトナムビジネスラウンドテーブル及びベトナム計画投資省内の関西ビジネスデスク設置に助言した。中部国際センターは、名古屋商工会議所によるミャンマー・カンボジア投資環境調査ミッション ODA 事業視察に係る調整に協力した（指標 21-5 参照）。
- このほか、企業の上記民間連携事業への参加を促進するため、「日系社会を通じた中南米民間連携調査団」を派遣し、参加企業による中小企業連携促進基礎調査につながった（指標 9-1 参照）。また、ボランティア理解促進調査団を派遣した結果、6社と民間連携ボランティア派遣合意書が締結された（指標 11-5 参照）。さらに、機構ウェブサイト「PARTNER」に、開発途上地域の開発に貢献する企業に求人登録を呼びかけた結果、57社が新たに登録した（指標 10-1 参照）。

指標 14-2 自治体との連携

機構は、自治体との連携による開発途上地域と自治体の双方の利益の発現を図り、日本政府が推進する自治体の国際展開や地域活性化にも貢献している。具体的には、①開発途上地域の要請に基づいて機構が計画を作成し自治体の協力を得る事業、②自治体の提案に基づく草の根技術協力事業等、③自治体と連携し市民の国際協力への理解や参加を促進する取組、④連携協定・覚書の締結、を行っている。

1. 自治体の知見の活用による機構事業の質の向上

- 機構は、開発途上地域の各都市のニーズと日本の自治体の強み、競争力のある技術・知見のマッチングを重視して、開発途上地域に対する支援を行った。特に、都市計画、環境・循環型技術の分野で自治体の協力を得た（なお、自治体と連携したボランティア派遣については、指標 11-5 参照）。
- 都市計画に関しては、2014年1月に、横浜市が有する都市づくりのノウハウ・技術を活用した途上国への国際協力・ビジネス展開との連携可能性に係る情報収集・確認調査を完了した。同調査を踏まえ、横浜市と今後のダナン市に対する支援の方向性や具体的な内容について協議・検討を行っている（その他の事例につき指標 2-1 参照）。
- 環境・循環型技術については、北九州市との連携によりカンボジアの水道事業人材育成を、横浜市との連携によりベトナムの中部地域都市上水道事業体能力開発を継続している。また、東京都がタイ、ペルー、ミャンマー、インド等で、横浜市が設立した横浜ウォーター社がフィリピン、ベトナム、インド等で各種事業に参加している。このほか、川崎市、大阪市、静岡市が、上下水道分野の協力準備調査（PPP インフラ事業）に協力している（指標 12-1 参照）。廃棄物処理については、中国の都市廃棄物循環利用政策の立案に貢献するため、横浜市、名古屋市、北九州市と連携し、日本の自治体のごみ分別に関する取組を紹介した（指標 3-1 参照）。

2. 自治体の提案に基づき、地域活性化にも貢献する事業

- 機構は、自治体の提案による草の根技術協力事業、中小企業等の提案による民間提案型普及・実証事業（指標14-1参照）、自治体等での研修員受入事業等を行っており、これにより国内の地域活性化にも貢献している。草の根技術協力事業については、2012年度補正予算で認められた「地域経済活性化特別枠」の募集を行い、11月末までに応募81件のうち60件を採択内定とした。同事業では、従来の「地域提案型」と比べ1件当たりの上限額を倍増させ、補正予算の趣旨を踏まえ迅速な執行に努めた結果、採択内定案件の9割に当たる54件の契約締結又は事業開始に至った。同事業の開始に当たって、より多くの自治体の応募を募るため、各自治体への訪問や説明会の開催による情報提供、地元企業の関与を促す取組を進めた（指標12-1参照）。
- 北海道帯広市との間では、2014年1月に開始した帯広商工会議所による食産業人材育成事業（草の根技術協力事業）を通じ、タイ・マレーシアの食品業界・流通関係者に食の安全安心を高める取組を紹介するとともに、食産業関係者のネットワーク強化にも取り組んでいる。帯広市と共催した「食と環境・国際フォーラム」（指標21-5参照）とともに、北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区、特にフードバレーとかが推進する東アジア食市場への展開にも貢献している。
- 新潟県三条市との間では、2012年に開催した「ものづくり産業人材育成セミナー」（アジア10か国22名参加）を契機として、2013年12月に、同市三条商工会議所によるベトナム（バリア・ブンタウ省）での金型関連裾野産業育成事業（草の根技術協力事業）を開始した。「三条ブランド」の認知向上、両市省の政府・企業間交流等を通じて、三条市地元企業の販路開拓の土台づくりにも貢献している。さらに、2013年8月からは、同市の工具メーカー（トップ工業）の提案に基づき、カンボジアの職業訓練校や機構が協力するカンボジア日本人材開発センター等において、燕三条ブランド工具を用いた技能研修（民間提案型普及・実証事業）も開始した。
- 東九州メディカルバレー構想特区（大分県、宮崎県）との間では、5月に東南アジアを中心とした8か国17名の保健省・病院関係者を招き、東九州メディカルバレー総合特区における産官学連携による医療産業拠点づくりや人材育成の取組に加え、日本方式の質の高い透析技術、臨床工学士制度、安全性の高い医療機器を紹介した。その後、旭化成社の提案に基づき、タイにおける日本式の多人数用透析液供給装置に係る民間技術普及促進事業が採択され、同国での低コストで安全性の高い人工透析技術の普及が検討されている。
- 北海道旭川市とは、ウランバートル市都市開発のための技術協力（指標2-1参照）に同市職員の参加を得たのを機に、2014年3月まで旭川市による寒冷地型都市開発技術基準の作成（草の根技術協力事業）を行った。両市間の独自の交流が進展し、旭川市の建設会社が現地法人を設立した。

3. 東日本大震災復興への貢献及び開発途上地域との復興経験の共有

- 機構は、東日本大震災被災地との連携を通じて、被災地の復興に協力するとともに、被災地の復興の経験を開発途上地域と共有するよう努めている。
- 宮城県東松島市に復興まちづくり推進員として青年海外協力隊経験者を、福島大学うつくしまふくしま未来支援センターに機構職員を派遣している。また、2013年1月の復興庁、青年海外協力協会との連携協定に基づき、青年海外協力隊経験者による復興支援を促進している（指標11-8参照）。
- 他方、機構の研修事業（計61件）を通じ、680名を超える研修員が被災地を訪問し復興の取組を学んだ。特に、岩手、宮城、福島3県で行った「東日本大震災復興プロセス研修」には、9か国22名が参加した。また、草の根技術協力では東松島市（後述）、気仙沼市、多賀城市の団体からの事業

提案を採択した。さらに 10 月、岩手、宮城、福島各県の連携復興センター及び東北大学災害科学国際研究所とともに「震災復興における支援アプローチ調査」を開始し、国内外の復興支援人材の育成のための復興支援に係る知見の整理を行っている。

- 特に東松島市との間では、開発途上地域の被災地に対する支援についての連携を強化している。例えば、スマトラ沖大地震及びインド洋津波被害の影響を受けたインドネシアのバンダ・アチエ市の市職員 2 名に対し、2014 年 2 月まで東松島市にて OJT 型研修を実施した。また、2013 年 11 月からは、両市の間で、住民主体でまちづくり、地域防災、コミュニティ・ビジネス、機能的な行政組織づくりに取り組み、相互の復興を目指す草の根技術協力事業を開始した。同事業は「環境未来都市」構想の実現を含めた復興事業の総括的な実施主体として設立された産官学民連携組織「東松島みらいとし機構」を実施機関としている。これらの活動を踏まえ、両市は相互協力協定の締結を準備している。さらに、フィリピン台風 30 号災害後の緊急復旧復興支援調査団には、東松島市の協力を得て同市職員 4 名を派遣し、同市の取組を踏まえた助言を行った（指標 21-5 参照）。

4. 市民の国際協力に対する理解や参加の促進

- 埼玉県教育委員会と覚書を締結し、同県の将来を担うグローバル人材の育成のため、国際理解教育・開発教育を拡充し、開発途上国に対する国際教育協力の推進に向けた連携の強化に合意した（埼玉県総合教育センターでの地球ひろば貸出展示につき指標 12-2 参照）。また、静岡県教育委員会との間で、カンボジアの発展への貢献及び同県のグローバル人材育成強化のため、同県の理科教員を青年海外協力隊としてカンボジアに派遣することに係る合意書を締結した（指標 11-5 参照）。

5. 自治体との連携協定、覚書等

- 機構は 2011 年度以来、横浜市、北九州市、沖縄県との包括連携協定及び川崎市との連携覚書を締結してきたが、2013 年度は新たに兵庫県、神戸市（10 月）及び埼玉県（11 月）と包括連携協定を締結した。兵庫県、神戸市とは特に防災分野の連携及び民間企業との連携、また埼玉県とは同県が推進する埼玉・アジアプロジェクトに基づく国際協力、国際理解教育・開発教育、県内企業の海外展開支援やグローバル人材育成の推進等に係る連携の強化について合意した。
- また、財団法人自治体国際化協会との間で年 2 回定期協議を行った。協議では同協会の自治体国際協力促進事業（モデル事業）⁶と機構の草の根技術協力事業（地域提案型）の差別化及び相乗効果発現に関して意見交換を行うとともに、同協会のモデル事業のうち、優良案件を草の根技術協力事業（地域提案型）に発展させる可能性について検討し、結果を国内機関及び海外拠点にも周知した。

指標 14-3 教育機関との連携

開発途上地域では、開発課題の解決のために大学等の人材育成や研究水準の向上が必要となっている。他方、日本の大学等教育機関においては、少子高齢化やグローバル人材育成のニーズに対応し、大学等が地域の国際化の拠点となり地域活性化に貢献することが求められている。こうした状況を踏まえ機構は、日本の大学等の知見を活用して国際協力事業の質を高めるとともに、大学等と連携した知的発信の強化、国民の国際協力理解促進等に取り組んでいる。具体的には、①開発途上地域の要請に基づいて機

⁶ モデル事業は、自治体、地域国際化協会、NGO（但し自治体/地域国際化協会との連携が必須）が実施する国際協力活動に対し、300 万円/年・事業を上限に、最大 2 か年まで助成する制度。募集は年 1 回。高い先駆性があり他自治体等のモデルケースとなり得る事業であること、多様な参加主体による啓発効果が期待できること等の助成基準がある。

構が計画を策定し、教育機関の協力を得て進める技術協力、②教育機関の提案に基づき実施する事業（SATREPS、草の根技術協力事業等）、③機構と大学との連携を強化する活動（大学・JICA 連携会議、連携協定、連携講座、インターンシッププログラム、共同研究）を行っている。

1. 大学等との連携による機構の事業の質の向上（指標 2-1 参照）

- 開発途上地域の大学等の能力向上のため、国内の大学と協力している主な事業は以下のとおり。
 - エジプト日本科学技術大学の設立支援（国内 12 大学と協力）
 - ASEAN10 か国工学系 26 大学の能力向上・ネットワーク強化支援（国内の 14 大学と協力）
 - 新設のインド工科大学ハイデラバード校の研究能力向上・産学連携支援（国内 9 大学と協力）
 - 日本型工学教育によるマレーシア日本国際工科院の整備（円借款事業）（国内 26 大学と協力）
 - アフガニスタンの公務員による修士号取得支援（国内 33 大学と協力）
- 2013 年度は、新たに以下の事業を開始した。
 - ヤンゴン工科大学、マンダレー工科大学の能力向上支援（国内 7 大学と協力）
 - 資源の絆長期研修プログラム（国内 4 大学と協力）
 - ABE イニシアティブ修士課程及びインターンシッププログラム（国内 58 大学と協力）
 - モンゴル国立大学、モンゴル科学技術大学の支援（円借款事業）（協力大学調整中）
- 5 年で 1,000 名のアフリカの若者を日本の修士課程に受け入れる ABE イニシアティブの立ち上げについて、多数の大学への説明会を開催し受入要望を募った結果、全国の 58 大学 114 研究科から、年間 700 名以上の受入の要望が示された。また各種経済団体に対しても事前説明会を開催し、機構ウェブサイト等を通じて協力企業の事前登録を進めた結果、2014 年 3 月時点で 94 社・団体の登録を得た。機構は、これら準備作業を通じ、アフリカの人材育成、日本の大学、日本の産業界の三者を結びつけるプラットフォームとしての機能を高めた。
- ベトナム向け円借款事業「衛星情報の活用による災害・気候変動対策事業」を通じて、同国国家衛星センターと日本の 4 大学との協力に関する覚書の締結を支援した。10 月より留学生計 11 名の受入を各大学の修士課程（宇宙工学専攻等）で開始した。
- 協力準備調査（BOP ビジネス連携促進）では、企業と大学のベンチャービジネスとの連携を通じて形成された革新的な技術や商品を通じて、開発課題の解決を目指す事業を採択した（ケニアでのデジタルグリッド技術による地方電化。提案企業：Digital Grid Solutions、東京大学）。また過去には、ベトナムにおいて、東北大学が研究開発し、提案企業（TESS）が製作した足こぎ車椅子を使った新しいリハビリ方法により、障害者の社会復帰を目指す事業を仙台大学と連携して実施した。

2. 地球規模課題に対応する科学技術協力（SATREPS）

- SATREPSは、環境・エネルギー、生物資源、防災、感染症等の分野において、日本と開発途上国の研究者による共同研究及び開発途上国の人材育成等を図りつつ、研究成果を実社会に還元する事業で、科学技術振興機構と連携して実施している。2013年度は、新規10件（大学9件、研究機関1件）、実施中72件（大学60件、研究機関12件）であった（2012年度の大学新規8件）。新規案件には、バングラデシュでの高潮・洪水被害防止軽減技術（京都大学、バングラデシュ工科大学）、モンゴルでの家畜原虫病の疫学調査と診断法の開発（帯広畜産大学、モンゴル国立農業大学）等がある。
- 事業成果の発現例として、7月に完了したタイにおけるデング感染症等治療製剤研究開発が挙げられる（大阪大学微生物病研究所、タイ保健省医科学局国立衛生研究所、マヒドン大学）。デング熱

は、熱帯地域で年 5,000 万人が感染しているといわれるが、治療法が確立していない。本事業の結果、デングウイルス、インフルエンザウイルス、ボツリヌス菌に対するヒト型単クローン抗体が作製された。また、学術論文 17 報（国際 16、国内 1）、学会発表 9 件（国際 5、国内 4）、知財出願 7 件（海外 5、国内 2）、マヒドン大学院生 2 名が博士号取得等の成果を得た。事業の成果を受け、治療薬研究開発に向けて、大阪大学とインドの製薬会社との間で交渉が行われている。

3. 大学の提案に基づく草の根技術協力事業等

- 大学の提案に基づく草の根技術協力事業（指標 12-1 参照）は、2013 年度、計 26 大学と 26 件を実施した。また、6 大学 6 件（札幌市立大学、金沢大学、畿央大学、東北福祉大学、名古屋大学、九州大学）を採択内定した（2012 年度 5 大学 5 件）。例えば、九州大学の提案により、2 月から情報通信技術を活用し、市場需要に対応した減農薬・有機肥料の野菜を流通させる取組を開始した。
- 大学と連携したボランティア派遣について、指標 11-5 参照。

4. 機構と大学の連携強化の取組

- **大学との連携協定・覚書**: 11 月に秋田大学と資源分野の戦略的連携合意書を締結し（指標 2-1 参照）、2014 年 3 月に中央大学と覚書を締結した（市民参加協力事業参加、協力隊派遣、ABE イニシアティブ留学生受入等）。これにより、2013 年度末までの連携協定・覚書締結大学数は 28 校となった。
- **大学・JICA 連携会議**: 2012 年度に続き、連携協定を締結した大学及び文部科学省等の関係省庁の参加を得て、第 2 回大学・JICA 連携会議を開催し（12 月）、大学間相互の連携及び機構と各大学の使命と強みをいかした連携のあり方を検討した。
- **大学との連携講座、人事交流**: 2013 年度は、131 大学と 160 件の連携講座を実施した（2012 年度 64 大学 79 件）。このうち 35 大学と実施する 41 件は単位認定講座として位置付けられている。また、大学との連携促進やグローバル人材育成促進等の観点から、2013 年度末時点で機構職員 24 名が 23 大学に出向し（2012 年度末時点は 14 大学）、国際協力に関する講義、大学による国際協力等に貢献している（インターンシップについては、指標 10-2 参照）。

指標 14-4 NGO との連携

機構は、国際協力機構法で市民参加協力事業を本来業務の一つと位置付け、①NGO - JICA 協議会、② NGO の提案に基づき実施する草の根技術協力事業、③NGO の組織・能力強化事業を通じて、市民社会との連携を強化し、開発途上地域の市民社会を含む同地域の多様な開発ニーズに対応している。

1. NGO-JICA 協議会

- NGO-JICA 協議会は、両者の対等な対話を通じ、機構の業務の透明性を高め説明責任を果たすとともに、双方の連携による活動により国際協力の質の向上を図ることを目的に、年 4 回、共同で開催している。2013 年度は、①草の根技術協力事業の改善、②機構のボランティア事業と NGO の連携強化、③防災減災分野における連携強化、④民間連携のあり方について、意見交換を行った。
- 草の根技術協力事業の制度改善については、NGO-JICA 協議会における NGO 側からの要望を踏まえ、2012 年度に少額交通費・現地セミナー開催費の精算手続きを変更し、2013 年度は間接経費の積算手続きを変更した（指標 12-1 参照）。機構のボランティア事業と NGO の連携については、共同ニーズ調査、派遣前訓練への NGO の参加（指標 11-6 参照）を行ったほか、機構ウェブサイトボランティア事業と NGO の連携事例や問合せ窓口を掲載することを検討した。さらに、2012 年度協議会で

の NGO 側の提案を踏まえ、Rights Based Approach（人権に基づくアプローチによる開発）に関する参考資料を作成し、機構内で周知した。

- 他方、草の根技術協力事業 10 年の振り返り分科会を計 6 回開催し、パートナー型・支援型事業を実施した全団体及び機構内全部署に対するアンケート調査及び 10 団体へのインタビュー調査を実施した。これら共同調査の結果を踏まえ、1 月には公開シンポジウム「NGO と JICA の連携がもたらしたもの」を開催し、約 200 名の参加を得た。同シンポジウムでは、単に草の根技術協力事業の中での資金面の連携だけでなく、機構が有する開発途上国政府との関係やその他の事業も活用して NGO の事業成果を普及、制度化させるような連携関係の深化が重要であるという認識が共有された。2014 年度に、制度改善案を含む最終報告書を発表予定である。

2. 草の根技術協力事業

- 2013 年度は、パートナー型（5 年間 1 億円が上限）は応募 60 件に対し採択内定 20 件、支援型（3 年間 2,500 万円が上限）は応募 30 件に対し採択内定 8 件であった（指標 12-1 参照）。
- 前述の草の根技術協力事業に係るアンケート調査（有効回答数 80 件）の結果、本事業が本邦 NGO の組織強化にも貢献したことが確認された。同事業を通じて、財政・人材面、案件形成、事業実施に関する能力が向上した（約 70%）、機構から事業形成や実施に係る有益な支援や助言を得た（約 90%）、本事業の活用により事業の質や成果が改善した（95%以上）との回答を得た。また、20 団体が、支援型実施後により規模の大きなパートナー型を実施したことが確認された。

3. NGO の組織・能力強化事業

- NGO のためのアドバイザー派遣、研修（指標 12-4 参照）、ボランティア派遣前訓練への NGO の参加（指標 11-6 参照）に加え、海外拠点の NGO ジャパンデスク等を通じた情報共有を行った。

4. NGO、市民、企業をつなぐ取組

- 機構は、NGO に対する市民・企業等の支援を広げるため、寄附金事業「世界の人びとのための JICA 基金」を運営している。機構ウェブサイトを通じて寄付を募り、主に中小規模の NGO が行う MDGs 達成に向けた事業を対象に資金支援を行っている。2013 年度の実績は、寄附金 1,299 万 6,783 円で、7 か国 8 件の事業を支援した（2012 年度 1,066 万 9,519 円、6 か国 7 件）。
- ゆうちょ銀行からは、同銀行が運営する「ゆうちょボランティア貯金」の通常貯金・通常貯蓄貯金の利子の一部を機構の基金に寄附頂いている。同貯金加入件数は 2013 年 9 月末時点で 60 万件を超えた。また、毎年全国 80 万人の小学生が参加する「ゆうちょアイデア貯金箱コンクール」では、小学生が応募する貯金箱 1 作品につき 10 円を同銀行から機構等に寄附頂いている。
- NGO と連携した開発教育事業について指標 12-3、NGO と連携した新規事業形成（サヘル地域における砂漠化防止支援）について指標 3-1 を参照。

小項目 No. 15 国際社会におけるリーダーシップ発揮への貢献

大項目	1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
中項目	(6) 多様な関係者の「結節点」としての役割の強化
小項目	15. 国際社会におけるリーダーシップ発揮への貢献
中期計画/ 年度計画	<p>【中期計画】 国際社会と我が国の共同利益の実現に向けて、地球規模課題の解決やそのための意識向上に積極的に関与するとともに、国際社会の議論のリードに貢献する。また、国際社会と足並みを揃えつつ、我が国が主導する援助政策・アプローチを広め、我が国の存在感を高めるため、国際機関、新興ドナーといった国際社会のパートナーとの連携を進める。</p> <p>具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ● より効果の高い援助の実現に向け、機構がこれまでの経験から蓄積している効果的なアプローチ等の知見を国際社会において幅広く共有し、国際援助潮流、各地域・国の支援方針づくり等に主要メンバーとして参画するとともに、地域・国毎の援助協調を更に進めるよう努め、地球規模課題等の課題解決に寄与する。 ● 新興ドナーとの戦略的なパートナーシップを強化し、三角協力を推進するとともに、援助協調の枠組への橋渡しを行う。 ● プログラムや個別案件レベルにおいて、国際機関等の他機関との連携を推進する。 <p>【年度計画】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 国際機関・二国間ドナーと、国・地域やセクターに関する事業戦略や、開発課題解決に向けた双方の取組を共有し、国際援助潮流や国・地域やセクター支援方針作成に向けた発信と援助協調を促進する。 ② 二国間協議や国際会議等の場を通じて、新興ドナーとの対話を促進し、国・地域やセクターに関する事業戦略や援助経験・アプローチの共有、三角協力の推進等を図る。 ③ 国際機関・二国間ドナーとの協議を通じて、国・地域やセクターに関する事業戦略や開発課題の解決に向けた双方の取組を共有するとともに、プログラムや個別案件レベルにおける他機関との協調を促進する。

指標 15-1 国際援助潮流形成や地球規模課題への貢献に向けた取組状況

1. 国際会議等における機構の取組の発信と援助潮流形成への貢献

(1) ポスト 2015 年開発アジェンダと機構の主張

- MDGs の目標年である 2015 年を控え、ポスト 2015 年開発アジェンダに関する国際的関心が高まっており、世界中の開発援助関係者が 2014 年 12 月の国連事務総長統合報告書の発表等に向けて様々な提案を行っている。機構は、開発と成長の質を高めるために MDGs の理念と分野を広げることに関与すべく、ポスト 2015 年開発アジェンダの中心的理念として「人間の安全保障」を、同アジェンダの重要分野として「防災の主流化」、「ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ (UHC)」、「持続可能な都市開発」を盛り込むべきと主張している。これらは、日本自身及び日本の国際協力の知見と経験を踏まえたものであり、日本政府とともに、様々な機会を捉えて世界の開発援助関係者に積極的に働き掛けた結果、国連事務総長報告書 (5 月発表) に防災の主流化と UHC の重要性が言及された。
- 開発における防災の主流化に関しては、ポスト HFA (指標 3-1 参照) と相互補完させながら、災害リスク削減の視点の重要性及び防災投資・対策の必要性を訴えている。加えて、災害統計、災害リ

スク情報に基づいた災害リスクアセスメントの重要性も主張している。

- UHC に関しては、普遍的な医療保障制度の確立・拡充や中長期的視点に立った医療保障制度の設計・導入の重要性を訴えている。UHC は、人間の安全保障実現の手段の一つでもあり、その主流化は日本政府が提唱する「国際保健外交戦略」の中心課題でもある。
- 経済活動の中心である一方で、大量の資源を消費し温室効果ガスの主要排出源でもある都市の開発について、日本の環境に配慮した都市づくり及び近年の少子・高齢化問題への対応の経験を踏まえ、持続可能な都市開発の重要性を訴えている。

(2) 国際会議等における機構の発信

① ポスト 2015 年開発アジェンダ全般

- 国連総会サイドイベントとして、UNDP 及び世界銀行が MDGs に係るセミナーを共催し、機構理事長が両機関の総裁とともに出席した（9 月）。目標達成が遅れている分野（保健、飢餓対策）の支援アプローチを検証し更なる対策が必要であること、グローバリゼーションの進展の中で人間中心の持続可能な開発を促すために人間の安全保障の概念が有効であることを指摘した。また、MDGs で、必ずしも十分考慮されていない開発の質的側面の向上（特に UHC の実現を含む包括的な開発、外的ショックに対する社会の強靱性強化の一環としての防災の主流化）に係る取組の必要性を強調した。
- ワシントンでの IMF・世界銀行年次総会公式セミナー「公共財のための新たな資金源の活用」に、理事長がパネリストとして登壇した（10 月）。開発途上地域の公共財整備に必要な民間資金の動員について、特定の国に偏ることなく、都市開発、教育・保健、農業等の分野に資金を取り込む枠組みの必要性を指摘するとともに、ODA が開発事業のリスクやコストの軽減に役立つことを主張した。

② 防災の主流化

- ワシントンでの ADB 総会公式イベント（5 月）に、機構役員が防災に関するセミナーにパネリストとして登壇し、ポスト 2015 年開発アジェンダ、HFA を考慮した防災の主流化の重要性を強調し、東日本大震災などから得られた教訓の共有、災害復旧の際の Building Back Better の考え方（指標 3-1 参照）や災害復旧スタンドバイ借款の創設（指標 7-5 参照）を説明した。
- 東京での日 EU 首脳会議を前に、EU 及び UNHCR とともに、公開セミナー「安心・安全を保障する開発支援の在り方ー自然災害に対してレジリエント（強靱）な社会の構築に向けて」を開催した（11 月）。理事長は基調講演の中で、自然災害リスクへの対処能力の向上や強靱な社会づくりが人間の安全保障の実現にとって不可欠であり、防災の取組を通じた持続的成長をポスト 2015 年開発アジェンダに明確に位置づけることが重要であると訴えた。防災分野の取組や東日本大震災の復興に積極的な EU のゲオルギエヴァ委員も基調講演を行った。
- 日本政府と世界銀行が共同でまとめた「東日本大震災からの教訓」に続き、日本政府の支援を得て東京に世界銀行防災ハブが設立されたのを捉え、同ハブと連携して「日本ー世界銀行防災共同プログラム」設立記念特別シンポジウムを実施した（2014 年 2 月）。理事長の挨拶を通じて、開発における防災の主流化、レジリエントな社会の構築に向けた取組を進めることを世界に発信した。

③ UHC

- 日本政府と世界銀行によって開催された UHC に関する保健共同研究を総括する UHC 国際会合（於東京）に、理事長が出席し、役員が司会を務めた（12 月）。UHC の実現には強い政治的リーダーシッ

プと公平性の確保、保健人材強化等の重要性が確認され、ポスト 2015 年開発アジェンダに向けた UHC の指標設定やパートナー間の協調・経験共有等について議論を行った。

④ 持続的都市開発

- 米州開発銀行と中南米・カリブ地域における新興・持続的都市開発イニシアティブに係る覚書に署名し、米州開発銀行の枠組みを活用した日本の「環境未来都市」構想の発信や機構の技術協力の活用等に合意した（11 月、指標 3-1 参照）。
- 日本政府、フランス政府、OECD、国連機関とともに、「持続可能な開発目標に関する第 7 回公開作業部会サイドイベント」を国連本部で共催した（2014 年 1 月）。機構は、人口集中や膨大なエネルギー消費等から成る複雑な都市問題を克服するために、都市間の経験・情報共有の促進、国際的に標準化された都市開発アプローチの適用、地方政府に対する資金確保と関係者の能力強化が必要と訴えた。
- 前述の ADB 総会公式イベントのうち、都市開発セミナーにも機構役員がパネリストとして登壇した。公共交通機関を中心とした Compact City、環境や資源の消費効率に配慮した Smart City、防災を重視した Resilient City 建設の重要性を発信した。

(3) ODA の定義や開発資金を取り巻く議論への取組

- ODA の定義の見直しに係る技術的議論を行っている OECD/DAC 統計作業部会の共同副議長に機構職員が立候補・当選し、議論の取りまとめに貢献している。同部会では、開発課題の多様化、途上国に流入する資金における ODA の相対量の低下、開発資金及び商品の多様化等 ODA を取り巻く環境が変化しつつある中、ポスト 2015 年開発アジェンダに係る議論の進捗を踏まえ、ODA 及び ODA 以外の開発資金の定義、計測方法を検討している。定義に係る議論では、国際的な低金利傾向といった視点からも、ODA の譲許性の定義方法に関する検討が行われている。機構は、日本政府と協力し、検討過程に能動的、機動的に対応していく。

(4) 第 5 回アフリカ開発会議（TICAD V）への貢献

- 6 月、横浜にて開催された TICAD V には、39 名の国家元首・首脳級を含むアフリカ 51 か国、31 か国の開発パートナー諸国及びアジア諸国、72 の国際機関及び地域機関の代表並びに民間セクターや NGO 等市民社会の代表等、約 4,500 名以上が参加し、日本が主催する最大規模の国際会議となった。また、共催者の国連、アフリカ連合委員会、世界銀行、UNDP の長が参加した。TICAD V 開催に際し、機構は、過去 20 年間の日本のアフリカ開発の考察を行い、各課題に対する協力方針や具体的な支援策、実施上妥当な目標設定に関して日本政府に提言した。本会議では、「強固で持続的な経済」、「包摂的で強靭な社会」、「平和と安定」を三本柱とした「横浜宣言 2013」、「横浜行動計画 2013－2017」が採択され、機構の提言も成果文書に反映された。
- 会議開催期間中、機構は、TICAD 公式イベントとして、「インクルーシブでダイナミックなアフリカの開発」と題したセミナーシリーズ 19 件を主催・共催した。このうちアフリカの開発全般をテーマにしたセミナーでは、コートジボワール大統領、セネガル大統領、エチオピア首相を招き、理事長がモデレーターを務め、女性、若年層を含むすべての人々が恩恵を受け、民間セクターの潜在力を最大限に活用した開発の重要性を訴えた。また、機構は、現場の経験や事業に根差した政策提言や調査研究成果（指標 6-1 参照）の発信を行い、本会議の議論に参画した。

- 特に、アフリカの経済構造転換については、共同研究を行ったコロンビア大学政策対話イニシアティブとシンポジウムを共催し、同研究の成果を活用して、アフリカ経済の課題について議論した。

(5) その他の開発課題に関する取組

- 気候変動：機構が運営委員会メンバーを務める国際開発金融クラブ（20 の国際・地域開発金融機関から成る相互協力ネットワーク）のワシントンでの総会に参加し、グリーン・ファイナンスに係る加盟機関間の協力を議論した（10 月）。バン・キムン国連事務総長からも、気候変動ファイナンスの拡大に向けた同クラブの貢献に対する期待が表明された。また、OECD/DAC の環境と開発協力ネットワークには 2008 年から機構職員が副議長を務めており、OECD/DAC における 気候変動に係る議論等に対し、日本政府の考え方にに基づき機構の知見を提供し、OECD の議論の深化に貢献している。
- 食料安全保障：6 月にロンドンで行われた「食料安全保障及び栄養のためのニュー・アライアンス」会合でのサイドイベント「成長のための栄養：ビジネスと科学を通じた飢餓との闘い」に理事長が日本政府代表として出席し、日本政府が TICAD V で発表した支援策（栄養も含む保健分野への 500 億円の支援、アフリカの乳幼児の栄養不良の予防を含む世界銀行を通じた 1 億ドルの支援）等を説明した。また、9 月に国連総会に合わせて開催された「食料安全保障および栄養のためのニュー・アライアンス」のリーダーシップ理事会にも理事長が参加し、日本の貢献について説明した。
- 7 月のモスクワでの G20 財務大臣・中央銀行総裁会合に先立ち開催された「G20 開発金融機関会合」、「長期投資促進を通じた持続的成長に関する国際会議」において、機構より、インフラ開発に必要な長期投資促進のための取組として、ファイナンス、政策改革、リスクシェアスキーム、途上国機関の能力開発を含む総合的な対応に関する発表を行った。

2. 援助潮流の形成と現場での協働に向けた他ドナーとの連携促進

(1) 国際機関等

- UNDP：機構は、ポスト 2015 年開発アジェンダを主導する国連、特に開発援助に係る国連システム全体の調整を担う UNDP との関係を重視し、特に MDGs 推進、平和構築、ガバナンス、人間開発報告書、南南協力について連携を進めている。10 月の定期協議では今後連携に注力する分野（MDGs 達成に向けた取組の促進、紛争国支援、防災の主流化等）を協議し、11 月の理事長とクラーク総裁の面談時に更なる連携強化に合意した。
- 世界銀行：援助潮流の形成との関連で、開発途上国の政策決定者を対象とする研修「世界銀行研究所フラッグシップコース」の実施を支援。また、協調融資に関しては、タンザニア「小規模灌漑開発事業」やモロッコ「基礎教育セクター開発事業」等、計 9 件、約 1,000 億円の事業を実施した。
- UNDP、世界銀行のフラッグシップレポートに対する貢献：
 - UNDP の人間開発報告書 2014 年版のアドバイザー・パネルに理事長が就任し、同報告書のテーマである「レジリエンス（強靱性）」に関して、機構の知見に基づく専門的な助言を行った。
 - 世界銀行の世界開発報告書 2014 年版（テーマ「リスクと機会」）の作成への協力を継続し、機構研究所の論文等を 6 本提供したほか、最終稿にコメントを提供し災害リスク管理に関する事項が反映された。こうした機構の貢献は、報告書巻頭の謝辞でも言及された。
- UNHCR：2001 年以來の人事交流を継続するとともに、人道・緊急支援とその後の復興・開発とのギャップを埋めるべく現場での連携を行っている。例えばシリア難民を受け入れたヨルダンへの円借款事業（指標 4-1 参照）の準備段階で、UNHCR と協議を行った。副理事長と副高等弁務官の面談（10

月)及び理事長とグテーレス高等弁務官の面談(11月)を通じて更なる連携強化について協議した。

- **OECD/DAC** : 理事長がソールハイム議長(外務省招へいで来日)と面談し(12月)、ポスト2015年開発アジェンダ、ODA再定義、新興国等について意見交換を行った。
- **EU** : 機構は、2012年に連携協力調査員をEU本部に派遣し、関係を強化している。11月には前述の防災に係る公開セミナーを共催し、理事長がゲオルギエヴァ委員(国際協力・人道支援・危機対応担当大臣)と面談した。同月の日EU定期首脳会議の声明には機構とEUの連携促進が盛り込まれた。
- **イスラム開発銀行** : 2014年3月、イスラム開発銀行及びパレスチナ計画庁との間で、同行内にパレスチナ支援のための信託基金を設立する合意文書が締結された。同行が提供する資金を用いて、インドネシア・マレーシア等の東アジア諸国がパレスチナ向けの研修・セミナーを行う仕組みである。機構は同行に連携協力調査員を派遣し、開発支援の知見を提供する予定である(指標4-1参照)。
- **アラブ・コーディネーション・グループ** : アラブ地域の9つの援助機関が属するアラブ・コーディネーション・グループの援助協調会合(4月、於クウェート)に参加し、中東(パレスチナ等)、南アジア(アフガニスタン、パキスタン等)の紛争影響国支援に係る連携を強化することで合意した。
- **国際赤十字赤新月社連盟** : 2012年に締結した合意文書に基づき連携を強化した。ジュネーブでの世界防災会議(5月)では、機構役員と国際赤十字赤新月社連盟事務総長が面談し、防災分野においてポストHFA、ポスト2015年開発アジェンダを見据えた連携強化を確認した。ケニアでは、洪水脆弱地域の洪水管理に係る機構の技術協力の一環で、ケニア赤十字に地域住民の啓発活動等を委託した。

(2) 二国間機関、財団

- **米国** : 2014年2月に理事長とUSAIDシャー長官が面談し、強靱性、アフリカ・アフガニスタン・ミャンマー支援につき意見交換を行った。また、日米両政府のハイレベル合意に基づき開催された第1回日米開発対話にも機構よりも参加し、援助機関の観点からのインプットを行った。現場レベルでは、国際保健(アジア、アフリカ)、食料安全保障(タンザニアにおいて機構のプロジェクトで確立した稲作技術パッケージをUSAIDプロジェクト対象地域で開始など)、民間連携(ガーナにおける子どもの栄養改善実現のため2012年に味の素株式会社、USAID、機構、3者間の覚書を締結した上での協力の推進)等の分野でUSAIDとの連携が進化した。また、2014年1-2月に機構が横浜市と連携して実施した「アフリカ女性起業家セミナー」において、公開シンポジウムおよびワークショップ開催においてUSAIDと連携した(同シンポジウムには田中理事長及びケネディ駐日大使も出席)ほか、アフリカ・ジェンダー分野での連携に向けた意見交換を実施した。
- **フランス** : 6月のオランダ大統領来日時の日仏共同声明及び日仏間協力のためのロードマップにおいて、機構とAFDの連携の深化(特に気候変動及びアフリカ食料安全保障、具体的にはセネガル川流域での稲作支援に関する新たな連携事業の実施)が合意された。また、フランス開発担当大臣並びにAFD総裁と理事長の面談及び担当部間の協議を行い、ポスト2015年開発アジェンダやCOP21等の国際的な援助潮流の形成における連携及び現場での連携の強化に合意した。
- **ドイツ** : TICAD V や IMF・世界銀行年次総会の機会を捉え、役員レベルの協議を実施した。ドイツ連邦経済協力開発省とは気候変動等、ポスト2015年開発アジェンダにおける協力を確認。ドイツ復興金融公庫(KfW)とはOECD/DACにおける開発資金の定義や譲許性の計算、及びODAの再定義に係る議論における連携、ドイツGIZとはアフリカ水分野等現場での連携及びポスト2015年開発アジェンダにおける援助機関の役割に係る意見交換を進めた。

- **英国**：ODA による借款制度の再導入を検討している英国議会の要請に応じ、6 月に機構役員が下院国際開発委員会で円借款に関する説明を行うとともに、ローコック英国国際開発省（DFID）事務次官と面談し、ポスト 2015 年開発アジェンダ、アフリカ支援、官民連携等について意見交換を行った。
- **アガハーン財団**：南アジア・中央アジア及びアフリカにおける開発実績が豊富なアガハーン財団との関係を強化しており、ナゼラリ CEO が機構を 3 度来訪して役員等と面談し、連携案件の進捗共有と新規連携の意見交換を行った。治安上、機構による直接支援が困難なアフガニスタン・タジキスタンにおけるコミュニティ開発のための技術協力では、国境地域において農村開発の実績を有する同財団と連携して事業を実施している。今後、南アジア・中央アジア圏におけるコミュニティ開発に関する連携の検討を進める予定。
- **アジア財団**：アジア開発途上地域における調査研究とガバナンス分野での支援に関する実績が豊富なアジア財団と連携を強化するため、4 月のアーノルド会長来日時に、業務協力協定を締結した。今後、アジアにおけるジェンダー・女性のエンパワーメントに関する連携の検討を進める予定。

3. 権威ある国際研究機関等との関係強化及び機構の発信

- 機構は、国際社会に対する主張の説得力を高めるため、権威ある国際研究機関等との連携を強化している。具体的には、米国ブルッキングス研究所と協力成果の普及拡大（スケールアップ）について、コロンビア大学とアフリカにおける構造転換について共同研究報告書を執筆し、国際会議における機構の発信の根拠として活用した（指標 6-1 参照）。
- また、Friends of Europe（欧州の開発援助シンクタンク）（6 月、テーマ：TICAD）、ブルッキングス研究所（後述）、米国戦略国際問題研究所及び米国議会（2014 年 2 月、テーマ：日本の国際協力 60 周年）等が行うイベントに、理事長をはじめとする役員が登壇・講演した。例えば、10 月にブルッキングス研究所で行われたパネルディスカッション「脆弱国支援と包摂的成長の役割」に理事長が登壇し、アフガニスタンや南スーダン、ミャンマーにおける機構の協力事例を紹介した。

指標 15-2 新興ドナーとの戦略的対話や連携に向けた取組状況

1. アジアの新興ドナーとの開発課題の共有等を通じた対話の継続

- アジア地域は成長の一方で、中所得国でも貧困層が多く、持続的な都市開発、所得格差、保健医療、教育、高齢化といった課題も抱えている。日本政府は、アジア共通の開発課題及びグローバルな課題の解決に対するアジアの声を発信し国際的な援助潮流形成に貢献するため、「アジア開発フォーラム」の開催を提案し、2010 年度以降 4 回の会議を主導した。機構は事務局として、アジェンダ案作成等に貢献している。8 月にはソウルにて、アジアの持続的成長に向けた課題の解決をテーマとする第 5 回会合（2014 年度開催予定）の準備会合を行った。
- また機構は、特に開発援助を拡大している韓国や中国との間で、二国間関係に緊張関係などがある中でも援助機関との定期協議や合同協議、相互訪問等を通じて、以下の意見交換を行った。
 - アジア・ドナー 4 者協議（8 月、於ソウル）：2010 年から、中国輸出入銀行、韓国輸出入銀行・対外経済協力基金、タイ周辺諸国経済開発協力機構と 4 者会合を実施している。2013 年度は各機関の融資スキームに係る情報を共有し、協調融資の可能性を議論した。
 - 韓国輸出入銀行との定期協議（8 月、於ソウル）：融資や新商品開発等に関する意見交換や、国際場裏で協調できる分野での連携を視野に意見交換を実施した。

- 韓国国際協力団 (KOICA) との定期協議 (12 月、於ソウル) : 先方の関心の高い開発援助機関としての組織・業務運営について情報交換を行うとともに、アフリカにおける連携を模索した。
- 中国輸出入銀行との定期協議 (12 月、於北京) : 開催は 2 年ぶりで、インフラ建設とソフト支援の有機的な連携による課題解決の有効性について意見交換を行った。

2. 南南協力・三角協力をに係る国際会議等の主導を通じた取組の発信

- 2013 年度は、DAC リスボン三角協力会合 (5 月、於リスボン)、TICAD V サイドイベント (6 月、於横浜)、南南協力 EXPO (10 月、於ナイロビ)、アラブ南南協力 EXPO (2014 年 2 月、於ドーハ) を通じて機構の南南協力・三角協力をに係る取組を発信した (指標 5-4 参照)。
- ブラジル政府及び UNDP とともに、南南協力、三角協力をに係るマネジメント能力強化を目的としたワークショップを開催し、41 か国の関係者が参加した (11 月)。

指標 15-3 国際機関等他機関との事業実施における連携推進に向けた取組状況

1. 開発途上国における援助協調への貢献

- ベトナムでは、機構の援助協調専門家を中心に、世界銀行、オーストラリア大使館等と協力し、同国政府、ドナー、学界、市民社会による「第 1 回ベトナム開発パートナーシップフォーラム」開催を支援した。
- タンザニアでは、効果的な援助協調を進めるため、同国政府とドナーが共同で「タンザニア合同支援戦略」を策定している。機構は、同戦略に沿って技術協力・有償資金協力・無償資金協力を組み合わせ合わせた支援を行うとともに、運輸交通 (2012 年より) 及び農業 (2013 年より) の 2 分野でリードドナーを務め、政策対話、財政面での改善や開発計画の策定に貢献している。

2. 個別事業における他ドナー等との連携

(1) 連携により機構の協力成果の普及発展を行った事例

- パキスタンでは、ポリオワクチンの調達及び予防接種キャンペーンに係る円借款事業 (2011 年度開始) において、事業成果が確認できた場合はビル&メリンダ・ゲイツ財団がパキスタン政府に代わり弁済をする仕組みを導入した。2014 年 4 月、高いワクチン接種率等の事業成果が確認され、ゲイツ財団が返済を行うことが決定された。機構は、事業実施段階においても、ワクチン調達については UNICEF、キャンペーン実施については WHO が有する高い専門性を活用した。連携事業の成功を踏まえ、ほかのポリオ常在国であるナイジェリアで同様の案件の形成を準備している (指標 1-1 参照)。
- 毎年実施している JICA-KOICA 共同防災研修のフォローとして、カザフスタンで KOICA との防災セミナーを共催し (2014 年 3 月)、日本側は防災教育及びカザフスタンの災害状況、韓国側は地すべり分野の講義を行い、帰国研修員による活動状況報告と併せて研修内容及び成果をカザフスタン側関係機関に普及させることができた。
- イランでは、UNDP と共催で地震防災セミナーを実施したことで、イラン全国の地震防災担当者の参加を促進できた。機構は、地震防災や緊急道路網整備の取組を説明した。
- モンゴルでは、新予算法で導入された地方分権のため、世界銀行、UNDP 等と協調しながら、自治体の内部監査に係る技術協力を実施し、同国の公共財政管理改革に貢献している。
- ラオス政府の不発弾除去団体に対し、UNDP によるドナー間調整支援に協力しつつ、個別専門家の助

言、カンボジア地雷対策センターでの研修、無償資金協力による不発弾除去機材供与を行っている。

(2) 連携により、機構単独では支援が困難な地域で開発効果を上げた事例

- スーダンでは、機構の技術協力の一環で、UNICEF に村落助産師現任研修（対象：約 2,000 人）等を委託した。これにより、治安上、日本人専門家の活動が困難なダルフル地域等の紛争影響地域を含め、全州において事業を実施することが可能となった（指標 1-1 参照）。
- イラクでは、2014 年 3 月に UNDP との円借款事業のモニタリング委託契約を更新し、治安上、海外拠点の在外職員が活動困難な地域の事業を含め、モニタリングを行っている。四半期ごとのイラク側関係者との ODA モニタリング会合は 2014 年 2 月までに 22 回開催し、円滑に業務が行われている。
- シリア難民支援に関するフランス国際専門機構及びドイツ GIZ との連携について、指標 4-1 参照。
- 中国では、ADB 中国事務所が実施している南南協力 Knowledge Sharing（中国における開発経験を、中国国内で相対的に経済発展が遅れている内陸部や、ほかの開発途上国に共有するセミナー等）に対し、都市貧困及び職業訓練をテーマとしたセミナーへの日本の有識者の講師派遣等を通じて協力した。

小項目 No. 16 環境社会配慮

大項目	1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
中項目	(7) 事業の横断的事項に関する取組
小項目	16. 環境社会配慮
中期計画/ 年度計画	<p>【中期計画】</p> <p>機構は、事業実施に当たっては、環境影響及び住民移転等の社会的影響の回避・最小化に関する職員その他の関係者の意識を高め、環境社会配慮ガイドライン（平成 22 年 7 月 1 日より施行）に則り、第三者の関与も得て、環境及び社会に配慮した業務運営を行う。</p> <p>【年度計画】</p> <p>① 環境社会配慮ガイドラインを運用し、第三者の関与も得て、環境社会配慮面の審査及びモニタリング結果の確認を実施する。</p> <p>② 本部と在外事務所の職員、専門家、コンサルタント、相手国政府等を対象に環境社会配慮ガイドラインに関する研修を実施する。</p>

指標 16-1 環境社会配慮ガイドラインの運用状況

1. 環境社会配慮ガイドラインの適切な運用

- JICA 環境社会配慮ガイドラインでは、支援要請がなされたプロジェクトが環境社会面に与える予想される影響の大きさに応じて A、B、C、FI のカテゴリに分類¹を行い、相手国に対し適切な環境社会配慮がなされるよう働きかけることとしている。2013 年度は、合計 663 件（カテゴリ A35 件、B153 件、C463 件、FI12 件）に適用し、案件検討から審査、実施の各段階において環境社会面に与える影響に対する配慮状況について確認を行った。
- 主にカテゴリ A 案件については、同ガイドラインに則って、第三者機関（環境社会配慮助言委員会）の全体会合を計 11 回及び個別の案件について助言を行うワーキンググループ会合を計 25 回開催し、計 22 案件について環境社会配慮の支援・確認に関する助言を得た。具体的な事例として、社会面の影響に関し、現地住民協議は「貧困者や発言力が弱い住民の意見が聞き取れるよう、非正規居住者や女性などステークホルダーの特性に応じて実施すること」、「事業の影響を受ける耕作者に代替農業などのトレーニングプログラムの提供を検討すること」、環境面の影響に関しては「環境社会影響を考慮し代替案の評価を明確に行うこと」、「生態系への影響について雨季・乾季を通して負の影響を評価すること」等の助言を得た。同委員会は、常設の第三者的な機関として協力事業への助言を行うという国際的にも他に類を見ないものであり、いずれの助言も緩和策の策定や実施にいかされている。
- また、2013 年度は、事業実施段階における環境社会配慮面のモニタリング監理強化のため案件監理調査を 3 件（大都市での高速道路整備における住民移転対策、島しょ国での港湾施設整備における自然環境対策、大都市での地下鉄整備における工事中の環境対策）で試行し、審査時合意事項の実施状況を確認し、対処事項を先方実施機関等へ提言した。

¹ A：環境や社会への重大で望ましくない影響のある可能性を持つ事業、B：環境や社会への望ましくない影響が、カテゴリ A に比して小さいと考えられる事業、C：環境や社会への望ましくない影響が最小限かあるいはほとんどないと考えられる事業、FI：機構の融資等が、金融仲介者等に対して行われ、融資承諾前にサブプロジェクトが特定できない事業、かつ、そのようなサブプロジェクトが環境への影響を持つことが想定される事業。

2. 環境社会配慮政策における国際機関等との調和化に向けた取組

- 環境社会配慮政策やその運用面の調和化を図ること等を目的として、世界銀行や ADB 等との協議を計 3 回実施するとともに、国際開発金融機関との会合に参加した (3 回)。また、JICA 環境社会配慮ガイドラインの運用にかかわる外部有識者と国際影響評価学会総会に出席し (5 月)、機構の取組を発信するとともに、国際機関や他国援助機関との情報交換を行った。

3. JICA 環境社会配慮ガイドラインの運用面の見直し

- 2015 年度の JICA 環境社会配慮ガイドラインの運用面の見直しの準備として、国際協力銀行 (JBIC)、JETRO、日本貿易保険などの他機関のガイドライン改訂状況の把握、環境社会配慮助言委員会からの意見聴取を実施し、見直し方針を検討した。

指標 16-2 環境社会配慮に関する理解の促進に向けた取組状況

- 機構内外の関係者の環境社会配慮に対する理解を促進すべく、機構のコアスキル研修 (指標 32-3 参照) 等を通じた機構内部向け説明 (参加者 484 名 (2012 年度 323 名))、実施機関向け説明 (100 名 (同 84 名))、コンサルタント向け研修 (74 名 (同 97 名)) 等を実施した。2013 年度は、相手国の環境社会配慮能力強化を目的として、審査部職員による海外出張時の相手国実施機関等向け説明 (226 名) を行った。また、日本人及び日本への留学生に対する大学・大学院での環境社会配慮に係る講義 (46 名 (同 30 名)) を行った。以上により、合計 930 名に対して説明・研修を行った (2012 年度 698 名²)。
- ガイドラインの運用を一層明確にすることを目的として、自然生息地における事業の環境社会配慮に関する執務参考資料の作成を行った。また、基礎情報収集のため、カンボジア、ラオス、モンゴル、ブラジルで環境社会配慮プロファイル調査を実施し、報告書を作成した。

² 2012 年度は上記に加え、専門家向け赴任前研修を 164 名対象に実施している。

小項目 No. 17 男女共同参画

大項目	1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
中項目	(7) 事業の横断的事項に関する取組
小項目	17. 男女共同参画
中期計画/ 年度計画	<p>【中期計画】 開発における公平性の確保及び事業の効果向上の観点から、男女共同参画の視点は重要であり、機構は事業実施に当たり、女性の開発への積極的参加及び開発からの受益の確保について十分に配慮し、女性の地位向上に一層取り組む。そのため、職員その他の関係者に、開発援助におけるジェンダー主流化推進の重要性についての理解促進を図るとともに、実施の各段階において、ジェンダーの視点に立った業務運営を行う。</p> <p>【年度計画】</p> <p>① 各部署での事業ジェンダー主流化の推進に向け、引続き、優良な取組に関する情報共有を行う。また、ジェンダー視点を適切に統合した案件の実施監理・活動が行われるよう、職員・専門家・外部関係者等に対するジェンダー講義等を引続き実施する。</p> <p>② 重点対象案件のモニタリングを通じ、ジェンダー主流化の優良事例の形成・抽出・事業へのフィードバックを行う。</p>

指標 17-1 ジェンダー主流化推進体制の運営状況

1. 機構内のジェンダー主流化推進体制の運営

- 事業におけるジェンダー主流化については、企画部の総合調整の下、経済基盤開発部ジェンダー平等・貧困削減推進室（以下、「ジェンダー室」）が、ジェンダー平等・政策制度支援案件の実施及び他部署への支援を行っている。なお、機構内の男女共同参画の推進（「組織ジェンダー」）の取組は、人事部が中心となって進めている（ワークライフバランスの取組等につき小項目 No. 32 参照）。
- 2013 年度は、内外の要請に適切に対応できるよう、新たに 4 名の外部有識者をジェンダー懇談会の委員として委嘱し、一層の体制強化を図った。体制強化後のジェンダー懇談会（2 月）では、初めて組織ジェンダーを議題に取り上げて、機構の取組を報告するとともに、外部有識者から助言等を頂いた。これらの助言を踏まえ、ジェンダー分野のアクションプラン策定や、協議対象外の案件数の削減に向けた検討を開始した。
- 他組織の先進的な取組や、他部署の優良事例の共有などを通じたジェンダー主流化の推進を目的として、担当レベルを対象としたジェンダー担当者会議（11 月）及び部室長レベルを対象としたジェンダー責任者会議（12 月）を階層別に開催した。これらの会議では、ジェンダー主流化に係る優良事例について毎年情報共有を行い、機構内のジェンダー主流化の促進に取り組んでいる。
- また、事業担当部におけるジェンダー主流化の取組を促すべく、ジェンダー主流化状況の「見える化」に取り組んだ。具体的には、スキーム別、分野・課題別、部署別のジェンダー案件の割合を図表にして「見える化」し、ジェンダー責任者会議で関係者に配布するなど、ジェンダー案件の形成促進を図った。
- 課題別支援委員会「開発とジェンダー」では、委員による現地での講義を通じて「カンボジアジェンダー主流化プロジェクトフェーズ 2」のカウンターパート及びカンボジア事務所の所員に対してジェンダー視点に立った予算の策定方法に関する助言をしていただいた。

2. 機構内外の関係者に対する研修を通じたジェンダー理解の促進

(1) 職員等に対する研修の実施

- ジェンダー主流化の推進には、事業を担当する機構職員の意識と知識の向上が重要であるとの認識に立ち、在外赴任者向け研修を8回行い135名が参加（2012年度12回165名）、新人職員向け研修を1回行い28名が参加した（同1回31名）。また、外務省と連携して、海外拠点、在外公館の現地ODAタスクフォース関係者に対する遠隔セミナーを実施した。その結果、中米地域事務所がジェンダーセミナーを開催しジェンダー主流化の課題を議論したり、農村開発部と開発コンサルタント間でジェンダーに関する意見交換会を行ったりするなど、ジェンダー主流化を具体的に進めるための検討が行われている。

(2) 外部人材に対する啓発活動の実施

- 事業に直接かかわる専門家、開発コンサルタントをはじめとする外部人材のジェンダー理解促進のため、専門家等の赴任前研修を10回実施し、312名が参加した（2012年度12回280名）。また、農業従事者に女性が多い農業・農村開発分野については、専門家を対象とする能力強化研修「農業・農村開発とジェンダー」を開設した（計4日間。開発コンサルタント等25名が参加）。さらに、大学生を対象とする大学での講義を1回（48名）、開発途上国の行政官を対象とする課題別研修での講義を2回（24名）実施した。

3. ジェンダー主流化に関する機構の経験や知見の対外的な発信

- 機構職員が国際会議に出席して、ジェンダー主流化の国際的な動向を理解するとともに、機構の知見を発表、共有した。具体的には、DAC ジェンダー平等・ネットワーク会合（5月）では、ポスト2015の開発援助におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメントに向けた取組の議論に参加した。また、ADB ジェンダー有識者会議（6月）では、ADBが策定した「ジェンダー平等と女性のエンパワーメント推進に関する新オペレーション・プラン」の内容について、他の有識者とともに技術的なコメントを行った。さらに、国連婦人の地位委員会（3月）では、サイドイベントにおいて、防災とジェンダーという観点から東日本大震災の教訓と機構の取組について発表した。
- 日本国内における対外発信として、安倍総理の国連総会の一般討論演説（9月）やASEAN首脳会談（12月）の機会を捉え、日本のプレス向けの勉強会を計2回開催し、機構のジェンダー主流化の取組やASEANにおける人身取引への機構の取組について発信した。加えて、ジェンダー・ニュースレターの発行、プロジェクト現場からのニュース発信、グローバルフェスタ2013でのジェンダーブース出展、国際ガールズデーや国際女性デーに合わせたウェブサイト記事の掲載等を実施した。

指標 17-2 ジェンダー視点に立った事業の運営状況

1. 援助実施方針及び個別案件におけるジェンダー視点の反映

- 事業の上流段階の方針・指針策定へのジェンダー視点の反映を強化するため、6か国（ガーナ、ペルー、パプアニューギニア、カンボジア、エルサルバドル、ホンジュラス）の国別分析ペーパー及びエネルギー、鉱業分野の課題別指針の策定の際、ジェンダー室から方針・指針作成部署に助言を行った。
- また、毎年実施している国別のジェンダー基礎情報収集調査について、2013年度は、ボリビア、コロンビア、モンゴル、ミャンマーの4か国を対象に実施した。当該国に対する協力方針の策定

や個別事業の協力内容を検討する際の基礎情報として活用するとともに、同情報は機構のウェブサイトでも公開した。

- 個々の案件の形成の段階では、新規要請の検討及び協力準備調査の際、ジェンダー室から事業担当部署に対し、必要に応じてジェンダー視点に関する助言、情報提供を行った。農業・農村分野では、「東アフリカ地域におけるジェンダー視点に立った農業・農村開発分野基礎情報収集調査（ケニア）」を実施した結果、同国における農業省のジェンダー主流化のニーズが確認された。これを受け、「ケニア国・ジェンダー視点に立った農業普及推進プロジェクト」を形成し、2013年度に採択された。事業開始は2014年度の予定。
- 個々の案件の実施の段階では、委託業務の指示書におけるジェンダー視点の取込みの促進、専門家へのブリーフィング等（エチオピア、パレスチナ、エジプト、インド等）を行った。
- また、ジェンダー室による事業のモニタリングを通じて優良事例の収集、共有を行った。具体的な優良事例は以下2.で紹介する。
- こうした取組を通じて機構のジェンダー案件¹の割合の増加を見込んでいる（なお、2012年度のジェンダー案件の新規形成案件の割合は31%²）。

2. ジェンダー案件の事例

(1) パキスタン技術教育改善プロジェクト（技術協力）、パンジャブ州技術短期大学強化計画（無償資金協力）

- 機構は、工業化が進むパキスタン第二の工業都市ラホールで、中堅工業技術者育成の需要に対応するため、レイルウェイロード技術短期大学をモデル校とする産業人材育成能力の向上を支援した。同校は、機構の専門家の協力の下で女子学生の募集活動等を実施し、2010年に同国の公立技術短期大学では初めて女子学生を受け入れた（2013年までに104名の女子学生を受入）。同年8月には21名の女子学生が初めて卒業し、うち8名は大学等に進学し、3名は設計事務所等に就職した。女性が安全、安定かつ高収入で世間体も良い建設業界に就職する機会の拡大につながる事が期待される。
- 同短期大学に対しては、2013年4月、無償資金協力による建築学科講義棟の建設と教育機材の整備が完了し、女性用トイレやコモンルームという女子学生の居場所を設けるなど、女子学生が学びやすい環境を整備した。同大学の取組はパキスタン国内でも高く評価され多くの見学者が訪れている（なお、同プロジェクトに派遣された建築分野の専門家は、本業績により、2013年に日本建築学会賞教育賞を受賞）。

(2) ナイジェリア・女性の生活向上のための女性センター活性化支援プロジェクト（技術協力）

- 成人識字率や推定所得等でジェンダー格差が顕著なナイジェリアでは、政府主導で、女性の識字・職業訓練のための女性開発センター（Women Development Center。以下「WDC」という。）の設置に取り組んでいる。機構が2007年から2010年にかけてカノ州の6センターの機能向上を支援した結果、WDCのサービスの質、コミュニティの肯定的認識及びマネジメントの向上が実現した。また、WDC利用者の技術の習得、態度の変化（意見を述べる、アイデアを出す）、夫や宗教指

¹ 次の①又は②に該当する案件をジェンダー案件と定義。①プロジェクトの主要な目標にジェンダー平等や女性のエンパワーメントの推進が含まれる案件。②主要な目標は他課題に関して設定されているが、ジェンダー平等や女性のエンパワーメントに資する具体的取組を含む案件、若しくは、ジェンダー視点を考慮して事業が実施される案件。

² 2012年度は統計上最も早くデータを得られる年度。対象事業形態は、技術協力、円借款、無償資金協力。

導者の理解が進むなど、対象 WDC に通う女性のエンパワメントに正のインパクトがもたらされた。さらに、2011 年開始のフェーズ 2 では、カノ州での成果を他州にも普及させるべく、6 州の WDC の活性化及び「WDC 活性化モデル」の整理を行っている。治安悪化により活動が難しい州もある中で、WDC を利用する女性の数がプロジェクト期間中半年間で 30% 増加し、利用者による WDC の肯定的な認知が増し、WDC の施設を地方政府が自前で修復・拡張する動きが見られている。本プロジェクトの取組はプロジェクト終了までに WDC の活性化に向けた「ガイドライン（案）」として取りまとめられる予定であり、全国の WDC 運営に活用される。

3. 政策への機動的な対応

- 安倍総理は、国連総会一般討論演説（9 月）において、①女性の活躍・社会進出推進と女性の能力強化、②国際保健外交戦略の推進の一環としての女性の保健医療分野の取組強化、③平和と安全保障の分野における女性の参画と保護、という三つの重点施策分野において、今後 3 年間で 30 億ドルを超す ODA を実施することを発表した。
- こうした日本政府の政策を踏まえ、ジェンダー案件の形成を強化するため、機構は、本部における上述のジェンダー担当者会議、ジェンダー責任者会議を開催した。また、外務省が開催した海外拠点に対する現地 ODA タスクフォース遠隔セミナーに協力した。協力準備調査（BOP ビジネス連携促進）については、応募勸奨分野に「女性の社会進出及び活躍支援（エンパワメント）」を追加した結果、9 月の公示では関連事業 5 件が採択された。
- また、TICAD V 開催に合わせて、横浜市、外務省と連携し、シンポジウム「女性の活躍と経済成長」を共催した（5 月）。同シンポジウムでは、マラウイの女性国家元首ジョイス・バンダ大統領の記念講演及びアフリカの女性起業家等によるパネルディスカッションを実施した。さらに、横浜市、米国と連携して「アフリカ女性起業家支援セミナー」を共催した（1 月）。同セミナーでは、アフリカ 7 か国から女性起業家と行政官を日本に招へいし、日本の事例紹介や参加者間の交流を行った。
- なお、上述の安倍総理の国連総会演説では、「女性・平和・安全保障に関する安保理決議 1325 号」の履行のための行動計画策定が約束された（同決議は、女性と平和、安全保障を関連付けた初の国連安保理決議として 2000 年に採択された）。機構は、関連会議への参加や行動計画原案に対するコメントを通じて、外務省と市民グループによる共同検討作業に貢献した。

小項目 No. 18 事業評価

大項目	1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
中項目	(7) 事業の横断的事項に関する取組
小項目	18. 事業評価
中期計画/ 年度計画	<p>【中期計画】 客観的な事業の運用・効果指標の設定を含む事前評価から、当初想定した事業効果の発現度合い及び事業実施からの教訓の抽出を含む事後評価にいたる体系的かつ効率的な事業評価（PDCA サイクル）を適切に実施する。また、これらの事業評価の内容について国民にわかりやすい形で公表し、「ODA の見える化」を推進するとともに、評価内容を迅速かつ的確に新たな事業等にフィードバックする。</p> <p>具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 事後評価の着実な実施を通じて事業評価の質を高めるとともに、得られた教訓の事業へのフィードバック強化に資する適切な評価情報の共有に取り組む。 ● 国民への事業評価結果の情報開示を改善しつつ、よりわかりやすく迅速な発信を進める。 ● プログラム化の進捗も踏まえたプログラムレベルでの評価やインパクト評価等、新たな評価手法の実施に取り組む。 <p>【年度計画】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 事後評価を着実に実施し、適切な提言や教訓を得て、その活用を一層促進するよう取り組む。有益な教訓が引き出せそうなプロジェクトについては、特定の評価テーマを設定し、より詳細な調査から得られる教訓を機構内部に広く提供する。 ② 事業評価年次報告書をより分かりやすい形で作成・公開するとともに、速やかにウェブサイトでも公開する。また、各事業の評価報告書及び評価結果要約表のウェブサイトへの掲載数の増加により、事業評価結果の検索システム機能を充実させる。 ③ プログラム単位の事業実施における、事前評価段階での成果指標の設定及び教訓の活用を促進する。また、プロジェクトが与えた事業効果を精緻に測定するためのインパクト評価の実施及び評価結果については、機構内部に広く共有する。

指標 18-1 事後評価の実施状況

1. 事後評価の実績

(1) 詳細型事後評価（外部評価）

- 対象は原則 10 億円以上の案件で、終了後 3 年以内に実施している。
- 2013 年度の評価完了案件は 96 件（技術協力 20 件、円借款 50 件、無償資金協力 26 件）で、機構ウェブサイトを通じ評価結果を外部に公開した（2012 年度は計 107 件。技術協力 20 件、円借款 51 件、無償資金協力 36 件）。加えて、90 件（技術協力 28 件、円借款 43 件、無償資金協力 19 件）の評価作業を開始し、2014 年度に完了予定である。
- 詳細型評価では、結果を分かりやすく表示するために A、B、C、D の 4 段階のレーティング（格付け）¹を付している。2013 年度詳細型事後評価完了案件の分布は、A 36 件（37%）、B 38 件（40%）、C 15 件（16%）、D 7 件（7%）。A と B を合わせた合計は全体の 77%を占めており、これらはおお

¹ 事業の①妥当性、②有効性・インパクト、③効率性、④持続性について個別に評価し、その結果を基に総合評価を「A（非常に高い）」、「B（高い）」、「C（一部課題がある）」、「D（低い）」の4段階でレーティングするもの。ただし、レーティングは評価のすべてを包括的に反映してはいないため、その結果のみが過度に強調されることは好ましくなく、機構では、あくまでも参考指標として扱っている。

むね期待されていた効果が得られたものと判断できる。C、D の要因としては、「事業を取り巻く環境の変化」、「運営・維持管理の組織体制の問題」等が挙げられる。

- 事後評価の教訓は、開発途上国側にフィードバックするとともに、テーマ別評価等で更なる教訓分析をする、などを通じて機構内にフィードバックを行っている（指標 18-2 参照）。

(2) 内部事後評価

- 対象は 2 億円以上 10 億円未満の案件で、終了後 3 年以内に実施している。
- 2013 年度の評価完了案件は 82 件（技術協力 48 件、無償資金協力 34 件で、機構ウェブサイトを通じ評価結果を外部に公開した（2012 年度は 73 件、30 件、43 件）。加えて、62 件（技術協力 32 件、無償資金協力 30 件）の評価作業を開始し、2014 年度に完了予定である。

(3) 詳細型事後評価結果の横断分析

- 詳細型事後評価の結果を俯瞰した横断分析として、2013 年度は「協力完了後のあり方を踏まえた検討」に着目し、協力完了後の成果を先方政府自身の持続的な取組につなげる観点から、「協力内での運営・維持管理強化」、「円滑な運営のための受益者へのインセンティブ付与」、「影響を与えるプロジェクト環境の精査」等について分析を行った。この結果、事業効果の持続的発現に必要な運営・維持管理や活動等、完了後に必要となる事項を、計画時のみならず実施段階・完了時に開発途上国カウンターパートと議論・確認し、その確実な実現に向けた協力の実施や先方カウンターパート自身の努力を継続的に促していく必要があるという示唆が得られた。

2. 事業評価の質の向上に向けた取組

(1) 事前段階及び実施段階の評価・モニタリングの質の向上

- 事前評価の質を高めるため、事業担当部による事業事前評価表の決裁の前に評価部との協議を義務付けている。2013 年度は、事業事前評価表 493 件について、評価部が助言を行った。また、異なる事業形態間で共通の手法・視点をを用いるため、技術協力プロジェクト、円借款附帯プロジェクト及び SATREPS の事業事前評価表の様式の基本的な項目を共通化した。
- 他方、事業実施段階で行うモニタリングについて、従来技術協力プロジェクト及び円借款事業においてプロジェクト開始の一定期間後に実施していた「中間レビュー」は、2014 年 3 月以降に開始する案件から廃止し、案件ごとに柔軟かつ機動的にモニタリングを行うこととした。また、技術協力プロジェクトの終了 6 か月前に実施していた終了時評価も廃止し、事業完了報告及び柔軟かつ機動的な完了後モニタリングを導入した。

(2) 事業評価外部有識者委員会の開催

- また、事業評価外部有識者委員会は、2013 年度は 2 回開催し、主に PDCA サイクルにおける教訓活用マネジメントの強化策（指標 18-2 参照）及び「新 JICA 事業評価ガイドライン」改訂案に関する意見交換を行った。委員からは、前者に関しては「PDCA を通じて生み出された教訓をアクションにつなげる必要がある。」、また、後者に関しては「目的と基本原則が簡潔に記載されており、より分かりやすいものとなった。国内だけではなく国際的にも示すものであるのであれば、簡潔であるほうがよりメッセージが伝わる。」等の助言を得た。これら助言をいかし、機構では、教訓活用上の課題分析及び教訓のナレッジ化プロセスを業務フローに組み込むこととした。2014 年度導入

に向けて準備するとともに、技術協力プロジェクトの開発課題別の代表的教訓資料の整備を行った。

- 新 JICA 事業評価ガイドライン案では、従来は必ずしも明確にしていなかった機構の事業評価の考え方を国民に分かりやすく説明し、上述の事前・実施段階の評価・モニタリングのあり方も反映した。2014 年に本ガイドライン及び具体的な評価手順をまとめた手引書を整備し、公開する予定。

(3) 内外関係者の評価能力の向上への取組

- 職員向けのコアスキル研修（指標 32-3 参照）等により、事業評価制度（16 回、受講者数 122 名）、目標・指標設定手法（3 回、同 70 名）、インパクト評価手法（6 回、同 106 名）、インパクト評価手法（集中研修）（1 回、同 34 名）を実施した。また、内部評価を担当する海外拠点の職員、現地職員の評価能力向上のため、評価部・海外拠点間のテレビ会議を行った（4 回、4 拠点）。
- また、開発途上国行政官の評価能力向上を支援するため、2013 年度は 17 か国 18 名を対象に ODA 評価セミナーを約 2 週間にわたり実施した。帰国研修員による自国における事業評価の実施、モニタリングの導入、ワークショップを通じた情報共有等、研修成果の活用を促進した。

(4) 他開発援助機関等との連携

- 民間セクター支援の評価手法、協力プログラムの評価手法、妥当性等の定性分析など、機構のみでは開発が難しい評価手法などについて、ほかの開発援助機関と情報交換を行った。2013 年度は、世界銀行独立評価局、UNDP 評価部、米州開発銀行評価局、フランス AFD 評価局、KOICA、韓国輸出入銀行の対外経済協力基金（EDCF）、OECD-DAC 評価ネットワーク（以下「DAC-EVALNET」という。）、ADB などの機関と意見交換等を行った。フランス AFD 評価局とは、インドネシア気候変動プログラム・ローンに係る合同評価も実施した。特に DAC-EVALNET 会合では、第 4 回 DAC 援助効果向上に関するハイレベルフォーラムで合意された釜山パートナーシップでの評価関連アジェンダを踏まえ、評価を通じた開発協力の質の向上について議論を深め、機構の評価事業にとっても大きな示唆を得られた。

指標 18-2 事業へのフィードバックに向けた情報共有の状況

1. 過去の評価結果から抽出された教訓の活用

(1) 標準的指標と代表的教訓の整理

- 機構では、代表的な開発課題ごとに、技術協力及び無償資金協力の効果を客観的かつ定量的に分かりやすく示す「標準的指標」及び過去の類似案件における成功・失敗例などの教訓をプロジェクト計画に反映するための「代表的教訓」に関する内部参考資料を作成している。2013 年度は、技術協力について、6 分野（基礎教育、災害対策（防災）、農業開発・農村開発、中小企業振興、貿易・投資促進、水資源）の資料を作成した。また、無償資金協力について、5 分野（災害対策（防災）、情報通信技術、放送、エネルギー、廃棄物管理）の資料を作成した（2012 年度 6 分野）。
- 標準的指標及び代表的教訓の資料は、特に、案件形成、事前評価段階における指標設定や類似案件の教訓反映時に参照した。具体的には、案件審査調書、案件計画調書、概要資料、事業事前評価表の決裁過程で事業担当部が評価部と協議する際、評価部が「過去の教訓活用」の項目における記載内容を確認の上、具体的な過去案件の教訓事例等を説明し、教訓の活用を促した。

(2) 評価結果の事業への活用を促進する取組等

- 新規案件の計画段階における過去の類似案件の教訓の活用に関して、2013年度は、特に技術協力、有償資金協力、無償資金協力のプロジェクトにおいて、運営維持管理に係る先方政府の取組、機材の仕様作成に当たる留意点、地域住民間の融和及び関係強化等の教訓が活用された。また、事後評価では、類似案件を実施する担当者が参照しやすい教訓・提言を記載するとともに、実施機関に対して評価結果のフィードバックを実施した。

(3) 評価結果の総合的な分析・検証に向けたテーマ別評価の実施

- 同一テーマに関する複数の案件を総合的、横断的に評価・分析する「テーマ別評価」を3件実施した。このうち「プロジェクトのPDCAサイクルにおける教訓活用マネジメントの強化策の検討」では、教訓の実用化及びPDCAサイクルの各段階における教訓の活用方法について改善案を検討した（指標5-2参照）。また、「開発効果の持続性確保のための相手国政府による公共財政管理に向けての考察」では、開発効果の持続性確保と開発途上国政府の財務に関する因果関係の検証を行い、持続性確保のための主要課題の整理と改善策の提案を行った。加えて、「病院における5S-KAIZEN-TQMの成果発現プロセスに係る分析」を実施し、開発途上国の病院における日本型品質管理手法（5S-KAIZEN-TQM）の導入効果実現のロジックモデル及び効果測定のための標準指標例を、病院が抱える問題別に整理した。

指標 18-3 評価結果の情報公開の状況

- 機構の事業評価について取りまとめた「事業評価年次報告書2013」を作成し、機構ウェブサイト上に公開した。また、詳細な事後評価の情報等も同ウェブサイトに掲載した。さらに、事業評価結果の公開を促進し、ウェブサイト上で検索可能な評価結果件数は、2013年度末時点で、和文5,200件以上（2012年度末5,000件以上）、英文1,200件以上（同400件以上）となった。和文版の翻訳により英文情報を増やした。これらの取組の結果、2013年度のページ閲覧数は、和文9万6,377件、英文5万5,697件となった。

指標 18-4 プログラム単位の評価及びインパクト評価等の実施状況

- 協力プログラムの評価について、コロンビア「紛争の被害者・共生和解支援プログラム」の試行的な評価を実施した。提言内容としては、プログラムの形成段階における個別案件から協力プログラムの目標達成に至るシナリオのロジックの明確化の重要性、実施段階におけるプログラム運営管理のための対象セクター及び外部環境の変遷に関する情報のモニタリングの必要性、分野特性を踏まえた評価手法の必要性が挙げられる。また、上述の技術協力の開発課題別の標準的指標例及び代表的教訓に関する内部参考資料では、プログラムレベルの指標例も追加した。
- インパクト評価について、2013年度は、ザンビア「第2次ルアブラ州地下水開発計画」及びセネガル「教育環境改善プロジェクトフェーズ2」を継続した（2012年度開始、2014年5月頃完成予定）。後者については、プロジェクトサイトにおいて下痢症が減少したという調査結果が見られている。また、本ザンビアインパクト評価及びバングラデシュ「母性保護サービス強化プロジェクト」インパクト評価について機構内のセミナー及び勉強会を実施した。

小項目 No. 19 安全対策の強化

大項目	1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
中項目	(7) 事業の横断的事項に関する取組
小項目	19. 安全対策の強化
中期計画/ 年度計画	<p>【中期計画】 機構は、安全情報を収集し、機構事業関係者に対し、適切な安全対策を講じる。 具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 海外における事業の実施現場が開発途上地域であることを踏まえ、各国の治安状況や交通事情等のリスクを考慮した安全対策措置が不可欠である。この観点から、派遣専門家、ボランティア、職員等の関係者に対し適切な安全対策を講じる。 ● 施設建設等を含む事業に関し、開発途上国政府・事業実施機関、コンサルタント、コントラクターによる安全対策に係る取組の徹底及びこれらの不足を必要に応じて支援する仕組の強化を図る。 <p>【年度計画】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 関係者に対する派遣前の安全対策オリエンテーションを確実に実施するとともに、派遣中の安全対策の継続的な実施を図る。 ② 施設建設等を含む事業に関し、開発途上国政府、事業実施機関、コンサルタント、コントラクターによる安全対策に係る取組を徹底し、必要に応じて支援する仕組みの強化を図るため、これまでに取り組んできた執務参考マニュアルの機構内での周知徹底や実施状況調査等によるコントラクターへの助言等を行うとともに、新たな取組として建設工事の安全管理ガイドラインの検討等を行う。

指標 19-1 関係者に対する安全対策の実績

1. 本部における安全情報の収集・分析・共有

- 外務省領事局との連絡強化に努め、「海外安全官民連携セミナー」、「イラク情勢に係る安全対策会議」等に参加し、政府の現状認識や方針を把握するとともに、外務省、他政府機関、海外に展開する企業等の安全管理に係る情報の収集や当機構の知見の共有等を行った。また、機構と民間企業の間で、安全管理情報の共有の場を設け、機構の安全管理概要紹介のほか、海外における事業実施や安全対策上の現状・課題に係る意見交換等を実施した。
- 海外安全情報を正確かつ迅速に入手するために、24時間体制で各国外電情報等の収集を行っている。これらの情報を逐次収集・分析し、機構内関係者に共有し、緊急対応時や各国安全対策措置変更時等の参考とした。現地情勢の的確な把握、適切な状況判断を行うため、海外危機管理コンサルタント等の外部情報源を一層活用し、機構の要望に応じた有用な情報を得るための態勢を強化した。
- 機構内の24時間緊急連絡体制を的確に運用するとともに、同体制を強化するために、準内部規程の追加や内部向け説明の強化を行った。
- 開発途上地域での主要な治安リスクである選挙に適切に対応すべく、本部及び在外拠点等の安全対策担当者向け執務参考資料「選挙に向けた安全対策について」を新たに作成し、機構内に周知した。

2. 関係者に対する安全対策強化のための取組

(1) 派遣前の機構関係者に対する安全対策講習の実施

- 機構関係者（専門家・ボランティア・職員等）への派遣前安全対策講習を計35回実施し、一般犯

罪、交通事故、テロ、性的犯罪等、開発途上地域におけるリスクの現状や対応について周知・徹底した。特にボランティアに対しては、各派遣国の道路・交通事情や事故例を踏まえた海外交通安全講習を計 11 回、二輪車実技研修を計 4 回実施した。

- 関係者の犯罪被害件数は、近年は年 500-600 件で推移し、2009 年以降減少傾向にあったが、2012 年度に 463 件と 500 件を下回り、2013 年度も 418 件と引き続き低減傾向にある。犯罪被害の減少要因として、空き巣等の侵入盗、すり・ひったくり等非侵入盗とも減少していることから、関係者の住居の防犯設備整備並びに派遣前講習を踏まえた個人の防犯意識向上及び行動変化が挙げられる。
- 平和構築支援対象国に赴任予定の専門家、職員、コンサルタント等を主な対象として、安全対策特別ワークショップを 4 回実施した。第 4 回ワークショップでは、頻度の高まるテロへの対策として、より実践的なロールプレイ・シミュレーション形式を導入した。
- なお、海外進出企業や海外関連団体の安全対策担当者に対して、機構が実施している職員・専門家・ボランティア等向け赴任前研修にて機構の知見を共有した。

(2) 在外拠点の安全対策強化のための取組

- 安全対策措置の見直しや新たな事業展開に係る安全面の検討を要する国（延べ 15 개국¹）に対し、本部及び海外拠点等による安全確認調査を実施し、アフガニスタン・イラクは本部による定期モニタリングを行った。また、2 개국²は海外拠点による安全確認調査を実施し、機動的に対応した。
- 一般犯罪の発生傾向が高い国（12 개국³）に対し、本部による安全対策巡回指導調査を実施し、事務所、住居等の防犯体制の改善事項の指導や関係者への講義を行った。
- 交通事故発生傾向が高い国（4 개국⁴）に対し、本部による交通安全巡回指導調査を実施し、現地状況に応じ、関係者への講習や運転技能の指導等を実施した。
- 在外拠点緊急連絡用衛星携帯電話のより効率的・効果的な配置の観点から、緊急避難体制に応じて配置を見直し、2013 年度末の 228 台から 2014 年度末は 170 台に大幅に集約し通信費用を削減した。

(3) 資金協力関係者の安全対策強化

- 治安状況が切迫した国において、機構が在外公館による在留邦人保護を側面支援し、外務省・在外公館と一体的な対応をとるため、4 月に無償資金協力本体事業関係者への安全対策に関する基本方針を策定し、機構内で周知した。
- 南スーダンにおける一斉退避（下記 3. 参照）では、外務省・在外公館の協力依頼を受け、無償資金協力本体業者等の退避用航空便手配、退避手続き支援及び治安情報の共有等を行った。

3. 治安が悪化した国における緊急対応の実績

- エジプトに関し、政情不安・治安悪化に伴う外務省の渡航措置見直しを踏まえ、機構は 8 月に渡航措置を引き上げ、ボランティア等の国内退避（首都集結）及び専門家等の行動制限を実施したものの、状況に改善が見られないため、8 月には海外拠点所員以外の関係者計 51 名の退避一時帰国を実施した。その後、一定の情勢安定化を受けた外務省の渡航情報引き下げ及び機構海外拠点の報告を

¹ アフガニスタン（2 回）、ブルキナファソ、カメルーン、バングラデシュ、エチオピア、ジンバブエ、南アフリカ、コロンビア、ベネズエラ、ナイジェリア、エジプト、イラク、ヨルダン、マリ。

² セネガル、ジブチ。

³ ガーナ、モザンビーク、カメルーン、ガボン、パラグアイ、ブラジル、ペルー、ケニア、ルワンダ、パプアニューギニア、バヌアツ、インドネシア。

⁴ ヨルダン、チュニジア、タンザニア、マラウイ。

踏まえ、本部による安全確認調査団を派遣（8月）し、現地治安及び安全状況の安定化を確認の上、安全対策措置を引き下げるとともに、関係者の退避を解除した（9月）。

- アフガニスタンに関し、首都カブール市内のテロ事件頻発等の治安情勢不安定化を受け、6月に現地に滞在する関係者（職員、専門家等）の人数を最少化した。他方で、人数最少化措置期間中も専門家等による本邦からの遠隔指導及び本邦・第三国での研修を実施し、必要最低数の在外職員及び現地職員の活動により、治安上のリスクを軽減しつつ事業を継続した。その後、9月には安全確認調査団を派遣し、市内移動時の関係者のより一層の安全対策を講じつつ、一部の関係者の現場活動を再開した。また、2014年3月には大統領選挙（4月）に向け、業務出張や休暇取得を織り交ぜた選挙期間の在外人数最少化等、予防的な安全対策措置を実施した。
- 南スーダンに関し、12月の政府軍・反政府軍の衝突、食料・水・燃料の供給低下、米国・英国等の退避等を受け、関係者の退避を決定し、戦闘の本格化以前に、専門家等、在外職員、無償資金協力本体事業関係者44名の退避を完了した。また、外務省（大使館）及び防衛省の協力を得て、自衛隊PKO部隊によるチャーター機の配席を頂いたことにより、多数の関係者の速やかな脱出が実現した。本邦退避中には、定期的な現地情勢分析と帰任可否判断の発信等を行った。2014年3月には、現地情勢の一定の安定化を踏まえ、南スーダン事務所在外職員を近隣国ウガンダに赴任させた。

指標 19-2 コントラクター等に対する安全対策の状況

- 2013年度の事故事案報告件数は38件（2012年度30件）となった。事故の型では交通事故、挟まれ・巻き込まれ等に起因する災害が多い。個別事案に対しては、推定される事故原因、再発防止策、工事実施上の留意事項等の技術的助言を取りまとめて工事関係者へフィードバックを行った。
- このような状況を踏まえ、機構内に安全対策に関する理事長メッセージを発信し、機構職員はODA建設工事についても日本水準の安全レベルを目指し業務に取り組むこと、施主やコンサルタント及びコントラクターとの連携の下で日本の安全対策の知見・経験を現場に還元していくことを目標に掲げ、各部署に周知した。
- 「施設建設等事業の安全対策委員会」を開催し、事故の発生状況の確認、安全対策の改善策の検討、安全対策状況の確認などを行った。新たな取組として、ODA建設工事にかかわる関係者が安全管理上遵守すべき具体的指針として「ODA建設工事安全管理ガイドライン」の検討を行い、無償資金協力については試行運用を開始した。有償資金協力については、2014年度に運用方法を決定の上、2014年度に「ODA建設工事安全管理ガイドライン」を完成させ、運用を開始する予定。
- 無償資金協力事業に関しては、35か国67案件を対象に実施状況調査を実施し（2012年度40か国65案件）、機構からコンサルタント及びコントラクターに対して事故防止に係る助言を行った。また、コントラクターが機構に提出する無償資金協力の施設案件に係る案件進捗状況の月間報告に対しても、機構の資金協力技術アドバイザーが技術面、安全面から助言した。
- 円借款事業に関し、8か国26案件を対象に資金協力技術アドバイザーを派遣し（2012年度10か国27案件）、事業実施機関による安全対策や進捗・品質管理等を確認した。STEP案件については、施工中に安全確認のための調査団を派遣することとしており、2013年度は2件の調査団を派遣した。
- 在外拠点においても、機構職員による現場訪問、コンサルタント・コントラクターへの安全対策の確認を継続した。また、ケニア事務所では機構内関係者及びコントラクター向けにそれぞれ安全対策に関するセミナーを開催し、安全対策のチェックポイントや好事例の共有に努めた。また、事故発生時の第一報連絡や関係者への情報共有方法を改善し、新報告様式での運用を開始した。

小項目 No. 20 主務大臣の要請への対応

大項目	1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
中項目	(7) 事業の横断的事項に関する取組
小項目	20. 主務大臣の要請への対応
中期計画/ 年度計画	<p>【中期計画】</p> <p>機構は、独立行政法人国際協力機構法（平成 14 年法律第 136 号。以下「機構法」という。）第 40 条に基づく、主務大臣の要請に対しては、正当な理由がない限り迅速に対応する。</p> <p>【年度計画】</p> <p>機構は、独立行政法人国際協力機構法第 40 条に基づく、主務大臣の要請に対しては、正当な理由がない限り迅速に対応する。</p>

指標 20-1 主務大臣の要請への対応

- 2013 年度は独立行政法人国際協力機構法第 40 条に基づく、主務大臣の要請の実績はない。

小項目 No. 21 組織運営の機動性向上

大項目	2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
中項目	(1) 組織運営の機動性向上
小項目	21. 組織運営の機動性向上
中期計画/ 年度計画	<p>【中期計画】</p> <p>機構は、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）に基づく取組を着実に進め、開発途上地域のニーズの多様化や我が国の開発援助政策の重点の変化等の内外の環境の変化に対応し、戦略的、効果的かつ効率的な援助を実施する体制を整備する。この観点から、柔軟に組織を変更できる独立行政法人の制度趣旨を活かし、必要な機能強化を図りつつ、組織編成の理念及びそれぞれの果たすべき機能・役割を再度整理した上で、本部体制の適正化に向けスリム化を行う。</p> <p>海外拠点については、国際情勢の変化等を踏まえた配置の適正化のため必要な見直しを行う。また、効果的・効率的な事業実施のため、着実に国内の人員を在外の人員へシフトすること等により、国別分析の強化や事業展開計画、現地 ODA タスクフォースへの参画等を通じ、多様化するニーズを的確に把握し、海外の現場における被援助国関係者や他ドナーとの対話や案件形成機能等、現場機能の総合的な強化に取り組む。さらに、海外事務所を持つ他法人と、現地における事務所及び所員の法的地位等の保持、有償資金協力業務に関する金融業務型のガバナンス適用等の課題を整理した上で、海外事務所の機能的統合の在り方等について個々に検討を行い、平成 24 年夏までに結論を得る。</p> <p>国内拠点については、個々の必要性等を検証し、配置の見直しを進めるとともに、それぞれの拠点の機能・役割、利用状況、施設保有の経済合理性等に関する第三者による検証結果を踏まえ、地域特有の経験やネットワークを活用し、開発途上地域における開発課題の貢献のみならず、地域における国際協力の結節点として、その強化に努め、国民の国際協力の理解・共感、支持、参加を促進する。</p> <p>具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 独立行政法人の制度趣旨を活かし、地域・国毎の援助ニーズへのより迅速かつ的確な対応及び戦略的、効果的な事業の実施が可能となるよう本部体制の見直しを行い、必要な機能強化を図りつつ、部や課の再編を通じた本部体制のスリム化を行う。 ● 海外拠点について、開発途上地域の経済成長などの国際情勢の変化、プロジェクトの実施期間等の状況を踏まえ、配置の適正化のための必要な見直しを行う。 ● 各国の状況に応じ、現地職員の一層の活用を図る観点から研修の充実や業務実施体制の見直しを行うとともに、国内から在外への着実な人員シフト、本部からの在外支援機能の強化等を通じ、海外の現場機能の強化に取り組む。 ● 広尾センターの機能移転、大阪国際センターと兵庫国際センターの統合に当たっては、それぞれの拠点がこれまで果たしてきた役割や実績を損なうことなく、体制の見直しを進める。札幌国際センターと帯広国際センターについては、地元自治体・関係者との調整を踏まえて統合し、また、東京国際センターと横浜国際センターについては、長期的な研修員受入事業のあり方、海外移住資料館の扱い及び施設の稼働率等を踏まえ統合を検討し、一定の結論を得る。 ● 国内拠点については、国民の国際協力への理解・共感、支持、参加を促進する観点から、民間企業、NGO、地方自治体、大学等との多様なパートナーとの連携を促進し、技術協力、市民参加協力、開発教育支援、広報等への取組を通じ、各拠点の特性を活かした効果的かつ効率的な活動を行う。 <p>【年度計画】</p> <p>① 政府開発援助に関する政府の施策及び地域・国ごとの援助ニーズへのより迅速かつ的確な対応並びに戦略的、効果的な事業の実施が可能となるよう、中小企業の海外</p>

	<p>展開支援や本格再開された海外投融資業務等に適切に対応するための体制整備をはじめとする、本部の組織編成及び各部署の果たすべき機能・役割の見直しを行う。</p> <p>② 開発途上地域の政治経済・治安等の国際情勢の変化、プロジェクトの実施期間、安全配慮が必要な長期滞在者等の状況を踏まえ、海外拠点の配置適正化のための必要な見直しを行う。また、国際業務型法人との連携強化については、今後の行政改革推進本部の方針等を待って適切に対応する。</p> <p>③ 現地職員の役割の明確化や育成に向けた取組を推進するとともに、海外拠点におけるニーズに応じた適切な人員配置、本部からの在外支援機能の強化等を通じ、海外の現場機能の強化に取り組む。</p> <p>④ 移転した旧広尾センター（地球ひろば）の機能について、その役割に応じたより機能的な体制の構築に向けた見直しを進める。関西国際センターに関しては、旧大阪国際センターと旧兵庫国際センターの統合を踏まえた事業内容及び業務量に機動的に対処するための体制の見直しを進める。また、研修員受入事業のあり方を検討し、東京国際センターや横浜国際センター等の役割と機能を整理する。</p> <p>⑤ 国内拠点を通じて多様な関係者との結節点としての役割を果たすべく、民間企業、NGO、地方自治体、大学等とのパートナーシップを強化し、拠点の特性をいかした活動を行う。民間企業については、特に中小企業支援に資する活動を行う。これらの取組を通じ、国内拠点の統合後も利用者数 470,000 人程度の維持を目指す。</p>
--	---

指標 21-1 開発ニーズに戦略的かつ柔軟に対応するための本部組織の改編状況

- 民間との連携事業の拡大（指標 14-1 参照）に対応するため、2013 年度は、民間連携室を民間連携事業部に改編するとともに、2012 年度の日本政府の海外投融資業務本格再開決定に基づき海外投融資案件の審査・監理の強化を図るべく同部に 1 課を増設した。また、2014 年 1 月には、地方の中小企業等との間で一層きめの細かい対話を行うとともに、中小企業と大学・地方自治体・NGO・研修員受入事業協力団体等との連携を促進する観点から、中小企業等の海外展開支援業務の担当部を企画部から国内事業部に移管した。
- 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」に基づく広尾センターの閉鎖に伴い、地球ひろばの機能に対応する担当課（4 課）を同センターから一時的に本部（国内事業部）に移管した。
- 他方、国内事業部では体制見直しを行い、1 課を廃止した。
- プログラム・アプローチ（指標 5-1 参照）の推進のため、特定の国・課題について、地域部、課題部及び海外拠点の知見を集約するため、従来の組織を維持しつつ、これら関係部署が密にコミュニケーションを取り、適切に業務を分担することで、複数の部署に関係する複合的な課題についてより迅速かつ効果的に対応するチームを試行的に設けた（7 件）。
- これらの取組の結果、2013 年度末時点で 31 部局所 151 課となった（2012 年度末時点 31 部局所 147 課）。2011 年 4 月比では、6 課増設したことになるが、これらは、海外投融資の本格再開や地球ひろば機能の本部移管等日本政府の政策等に対応したものである。なお、2014 年 4 月には、地球ひろば担当 4 課のうち 1 課を廃止、2 課を東京国際センターに移管したため、31 部局所 148 課となった。加えて、2014 年度は、調達部の課（1 課）を合理化のため削減する計画である。

指標 21-2 海外拠点の配置適正化に向けた取組状況

- 海外拠点の配置については、開発途上地域の政治・経済・社会情勢や治安情勢等の変化、協力実施状況等を踏まえた適正化を図るべく検討を続けている。2013 年度は、3 月 31 日をもって英国事務

所を閉鎖した。英国事務所は、職員1名の必要最小限の体制で運営してきたが、事務所の維持・管理業務及び費用の負担に照らし、閉鎖を決定した。一方で、国際援助潮流の形成に対する影響力が大きい英国での情報発信及び英国関係機関との連携強化は引き続き重要であることから、事務所閉鎖後も連携協力を担当する調査員を派遣し、英国での情報発信及び同国関係機関等との対話・連携に関する業務を行う。

- また、管理体制の効率化のため、東カリブ地域（セントルシア、セントビンセント、ドミニカ）のボランティア事業の管理を、セントルシア支所に集約させた。各国に日本から管理のための人材を派遣し事業管理を行っていたが、3か国は地理的に近接し、かつ事業規模も限定的であることを考慮し、改編を行ったものである。
- 海外拠点の機能的な統合については、「平成25年度の予算編成の基本方針」（2013年1月24日付閣議決定）において、一旦凍結されたが、凍結後も、「国際業務型独立行政法人の海外事務所の機能的な統合について 最終とりまとめ」（2012年9月7日）の内容を踏まえた取組を継続した。2013年度は、JETRO、国際交流基金、機構が事務所を構えるメキシコシティにおいて、JETROが国際交流基金及び機構の事務所が所在するポランコ地区に事務所を移転し近接化した。他方、JETROと機構の事務所が所在するハノイにおいては、2013年7月までに事務所の近接化を図るべく物件調査を行ったが、優良物件が見つからなかったため、現行物件の契約更新を行った。なお、両法人とも現行物件の契約終了期間を2014年9月末に揃え、引き続き物件調査を継続している。なお、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（2013年12月24日付閣議決定）において、「本法人と国際交流基金、日本貿易振興機構及び国際観光振興機構の海外事務所は、事業の連携強化等を図るため、現地における事務所及び所員の法的地位等を保持することに留意し、共用化又は近接化を進める。」とされており、今後は、同閣議決定に基づいて共用化・近接化の取組を進める。

指標 21-3 現場機能の強化に向けた取組状況

- 現場のニーズ・状況に応じた機動的かつ効率的な在外事務所の運営を実現すべく、3か年の運営計画を試行的に導入し、各事務所にて計画の策定を行った（2014年度から運用開始）。これまで本部が主導してきた海外事務所の要員や運営経費の管理を、各事務所が主体的に策定した3年間の計画に基づき、その予算枠内で柔軟に運用することを可能とした。
- 現地職員の更なる活用を促進するため、現地職員の役割と必要な能力についての基準等を示した方針を3月に策定した。これにより、現地職員の活用と育成についての職員の意識を高めるとともに、現地職員のモチベーションアップや業務の更なる向上を図る。また、引き続き執務参考資料の英文化を推進するとともに、現地職員に対する各種研修を実施した。具体的には、海外拠点の調達実施能力の強化を図るべく、ケニアでアフリカ23か国の調達担当現地職員33名を対象に調達セミナーを実施した。また米国事務所では、中南米地域の現地職員17名を対象に同地域を取り巻く援助潮流に係る研修を行い、世界銀行等の開発機関やブルッキングス研究所とも意見交換を行った。
- 一方、国内から在外への定員シフトについては、2013年度は困難な状況（2013年度、2012年度ともに国内1,365名、在外433名）である一方、在外業務における主要な戦力である現地職員を含めれば、国内と在外の配置比はほぼ均衡している（国内1,365名、在外1,142名）。国内から在外への定員シフトの制約要因として、更なる在外への定員シフトが総人件費の増加を招くことが挙げられる。在外職員1人当たりの経費は国内職員よりも平均1.6倍程度高額であることに加え、定員増加の必要性が高い地域（アフリカ地域及び平和構築支援に取り組む国）は生活・労働条件が過酷で、

海外拠点の中でも在勤手当が相対的に高いためである。「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」（2011年12月19日、政策評価・独立行政法人評価委員会）は、「総定員や総人件費の増加を招くことなく、着実に国内定員を在外定員にシフトすることにより、在外機能を総合的に強化するものとする。」としており、総人件費の増加を招かない形での在外職員配置の可能性を検討しつつも、現時点では、上述のとおり現地職員の活用や海外拠点に対する支援体制を強化することを優先して、在外機能の総合的な強化に取り組んでいる。

- 企業・自治体・大学・NGOからの提案事業が急増しているベトナム、事業量が急増しているミャンマーなど、事業展開等に応じて喫緊に現場機能強化が必要となっている拠点については、職員の増員により体制を強化する一方、将来的に事業量の減少が見込まれる拠点については縮小した。また、本部による海外拠点への支援を強化すべく、5拠点の会計事務に係る権限の見直しを行い、一部業務を本部に移管することにより、これら海外拠点の事務の効率化を進めた。

指標 21-4 国内拠点の配置見直しに向けた取組状況

- 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（2010年12月7日閣議決定）に基づく大阪国際センターの閉鎖及びその機能の兵庫国際センターへの統合（関西国際センターの発足）、札幌国際センターと帯広国際センターの管理部門の統合（北海道国際センターの発足）については、統合後も各センターにおいて滞りなく業務を継続している。
- 広尾センターの閉鎖に伴い、2014年4月に、展示・広報・イベント及び開発教育支援に関する機能を本部広報室に移管した。他方、地域に密着した協力を推進するために、関東圏のNGO・自治体との連携事業の実施機能は、それぞれの都県を所管する国内拠点（東京、横浜、筑波）に移管した。
- 東京国際センターと横浜国際センターの役割と機能については、中長期的な研修員受入のあり方の観点から検討を継続したほか、横浜国際センターの市民向け情報発信拠点機能の強化のあり方や対象となる層を検討し、具体的な改善案を提案するための調査を実施した。2014年度は、同調査結果も踏まえて、施設の有効活用に向け、機構内で検討を行う。さらに、横浜国際センター内の海外移住資料館については、効果的・効率的な管理運営計画に対して専門的見地から助言を受け、また学術研究に係る企画・実施協議・評価を行うことを目的として、運営委員会及び学術委員会を再設置した。2014年3月に運営委員会を開催し、神奈川県や横浜市等の自治体との連携を強化し、誘客、来館者数の増加を図る方策を議論した。

指標 21-5 多様なパートナーとの連携等を通じた国内拠点の効果的な取組状況

1. 多様なパートナーとの連携強化及び施設利用の促進に向けた取組

- 機構は、各国内拠点において、地域内の企業・自治体・大学・NGO等の多様なパートナーとのネットワーク形成及び連携事業の促進等を進めている。具体的な連携の事例は下記2.のとおりである（機構と各関係者との連携の取組全般については、小項目No.14参照）。この結果、2014年度国内拠点の総利用者数は、65万1,885人（2012年度58万9,572人）と目標値（47万人）を大幅に上回った。利用者増加の原因としては、国内拠点でのNGO、自治体及び企業（中小企業含む）の国際協力に関するセミナーや修学旅行生の訪問等の増加が考えられる。
- 国内拠点の事業実績、経費実績（事業）及び組織全般に関する情報は、それぞれ表21-1、21-2、21-3のとおり。

2. 各拠点での取組事例

(1) 北海道国際センター（帯広）

- 北海道では、「北海道フード特区」や「フードバレーとかち」など、農・食産業分野における強みをいかした海外展開の試みが活発になされている。北海道国際センターは、国内有数の農業地帯である十勝において、帯広市、十勝町村会、地元の新聞社が主催する「食と環境・国際フォーラム」を共催した。機構は、ASEAN 5 か国（インドネシア、タイ、フィリピン、ベトナム、マレーシア）から中央・地方政府幹部、食の安全分野の専門家、経済団体幹部等 16 名を本フォーラムに招き、その前後に農家や農協、企業など十勝地域を代表する組織の現場視察を手配した。この結果、フォーラム後もタイ、マレーシアから関係者が来訪するなど、北海道との交流が活発化したほか、北海道における機構のプレゼンスの向上に寄与した。

(2) 東北支部

- 東北支部は、東日本大震災の被災地である東松島市と連携して、「震災復興」を通じた地域貢献を進めている。具体的には、スマトラ沖大地震及びインド洋津波の被害から復興するインドネシアのアチェ市の政府職員の東松島市での研修を実現した（2013 年 3 月から 1 年間）。また、フィリピンにおける台風 30 号（HAIYAN）災害の際は、機構の依頼を受け、東松島市の市職員等 4 名が機構による緊急復旧復興支援に参加し、フィリピン政府関係機関に対して、東日本大震災後の地域社会再生に向けた取組の説明や、地域の復旧復興に向けた自治体と中央政府の役割分担に関する自治体の立場からの助言を行った。

(3) 横浜国際センター

- 横浜国際センターは、横浜市との包括連携協定に基づき、都市環境管理分野において、ベトナム安全な水供給プロジェクト、ハノイ下水道事業運営能力開発計画プロジェクト等案件 4 件を立ち上げ、同市の地域経済活性化にも資する形で、研修員受入、調査団派遣等を進めている。また、TICAD V のフォローとして、横浜市とアフリカ女性起業家セミナーを 5 年間実施する予定で、2014 年 2 月には林市長のイニシアティブの下、セミナーに先立ってシンポジウムを開催した。同市との関係の深化に伴い、横浜国際センターと横浜市窓口部署のみならず、機構と横浜市の複数の部署の間で多様な連携事業が行われているため、横浜国際センターと横浜市の間で中期的な連携事業の実施展開計画を策定し、月例会議を開催することで協力の方向性を相互確認している。横浜国際センターは、さらに神奈川県、川崎市、相模原市とも中小企業海外展開支援を軸に関係強化を図っている。

(4) 中部国際センター

- 中部国際センターでは、地元中村区と連携協定を結び、施設利用促進策を検討するほか、研修コースの発表会を企業や市民等にも開放し、交流を深めている。また、各国内機関で広報タスクを立ち上げ、センターの利用促進のため看板や案内表示の工夫をしたり、市民と研修員やボランティア、ボランティア OB の交流会を開いたりすることで、国内機関の知名度向上、利用促進を図っている。

(5) 中国国際センター

- 中国国際センターは、地域の産業振興などに貢献するため、広島県が県内の自動車部品メーカーの海外展開を後押しするプロジェクトの運営に、中国経済産業局、JETRO、中小企業基盤整備機構と

ともに協力している。センターでは、本部・海外拠点とも協力し、地元企業とのネットワークと日本企業からの投資・海外進出を狙う新興国・途上国の行政官等との双方向の情報共有・意見交換の場も提供している。具体的には、メキシコでの技術協力「自動車産業基盤強化プロジェクト」の関係者が来県し、地元の自動車メーカー及び部品サプライヤーと意見交換を行い、日本企業のビジネス慣行、要求される投資環境整備等について学んでいる。

(6) 沖縄国際センター

- 沖縄県は、2012年に策定した10年間の総合的な沖縄振興計画「沖縄21世紀ビジョン基本計画」で沖縄国際センターとの連携強化を明記しており、2013年3月には機構と沖縄県との間で連携協定が締結された。県内の各自治体、経済団体、大学等と連携し、上記計画に記された「世界に開かれた交流と共生の島」の実現に向けた事業を実施している。沖縄の知見をいかした協力の一例としては、宮古島市による対サモア草の根技術協力の成果を基に形成された新規技術協力プロジェクトが挙げられる（指標12-1参照）。また、沖縄国際センターは、沖縄県が開始した「おきなわ国際協力人材育成事業」（県内の高校生39名を約2週間開発途上国に派遣し国際協力の現場を視察させる事業）に協力し、沖縄県出身の青年海外協力隊員の視察の調整等の支援を行った。

表21-1 国内拠点の事業実績

		単位	北海道 (札幌)	北海道 (帯広)	筑波	東京	横浜	中部	
研修員受 入事業	国別研修	人	136	71	225	1,726	201	247	
	課題別研修	人	338	190	424	1,065	275	238	
	長期研修	人	3	0	7	55	10	8	
	青年研修	人	104	64	0	0	16	123	
	有償勘定研修(P)*2	人	28	7	54	834	53	54	
国民参加 協力事業	草の 根技 術協 力	パートナー型	件	1	2	0	-	4	7
		支援型	件	4	0	0	-	2	2
		地域提案型	件	3	1	0	-	3	4
		地域経済活性化特別枠(補正予算による草の根技協特別枠)	件	4	3	1	-	5	1
	市民 参加 型協 力支 援	出前講座	件	123	28	57	-	71	169
		国際協力実体験プログラム	人	99	68	44	-	56	58
		開発教育指導者研修	人	240	82	215	-	138	2,416
		教師海外研修	人	10	0	4	-	9	19
		在外スタディツアー*3	件/人	13/112	1/18	3/24	-	9/88	23/242
	自治体・NGO等と共催する事業	件	31	6	8	-	33	127	
	民間連携事業・中小企業支援事業関連 会議・セミナー等参加者*4	人	272	366	61	-	511	1,429	
	日系研修	人	21	0	0	-	76	0	
	ボランティア派遣前訓練・研修	人	0	0	0	107	127	0	
ボランティア募集説明会参加者数	人	657	0	334	5,994	1,323	1,850		

*1 地球ひろば(市ヶ谷)は本部の一部だが、便宜上表上に記載。関東圏の国民参加協力事業を担当。

*2 国別(有償)、課題別(有償)、円借附帯(研修)、長期(有償)、有償技術研修の受入形態の研修員受入人数の合計

*3 大学等から国内機関に便宜供与依頼のあった件数

*4 管轄の会場全部の参集者

表21-2 国内拠点の経費実績(事業)

	単位	北海道 (札幌)	北海道 (帯広)	筑波	東京	横浜	中部
研修員受入事業に係る経費	千円	1,031,718	322,127	1,446,256	3,477,564	919,152	788,507
国民参加協力事業に係る経費	千円	121,573	96,676	78,471	0	439,726	285,702

表21-3 国内拠点の組織全般に関する情報

	単位	北海道 (札幌)	北海道 (帯広)	筑波	東京	横浜	中部
国内機関・施設の運営に係る経費	千円	300,375	185,836	527,155	1,046,067	430,175	319,385
うち人件費*5	千円	125,794	75,830	199,265	548,422	175,758	141,466
職員数	人	15	9	24	66	21	17
2013年度入館率*6	%	64.2	69.7	61.0	44.3	72.6	61.2
2013年度一泊当たりの滞在コスト	円	3,314	4,572	2,704	4,758	3,144	5,826
2013年度利用者数	人	32,926	33,805	17,713	31,506	139,742	90,222
2012年度利用者数	人	31,388	16,725	12,015	36,210	134,989	61,864

*5 人件費は国内機関に勤務する職員の人件費(国内機関関係費及び施設運営費(財務諸表上の業務支援経費)を2013年度末の各機関人数で割り戻して計算。

*6 入館率はGW、年末年始を除く。合計欄の数値は入館率の平均値((利用者人数/総部屋数×354日(GW・年末年始を除く))。

関西	中国	九州	沖縄	二本松	駒ヶ根	東北	北陸	四国	地球 ひろば*1	合計
553	90	260	27	-	-	83	64	70	-	3,753
710	188	552	375	-	-	104	53	81	-	4,593
19	15	25	7	-	-	8	3	0	-	160
0	98	178	81	-	63	36	122	140	-	1,025
143	71	154	14	-	-	32	9	15	-	1,468
8	2	10	1	0	0	1	1	2	57	96
2	0	3	1	0	0	0	1	1	15	31
8	4	15	4	0	2	4	3	6	12	69
4	4	10	0	1	1	5	1	3	11	54
237	194	227	73	45	97	94	112	141	470	2,138
58	46	70	30	191	115	40	17	52	0	944
708	588	1,860	1,033	0	210	124	70	1,362	2,752	11,798
10	6	8	8	8	2	19	15	18	29	165
34/747	10/157	26/243	2/35	4/17	2/18	8/42	5/83	2/8	56/840	198/2674
52	24	44	15	6	12	13	2	17	91	481
852	418	550	483	0	35	190	320	310	253	6,050
4	1	7	0	-	-	0	3	0	0	112
0	0	0	0	473	526	0	0	0	0	1,233
2,781	841	1,451	231	424	302	598	275	621	0	17,682

関西	中国	九州	沖縄	二本松	駒ヶ根	東北	北陸	四国	地球 ひろば	合計
1,844,405	654,509	1,651,096	1,513,282	/	31,725	421,377	249,436	123,455	/	14,474,609
307,603	126,828	445,953	118,930	377,843	480,637	119,454	63,601	88,564	1,426,589	4,578,150

関西	中国	九州	沖縄	二本松	駒ヶ根	東北	北陸	四国	地球 ひろば	合計
555,733	228,163	436,808	420,339	122,768	93,231	124,450	64,780	61,413	55,692	4,972,371
317,223	134,220	190,840	141,466	33,702	33,702	65,046	42,128	42,128	0	2,266,988
38	16	23	17	4	4	8	5	5	/	272
64.1	46.2	39.5	46.9	/	/	/	/	/	/	53.30
4,147	3,494	4,786	3,724	/	/	/	/	/	/	
74,219	26,805	21,336	33,188	4,144	3,793	561	549	910	140,466	651,885
82,639	19,955	17,766	31,551	2,057	5,028	371	74	478	136,462	589,572

小項目 No. 22 契約の競争性・透明性の拡大

大項目	2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
中項目	(2) 適正かつ公正な組織・業務運営の実施
小項目	22. 契約の競争性・透明性の拡大
中期計画/ 年度計画	<p>【中期計画】</p> <p>機構は、契約取引については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成 21 年 11 月 17 日閣議決定）及び「公共サービス改革基本方針」等の政府方針を踏まえ、優良案件の形成のために必要な開発コンサルタント育成にも留意しつつ競争性を確保する観点から、開発コンサルタント等が応募しやすい環境を整備し、一者応札・応募の改善方策を講じる等の契約の点検・見直しを行う。併せて、機構は、不正行為等に対しては、法令、規程及びガイドラインに基づき厳正な措置をとることで、適正な実施を確保する。</p> <p>具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 競争性の向上を含む契約適正化の観点から、一者応札・応募の削減や契約手続きの更なる改善への取組を継続する。 ● 契約の透明性をより一層向上する観点から、契約取引先の選定過程、選定基準、選定結果、契約実績等の公表を行うとともに、選定過程に関し引き続き第三者による検証を行う。 ● 不正行為等に対しては、法令、規程及びガイドラインに基づき厳正な措置をとることで、適正な実施を確保する。 ● 関連公益法人との契約については、原則として一般競争入札により行うなど、引き続き競争性及び透明性の確保に努める。 <p>【年度計画】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 競争性の向上を含む契約適正化の観点から、一者応札・応募の削減に関する取組として、契約実績の定期的モニタリングと分析の実施、契約監視委員会等における点検の継続的な実施を図る。また、コンサルタント等契約の手続きの更なる改善として、プロポーザル評価、監督検査、実績評価等をはじめとする各種調達制度の見直し・周知、説明会等を通じた企業等との対話強化、総合評価落札方式の試行・モニタリングに継続的に取り組む。 ② 競争性の向上を含む契約適正化の観点から、競争性のない随意契約について、運用状況のモニタリングとガイドラインへの反映を図るとともに、契約監視委員会における継続的な点検を実施する。 ③ 契約の透明性を一層向上させる観点から、契約取引先の選定過程、選定基準、選定結果、一定の関係のある法人との契約実績等の公表等、これまでの取組を継続し、定着を図る。また、コンサルタント等契約の外部審査の継続と定着を図る。 ④ 適正な事業実施に向けて、コンサルタント等契約における再委託契約の抽出検査等の取組を継続するとともに、不正行為等に関する情報に対しては適切に調査を行い、不正行為等が認められた場合は厳正に対処する。 ⑤ 関連公益法人との契約については、一般競争入札を原則とし、競争性のない随意契約は真にやむを得ない場合に限定するとともに、一者応札・応募の削減に向けた取組を進める。また、一定の関係のある法人との契約実績の公表を通じて透明性の向上を図る。

指標 22-1 一者応札・応募の削減に向けた取組状況

1. 一者応札・応募の実績

- 競争性のある契約における一者応札・応募の割合は件数ベースで 28.8% (2012 年度 33.4%)、金額ベースで 37.9% (2012 年度 45.5%) となりいずれも 2012 年度と比較して減少した。コンサルタント等契約における一者応札率・応募の割合も 30.4% となり、2012 年度 (39.6%) と比較して約 10 ポイント減少した。(削減に向けた具体的な取組は本項目 2. 以下に記載。)

2. 契約監視委員会等を通じた一者応札・応募の点検

- 契約監視委員会を 4 回開催し、2 回連続で一者応札・応募になった契約 15 件の点検及び 2012 年度の一者応札・応募となった契約 9 件の抽出点検を行い、おおむね妥当とされた。契約監視委員会での指摘を受け、応募要件の緩和や応募勧奨を行うとともに、競争に参加しなかった者に対するヒアリング等を実施し、応募を促進する環境整備に努めた。

3. コンサルタント等契約における「競争性・公正性向上のためのアクションプラン」の着実な実施

- 一者応札・応募の多くを占めるコンサルタント等契約に関し、「競争性・公正性向上のためのアクションプラン」に基づく以下の制度改善をほぼ完了した。これら取組は、機構内の「コンサルタント等契約における調達制度モニタリング委員会」により四半期ごとに進捗を管理し方針を検討した。

(1) 応募者拡大のための取組

- 一者応募の主要因の一つである、特定時期への契約の集中による業務従事者の配置の困難に対処するため、公示時期の平準化や総括業務従事者の契約状況を考慮した発注時期の調整等を行った。
- 応募者拡大のため、若手人材や国内経験豊富な人材の活用促進を図るべく、プロポーザル評価における若手育成加点 (若手とシニアが組んで正副総括業務従事者として応募した場合に加点する制度) や国内経験を積極的に評価する制度を整備した。機構ウェブサイトによる事前案内及び機構内外向けの説明会 (計 6 回) を行った上で、2013 年 11 月より本制度を導入した。若手育成加点については、業務従事者の高齢化が問題となっている国内の公共工事においても一部試行されているが、当機構では国に先駆けて制度を本格導入した。この結果、若手人材の総括業務への応募が増加傾向にある。
- コンサルタント等がより多くの案件に応募しやすい環境を整備するため、コンサルタント等契約に関する「監督検査ガイドライン」を抜本的に改訂し、「契約管理ガイドライン」を策定した (両ガイドライン適用開始は 2014 年度)。本ガイドラインでは、発注者、受注者の責任・権限を明確化するとともに、また受注者裁量を拡大し、より柔軟な業務従事者の配置を可能にした。また、機構内外向け説明会を計 12 回開催し、本ガイドラインの周知を図った。
- さらに、新規参入を促進するため、積算・精算の方法に関するコンサルタント等向け説明会を 4 回開催した。

(2) 競争性・透明性向上の取組

- 実績評価の質及び透明性の向上のため、受注者からの自己評価及び受注者からの評価結果への説明依頼を含む新実績評価制度を整備した。同制度に関する機構内説明会を 6 回開催し、周知した (新制度適用開始は 2014 年度)。

- 総合評価落札方式試行案件 16 件を公示し、2011 年度以来の累計は 28 件となった。試行に伴い下記の課題が明らかになっており、2014 年度の試行期間終了後に課題を整理した上で、本格導入について検討する予定である。
 - ・ 予定価格の上限拘束性（予定価格を僅かでも超過した場合、技術面で高評価でも失格）
 - ・ 低価格入札（案件を受注するために非常に低価格で応札する者あり）
 - ・ 価格競争となるため、質を上げようとしても増額を伴う提案が困難との応札者コメントあり
 - ・ あらかじめ業務内容を確定することが困難で、途中で契約変更せざるを得ない案件あり（入札に付すことの妥当性に対する疑義）

4. コンサルタント等契約以外の契約の競争性向上の取組

- コンサルタント等契約以外の契約についても、応募勧奨、適切な予定価格の設定、応札しなかった社への理由のヒアリング等、競争性を高める取組を継続的に実施している。

指標 22-2 競争性のない随意契約の適切な運用に向けた取組状況

- 競争性のない随意契約の割合は件数ベースで 17.8%（2012 年度 17.8%）となり、2012 年度と同等であった。金額ベースでは 17.1%（2012 年度 8.0%）となり、2012 年度よりも増加した。
- 競争性のない随意契約の契約金額ベースでの増加については、規模の大きな複数年度契約が 2013 年度に締結されたことによる。例えば、劣悪な治安状況で平和構築等の事業に取り組んでいる国における複数年度の特命随意契約が増加した。特に、アフガニスタンにおける居住区改善のための工事及び灌漑事業に関する政策提言に関する国際機関との特命随意契約等が高額であったことが挙げられる。また、同様の国における事務所借り上げ、警備、顧問弁護士相談等についても信頼をおける者との継続的な契約が必要なことから、契約相手方をほかに代えることが困難で特命随意契約とせざるを得なかった。これらの特命随意契約については、契約監視委員会における網羅的点検の結果を踏まえた「競争性のない随意契約に係るガイドライン」に照らし、また現地の劣悪な治安及び小規模な調達市場等の状況に鑑み、真にやむを得ないものと判断した。
- 2013 年度は、契約監視委員会にて競争性のない随意契約 11 件を抽出点検し、機構による競争性のない随意契約の判断は、おおむね妥当とされた。
- 引き続き「競争性のない随意契約に係るガイドライン」に基づき、一定金額以上の競争性のない随意契約（特命随意契約及び見積合わせ）については、調達部にて真にやむを得ないものであるか否かの審査を継続した。本ガイドラインについては競争性のない随意契約の事例及び契約監視委員会における指摘を反映し、必要に応じて改訂していくこととしている。
- 海外拠点の調達実施体制の適正化に向けた取組については、指標 24-3「海外拠点の調達実施体制の適正化」を参照。

指標 22-3 契約の透明性向上に向けた取組状況

- コンサルタント等契約における選定過程の透明性を向上させるため、2012 年度に導入した外部審査制度について、2013 年度は外部審査委員を 4 名から 5 名に増員し、審査件数を 44 件に大きく増加させた（2012 年度 28 件）。審査の結果、機構におけるコンサルタント等契約の選定はおおむね適切に実施されているとされた。
- コンサルタント等契約については、プロポーザル評価の基準を含む「プロポーザル作成ガイドライ

ン」改訂版を公開し、評価基準に関する透明性を向上させた。

- 引き続き、契約に係る選定結果、契約実績、契約監視委員会審議結果を機構ウェブサイトにて公開した。

指標 22-4 関連公益法人との契約における競争性・透明性向上に向けた取組状況

- 2013年度も引き続き、「競争性のない随意契約に係るガイドライン」に基づく審査を行うなどして、関連公益法人との競争性のない随意契約をなくすべく取り組んだ。その結果、関連公益法人との競争性のない随意契約は0件であった。
- 競争入札の割合は、10件(43.5%)、13億3,400万円(94.1%)であった(2012年度26件(42.6%)、18億1,900万円(56.6%))。
- 一者応札・応募の実績は15件(65.2%)、4億6,800万円(33.0%)であった(2012年度28件、57.1%、10億6,800万円、53.3%)。

指標 22-5 不正行為等への対応

- 資金協力については、「日越 ODA 腐敗防止合同委員会報告書」(2009年2月)、「円借款事業に関する不正腐敗の再発防止対策」の導入(2009年4月)に基づく再発防止策「ODAの不正・腐敗事件の再発防止のための検討会」による提言(2009年9月)等も踏まえつつ、不正行為等に関する情報に対して調査を行い適切に対処するとともに、事業を適正に実施するための取組を引き続き進めた。主な取組は以下のとおり。
 - 不正腐敗情報受付制度等を通じて得られた情報について適切に調査を行い、厳正に対処した。特に機構が締結する契約及び無償・有償資金協力案件における入札等の調達手続きにおいて不正行為等が確認された場合は、内部規程に基づき、不正行為等を行った企業に対して、一定期間、契約競争への参加資格を停止する等の措置を実施した(2件)。
 - 現地再委託契約及び現地備人費の抽出検査は、インドネシア、ウガンダを対象に行い、契約が適切に実施されていることを確認した。
 - コンサルタント選定手続きの適正化確保のため、大口のコンサルタント契約及び工事等本体調達契約に対し、外部専門家による調達手続きの支援及び調達事後監査を継続した。円借款借入国政府・実施機関職員等を対象とした、「円借款事業のための調達ガイドライン」、「円借款事業のためのコンサルタント雇用ガイドライン」等に準拠した適切な調達、契約マネジメントに関する研修を計4回実施した。
 - 「円借款事業のための調達ガイドライン」、「円借款事業のためのコンサルタント雇用ガイドライン」の改訂(2012年4月)に伴う「国際開発金融機関による受注資格停止共同措置」の適用を反映する形で、円借款事業において使用される標準入札書類の改訂を2012年度に引き続いて行った(資機材、小規模契約)。
- 2012年度の元専門家横領事案再発防止策の取組状況は、指標 23-1 参照。

小項目 No. 23 ガバナンス強化と透明性向上

大項目	2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
中項目	(2) 適正かつ公正な組織・業務運営の実施
小項目	23. ガバナンス強化と透明性向上
中期計画/ 年度計画	<p>【中期計画】 機構は、組織の目標を達成するために、適切な体制・制度整備及び運用（モニタリングを含む。）により、金融業務型のガバナンスが適用される有償資金協力の特性も踏まえた内部統制の充実・強化を図り、マネジメント及び業績管理を改善する。</p> <p>(i) 内部監査を行い、外部監査結果も含め、監査結果に基づくフォローアップを適切に行う。</p> <p>(ii) 機構の組織内における適正な業務運営を確保し、不断の業務改善を推進するため、内部通報制度の環境整備を行う等、内部統制機能を強化する。</p> <p>(iii) 管理する情報の安全性向上のため、「国民を守る情報セキュリティ戦略」等の政府の方針を踏まえた適切な情報セキュリティ対策を推進し、必要な措置をとる。</p> <p>(iv) 各年度の業績評価に関し、外部有識者を含めて法人による評価を行い、組織目標管理を通じて業務運営に反映させる。</p> <p>(v) 国際協力事業の最前線に立つ専門家、ボランティア、NGO、コンサルタントをはじめとする民間企業等の関係者の意見を業務運営に適切に反映させるため、機構の業務への改善提案を幅広く受け付ける機会を設ける。</p> <p>【年度計画】</p> <p>① 会計監査人による監査を適切に実施し、内部統制を強化する。</p> <p>② 各業務固有のリスクに着目しつつ、体系的な手法により内部監査を適切に実施し、マネジメント及び業務監理の改善に貢献する。</p> <p>③ 監事監査における指摘事項に対し、具体的な対応策を策定し、その対応状況をモニタリングする。</p> <p>④ 部署別年間業務計画を通じたリスクモニタリングによる内部統制環境の維持、改善を図る。組織全体のリスクを統制するため、内部統制の枠組みを構成する既存の各制度の連携及び枠組みの機構内での周知等に取り組む。また、内部統制理事会及びリスク管理に関連する各種委員会を定期的を開催し、会議の結果及びリスクへの対応について各部署にフィードバックする。こうした一連の取組を通じて、金融業務特有のリスクも含めた内部統制機能の強化を図る。</p> <p>⑤ 引き続き、内部通報制度を機構全体に周知させるための取組を実施するとともに、通報に対して適正に対処する。</p> <p>⑥ 情報セキュリティ管理に関し、外部監査の結果も踏まえ、規程類の整備、遵守、研修、点検、情報セキュリティ委員会の開催、対応策のフィードバック等からなるPDCAサイクルの実施により改善を図る。</p> <p>⑦ 年度計画に基づき執行された各事項の業績について、外部有識者を交えた機構自身による評価を行い、その結果を機構全体に周知した上で、以後の業務運営に反映させる。</p> <p>⑧ 専門家、ボランティア、業務委託先等からの業務改善提案の受付制度を適切に運用する。</p>

指標 23-1 内部統制機能の強化に向けた取組状況

1. 統制環境の整備

- 機構は、2012年度に内部統制の四つの目的と六つの基本的要素を整理し、2013年度にウェブサイト

に掲載・公表し、内外に周知した。

- 基本的要素の基盤となる統制環境の整備のため、機構は内部統制について、理事会の付議を経て、理事長が総括する体制としている。特に重要なリスクと認識している法令等の遵守（コンプライアンス）、入札・契約、情報セキュリティ、安全管理、資産管理等の課題毎に委員会や専任の部署を設置し、リスク把握やリスク対応計画の策定・モニタリングを行うとともに、その現状認識と対応状況を理事長に報告することとしている。

委員会名	委員会の設置目的
コンプライアンス委員会	機構の法令等遵守の状況及び体制等を確認しその強化を図る。
有償資金協力勘定リスク管理委員会	統合的リスク管理 ¹ を適切に行うため、統合的リスク管理に関する重要事項を審議する。
情報システム委員会	機構の情報システム統制強化の観点から、一定規模以上のシステム投資について審議するとともに、承認したシステムの開発状況のモニタリング等を行う。
情報セキュリティ委員会	情報セキュリティ全般の実施状況確認及び重大事案発生時等の対応方針の検討を含め、機構の情報セキュリティに係る重要事項を審議する。

2. 内部統制の徹底、充実・強化への取組

(1) ミッションの周知徹底

- 機構のビジョン「すべての人々が恩恵を受ける、ダイナミックな開発」を機構ウェブサイトに掲載するとともに、同ビジョンを含む中期計画の内容を業績評価セミナー（指標 23-6）にて内部に周知した。また、機構の設立目的を果たし、中期計画を達成すべく、機構は毎年度の重要対応事項を定め、部署ごとの年間業務計画に反映させている。同年間業務計画は人事評価とも連動させている。

(2) 組織全体で取り組むべき重要リスクの評価と対応

- 業務遂行上のリスクに適切に対応するため、部署ごとにリスクを洗い出し、表にまとめた。部署ごとのリスクを踏まえ、組織全体で優先的に対処すべきリスクの選定、評価・分析、対応の検討を行った。
- 各部署は、2012年度のリスクモニタリングの結果を2013年度の部署ごとの年間業務計画に反映し、業務特性に沿ったリスクに対する評価と対応を行った。特に有償資金協力勘定については、有償資金協力勘定リスク管理委員会及びコンプライアンス委員会を通じて、円借款事業や海外投融資事業に関する統合的リスク管理を行った。
- 2013年度は、本部・国内拠点のリスクを見直すとともに、新たに海外拠点のリスクを洗い出し、理事会で審議した。在外特有の主要リスクである契約・経理手続きの過誤については、本部の適切な支援が必要との結論に至り、関係部署を中心に具体的な取組を行っている。
- 法令等違反行為、個人を害する行為、機構又は機構以外の第三者を害する行為、事故及び事故の恐れがある事実の発生に際しては、内部規程で定める事故報告制度の下、発生した部署から、事案に応じて事故を所管する部署及び総務部に対して速やかに報告した。報告を受けた部署は対応策及び再発防止策につき必要な指示等を行った。事件事案については、コンプライアンス委員会にも報告し、内容の分析を踏まえて関係部署に対する業務改善の提案等を行った。また、事故報告制度の趣

¹有償資金協力勘定が業務の過程でさらされている様々なリスクを識別、測定及びモニタリングし、業務の適切性の確保及び適正な損益水準を図ること。

旨を機構内で徹底させるため、執務要領を制定し、併せて事故に関するより詳細な情報を収集・分析できるよう、報告書の様式を改訂した。

- 外部人材のコンプライアンスに関しては、「独立行政法人国際協力機構関係者による倫理等ガイドライン」の遵守を求めるとともに、派遣前研修を通じて、その内容の周知を図っている。また、2012年度の元専門家横領事案を踏まえて設置した再発防止検討委員会の提言（10項目）については制度を見直し、順次実施に移した。
- 自然災害等に関係するリスクに対しては、首都圏直下地震により本部機能が停止するケースを想定した事業継続計画（Business Continuity Plan。以下「BCP」という。）を策定している。2013年度は同BCPを基に緊急事態時優先業務のマニュアルを作成し、同マニュアルに基づき初の全体訓練を行った。訓練により導き出された課題への対応について引き続き検討を進めている。

(3) 職員向け研修の実施

- 海外拠点のコンプライアンス態勢を強化すべく、現地職員等を対象にしたコンプライアンス講座を、テレビ会議システムや出張時を活用して開催した（34拠点の計265名が参加）。また、コンプライアンス委員会での審議内容やその結果を職員にフィードバックすべく、本部（20名）及び国内拠点（48名）への報告会を開催した。加えて、2海外拠点（スーダン事務所及びルワンダ事務所）及び2国内拠点（沖縄国際センター及び九州国際センター）に対するコンプライアンス態勢確認調査を実施し、当該拠点のリスクの洗い出しを行ったほか、コンプライアンス研修を実施した。

(4) ハラスメント対策

- 2013年11月、セクハラ及びパワハラ防止強化のために、総務部、人事部連名で「ハラスメントの防止と対応について（ハラスメント防止宣言）」を機構内に通知した。役員を対象とした意見交換会を開催したほか、2013年12月から2014年3月にかけて、本部、国内拠点、海外拠点の管理職・非管理職及び在外赴任者向けの研修を計31回実施した（受講者759名）。

3. 不正事案に対する措置及び再発防止策

- 2013年度に対応した事案については、指標22-5参照。
- 機構は、不正腐敗の防止のために、円借款借入国政府及び実施機関を対象に、研修、セミナーを通じて、適切な調達、契約マネジメントの能力向上を図るとともに、技術協力プロジェクトの実施により、公共調達・不正腐敗再発防止のためのガバナンス強化を図っている。

指標 23-2 会計監査人による監査の実績

- 2012年度の財務諸表は、6月に会計監査人による監査を経て適正意見が出された後、一般勘定については外務大臣からの承認を受け（7月）、有償資金協力勘定は財務大臣に届け出た（6月）。また、2013年度上半期財務諸表（有償資金協力勘定）については、11月に会計監査人による監査後、適正意見が提出され、財務大臣へ届け出た（11月）。その他の監査実績は、本部について9月と2014年3月に期中監査、国内及び海外拠点については9月から2014年2月の間に国内拠点（地球ひろば（市ヶ谷）、北海道国際センター（札幌））及び海外拠点（タンザニア、ザンビア、マレーシア、中国、ペルー、チリ）を対象とした往査が実施された。往査では、固定資産物品にかかる物品シール添付の徹底等の指導を受け、当該指導事項は速やかに是正した。

指標23-3 内部監査の実績

- 内部監査基本計画に則り以下のとおり実施し、監査結果及び監査指摘事項・留意事項については、関係部署に対して適切にフィードバックした。なお、監査を行った主要業務に関する重大な規程違反や事故等は発見されず、おおむね内部統制は有効に働いているものと認められた。
 - ①有償資金協力業務監査: 事業規模が大きい有償資金協力業務について、現状のリスク評価を行い、統合的リスク、信用リスク、市場リスク、オペレーショナルリスクの四つについて、外部委託した監査法人の知見・経験を活用しつつ、監査を実施。
 - ②テーマ別監査:
 - SATREPS 監査: 不正経理再発防止策を踏まえ、インドネシア、フィリピン、タイ、ベトナムの15 案件を対象に、本部及び海外拠点の事業管理の内部統制の有効性について監査を実施。
 - 法人文書監理監査: 公文書等管理法に基づき、有償資金協力業務の借款契約の保管状況を対象に監査を実施。
 - 情報システム監査: 青年海外協力隊事務局が主管する業務システムについて、監査法人への外部委託を活用して監査を実施。
 - ③在外拠点監査: カンボジア、ボリビア及びイランを対象に、海外拠点長による事務所管理の内部統制とリスク管理の有効性について監査を実施。
 - ④国内拠点等監査: 北海道国際センター、東京国際センター、筑波国際センター、中部国際センター及び駒ヶ根青年海外協力訓練所を対象に、各機関長による事務所管理の内部統制とリスク管理の有効性及び施設管理の有効性について監査を実施。
 - ⑤物品監査: 国内拠点及び海外拠点の物品の管理状況について、監査を実施。
- コンプライアンス態勢の強化、ハラスメント防止に加え、内部統制の有効性を検証し、改善提案を行うことによって、組織の内部統制を強化した。
- 2012 年度の内部監査結果については、理事長及び理事会に報告するとともに（4 月）、その概要を機構のウェブサイト上で公開した。また、監査指摘事項の各部署での対応状況は理事会に報告し（10 月）、業務改善サイクルが適切に機能するようモニタリングを行った。

指標23-4 監事監査への対応状況

- 「平成24事業年度国際協力機構監事監査報告」の提言を機構内全体に周知し、迅速に対応した。取組結果は「『平成24事業年度国際協力機構監事監査報告』に関する対応について（報告）」に取りまとめ、理事長から監事に提出し、機構ウェブサイト公開した。具体的な取組事例は次のとおり。

①	提言	中小企業との連携に係る取組に顕著な進展がある中、組織を挙げて具体的な案件の形成を推進しており、これらが事業化にどれだけ結びつけられるかが重要である。
	対応	調査終了後の事業化に向けて、機構の海外投融资の活用可能性を検討するほか、本邦の金融機関・支援機関へつなげる取組を行い、海外でのビジネス展開の後押しを行っている。
②	提言	国内拠点について、国内の民間企業・中小企業との接点・窓口として、国内機関の果たす機能・役割が増大している一方、管理的経費の逼迫に伴う効率化・合理化の要請も強まる中、課題別研修の企画・計画業務の本部への移管について、時宜を得た見直しであるとしつつ、国内機関側の主体性の維持にも留意するべき。
	対応	課題別研修の企画・計画業務に係る課題担当部への本格的移管（2014年度から）に向けて、国内機関が主体性をもって各地域のリソースを発掘・活用し、課題担当部との協働により一層質の高い研修を実施できる体制を構築することとしている。

指標 23-5 情報セキュリティ対策の推進状況

- 政府方針により準拠した情報セキュリティ体制にすべく、情報セキュリティ関連規程の構成をISO/JIS基準から政府統一基準を基本とした体系へ改訂する作業を実施し、案を策定した。「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一管理基準（平成26年度版）」の変更点を反映した上で最終化する予定。
- 情報セキュリティに関する定期的な自己点検を実施し、その結果の分析を行った。また、海外拠点の情報セキュリティ等実施状況調査を計6か国（フィリピン、中国、モンゴル、メキシコ、コスタリカ、ホンジュラス）において実施し、調査結果に基づき改善点を指導した。
- サイバー攻撃対策として、全役職員等を対象とした標的型メール攻撃対策の訓練を2回実施した。攻撃手段の巧妙化を踏まえ、情報セキュリティ研修の教材にサイバー攻撃を取り入れ、その脅威や対策を周知した。同研修は全役職員等向けに毎年実施しているが、2013年度の受講率は94%で、2012年度受講率（91%）から向上した（不合格者は未受講者としてカウントしている）。
- 情報システム室担当理事を委員長とする情報セキュリティ委員会を半期ごとに実施し、上述の自己点検、電磁的記録媒体の棚卸し、研修の結果を報告した。審議結果は機構全体にフィードバックしている。委員会審議に基づき実施した無線LANのセキュリティ強化を踏まえ、本部会議室への無線LANの導入及びリモートアクセスの試行導入を実施した。また、2013年度は定例の2回に加え、研修事業委託先で発生した研修員個人情報の流出の可能性があった事案対応のため臨時委員会を開催した。委員会での決定に基づき、研修員に本事案の報告と注意喚起を行うとともに機構ウェブサイトにて本事案を公表した。再発防止策として、関係部署に対する本件事案の周知のほかに、全委託先に対して注意喚起を行うとともに、契約に則した情報管理の徹底を指示した。

指標 23-6 各年度の業績モニタリングの実施状況

- 機構は、中期計画に基づく年度計画の達成を各部署の業務運営に連動させるべく、年度計画をはじめとする機構が取り組むべき重要対応事項及び事業展開の方向性を定め、部署別の年間業務計画に反映している。業務実績については、外部有識者を交えて自己評価を行い、その結果を基に、外務省独立行政法人評価委員会に対して報告を行った。
- 2012年度の評価結果について、本部、国内及び海外の全部署・拠点を対象にした「業績評価セミナー」を計11回開催し、外務省独立行政法人評価委員会や総務省政策評価・独立行政法人評価委員会の指摘事項及び同指摘を踏まえた機構の対応について周知した。同セミナーには本部、国内11拠点、海外48拠点から合計245名が参加した。また、セミナーの様子をDVDに収録し、出席できなかった拠点に対して映像を配信した。上記指摘事項への対応については、2013年度の業務実績報告書にて報告するとともに、継続対応が必要な事項については、2014年度の年度計画に反映した。

指標 23-7 業務改善提案制度の導入状況

- 機構関係者向けの「業務改善のためのご意見・ご提案受付制度」については、2013年3月から運用を開始した。同制度は、機構関係者がメールで簡便に意見や提案を寄せられる仕組みで、機構内の担当部署は、受領した意見や提案を活用し、業務改善の検討を行うこととしている。
- 2014年3月末時点において、専門家派遣・ボランティア派遣・研修員受入を中心に44件の意見や提案を受領し、そのうち12件については、関係部署と協議の上、順次改善に向け検討を進めている。受領した意見と機構の具体的な取組2件を機構のウェブサイト上に公開した（2014年1月）。

小項目 No. 24 事務の合理化・適正化

大項目	2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとすべき措置
中項目	(2) 適正かつ公正な組織・業務運営の実施
小項目	24. 事務の合理化・適正化
中期計画/ 年度計画	<p>【中期計画】</p> <p>実施する業務の特性を踏まえ、効率的な業務運営の環境を確保するとともに、事業が合理的、適正になされるよう、事務処理の改善を図る。</p> <p>具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 契約事務を見直し、契約取引先の選定及び精算の各手続きの簡素化、機材調達事務の効率化、契約情報管理の効率化、在外事務所の調達実施体制の適正化等、事務を合理化・簡素化する。 ● 専門家等派遣、研修員受入、ボランティア関連業務等の手続きの更なる効率化に取り組む。 <p>【年度計画】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 一般契約に係る各種様式の定型化、コンサルタント等契約における新積算体系に基づいた適切な精算、公示関係資料の電子配布等、事務手続きの合理化・簡素化を引き続き実施する。 ② 機材調達事務の合理化による効率化を推進するとともに、機材調達の実務的な知識・ノウハウを具体的な指針に取りまとめる。 ③ 海外拠点における調達実施体制の適正化に向けて、海外拠点における調達手続きに関する参考資料の整備を行うとともに、短期在外調達支援要員を計画的に派遣し、現地職員の育成と現地の体制整備を図る。 ④ 専門家等派遣手続きに関し、平成 24 年度に抽出した更なる効率化が必要な課題について、旅行制度及び派遣手当制度との関連性及びそのあり方を整理した上で改善策を策定する。 ⑤ 課題別研修については、評価プロセスの見直し、研修委託契約の見直し等により、事務の効率化を促進する。 ⑥ ボランティア関連手続きについて、業務の一層の合理化のための見直しを行い、それを踏まえた規程の改定、在外への周知を行う。また、システムの改修を通じ、事務手続きの短縮を図る。

機構は、2012 年度に理事長を委員長とする「業務改善推進委員会」を機構内に設け、理事長主導で業務の抜本的な合理化・簡素化を進めるとともに、事業の質の向上と迅速化を図るための計画を策定した。2013 年度は、同計画の下、以下のとおり業務改善に取り組んだ。

指標 24-1 契約取引先の選定及び精算手続きの簡素化に向けた取組状況

- コンサルタント等契約に関して、精算手続きを含む契約管理手続きを簡素化、明確化するため、「契約管理ガイドライン」を策定した。また、業務実施契約における精算報告書の作成方法に関する手引を全面的に改訂し、特に精算が複雑であった航空運賃に関する精算基準については、2012 年度に導入した新積算基準の運用結果も踏まえて簡素化した。これら手続きの 2014 年 4 月からの適用開始に向け、コンサルタントに対する説明会を計 8 回実施し、周知を図った。また、契約変更に関するコンサルタントとの確認手続きを一部簡素化し、これにより手続きに要する時間を約 2 週間短縮した。さらに、コンサルタント等契約の公示関連資料の電子配布を本格導入するとともに、特に業

務実施契約（単独型）についてはプロポーザルの電子受領も開始し、応募者負担を軽減した。

- 一般契約に関して、類似の契約に係る契約手続きを合理的に実施するため、公示、入札説明書、仕様書等の各種ひな形の改訂版及び手続き書類（契約に関する決裁、契約書等）の事例を機構内で共有した。また、メーリングリストを通じ、国内拠点の調達担当者間で契約手続きに関する情報を共有した。
- 2013年度に開始された民間提案型普及・実証事業について、契約・業務監理に関するガイドラインを作成し、機構内外の関係者に対して同ガイドラインの周知を図った。

指標 24-2 機材調達事務の効率化

- 機材調達に関する手続きを効率化するために機材調達事務に係る取引条件を整理し、これを反映した契約書、入札関係書式、マニュアル類を改訂した。
- 日本の安全保障貿易管理体制の強化を背景として、機構においても資機材等の調達に係る適正な安全保障輸出管理を進めるため、「資機材等に係る安全保障輸出管理規程」を8月に制定し、9月に施行した。これに伴い、機構内部向けの関連手引・書式を作成・改訂するとともに、効率的な事務手続きのために外部への予備審査委託体制を整備した。これらに関して、機構内部向け研修を2回、応募者向け説明会を1回実施した。

指標 24-3 海外拠点の調達実施体制の適正化

- 海外拠点における調達を支援・指導するため、本部から短期在外調達支援要員を延べ26回派遣した。このうちケニアでは、アフリカの23拠点の調達担当者（主に現地職員）を対象に調達セミナーを実施した（参加者33名）。また、本部調達部に設けた海外拠点向け随時相談窓口では、2013年度約800件の相談（電話・メール等）に対応した（2012年度約450件）。海外拠点から他拠点における契約事例等の照会が増加したため、事例情報の共有を促進した。

指標 24-4 専門家派遣、研修員受入、ボランティア関連業務等の事務手続きの効率化

1. 技術協力事業に関する業務の効率化

- 機構の技術協力事業は、予算総額が減少する一方で案件数は2003年度と比較して1.65倍と大幅に増大しており、分野の拡散、極端な小規模化、煩雑な手続きにより、事業の戦略性や質の低下を招く恐れが生じている。機構は、2013年3月に内部に業務改善推進委員会を設け、事業の選択と集中の促進並びに業務工程の簡素化及び業務手順の標準化に係る各種改善策を実行した。
- 事業の選択と集中の推進や「強化プログラム」の選定（指標5-1参照）等、戦略性の高いプログラム形成への取組に沿って、事業資源を有効活用しインパクトの高い事業を実施するため、案件の大型化、長期化、広域化、複合化を促進し、これまでの取組を執務参考資料にまとめた。
- 技術協力事業の事業管理・評価のあり方については、計画策定段階における手順を見直し、段階的な計画策定方式の導入やリスク管理チェックリストの導入等により、適切かつより迅速な計画策定を可能とする制度とした。また、事業実施段階の事業管理・評価のあり方を見直し、中間レビュー及び終了時評価を廃止し、これに代わり、統一様式の導入等により案件実施中の日常的、定期的なモニタリングを拡充するとともに、案件終了時の目標・成果達成の検証を実施することとした。さらに、事前評価表の記載項目の簡素化や実施計画書の合理化等の書類及び決裁の合理化等を行った。

2. 専門家派遣業務の合理化

(1) 旅費制度及び派遣手当制度の合理化・効率化

- 外国旅行制度及び派遣手当制度の改善策を作成し、優先的に取り組むべき項目については関連規程の改正を行った。2014年度後半からの適用を目指し、システム改修に係る検討を進めた。具体的には、外国旅行制度の合理化及び事務の簡素化並びに専門家の裁量範囲の拡大という観点から、従来上限日数を別々に定めていた外国旅行及び家族一時呼び寄せを一本化し、全体の上限日数の中で専門家が自由に選択取得できることとした。また、派遣手当制度については、住居手当に係る認定手続き及び支給手続きの簡素化を図ることとした。さらに、特別技術手当支給基準の見直しを行った（週7日分のうち2日は休日見合いとして減額）。

(2) 専門家人選に係る制度・手続きの合理化・効率化

- 専門家人選制度に関し、応募者の総合的な語学能力を審査するため、専門家人選時の語学審査要件として、語学証明書のみによらず、過去の経歴等を勘案した審査を行うことも認めた。
- 公募人選手続きに関し、応募者の準備時間を確保するために、従来随時案件ごとに設定していたプレ公募可能期間を派遣予定日の1年前から可能とする一方、人選手続き迅速化のために募集期間を従来の14日間から12日間に短縮した。他方、事務簡素化のため、業務調整員の業務格付決定に係る手続きを簡素化し、格付会議及び格付決定に係る資料作成を廃止した。

(3) 専門家人選・派遣に係る手続きの迅速化

- 決裁基準の見直し等により、人選手続きのための標準所要期間を42営業日から38営業日に短縮した。また、旅費支給手続きの見直しにより、人選後派遣手続きの標準所要期間を44営業日から38営業日に短縮した。これにより、人選開始から派遣までの標準所要期間を86営業日から76営業日に縮めた。
- 専門家赴任前研修について、1回ごとの期間はカリキュラム共通化・合理化により19営業日から14営業日に圧縮する一方、当初年9回の予定だった開催頻度を年度後半から毎月開催に増やすこと等により派遣前待機期間を最長4週間解消した。

3. 研修員受入に係る事務手続きの効率化

- 例年第3・第4四半期に集中する国別研修（年間約900件）の実施時期について、機構内で調整を行い、比較的余裕のある年度前半に実施する研修を増やした。これにより、研修実施機関も年間の受入計画を立てやすくなるといった効果が得られた。
- 課題別研修の評価について、従来全研修で事前、実施中（年度ごと）、終了時、事後の4段階の評価を行っていたが、各評価に時間や予算を要する一方、評価結果を翌年度の活動や同分野のほかの研修の改善に十分活用できていなかった。このため、評価対象は特定の分野課題に、評価段階は事後評価に限定する一方、全案件を対象に、簡便な方法による毎年度のモニタリングを導入した。これにより、モニタリング結果に基づく迅速な研修内容の改善、分野課題ごとの評価による一定の説明責任の確保及び教訓に基づくほかの研修の改善、新規案件形成を図っている。

4. ボランティア派遣に係る手続きの合理化

- ボランティアの私事目的任国外旅行の取得申請・承認手続きについて、機構のシステム改修により、

従来のファックスによる手続きから同システムを使った手続きに変更した結果、本部・海外拠点・ボランティア本人の手続き所要時間を年間約1,200時間削減した。また、シニア海外ボランティア離任時の住居費精算手続きに関する参考資料を作成し、機構内で共有した結果、海外拠点から本部への年間照会件数は約20件から5件に減少した。

5. 国内拠点の施設管理等

- 各国内拠点において、国内施設の維持・管理、修繕やそのために必要な契約・支払いを効率的・合理的に実施した。また、建物管理業務の発注・監督を適切に行うための態勢を強化した。
- 国内拠点の経営管理手法の改善の取組として、横浜国際センターにおいて、公共サービス改革法（いわゆる市場化テスト）に基づく施設運営管理契約の公示・入札を行った。公示に際しては、民間事業者の参入を促進するためにパッケージによる委託及び参加資格の要件の緩和を行い、裁量権を大幅に認める仕様とした結果、民間企業体9団体が応札し、幅広い経験・ノウハウを有する民間事業者と契約を締結した。これにより、3年間で約7,000万円相当の経費効率化が実現するとともに、さらなる施設の活用、施設稼働率、利用者数の向上が期待される。なお、2014年度は、横浜国際センターの公示・入札の際に作成した建物管理契約の標準仕様書等を活用し、北海道国際センター（札幌・帯広）、筑波国際センター、東京国際センター、中部国際センター、沖縄国際センターでの施設運営管理契約の公示・入札を実施する予定である。
- 国内拠点による調達事務の適正な実施を促進するため、調達部による巡回指導（3回）、テレビ会議による調達制度説明（4回）、メーリングリストによる情報共有・相談対応等を実施した。また、国内機関による契約手続きの簡素化に資すべく、参考資料の作成や契約ひな形の改訂等を実施したほか、仕様書や調達方法に関する情報を常時閲覧可能とした。

6. 情報インフラシステムの全体最適化に向けた取組

- 業務の効率化と情報共有促進を図るとともに、システム統制の強化と多様な業務形態に対応すべく、2013年度に情報システム刷新計画を策定した。同計画の下で実施する取組の一つとして、2013年11月に機構の主要な業務システムの全体最適化に係る調査を開始し（2014年9月完了予定）、2014年4月に同調査の中間成果である最適化方針案を策定した。なお、本方針案に基づき最終成果が取りまとめられる。

小項目 No. 25 経費の効率化、給与水準の適正化等、保有資産の見直し

大項目	2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
中項目	(3) 経費の効率化、給与水準の適正化等、保有資産の見直し
小項目	25. 経費の効率化、給与水準の適正化等、保有資産の見直し
中期計画/ 年度計画	<p>【中期計画】</p> <p>(イ) 経費の効率化</p> <p>中期目標期間中、運営費交付金を充当して行う業務については、業務の質の確保に留意しつつ、一般管理費及び業務経費（特別業務費及び特殊要因を除く。）の合計について、専門家、企画調査員及び在外健康管理員等の手当等の適正かつ厳格な見直し、ボランティアに支給される手当等の適正化、固定的経費等の経費の削減により、毎事業年度1.4%以上の効率化を達成する。ただし、人件費については次項に基づいた効率化を図ることとし、本項の対象としない。</p> <p>(ロ) 給与水準の適正化等</p> <p>給与水準については、機構の業務の特殊性により対国家公務員を上回っているが（地域・学歴勘案 109.3（22年度実績））、本中期目標期間中においても引き続き不断の見直しを行い、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。</p> <p>また、総人件費については、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、見直しを図るものとする。その際、在外職員に対する在勤手当についても、国や民間企業等の事例も参照しつつ可能な限り早期に適切に見直す。</p> <p>(ハ) 保有資産の適正な見直し</p> <p>機構の保有する資産については、詳細な資産情報の公表を引き続き行うとともに、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを行うものとする。また、機構の資産の実態把握に基づき、機構が保有し続ける必要があるかを厳しく検証し、支障のない限り、売却又は国への返納等を行うものとする。職員宿舎については、独立行政法人の宿舎の見直しに係る政府の方針に則り、適切に対応する。竹橋合同ビルの区分所有部分については、有効な利活用方策を検討した上で、保有の必要性がなく、売却が合理的であると判断される場合には、処分する。</p> <p>【年度計画】</p> <p>(イ) 経費の効率化</p> <p>運営費交付金を充当して行う業務については、業務の質の確保に留意しつつ、一般管理費及び業務経費（特別業務費及び特殊要因を除く。）の合計について、専門家、企画調査員及び在外健康管理員等の手当等の適正かつ厳格な見直し、ボランティアに支給される手当等の適正化、固定的経費等の経費の削減により、平成24年度比1.4%以上の効率化を達成する。ただし、人件費については次項に基づいた効率化を図ることとし、本項の対象としない。</p> <p>(ロ) 給与水準の適正化等</p> <p>給与水準については、その適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。また、総人件費については、政府の方針を踏まえつつ適切に対応する。在勤手当については、国や民間企業等の事例も参照しつつ見直しを進める。</p> <p>(ハ) 保有資産の適正な見直し</p> <p>詳細な資産情報の公表を引続き行う。あわせて、資産内容の見直し、保有資産の必要性の有無を検討する。なお、職員住宅については、独立行政法人の宿舎の見直しに係る政府の方針に則り、適切に対応する。また、竹橋合同ビル内区分所有部分については、</p>

有効な利活用方策を継続検討する。

指標 25-1 運営費交付金を充当する物件費（特別業務費及び特殊要因を除く。）の前年度比年率 1.4%以上の効率化

- 2013年度の一般管理費及び業務経費（予算編成過程で措置された政策的要素に伴う事業量の増による影響を除く。）の支出額は、ベースラインに対して1.4%減の1,268億3,400万円となった。効率化達成のため、専門家に支給される手当等の改定、研修事業における各種手配業務の見直し、固定的経費等の経費削減に取り組んだ。

指標 25-2 総人件費

- 2013年度も職務限定制度及び勤務地限定制度を運用して給与水準の適正化を図った。また、一定の年齢に達した管理職の非管理職への移行により給与減額を制度化する役職定年制の運用を継続中である。
- 「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」に基づく、国家公務員の給与水準の見直しを踏まえて、役員は2012年4月から2014年3月まで給与を9.77%減額し、職員は2012年6月から2014年5月まで給与を4.77～9.77%減額する臨時特例を実施した。
- 上記取組の結果、2013年度の支出実績（給与・報酬部分）は148億7,200万円であった（2012年度147億7,100万円）。
- 在勤手当の見直しについては、外部有識者を含む検討会による購買力補償方式に基づき制度を構築することが合理的であるとの結論を踏まえ、独自制度の詳細検討を行っていた。他方、2012年から国家公務員も購買力補償方式に基づき在勤手当を設定することとなり、同方式を参照して在勤手当を見直すことで追加的な運用コストのかかる独自制度を代替可能となった。今後は購買力補償方式に基づいた国家公務員の在勤手当を参照する枠組みの下で在勤手当水準を適切に管理する。

指標 25-3 ラスパイレス指数

- 前述の総人件費で挙げた取組の結果、ラスパイレス指数（地域・学歴勘案）は、2012年度の101.8から、2013年度は100.5に推移した。
- 機構の平均給与水準が国家公務員に比して高い主な理由としては、都市部在職者及び大学卒以上の者の比率が高いこと、機構が求める高いレベルの語学力（機構の採用者の平均TOEICスコアは841点）、折衝・調整能力、高度の専門性を有する人材を常勤職員として確保するために、競合する民間企業（総合商社等）や国際機関の給与水準（表25-1）も踏まえて、一定の給与水準を維持する必要があること等が挙げられる。

表25-1 年間平均給与の比較

機関名	年間平均給与
当法人（海外勤務者を含む）	7,998千円
国際機関A	11,630千円
総合商社B	14,193千円
総合商社C	13,096千円

- 6月に「独立行政法人国際協力機構の役職員の報酬・給与等について」を公表し、機構の業務の性

質から国家公務員の平均給与水準を上回っている点、競合する企業等との給与水準の比較、適正化に向けての措置、数値目標等を対外的に説明した。

指標 25-4 保有資産の公表と見直し状況

- 決算公告の作成・公表を通じて、詳細な資産情報の公開を行った。また、機構の内部委員会である施設問題検討委員会において、保有資産のうち、既に廃止が決定している職員住宅について、その進捗状況及び処分方法を確認し、また国内拠点の施設・設備については、整備・改修の進捗状況を確認した。
- 職員宿舎については、「独立行政法人の職員宿舎の見直し計画」（2012年4月行政改革実行本部）を踏まえて、老朽化が進み、かつ入居率の低い所沢・筑波構外・駒ヶ根構外・篠原町の職員住宅について、中期計画（2014年3月変更）に基づき、2016年度末までの国庫納付に向け手続きを進めている。区分所有物件189戸については、2014年度末までに全て処分する方針を決定しており、2011年度までに処分を行った89戸に加え、2012年度34戸、2013年度39戸の売却処分を行った。
- 竹橋合同ビル内区分所有部分については、研修・会議、一部重要文書（カルテ等）や職員・外部利用者（研究者・一般市民等）向け貸出用各種資料の保管、ボランティアの選考面接等に活用している。

小項目 No. 26 予算（人件費の見積を含む）、収支計画及び資金計画 （有償資金協力勘定を除く。）

大項目	3. 予算（人件費の見積を含む）、収支計画及び資金計画（有償資金協力勘定を除く。）
中項目	-
小項目	26. 予算（人件費の見積を含む）、収支計画及び資金計画（有償資金協力勘定を除く。）
中期計画/ 年度計画	<p>【中期計画】</p> <p>(1) 機構は、運営費交付金を充当して行う業務については、「2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」で定めた事項について配慮した中期計画の予算、収支計画及び資金計画を作成し、当該予算等に基づき質の確保に留意し、予算執行管理のより一層の適正化を図りつつ運営を行う。また、毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。加えて、財務内容の一層の透明性を確保する観点から、財務諸表におけるセグメント情報等の充実を図り、運営費交付金債務残高の発生原因や当該発生原因を踏まえた今後の対応等について、業務実績報告書等で更に具体的に明らかにする。</p> <p>(2) 機構は、引き続き自己収入の確保及びその適正な管理・運用に努める。</p> <p>【年度計画】</p> <p>① 財務内容の一層の透明性を確保する観点から、引き続きセグメント情報の開示方法の改善に向けた検討・準備を進め、平成 24 事業年度財務諸表において見直し後のセグメント情報を開示する。</p> <p>② 引き続き自己収入の確保及びその適正な管理・運用に努める。</p> <p>③ なお、平成 24 年度補正予算（第 1 号）により追加的に措置された運営費交付金及び施設整備費補助金については、「日本経済再生に向けた緊急経済対策」（平成 25 年 1 月 11 日）において、復興・防災対策、成長による富の創出及び暮らしの安心・地域活性化のために措置されたことを認識し、中小企業及び地方自治体の国際展開支援等に係る技術協力及び防災・減災機能向上のための施設改修等に活用する。また、平成 25 年度補正予算（第 1 号）により追加的に措置された運営費交付金及び施設整備費補助金については、「好循環実現のための経済対策」（平成 25 年 12 月 5 日）において、競争力強化及び防災・安全対策の加速のために措置されたことを認識し、中小企業及び地方自治体の国際展開支援事業等に係る技術協力並びに防災力強化のための施設改修に活用する。</p>

指標 26-1 自己収入の実績

- 自己収入のうち事業収入については計画額 3 億 4,800 万円に対し 6 億 200 万円（消費税の還付等を除く）（2012 年度 4 億 6,200 万円）の収入が生じたが、主な増加要因は海外拠点において付加価値税還付金等の雑収入が増加したためであった。寄附金収入については、2013 年度は 1 億 1,800 万円（同 1,800 万円）の収入があり、TICAD V にて授与された「野口英世アフリカ賞」受賞者 2 名の賞金と、「世界の人びとのための JICA 基金」を通じた支援事業（新規 8 件、継続 7 案件）に使用した。また、海外開発計画調査事業、海外経済協力事業等の受託事業収入について、2013 年度は 14 億 300 万円（同 7 億 7,700 万円）の収入があり、当該事業の実施費用に充当された。

指標 26-2 運営費交付金債務残高の状況

- 2013 年度末時点の運営費交付金債務残高は、317 億 3,200 万円（2012 年度 226 億 2,300 万円）となっており、その内訳は以下のとおりである（括弧内は 2012 年度末時点の金額）。

次年度への繰越（契約済みで支払が翌年度になるもの）	178億4,100万円（131億4,200万円）
災害援助協力関係費（特別業務費）翌事業年度財源充当額	4億1,700万円（2億8,200万円）
前渡金	122億7,000万円（85億6,700万円）
前払費用、長期前払費用等	2億2,400万円（1億9,700万円）
その他不使用額	9億8,100万円（4億3,500万円）

〔注〕四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

- 次年度への繰越の発生理由は、治安、相手国側機関の都合等の現地事情により、当初の計画に変更が生じ、年度を跨いで契約せざるを得なかったためである。

指標 26-3 セグメント情報等の改善に向けた取組

- 財務諸表のセグメント区分を「財源別」から「業務別」に改善した。外務省独立行政法人評価委員会に対する報告と承認を得て、2012年度の財務諸表（2013年6月公表）から適用を開始した。

（補正予算による業務計画）

- 運営費交付金に関しては、2012年度補正予算でODAを活用した中小企業や地方自治体の国際展開支援業務を実施した。また、2013年度補正予算では、途上国における日本方式普及・インフラシステム輸出取組支援やアフリカ諸国の人材育成を通じた日本企業進出支援に係る技術協力等を実施する予定である。
- 施設整備補助金に関しては、2012年度補正予算で施設が老朽化している東京国際センター、九州国際センター、沖縄国際センターの防災・減災に係る設備改修を実施した。また、2013年度補正予算では、北海道国際センター（札幌）の外壁面補修工事の設計業務を実施した。なお、北海道の気象条件を鑑み、改修工事は2014年度に実施する計画である。

（2013年度の決算報告書、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書は、それぞれ別表1、別表2、別表3のとおり。）

平成25年度 決算報告書
(平成25年4月1日～平成26年3月31日)

(単位：百万円)

区分	年度計画	決算額	差額	備考
収入				
運営費交付金収入	152,973	152,973	0	
無償資金協力事業資金収入	-	85,423	85,423	注1
受託収入	1,472	1,403	△70	
開発投融资貸付利息収入	35	35	△0	
入植地割賦利息収入	2	12	10	
移住投融资貸付金利息収入	25	58	33	
その他収入	405	2,724	2,319	
うち寄附金収入	120	118	△2	
雑収入	286	2,606	2,321	注2
施設整備費補助金等収入	188	206	18	
前中期目標期間繰越積立金取崩収入	284	111	△173	
計	155,386	242,947	87,561	
支出				
一般管理費	10,038	8,826	1,213	
うち人件費	2,938	2,385	553	
物件費	7,100	6,441	659	注3
業務経費	143,567	140,217	3,350	
うち技術協力プロジェクト関係費	71,117	76,421	△5,304	注4
無償資金協力関係費	203	137	66	
国民参加型協力関係費	15,951	14,323	1,627	
海外移住関係費	328	305	23	
災害援助等協力関係費	880	745	135	
人材養成確保関係費	191	178	14	
援助促進関係費	17,866	14,399	3,468	注5
事業附帯関係費	6,493	5,913	580	
事業支援関係費	30,537	27,795	2,742	
施設整備費	188	2,028	△1,840	注4
無償資金協力事業費	-	85,423	△85,423	注1
受託経費	1,472	1,152	320	注6
寄附金事業費	120	118	2	
計	155,386	237,764	△82,378	

年度計画と決算額の差異説明

注1 当該事業に係る案件、金額等が当該年度の閣議決定によって決まるため、当初計画額をゼロとしているため。

注2 不要財産の売却処分を行ったため等。

注3 固定経費の見直し等による経費節減を行ったため。

注4 前年度繰越分の執行による差額が生じたため等。

注5 補正予算の年度末成立に伴い平成26年度への繰越となったため等。

注6 相手国の事情等により計画に変更が生じたため。

損 益 計 算 書

(平成25年4月1日～平成26年3月31日)

【一般勘定】

(単位：百万円)

経常費用			
業務費			
技術協力プロジェクト関係費	75,659		
無償資金協力関係費	146		
国民参加型協力関係費	14,683		
海外移住関係費	303		
災害援助等協力関係費	800		
人材養成確保関係費	176		
援助促進関係費	13,804		
事業附帯関係費	5,810		
事業支援関係費	27,743		
無償資金協力事業費	85,423		
施設整備費	126		
受託経費	396		
寄附金事業費	121		
減価償却費	434	225,623	
一般管理費		8,676	
財務費用			
外国為替差損	27	27	
雑損		11	
経常費用合計			234,337
経常収益			
運営費交付金収益		143,523	
無償資金協力事業資金収入		85,423	
受託収入			
国又は地方公共団体からの受託収入	311		
他の主体からの受託収入	92	403	
開発投融资収入		33	
入植地事業収入		12	
移住投融资収入		57	
寄附金収益		121	
施設費収益		109	
貸倒引当金戻入		284	
資産見返運営費交付金戻入		459	
資産見返補助金等戻入		34	
財務収益			
受取利息	25	25	
雑益		1,929	
経常収益合計			232,411
経常損失			1,926
臨時損失			
固定資産除却損		29	
固定資産売却損		3	32
臨時利益			
固定資産売却益		7	7
当期純損失			1,951
前中期目標期間繰越積立金取崩額			3,894
当期総利益			1,943

別表 3

キャッシュ・フロー計算書

(平成25年4月1日～平成26年3月31日)

【一般勘定】

(単位：百万円)

I	業務活動によるキャッシュ・フロー	
	事業支出	△ 132,534
	無償資金協力事業費支出	△ 85,366
	受託経費支出	△ 1,020
	人件費支出	△ 14,874
	その他の業務支出	△ 718
	運営費交付金収入	152,973
	無償資金協力事業資金収入	104,512
	受託収入	1,279
	貸付金利息収入	94
	入植地事業収入	22
	利息収入	12
	割賦元金	9
	寄附金収入	14
	その他の業務収入	2,283
	小計	26,665
	利息の受取額	25
	業務活動によるキャッシュ・フロー	26,690
II	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	固定資産の取得による支出	△ 1,065
	固定資産の売却による収入	453
	貸付金の回収による収入	883
	定期預金の預入による支出	△ 346,000
	定期預金の払戻による収入	331,000
	長期性預金の預入による支出	△ 90
	譲渡性預金の取得による支出	△ 786,000
	譲渡性預金の払戻による収入	766,000
	投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 34,818
III	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	リース債務の返済による支出	△ 92
	不要財産に係る国庫納付等による支出	△ 425
	財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 517
IV	資金に係る換算差額	△ 9
V	資金減少額	△ 8,655
VI	資金期首残高	43,350
VII	資金期末残高	34,695

小項目 No. 27 短期借入金の限度額

大項目	4. 短期借入金の限度額
中項目	短期借入金の限度額
小項目	27. 短期借入金の限度額
中期計画/ 年度計画	<p>【中期計画】</p> <p>一般勘定 620 億円 有償資金協力勘定 2,200 億円</p> <p>理由：一般勘定については、国からの運営費交付金の受け入れ等が3ヶ月程度遅延した場合における職員への人件費の遅配及び事業費の支払い遅延を回避するため。 有償資金協力勘定については、借入金償還と貸付金回収の短期資金ギャップ、財投機関債発行時の繋ぎ、貸付実行額の急激な変動等に機動的・効率的に対処するため。</p> <p>【年度計画】</p> <p>一般勘定 620 億円 有償資金協力勘定 2,200 億円</p> <p>理由：一般勘定については、国からの運営費交付金の受け入れ等が3ヶ月程度遅延した場合における職員への人件費の遅配及び事業費の支払い遅延を回避するため。 有償資金協力勘定については、借入金償還と貸付金回収の短期資金ギャップ、財投機関債発行時の繋ぎ、貸付実行額の急激な変動等に機動的・効率的に対処するため。</p>

指標 27-1 一般勘定における短期借入金の実績

- 2013 年度の一般勘定における短期借入金の実績はない。

指標 27-2 有償勘定における短期借入金の実績

- 有償資金協力勘定については、限度額の範囲内において、短期資金ギャップに対応するため、2013 年 6 月に 391 億円、12 月に 225 億円、2014 年 2 月に 301 億円の借入を行い、いずれも同月中に返済を行った。

小項目 No. 28 不要財産の処分等の計画

大項目	5. 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画
中項目	不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画
小項目	28. 不要財産の処分等の計画
中期計画/ 年度計画	<p>【中期計画】</p> <p>区分所有の保有宿舍については、平成 24 年度に 34 戸、平成 25 年度に 33 戸、平成 26 年度に 33 戸を譲渡し、これにより生じた収入の額の範囲内で主務大臣が定める基準により算定した金額を国庫に納付する。ただし、譲渡が困難な場合は、当該不要財産を国庫に納付することがある。大阪国際センターについては、平成 24 年度末までに現物納付する。広尾センターについては、平成 25 年度末までに現物納付又は譲渡する。譲渡の場合、これにより生じた収入の額の範囲内で主務大臣が定める基準により算定した金額を国庫に納付する。</p> <p>【年度計画】</p> <p>区分所有の保有宿舍 33 戸を譲渡し、これにより生じた収入の額の範囲内で主務大臣が定める基準により算定した金額を国庫に納付する。広尾センターについては、平成 25 年度末までに現物納付する。所沢・筑波構外・駒ヶ根構外職員住宅については、処分の準備を進める。</p>

指標 28-1 不要資産の処分実績

- 区分所有の保有宿舍については、39 戸を売却し、売却収入のうち売却に要した手数料等を控除した 4 億 1,700 万円を、「独立行政法人通則法」第 46 条の 2（不要財産に係る国庫納付等）及び「独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する省令」第 2 条の 4（不要財産の譲渡収入による国庫納付）の規程に基づき、2014 年 3 月に国庫納付した。売却に当たっては、2010 年度、2011 年度、2012 年度と同様に円滑に売却手続きを進めるために複数物件を一括で売却した。

表 28-1 区分所有の保有宿舍 39 戸の国庫納付のプロセス

2013 年 8 月～10 月	不動産売却に係る一般競争の公示
10 月～12 月	入札、開札、売買契約締結、所有権移転登記
2014 年 3 月	売却収入のうち売却に要した手数料等を控除した金額を国庫納付

- 所沢・筑波構外・駒ヶ根構外の職員住宅について、中期計画（2014 年 3 月変更）において不要財産とし、処分の準備を始めている。なお、これらの財産は、自主的に処分を決定した駒ヶ根構外職員住宅を除き、「独立行政法人の職員宿舍の見直しに関する実施計画」（平成 24 年 12 月 14 日行政改革担当大臣）において廃止する宿舍として指摘されたものである。
- 広尾センターについては、中期計画（2014 年 3 月変更）に基づき、2014 年度末までの国庫納付に向け手続きを進めている。

小項目 No. 29 重要な財産の譲渡等の計画

大項目	6. 前号に想定する財産以外の重要な財産を譲渡し、また担保に供しようとするときは、その計画
中項目	前号に想定する財産以外の重要な財産を譲渡し、また担保に供しようとするときは、その計画
小項目	29. 重要な財産の譲渡等の計画
【中期計画、年度計画】該当なし	

指標 29-1 重要な財産を譲渡又は担保に供した実績

2013 年度においては該当がなく、年度計画も策定していないことから、報告対象外とする。

小項目 No. 30 剰余金の使途（有償資金協力勘定を除く。）

大項目	7. 剰余金の使途（有償資金協力勘定を除く。）
中項目	-
小項目	30. 剰余金の使途（有償資金協力勘定を除く。）
中期計画/ 年度計画	【中期計画】剰余金が発生した際は、中期計画の達成状況を見つつ、事業の改善・質の向上に資する業務及び施設・設備の整備に必要な経費に充てることとする。 【年度計画】剰余金が発生した際は、中期計画の達成状況を見つつ、事業の改善・質の向上に資する業務及び施設・設備の整備に必要な経費に充てることとする。

指標 30-1 剰余金の使途

独立行政法人通則法第 44 条第 3 項により中期計画で定める使途に充てることのできる剰余金（目的積立金）が生じる予定はない。

小項目 No. 31 施設・設備に関する計画

大項目	8. その他主務省令で定める業務運営に関する事項										
中項目	(1) 施設・設備										
小項目	31. 施設・設備										
中期計画/ 年度計画	<p>【中期計画】</p> <p>業務運営の効率化及び業務の質の向上に関する目標の達成を図るため、長期的視野に立った施設・設備の整備を行い、効果的・効率的な運営に努める。</p> <p>具体的には、既存の施設の老朽化等の業務実施上の必要性の観点から、施設・設備の整備改修等を行う。</p> <p>平成 24 年度から平成 28 年度の施設・設備の整備に関する計画（単位：百万円）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">施設・設備内容</th> <th style="width: 25%;">財源</th> <th style="width: 25%;">予定額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部及び国内機関等施設整備・改修</td> <td>施設整備費補助金等</td> <td style="text-align: right;">4,379</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: right;">計</td> <td style="text-align: right;">4,379</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）施設整備費補助金等の具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。</p> <p>【年度計画】 国内機関等施設の建物診断、耐震診断等を実施する。</p>		施設・設備内容	財源	予定額	本部及び国内機関等施設整備・改修	施設整備費補助金等	4,379	計		4,379
施設・設備内容	財源	予定額									
本部及び国内機関等施設整備・改修	施設整備費補助金等	4,379									
計		4,379									

指標 31-1 施設・設備の整備に関する実績

国内機関等施設のうち、築 20 年以上経過し、経年劣化箇所への早急な対策を要する 3 か所の施設（東京国際センター、九州国際センター、沖縄国際センター）について、建物改修工事を実施した。また、北海道国際センター（帯広）についても設備の修繕を実施し、北海道国際センター（札幌）においては、外壁改修のための設計業務を実施し、施工監理契約を年度内に締結した。

小項目 No. 32 人事に関する計画

大項目	8. その他主務省令で定める業務運営に関する事項
中項目	(2) 人事に関する計画
小項目	32. 人事に関する計画
中期計画/ 年度計画	<p>【中期計画】</p> <p>機構は、効果的かつ効率的な業務運営のため、人員の適正配置及び役割と貢献に応じた処遇への適正な反映を図る。また、業務内容の高度化及び専門化に対応するため、職員のキャリア開発や研修等の充実を通じた能力強化を図る。そのため、職員の専門性をより一層高めて活用するキャリア開発を促進する観点から、若手の段階から専門分野を含めたキャリアの方向性を意識させるとともに、様々な方法で効率的に現場に展開する機会を増やす。</p> <p>機構は、これらの効果的かつ効率的な業務運営に則した人事に関する計画を定める。具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 的確な勤務成績の評価を行い、役割と貢献に応じた処遇の徹底を実現することで、職員の意欲を更に引き出すとともに、業務内容の質的向上と効率化を図り得る適材適所の人事配置を行う。 ● 職員一人一人にキャリア開発の方向性を意識させるとともに、事業現場でのマネジメント経験、国際機関への出向等の活用も含め、国・地域・開発課題に関する知見の深化、協力プログラム策定・プロジェクトマネジメント能力の強化、並びに語学も含めたコミュニケーション能力の涵養を目的とした研修又は機会を提供し、業務内容の高度化及び専門化に対応する職員の能力強化を図る。 ● 在外職員に対して、在外において円滑な業務の遂行を可能とする支援策を拡充し、これまで家庭の事情等により在外赴任が困難であった職員の赴任を可能とするなど、人的リソースの効率的な活用を図る。 <p>【年度計画】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 評価者研修の継続、改善等に努め、年1回の勤務成績の評価を適切に実施するとともに、前年度の評価結果を適切に処遇に反映する。 ② より効果的かつ効率的な業務運営及び在外体制のさらなる強化に向け、適材適所の人事配置を実施する。 ③ 職員のキャリア開発に係る相談体制を整備するとともに、国際機関等への出向も含め、階層別研修や各種専門研修の継続、改善を図る。 ④ 在外事務所勤務と家庭生活の両立に向けた取組を継続、具体化する。

指標 32-1 勤務成績の評価の実施と給与への反映状況

- 機構の人事評価制度に基づき、全職員に対して勤務成績の評価を実施し、その結果を、2013年6月並びに12月の賞与及び7月の昇給に反映した。
- 人事評価制度が職員の理解を得て適切に運用されるよう、評価制度の理解と評価の目線合わせのための評価者研修（2014年2月）を、新任管理職32名を対象に実施するとともに、相談の受付を行った。また、2012年度導入の人事評価システムの利便性向上のため、改修及び操作手順書改訂を行った。
- 2013年度も、職員の意識や職場に対する現状認識に係るアンケート調査（12月）の結果を広く機構内に周知し、上記研修等で活用した。回答者の7割が現在の仕事にやりがいを感じ（2010～2012年度も7割）、回答者の8割が女性にも男性にも働きやすい組織と感じている（2010～2012年度も7割）。また、新人事制度の理解度は7割であった（2010、2011、2012年度は5割、7割、7割）。

指標 32-2 適材適所の人事配置に向けた取組状況

- 開発課題の高度化、複雑化に伴い、職員に求められる専門性も高度化しているため、2010年度にマネジメント職群（組織の成果責任を担うリーダー）とエキスパート職群（専門分野の組織能力強化を担うリーダー）に区分する職群制度を設け、エキスパート職職員の専門性をいかせる部署への配属を推進している。2013年度は、機構内審査の結果、十分な専門性が認められた職員に対し、初めて3段階のエキスパート職区分の最上位区分の認定を行った。
- 適切な人事配置の前提となる職員の自律的なキャリア形成を促すため、若手職員に中長期的なキャリア開発の助言を与える「キャリア・コンサルテーション」を継続した。キャリア開発早期化と対象層拡大のため、対象者を従前の入構後10年程度から7～10年程度に前倒しするとともに、入構3年程度の職員に対するプレ・キャリア・コンサルテーションを継続した。また、2013年度に組織内公募7件を実施した（2012年度2件）。
- 特定職職系を活用し、研修監理等業務、派遣業務及び図書館関連業務等を円滑に遂行した。他方、適材適所の人材活用と意欲の向上のため、特定職から総合職への職系の転換に係る募集を行い、11名の転換を認定した。
- 高年齢者雇用安定法改正を踏まえた継続雇用制度を整備し、高年齢者の活用に向けた体制を整えた。

指標 32-3 職員の能力開発機会の提供状況

- 機構のモデル人材像（「国際協力のプロフェッショナル」）到達に必要な専門性の蓄積を促すため、上述のキャリア・コンサルテーションに加え、以下の各種研修を実施した。これら取組に際しては、既存の知見の共有や活用とともに、新たな知見の創造・蓄積・発信を促し、事業の成果や価値の最大化を通じ課題解決を図る組織運営（ナレッジマネジメント）の推進に努めた。
 - ① 階層別研修（経営職、執行職、基幹職、指導職、業務職向け）
 - 各階層の職員に求められる役割・知識・スキルの検証、2012年度の研修の教訓、専門人材の助言等を踏まえて研修計画を策定し、各階層昇格職員を対象に「階層別研修」を実施した。
 - 新卒採用、経験者採用、期限付採用職員向けの「導入研修」、エキスパート職登用職員の役理解及び分野横断的ネットワーク構築に資する「エキスパート職群研修」等を実施した。
 - ② コアスキル・専門研修
 - 職員に必要な基礎的能力・ノウハウ（コアスキル）及び研修体系の見直し結果に基づき、常設のコアスキル研修（「JICAアカデミー」）を開設した。また、専門能力の強化のためマクロ経済、財務分析、金融、会計等の「専門研修」を実施した。
 - 平和構築分野の「実務経験型専門研修」として、中堅職員を世界銀行に派遣した（1年間）。
 - ③ 語学研修
 - 集団語学研修及び自己研鑽支援を継続するとともに、新たに海外拠点のマネジメントを担う管理職職員を対象とした英語プレゼンテーション能力強化研修を開始した。
 - 機構のニーズに比べ人材層が薄いフランス語等の人材の育成のため、海外拠点赴任前に数か月単位の短期海外語学研修の機会を与えた。
- 海外投融資、外貨返済型円借款等の実施に当たり金融業務体制を整備・拡充するため、即戦力となる4名の金融系人材を採用したほか、金融分野の専門研修を行った。
- 海外拠点の現地職員向けに、人事・人材育成方針及び能力開発方針を作成した。2014年度から同方針に基づく取組を順次実施する予定。

指標 32-4 ワークライフバランスにも配慮した在外赴任に向けた取組状況

- 海外拠点勤務と家庭生活の両立の支援及び人的資源の効率的な活用のため、次世代育成行動計画推進委員会で改定した「JICA 行動計画」を踏まえ、夫婦の海外同一国赴任に関する検討を進めるとともに、配偶者の同行なしで子女を随伴する際に必要となる情報の提供に努めた。2013 年度末時点で、夫婦同一国赴任 6 組、夫婦近隣国・同一時期赴任 4 組、単身子連れ赴任 14 名を派遣中（2012 年度は各 3 組、2 組、12 名）。また、人事上可能な範囲との前提で、海外勤務中の社外配偶者と同一国へ 3 名を派遣中。
- 本部についても仕事と生活の調和の支援を促進するため、ニュースレターを通じた関連制度の周知、職員の取組の優良事例や成果の共有（6 回）、子ども参観日、マネープランセミナー等を実施。また、働き方改革、ワークライフバランス向上のため在宅勤務を 5 部署で試行し、2014 年度より順次本格導入を予定している。
- メンタルヘルスに関し、職員・スタッフの心の健康を保ち、活気ある職場づくりに取り組むための具体的な指針として、「JICA 心の健康づくり計画」を策定した。
- 機構の組織運営に関するジェンダーについては、女性の活躍をより促進するため、女性のキャリア・コンサルテーション強化を目的に、次世代育成ワークライフバランスメンター制度の改善を行った。2014 年度には本制度の活用及び女性向け研修の実施により、女性のキャリア形成支援を行っていく予定。

小項目 No. 33 積立金の処分及び債権等の回収により取得した資産の取り扱い

大項目	8. その他主務省令で定める業務運営に関する事項
中項目	(3) 積立金の処分及び債権等の回収により取得した資産の取り扱いに関する事項（法第31条第1項及び法附則第4条第1項）
小項目	33. 積立金の処分及び債権等の回収により取得した資産の取り扱い
中期計画/ 年度計画	<p>【中期計画】 前中期目標期間の最終事業年度において、通則法第44条の処理を行ってなお積立金があるときは、主務大臣の承認を受けた金額について、直前の中期計画においてやむを得ない事由により中期目標期間を超える債務負担としている契約（有償資金協力業務を除く。）、前中期目標期間中に発生した経過勘定等の損益影響額に係る会計処理等に充てることとする。</p> <p>前中期目標期間中に回収した債権又は資金については、機構法に基づき、適切に国庫に納付する。</p> <p>【年度計画】</p> <p>① 前中期目標期間の最終事業年度において、通則法第44条の処理を行ってなお積立金があるときは、主務大臣の承認を受けた金額について、直前の中期計画においてやむを得ない事由により中期目標期間を超える債務負担としている契約（有償資金協力業務を除く。）、前中期目標期間中に発生した経過勘定等の損益影響額に係る会計処理等に充てることとする。</p> <p>② 前中期目標期間中に回収した債権又は資金については、機構法に基づき、適切に国庫に納付する。</p>

指標 33-1 前中期目標期間繰越積立金の使途

- 第2期中期目標期間の最終事業年度における積立金（295億2,100万円）のうち、法令等に基づき、2012年6月に主務大臣より承認された238億5,100万円について、うち10億4,300万円は安全対策経費及び事業継続計画に係る経費（費用的支出）の財源とすることが認められ、228億800万円は2011年度予算で契約した業務の未支出分等、やむを得ない事由により第2期中期目標期間中に完了しなかった業務の財源として使用した。なお、第2期中期目標期間の最終事業年度における積立金の残額56億7,000万円は2013年7月に国庫納付済み。
- 2013年度は、10億4,300万円の承諾額のうち350万円を安全対策経費に、1億800万円を事業継続計画に係る経費として支出した。

指標 33-2 前中期目標期間繰越回収金の使途

- 第2期中期目標期間中に回収した債権又は資金（68億300万円）のうち、法令等に基づき、2012年6月に主務大臣から承認された16億7,600万円について、第3期中期計画期間中の既存施設改修の資本的支出の財源に充当する計画である（なお、残額の51億2,700万円は2012年7月に国庫納付済み）。
- 2013年度は、16億7,600万円のうち国内拠点の改修のため2億600万円を支出した。

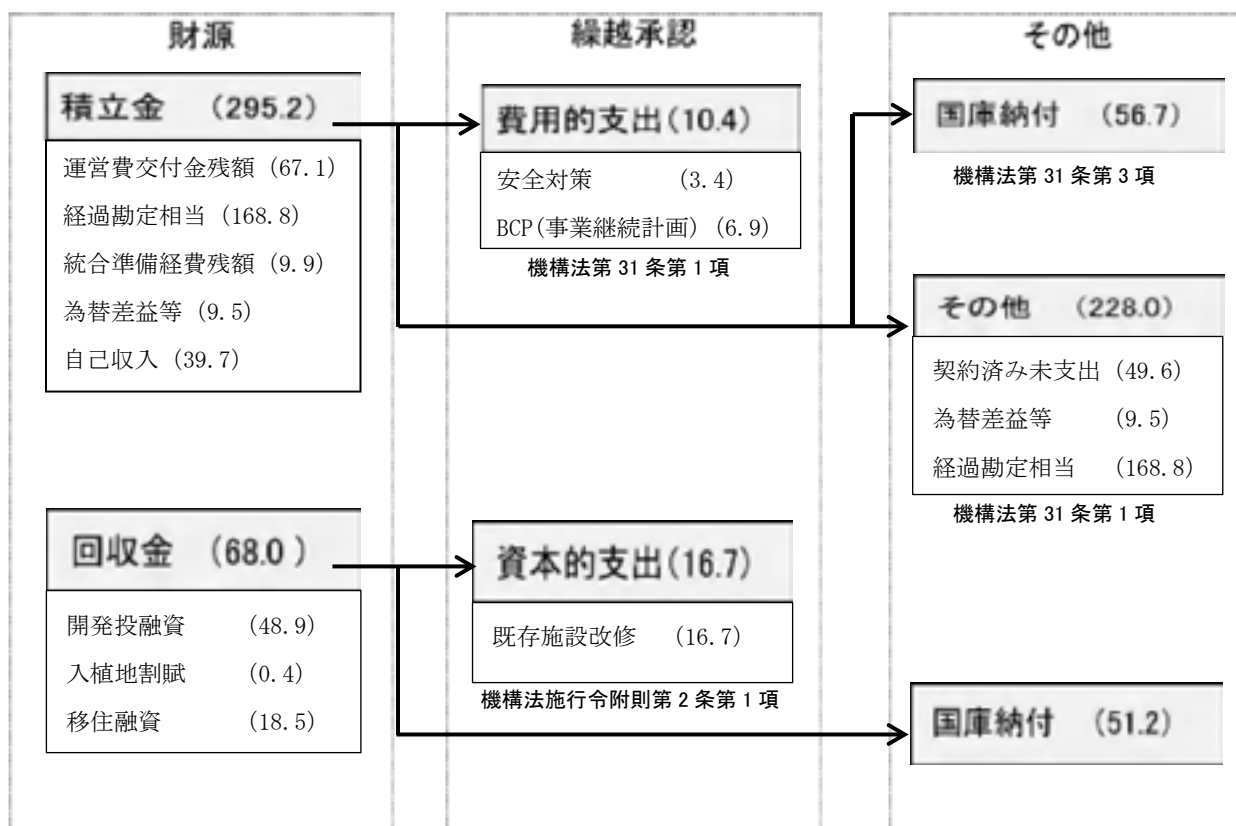


図 33-1 安全対策/事業継続計画/既存施設改修に関する財源措置 (単位: 億円)

小項目 No. 34 中期目標期間を超える債務負担

大項目	8. その他主務省令で定める業務運営に関する事項
中項目	(4) 中期目標期間を超える債務負担
小項目	34. 中期目標期間を超える債務負担
中期計画/ 年度計画	【中期計画】 中期目標期間を超える債務負担については、当該債務負担の必要性が認められる場合には、次期中期目標期間にわたって契約を行うことがある。 【年度計画】 (なし)

指標 34-1 中期目標期間をまたぐ複数年度契約

- 中期目標期間の最終年度において報告する予定であり、2013年度は報告対象外とする。

